

宋代における治績と地方統治

—地域意識の形成を中心に

早稲田大学大学院文学研究科
人文科学専攻東洋史学コース

小二田 章

目次

はじめに	1
第一部 治績研究序説	5
第1章 「近世」の拠って来たる基—宋代の「地域」・「地方統治」研究から	6
はじめに	6
(1) 日本・中国・台湾・欧米における研究過程と特徴—先行する研究動向を通じて	8
(2) 2008 年前後の展開—現状とその課題	12
(3) 改めて「近世」論を考える—近世はどのように位置づけられるのか?	15
おわりに	17
第2章 名地方官と治績の「場」—研究史にみる地方統治	19
はじめに	19
(1) 「地方統治」の比較 —「近世」各地域の地方統治システム	20
(2) 「治績」の有無とその背景	24
(3) 中国宋代から「近世」世界を考える —「治績」を中心に	30
おわりに	33
第3章 治績の記載と地方統治—張詠「抜茶」事例をめぐって	36
はじめに	36
(1) 茶樹を抜く 一張詠の抜茶とその周囲	39
(2) 治績の形成 一嘉祐四年の周囲	42
(3) 治績のその後 一治績の確定と流伝	47
(4) 明清代における「抜茶」治績	51
おわりに	57
第一部小結	61
第二部 北宋期杭州における治績	63
第1章 北宋期杭州の治績概観	64
第2章 北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に	71
はじめに	71
(1) 問題の所在 —「捍海塘」をめぐる記述から	73
(2) 戚綸と胡則 一事件の当事者たち	76
(3) 「錢氏舊法」—宋初杭州における錢氏と「捍海塘」	80
(4) 後世の治績記述から 一地域は彼らをどう評価したか	86

おわりに	91
第3章 范仲淹の知杭州治績にみる「名地方官像」の形成	95
はじめに	95
(1) 范仲淹(989~1052)の略歴	96
(2)「范公救賑」について	98
(3) 南宋初期における范仲淹評価 —「名臣」と「名地方官」	101
(4) 南宋後期の記述増大 —「名地方官」像の成立	105
おわりに	109
第4章 孫沔と杭州 一失敗治績にみる北宋中期の地方統治	111
はじめに	111
(1) 孫沔(996~1066)の略歴と問題の枠組	111
(2) 治績の周囲 一弾劾と弁護と	113
(3)「貪縱不法」の変遷	116
(4)「嚴察杖配」の系譜	119
(5) 治績の作られ方 一地方志の製作過程より	121
おわりに	123
第5章 「知杭州」蘇軾 一地域の象徴となった名地方官とその条件	125
はじめに	125
(1)「知杭州」蘇軾の来歴	125
(2) 蘇軾が「名地方官」たりえるには	128
(3) 杭州の象徴になるには	131
おわりに	133
第二部小結	137
第三部 南宋期杭州における地方志制作	139
第1章 南宋期地方志の概観と杭州地方志	140
第2章 乾道と淳祐のあいだ—南宋期地方志の変容とその背景	146
はじめに	146
(1) 問題の前提 一乾道臨安志と淳祐臨安志の差異	147
(2) 南宋地方志の始まり —『乾道臨安志』の編者周淙と乾道期の地方志の必要性	148
(3)「八、九十年の間」 一地方志編纂にかかる動向と臨安の変化	152
(4) 淳祐臨安志の成立 一首都の地方志編纂の必要性	153
おわりに	157
第3章 『咸淳臨安志』の位置 一南宋末期杭州の地方志編纂	159
はじめに	159
(1)『咸淳臨安志』の編纂過程	160

(2) 編者潜説友と賈似道—「咸淳」という時代	••••• 164
(3)『咸淳臨安志』の記載基準—「官績」を事例として おわりに	••••• 170
第4章 補論 宋代以後の杭州地方志と治績	••••• 172
はじめに 一宋代以降の地方志をめぐって	••••• 177
(1) 明代 一二つの杭州府志に見る変化	••••• 179
(2) 清代 一乾隆杭州府志にみる「完成」 おわりに	••••• 186
第三部小結	••••• 190
おわりに	••••• 192
参考文献	••••• 200

凡例

1. 本論文は、部・章・節の区分を設けた。そのため、目次上「第一部 2章 3節」は一、2、(3) のように表記される。
2. 本文においては、原則として常用字表記とする。ただし、引用された史料や固有名詞においては、史料内の表記を優先する。年数表記は「紹興二十六年（1156）」のように、中暦年号（西暦）とした。史料引用については、原則として本文中は現代日本語の逐語訳・大意訳を示し、原文は注に付した。ただし、表記を示す目的で原文をそのまま引用した個所がある。
3. 注は脚注形式とし、各章ごとの番号を振った。「前掲書（論文）」の範囲は、当該章の中のみである。参考文献については、「近藤一成「宋代永嘉学派葉適の華夷觀」（『史学雑誌』88編6号、1978）」のように表記し、史料については「王安石『臨川文集』卷九六「墓誌尚書度支郎中葛公墓誌銘」」のように表記する。
4. 本論文と既発表論文の関係は以下のとおりである。ただし、必要に応じて加筆修正を加えた。

第一部

- 第1章：「「近世」由来之基：從宋代的「地域」、「地方統治」研究出發」
(『政大史粹』25期、2014近刊)
- 第2章：書き下ろし。
- 第3章：「治績の記載と地方統治—張詠「抜茶」事例をめぐって」
(投稿中、口頭発表「茶樹を抜いてはいけないか？—北宋期地方統治と治績記述の形成をめぐって」、第109回史学会大会東洋史部会、於東京大学、2011年11月の改稿)

第二部

- 第1章：「方志と地域 一杭州地域の歴代地方志「官績」項目を例に」
(『史滴』33号、2011) の部分及び修士論文の一部を抜粋、改稿。
- 第2章：「北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に」
(『史觀』165冊、2011)
- 第3章：「「名臣」から「名地方官」へ—范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成」
(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊53輯、2008)
- 第4章：修士論文の一部及び口頭発表「治績の記述と「名地方官像」の形成—宋代知杭

州の治績をめぐって」(早稲田大学史学会大会、於早稲田大学、2007年10月)
の加筆修正。

第5章：書き下ろし。

第三部

- 第1章：「方志と地域 一杭州地域の歴代地方志「官績」項目を例に」
(『史滴』33号、2011) の部分及び修士論文の一部を抜粋、改稿。
- 第2章：口頭発表「乾道と淳祐のあいだ—南宋期地方志の変容とその背景」
(宋代史研究会2013夏合宿自由論題報告、於伊東山喜旅館、2013年8月)
- 第3章：『咸淳臨安志』の位置 一南宋末期杭州の方志編纂」
(『中国—社会と文化』28号、2013)
- 第4章：「方志と地域 一杭州地域の歴代地方志「官績」項目を例に」
(『史滴』33号、2011) の一部を抜粋。

はじめに

本論文は、士大夫階層が成立した宋代における、地方統治と地域社会の関係と、地域意識および地域秩序の形成について検討するものである。宋代以降、科挙制度の整備により出現した士大夫階層は、儒学の教養に基づいて社会をリードしようとした。彼らが「知識人」（自らの学識・知識により社会をリードしようとする人々）として社会を領導しようとする意欲は、決して自明のものではなく、彼らをとりまく社会環境・価値観のなかで形成されたものであった。官職に就いた彼らにとって、その意欲を發揮するひとつの機会となつたのが地方官としての統治であった。また官職についていない者は、自分の生活する地域における政治参加を図っていた。そのような彼らが、現在にも色濃く残る、地域を自分に結びついたものとみなし、そこに帰属しようとする意識、その帰属意識を通じてある領域を社会・文化を共有するまとまりとみなす意識、そしてその「地域」を安定させようとする共通意識、これらの「地域意識」を形成してきた過程に触ることは、中国を歴史的に理解する上で必要不可欠なものになると思われる。

本論文の目的を端的にいえば、中国の宋代以降の王朝が築き上げた地方統治システムと、士大夫階層が領導する地域社会との相互性により作り上げられた伝統的秩序の解明である。士大夫や科挙官僚を目指す層にとって、故郷を統治する地方官は時には模範、時には反面教師であり、彼らの現実の利害とも関わる存在であった。地方官と在地の士大夫階層は地方統治をともに担い、地域社会の秩序を生み出してもいた。地方官と在地の士大夫階層に、どのような共通意識が生み出されていたのかを考えることは、王朝期中国の地域社会と秩序維持の伝統を理解する上で重要と思われる。先行研究を振り返ってみれば、中国歴代の専制王朝の、皇帝の「代官」として地方官を派遣し、地方を統治するシステムについての研究蓄積は多い¹。また、士大夫階層が地域社会をリードし、地域性の創出に関わったことについても、既に多くの言及がある²。しかし、地方官による地方統治と、地域社会に生きる士大夫階層のリードする地域社会の関係性についての研究は十分とは言い切れない。地

¹ 中央政府の側から見た統治の手段としての地方官に対する研究は、宮崎市定氏に始まり、佐竹靖彦氏の一連の研究などに代表される「郷村支配」という視点により進められた。郷村の榨取に立脚する政府という関係を軸に、郷村—政府の対立間をつなぐ存在としての胥吏に着目し、彼らに依存する地方官ないし地方統治の限界を描き出した。宮崎市定「胥吏の陪備を中心として」(『史林』30巻1号、1945) 及び「宋代州県制度の由来とその特色」(『史林』36巻2号、1953)、佐竹靖彦「『作邑自箴』の研究」(『人文学報(東京都立大学)』238号、1993)などを参照。なお、「郷村支配」については、小林義廣「宋代の諭俗文」(宋代史研究会『宋代の政治と社会』、汲古書院、1988)の説明、及び赤城隆治「近世地方政治の諸相」(佐竹靖彦ほか編『宋元時代史の基本問題』汲古書院、1996)を参照。

² 地域史研究に該当する論文は膨大である。宋代史については、遠藤隆俊ほか編『日本宋史研究の現状と課題』(汲古書院、2010)の前言および岡元司「地域社会史研究」の項を参照。また、ピーター・ボル(鈴木弘一郎訳)「地域史と後期帝政国家について—金華の場合」(『中国—社会と文化』20号、2005)の「序」および参考文献も有効である。明清期については、山本英史編『伝統中国の地域像』(慶應義塾大学出版会、2000)とその編者による「序章」、及び岸本美緒『明清交替と江南社会』(東京大学出版会、1999)の序を参照。

方統治に携わる官僚と地域の人々の間で形成される安定した社会を目指す共通の意識や、社会秩序がどのように形成・維持されてきたかについては、研究が不足している。士大夫研究の分野では、士大夫階層が社会を先導する「知識人」としてのアイデンティティを統治への参加に求めていることに関して、既に多くの言及がある³。また、士大夫の地方統治の規範を説明した史料である政書・官箴についての研究も深められている⁴。本研究は、それらの研究を敷衍し、宋代から始まった社会構造が、どのように士大夫階層により維持されまた発展してきたかを、地方統治システムと地域社会の接点から解明せんとするものである。

近年、中国伝統社会における「近代性」をどう定義するのかという議論が、主に東アジア研究の文脈の中で盛んに行われている⁵。その中心となる議論として、朱子学以降の儒教モデルに基づく国家体制と近代性をめぐる問題（「朱子学モデルによる儒教的近代」）が挙げられる。朱子学モデルの受容をめぐる東アジア諸地域全体の「近代化」を問題として様々に論じられているが、中国においては14世紀明代以降をその主な場としている。一方で、内藤湖南以来積み重ねられてきた中国史の時代区分論においては、10世紀宋代において、近代性の萌芽をみる議論、いわゆる「宋代近世説」が存在する。生産関係と経済発展段階に軸足を置く「宋代中世説」に対し、宋代近世説は、政治体制における皇帝中心の中央集権体制、科挙制度による官僚体制の確立、士大夫階層の成立に伴う「士」／「庶」身分感覚の成立、そして印刷技術の進展と儒学的価値観の一般化、さらに南宋における朱子ら「道学」の成立といった、政治・社会・文化の近代性に着目する。従来議論してきた、宋代という時代が近世なのか中世なのかという区分はさておき、これらの近代性の要素において、中国伝統社会に連続していくものの萌芽が見られることについては、既に挙げた「儒教的近代」議論を踏まえても、十分肯定されるものであろう。

では、その萌芽はどのような契機・状況によって生まれたのか。従来の宋代近世説は「唐

³ 士大夫研究の総括としては次のものが挙げられる。伊原弘「宋代の士大夫覚え書—あらたな問題の展開のために—」(宋代史研究会『宋代の社会と宗教』、汲古書院、1985)、中砂明徳「士大夫のノルムの形成—南宋時代」(『東洋史研究』54巻3号、1995) 宋代史研究会編『宋代の知識人—思想・制度・地域社会』(汲古書院、1993)、同『宋代人の認識：相互性と日常空間』(汲古書院、2001)など。

⁴ 佐伯富「『宋元官箴総合索引』序文」(汲古書院、1987)、古林森廣「宋代の官箴書について」(『吉備国際大学開学記念論文集』、1990)、同「南宋の官箴書『州縣提綱』について」(『兵庫教育大学研究紀要』第二分冊10巻、1989)、同「元代の官箴書『牧民忠告』について」(東洋経済史学会編『中国の歴史と経済』、中国書店、2000)、及び注1前掲佐竹論文を参照。

⁵ 宮嶋博史「日本史認識のパラダイム転換のために—「韓國併合」—〇〇年にあたって」(『思想』2010年1月号、岩波書店)に端を発し、岸本美緒「東アジア史の「パラダイム転換」をめぐって」(国立歴史民俗博物館編『「韓國併合」100年を問う 2010年国際シンポジウム』、岩波書店、2011)に引き継がれ、現在も継続中である。

⁶ 「唐宋変革論」に対する総括としては、柳立言「何謂“唐宋変革”」(『中華文史論叢』2006年1輯)がある。その他、時代区分論については、岸本美緒「時代区分論」(同『風俗と時代観 明清史論集1』、研文書院、2012)を参照。

宋変革」という社会変動によりそれを説明しようとしたが、いつまでがその変動の範囲なのか、漠然とした枠組みであった。後の時代へと繋がっていき、中国伝統社会を形成した要素について、主に文化史、特に宋代以降の中国社会をリードした士大夫階層の規範意識をめぐる議論が詳細な検討を試みている。例えば、前述の「朱子学モデル」の原点を求める、道学研究の問題意識と結びついた「宋元明移行論」（「南宋変化論」）⁷、さらにはそれを南宋期の後半に入る時期という、より細密な段階にもとめた「嘉定現象論」⁸などである。それらの議論は、南宋期士大夫における地域意識の進展、道学を中心とした学問・文化のネットワークの形成などを通し、士大夫階層の価値観が後の明清期の士大夫階層へと連続したものに変化していく契機と社会状況を描きだそうと試みている。

ここまで述べた宋代と近代性をめぐる議論に参加し、深める上で、私は士大夫階層の地方統治に着目する。宋代以降、政治に関与し官僚となる士大夫階層は、その官歴において一度は地方官として地方統治に参与することが制度的に義務付けられていた。その結果、「この地方官としてどのようにあるべきか」ということが、士大夫階層の規範意識において大きな課題のひとつとなっていた。例えば、南宋から元にかけて、「牧民」のための参考書である官箴という書物が編まれ、その中で理想的な善政がどのようになされるべきか描かれていた。このような「牧民」概念と善政の追求は、明代以降の中国で普及するほか、近世日本などにも受容され、東アジア全域に影響を与えた⁹。この地方統治に関わる言説を検討し、その変化の背景を考えることは、中国史における「節目」と「変動」を考える上で非常に有効であると思われる。私はこれまであまり顧みられてこなかった、地方官の善政の記載である治績に注目する。治績は宋代以降の社会においてやはり特徴的な言説であるが、それがどのように作られ、また人々に浸透したのかを検討したい。

また、中国史という大きな枠組みで考える上で重要なのが、中央政府と地域意識という問題である。既に述べたように、北宋期に中央集権体制、即ち皇帝を中心とした士大夫官僚の統治システムが成立した一方、南宋期には地域への帰属意識が強まり、それぞれの地域の中で完結する秩序が生まれたとされる。この二つの矛盾した方向性が以後の中国王朝では共存し、伝統社会を理解する上での難題とされてきた。南北宋交替期に大量の移民が発生したのを皮切りに、元・明・清の王朝交替のたびに大きく秩序が動搖したにも関わらず、なぜその後も「中国」というまとまりが存続し、分裂しなかったのか。このことは、現在の漢民族とそれに纏わる周辺民族による中国領域という問題にまで繋がる。

⁷ Paul J. Smith ed., *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History*, Cambridge, MA:Harvard University Asia Center, 2003、及びピーター・ボル（高津孝訳）「地域史の勃興—南宋・元代の婺州における歴史・地理学と文化」（高津孝編『中国学のパースペクティヴ』、勉誠出版、2010）を参照。

⁸ 黄寛重「宋代基層社会的権力結構與運作—以縣為主的考察」（同編『中国史新論』基層社会分冊、台北：中央研究院、2009）を参照。

⁹ 注4前掲古林森廣「元代の官箴書『牧民忠告』について」、小川和也『牧民の思想』（平凡社、2008）を参照。

この問題を考える上でひとつの鍵となるのは、各王朝による地方統治のための領域枠組みである。王朝領域の拡大・縮小で新たに増減した地域を除き、宋代に規定された州・県レベルの領域枠組みは、宋代以降ほとんど変化していない。同じ範囲の統治区分が宋～清の約900年間継続した結果、人々の地域意識もその「領域」に沿って形成されてきたのである。このことは、地方統治を通じ、中央政府が地域と接点をもち、地域意識の中に中央と地域とを繋ぐ力を作り出していた（さらにいえば、「地域意識」それ自体が中央と結び付くものであった）可能性を示唆する。

この中央と地方を繋ぐ力に関する議論は、いくつかの側面で行われているが¹⁰、本論文では地域における歴史的な書物の編纂・作成に注目する。「地方志」と呼ばれる、地域の地理・経済・歴史・文芸などを総合した書物は、それまでの地図・経済データ主体の「図經」から発展する形で、宋代以降編まれるようになり、南宋においてその形式がある程度定まる。それ以外にも、地域の人物伝記、名勝案内、文芸集成などが南宋期以降数多く見られるようになる。これらの書物において、地域の範囲は統治の領域に基づき、その編纂には多くの場合地方官が協力・関与していた。特に地方志においては、地方統治が系譜化され、記載の軸となっていたのである。つまり地方志制作は、地方官と地域が共有する地方統治の歴史の編纂であると言える。本論文では、地方官の政治の記録である治績がいかに系譜化され、地域のなかで意味づけられていたかを検討することで、中央政府の地方統治が地域意識とどのように結び付き、地域意識の形成にどのように作用していたのかを明らかにしたい。

以上が本論文の問題意識であるが、加えて、今回の検討の中心的場となる杭州を選択した意義について述べる。杭州は、大運河の入り口として隋唐期に成立した都市であり、現代に至る基礎が築かれたのは、五代十国期の吳越の都となった際である。北宋期には江南地域の主要地方都市として重視され、南宋期には臨時の都、「臨安」として首都となった。元以降は再び主要地方都市に戻り、浙江地域の政治・経済の中心として機能した。このような都市の歴史を持つが、一方で、元以降は宋代の歴史を背景とし、士大夫や文人らを吸引する歴史都市・観光都市としての側面を持つという特徴がある。現代に至るまで続くこの特徴は、言いかえれば、宋代の歴史を都市のアイデンティティの一部に取り込んでいるといえ、宋代に関する歴史的な言及が他の都市や地域に比べて非常に充実している。特に、本論文の分析の中心のひとつである地方志について、宋代では3本、明清期に4本が編纂されており、検討が容易であることが挙げられる。これらの事情を合わせると、杭州は本論文の分析対象として、宋代以降の地方統治の歴史を考える上で、あるいは一時首都であったことも併せ、中央と地域の接点にてどのような作用が起きたのかを考える上で、非常に有効な例示となると思われるるのである。

¹⁰ 例えば、須江隆「唐宋期における社会構造の変質過程—祠廟制の推移を中心として」(『東洋史論集(東北大学)』9号、2003) を参照。

第一部 治績研究序説

第一部では、治績を対象として研究を行う上で必要な事柄の整理を行ったうえで、その意義を明確にするため、研究史上の意義、および「近世」中国の「地域・地方統治」の特殊性、そして中国史における治績のモデルケースについての検討を行う。

まず、「地域」「地方統治」に関するこれまでの研究史を整理し、近年のそれらに対する研究に求められる意義を明らかにした上で、治績を視座とした地方統治研究がどのような位置づけを持つのか、「近世」論との関連も含めて研究整理を行う。

また、「治績」「名地方官」が現れる地方統治が世界史的にどのように位置づけられるのか、という問題意識のもと、「近世」中国の地方統治のあり方を世界各地域と比較し、また治績の有無を検討する。その結果を踏まえ、「近世」中国の「地域・地方統治」が、世界史的にみてどのような特殊性をもち、その検討がどのような意義を持つのかを考察する。

そして、「近世」中国における地方統治と治績の関係をうかがうモデルケースとして、北宋期から清朝にいたるまで尊崇を受け続けた張詠の崇陽県（現・湖北省）の治績をとりあげ、その治績の評価がいかに形成されたのか、そして時代の変遷を通じてどのように変化したのか、といった問題について、北宋から清朝末期までの約 800 年にわたる比較的長いスパンでの検討を行う。

以上の考察により、第二部以降に行われる宋代中国の杭州地域についての実証研究に対し、その研究史上の意義づけを明らかにするとともに、さらなる議論への展望を開こうと図るものである。

第1章 「近世」の拠って来たる基—宋代の「地域」・「地方統治」研究から

はじめに

近年、日本の東洋史学において、「近世」¹をいつの時点に求めるのか、という論争が活況を呈している。例えば、朝鮮史研究者である宮嶋博史氏が朱子学以降の儒教の浸透とそれに伴う国家・社会の意識上の確立を東アジア全域に共通する「近世化」の象徴的現象とし、「儒教的近代」という枠組みを打ち出したのに対し、岸本美緒氏が中国史の立場から反論を行い、その後シンポジウムや雑誌を通じて、地域・国家を超えた議論が展開された²。この「近世」が問題になる理由をひらたく言えば、「近世」において近代に直結し現代に影響を残す伝統（社会）が形成されるためであり、価値観の根源を求めようとするためである。さらに言えば、かつての時代区分論の論争枠組みから次の段階に移行した現在においては、「さまざまな近世」³という言葉に象徴されるように、社会を構成するより細かな要素にわけてそれぞれの「近世」の始まりを検討しようとする方法が一般的になっている。

その中で、中国史の「近世」論を概観すると、主にふたつの分類に分けられることに気づく。ひとつは、政治制度及び文化意識を根拠とした宋代以降を「近世」とする分類であり、もうひとつは社会経済を根拠とした明末清初期以降を「近世」とする分類である。もともと「近世」という枠組み自体が、内発的な近代性を求める議論の延長として設定されたもの⁴であり、このような主張の違いによって相互議論し理解を深めあう状況はむしろ是

¹ この「近世」という言葉については、定義について本文中に逐次説明を加えていく。予め断ると、内藤湖南の提示したヨーロッパ的時期区分に基づく宋代の位置づけとは直接に結び付かない。また、かつての生産段階に基づく時期区分論とも距離を置く形で定義する。岸本美緒氏の「(中国史研究者にとって) 気軽に使えない」という指摘からすれば忸怩たるものであるが、「時代性」に迫る方法として「近世」という枠組みを使おうとするのが本論考の目的であり、ご海容いただければ幸いである。岸本美緒『東アジアの「近世」(世界史リブレット 13)』(山川出版社、1998) を参照。なお、「近世」に対する議論については、既に永井和氏が整理を行い、「近世」を「世界構造の転換」「世界の一体化」により定められる時期として議論を行っている。筆者の定義は、永井氏の整理したものから比べれば雑多であるが、「世界史」としての見地から一步引き、東アジア地域の「(内在的) 近代化論」の枠組みにおいて考察を試みたものである。永井和「東アジア史の「近世」問題」(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』、京都大学学術出版会、2007) を参照。

² 宮嶋博史氏の議論については、「日本史認識のパラダイム転換のために 一「韓国併合」一〇〇年にあたって」(『思想』2010年1月号、岩波書店) を参照。岸本美緒氏の批判については、「東アジア史の「パラダイム転換」をめぐって」(国立歴史民俗博物館編『「韓国併合」100年を問う 2010年国際シンポジウム』、岩波書店、2011) を参照。さらに、2013年1月にはシンポジウム「「近世化」論と日本」(於東京大学駒場キャンパス) が開催され、東アジアにおける「近世化」をめぐる議論が展開された。なお、その刺激的な題名もあってブームとなった與那覇潤『中国化する日本』(文芸春秋、2011) も、この議論の延長線上にある「近世」論に基づいている。

³ 2012明清史夏合宿(於箱根高原ホテル、2012年8月8~10日)におけるシンポジウムの題名(報告者:伊藤正彦、上田信、濱島敦俊)。

⁴ 戦後日本の「近代性」を求める議論については、マリウス B. ジャンセン編(細谷千博訳)

であると筆者は考える。注目すべきなのは、明清史研究者においても、宋代に「近世」の始まり（「近世」自体ではない）を求める傾向が暗黙のうちにあることである⁵。これは明清期の史料性質、あるいは唐宋変革論の影響などさまざまな要素の下にあると思われるが、多くの研究者において、宋代という時期が何らかの伝統の根源とみなされていることを示している。

では、その宋代において、何が近代につながりうる要素なのか。既に述べたように、宋代の根柢として挙げられるのは主に政治制度・文化意識であるが、その中でも大きなものは「科挙社会」⁶、即ち科挙制度の整備と浸透及びそれに伴う士人階層の成立であろう。形式的には平等な試験による官僚制度の構築は、平均化された教養を持つ知識人領導者階層、「士」をつくり上げた。大多数の「庶」は依然として区別されていた⁷とはいえ、意見を持ち共通の言葉で語る人間の増加は社会に大きな変化をもたらした。そして、その社会の変化で注目すべき大きな変化は、「士人たちの属する空間」としての「地域」概念⁸の確立である。王朝・国家という大きなひろがりとは別に、分節化され独自の個性と歴史を持つ「地域」が析出され、士人たちがその空間において活動し尽力するようになるのである。注意しなければならないのは、中国の少なくとも漢民族地域の場合⁹、この独自性はあくまで文化において發揮され、王朝・国家の一体性と相反するものではなかった。むしろ、その独自性は、中央から派遣された地方官と士人階層の共有する認識の下で生まれていた。「地域」を考える上で、王朝の行った「地方統治」¹⁰を切り離して考えることはできないのである。

この「地域」及び「地方統治」を考える場合、さまざまな研究の潮流が存在するが、ではどこから検討を行うべきなのか。遠藤隆俊ほか編『日本宋史研究の現状と課題』¹¹には、次のように言及がされている。①「地域社会史研究の最大の特色は、歴史を国家や首都の側から見るのではなく、基層社会の側から見ることにある」、②「地域という場において、政治だけでなく、経済・宗教・文化などの諸要因がどのようにまじりあって社会が動いていたのかを明らかにする」、③「「地域」の発想とは、当たり前に考えがちな「中国」とい

『日本における近代化の問題』(岩波書店、1968)が参考になる。

⁵ 例え、「伝統社会」という、宋代史でも明清史でも使われる言葉がある。基本的にそれぞれの時代を形容してこの語を用いるのだが、その「伝統」の淵源を求めた場合、明清史においても宋代に求めることが多いように思われる。

⁶ 近藤一成『宋代中国科挙社会の研究』(汲古書院、2009)を参照。

⁷ 高橋芳郎『宋—清身分法の研究』(北海道大学出版会、2001)を参照。

⁸ ここでは、「地域」：日常空間を共有する、一定の帰属意識を持たれる空間のひろがりというように定義しておく。ただ、その詳細については、文中で言及していく。

⁹ 非漢民族地域においては、必ずしも独自性が歓迎されたわけではなく、漢化とのはざまの微妙な存在として対応がなされていた。例えば、上西泰之「北宋期荊湖路荊嶺蛮地開拓について」(『東洋史研究』54巻4号、1996)を参照。

¹⁰ ここでは、「地方統治」を、中央から派遣された地方官による部分的領域の統治、というように定義する。なお、今回の議論では、統治の「制度」に関する研究は対象に含めない。

¹¹ 遠藤隆俊ほか編『日本宋史研究の現状と課題』(汲古書院、2010)。なお、今回引用した言及は、岡元司「地域社会史研究」の部分に拠っている。

う枠組みをより広く柔軟なものとして位置付けることにつながる」、などである。今回の課題である「近世」との関連を考えるためにには、このまとめの背景にある、(日本における)宋代の「地域」あるいは「地方統治」を研究する際の目的及び価値づけを理解する必要がある。研究史を理解することを通じ、改めてそれが「近世」論とどのように接点を持ちえるのかを検討するのである。

筆者は、宋代の地方官の残した治績の変化、また地方志の編纂過程の解明を通じ、宋代の中での「地域」に関する時代相の変化を明らかにしようと試みてきた¹²。その過程で、宋代がどのように後の元・明・清といった王朝に接続するのか、という疑問を抱き、後の時代への延伸を考えるようになった。本章は、宋代における研究整理から、「近世」論を通じて、後の時代への接続を理解する入口を作ろうとするものである。

(1) 日本・中国・台湾・欧米における研究過程と特徴 一先行する研究動向を通じて

この節では、宋代の「地域」「地方統治」に関する先行研究を整理していく。まず、日本の研究史を概観する。これについては、前述の『日本宋史研究の現状と課題』、およびその主編のひとりであった故岡元司氏の遺稿集『宋代沿海地域社会史研究』¹³が既に有効なまとめを行っている。詳細な検討はそれらに委ね、流れを概観したい。

日本の「地域」「地方統治」研究は、社会経済史における地域レベルの詳細検討の需要に端を発する形で始まり、1970年代までに一定の成果を上げていた。それはあくまで、中国というまとまりあるいは国家というものを前提とした地域であり、その一端を担う経済的な分枝としての「地域」であり、また「統治」システムの例示であったと考えられる¹⁴。その後、生産関係を中心とする社会経済構造の検討が行き詰まりをみせ、中国社会特有の構造や人的関係を検討する必要性が生じたことから提唱された地域社会論は、1980年代初頭に明清史を経由して宋代史にも大きな影響を与えた。その中では、地域内の主に士人階層を中心とした人的結合、慣習そして「秩序」をもつ社会というように、「地域社会」の形成が検討された¹⁵。そこで描かれる地域は経済的・文化的な独自性を持つ地域であり、ともす

¹² 小二田章「「名臣」から「名地方官」へ—范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊 53 輯、2008、本稿第二部 3 章)「北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に」(『史觀』165 冊、2011、本稿第二部 2 章)、「方志と地域—杭州地域の歴代地方志「官績」項目を例に」(『史滴』33 号、2011、本稿第三部 4 章)、「『咸淳臨安志』の位置—南宋末期杭州の地方志編纂」(『中国—社会と文化』28 号、2013、本稿第三部 3 章)。

¹³ 岡元司『宋代沿海地域社会史研究』(汲古書院、2012)、及び同書に対する小島毅(『史学雑誌』122 編 6 号、2013)、小林義廣(『東洋史研究』72 卷 2 号、2013)の書評を参照。

¹⁴ 例えば、周藤吉之『唐宋社会経済史研究』(東京大学出版会、1962)に見られる郷村研究、佐竹靖彦『唐宋変革の地域的研究』(同朋舎、1990)に収録された四川地域研究など。

¹⁵ 明清史における「地域社会論」の提唱については、森正夫「中国前近代史研究における地域社会の視点」(『名古屋大学文学部研究論集』83 号、1982)を参照。宋代史における地域社会論としては、斯波義信『宋代江南経済史の研究』(改訂版、汲古書院、2001)や、渡辺紘良「宋代福建社会の一面—陸棠伝訳注補」(『獨協医科大学教養医学科紀要』5 号、1982)

れば中央からの遠心性をも示すものであった。

この国家あるいは中央集権の観点からみた「地域」と、個別の地域社会の観点からみた「地域」は、その後も日本の「地域」・「地方統治」研究の二つの軸として機能した。前者においては、郷村社会の研究、あるいは胥吏研究などを含めた地域支配構造の研究として、末端にまで支配を広げようとする国家の姿を描き出した¹⁶。一方後者においては、地域社会の有力者の婚姻、交友関係などから浮かび上がるネットワーク、さらには「地域社会」の構築を通じて、地域がどのようにその歴史的特質を得たのかという過程を描き出した¹⁷。それぞれ、国家一地域と、地域一士人という違う結び付きを重視する観点から、異なる「地域」像を描き出したのである。

さらに、1990年代以降、前述の地域社会論の延長として、士人社会の認識を問う「知の歴史」の検討が始まり、思想史・文学研究の見地からの「地域」研究が数多く世に出た¹⁸。これらの研究は、既に検討されていた人々の結び付き、あるいは学問・教育を通じた規範形成といった問題をより深く掘り下げ、宋代の社会のありようを解明することに大きく貢献した。その一方で、これらの「地域」研究が多く中国文化史の観点に基づいた「宋明連続」を前提とした議論となっていたことは、中央集権の観点からみた「地域」研究が「唐宋変革」を重視していたこと¹⁹と対象的であり、二つの軸の対立構造をより鮮明化させるものであった。

以上が日本の「地域」「地方統治」研究の概観である。言い換えれば、「国家一地域、社会経済・制度、唐宋変革」という軸と「地域一士人、地域社会、宋明連続」という軸を中心へ推移し、その二つの軸は時に衝突しながらも、並存してきたのである。

次に、中国の研究を概観する。この中国、及び後述する台湾の研究については呉雅婷氏の詳細なまとめがある²⁰ため、こちらもあらましを述べ、若干の追加をするにとどめたい。中国の研究動向の前提として、「自国史」の観点がある。即ち、中国宋代史を自国史として考えるため、国家史・自国としての伝統的価値観に向かいやすく、それを相対化する「地域」の研究への向かいづらさがある。言い換えれば、分枝としての「地域」を見ることに

など。

¹⁶ 代表例としては、伊藤正彦『宋元郷村社会史論』(汲古書院、2010) や、今泉牧子「宋代の県令の一侧面—南宋の判語を手がかりに」(『東洋学報』87卷1号、2005) などが挙げられる。

¹⁷ 代表としては、宋代史研究会編『宋代社会のネットワーク』(汲古書院、1998)、岡元司前掲書のほか、山根直生「唐宋間の徽州における同族結合の諸形態」(『歴史学研究』804号、2005)、山口智哉「宋代「同年小録」考—「書かれたもの」による共同意識の形成」(『中国一社会と文化』17号、2002) などがある。

¹⁸ 代表としては小島毅『中国近世における礼の言説』(東京大学出版会、1996)、市来津由彦『朱熹門人集団形成の研究』(創文社、2002)、中砂明徳「士大夫のノルムの形成—南宋時代」(『東洋史研究』54卷3号、1995) などがある。

¹⁹ 例えば、大澤正昭『唐宋変革期農業社会史研究』(汲古書院、1996) を参照。

²⁰ 呉雅婷「回顧一九八〇年代以来宋代の基層社会研究—中文論著討論」(『中国史学』12卷、2002)。

期待できる価値がもともと低く設定されるのである。この「自国史」としての前提がある上に、中国の歴史学研究は文化大革命により中断の時期があった。それでも、中央集権を重視する観点から、主に「統治」システムの研究がおこなわれ、特に財政・経済などで大きな成果を上げた²¹。様相が一変するのは1990年代後半であり、「地域」「地方」を冠する研究書が多く出版され、一種の地域史ブームが発生した²²。ただ、この流行は経済的な「地域勃興」に伴うものであり、「地域○○文化」という題目に代表されるような、地元の特徴を称揚するだけの本も多く出版され、玉石混交の状態が続いた。しかし、基本的な史料が整理されて「地域資料叢書」等の形態で出版されるなど、「地域」研究の環境は2000年代を通じて徐々に整い始め、それに伴って議論の方向性も安定していった²³。

また、台湾の状況を概観する。台湾は一部の限られた地域（南宋臨安など）の研究を除き、「統治」システムや士人の婚姻関係に関する研究からスタートした²⁴。また、後述するような欧米・日本の研究の影響も受け、比較的早い時期から地域性を持つ研究が表れている。その特徴として、対象となる地域が沿海地域（特に浙東・福建）を中心となること、文化及び教育に関する関心が高いことが挙げられる²⁵。その一端である家族研究・宗教研究は、1990年代以降、文化人類学の成果も併せて大きな成果を上げている²⁶。

以上が中国と台湾の大まかな状況である。中国は、自国史とその価値観という要素に制限をうけながらも、中国という全体を意識した研究が主に行われてきた。それは一方で単なる郷土史を作る問題もあるが、さまざまな「地域」研究の基礎を常に作り出してきたと言えよう。また、台湾においては、その現代的な関心もあり、沿海地域部についての研究が優れた成果を挙げている。

²¹ 例えば、包偉民『宋代地方財政史研究』（上海：上海古籍出版社、2001）、龍登高『宋代東南市場研究』（昆明：雲南大学出版社、1994）を参照。

²² 例えば、程民生『宋代地域文化』（鄭州：河南大学出版社、1997）を参照。また、一地域の事例として、包偉民・傅俊等編『浙江歴史文化研究論著目録』（太原：山西古籍出版社、2005）をみると、膨大な量の地域に関する言及が見られる。

²³ 例えば、王善軍『宋代宗族和宗族制度研究』（石家庄：河北教育出版社、2000）や邢鉄『宋代家庭研究』（上海：上海人民出版社、2005）にみられる宗族・家族研究、顧宏義『教育政策与宋代兩浙教育』（武漢：湖北教育出版社、2003）にみられる教育研究、高柯立『官民之間：南宋地方官府与民衆的溝通』（北京大学博士学位論文、2006）にみられる地域士人研究、陳國山『宋代江南城市研究』（北京：中華書局、2002）や陸敏珍『唐宋時期明州区域社会經濟研究』（上海：上海古籍出版社、2007）にみられる地域経済研究などである。

²⁴ 例えば、梁庚堯『南宋的農村經濟』（台北：聯經書局、1984）、陶晋生『北宋士族一家族・婚姻・生活』（台北：楽学書局、2001）など。

²⁵ 韓桂華・王明蓀編著『戰後台灣的歷史学研究 第四冊 宋遼金元史』（台北：国家科学委員会、2004）を参照。その他、黃寬重『南宋地方武力—地方軍与民間自衛武力的探討』（台北：東大図書公司、2002）、劉馨珺『明鏡高懸—南宋縣衙的獄訟』（台北：五南図書出版、2005）など。

²⁶ 例えば、黃寬重『宋代的家族与社会』（台北：東大図書公司、2006）、柳立言『宋代的家庭与法律』（上海：上海古籍出版社、2006）、沈宗憲『宋代民間の幽冥世界觀』（台北：商鼎出版社、1993）など。

そして、アメリカを中心とした欧米地域の研究史を概観する。これについては、H.Zurndorfer 氏が有効な概括を行っている²⁷ため、詳細はそれに委ね、大まかな流れを述べる。

欧米の中国史研究は、そもそも研究に求められていた政治・社会的要請の都合上、当初から地域研究の方向性を強く持っていた²⁸。彼らが（自国への移民や経済活動を通じ）直接交渉する地域の理解が求められていたのである。宋代の地域研究の端緒を作った Skinner、Hartwell 氏らの研究²⁹においても、自ら接した地域とそこから得た地域理解をもとに、社会経済的、あるいは社会結合の地域像を描き出したのである。

欧米の中国史研究のもうひとつの特徴として、アジア地域の研究に比べ、より国家を分権的にとらえ、そこに生きる個人を重く見る傾向がある。それは前述二氏の研究を受け継いだ Hymes 氏の研究に鮮明に表れた³⁰。彼の描き出した地域の士人たちは、内発的に地域を形成しようとする者たちであり、宋代を、士人達の関心が地域へと転向し、中央から離れて行った時期というように形容する。この傾向自体は、思想史の観点から地域に生きる士人を描いた Bol 氏の研究にも共有されている³¹。ただし、北宋と南宋の士人の位相差を描き、婺州金華を場として明清に至る思想の系譜を述べた氏にとって、この「分権的」であるかどうかという問題は、より慎重に取り扱われている。

以上をまとめると、欧米の場合、中国・台湾とは対照的に、国家という枠組みを前提にせず直接地域を対象とする研究がおこなわれていた。その結果、士人のあり方について特徴的な視座・研究を生み出すことになったと言えよう。「宋元明移行」という時代区分は、その副産物でもある³²。

ここまで各地域ごとの研究状況を述べてきた。確認するならば、各地域を叙述の都合で独立的に描いているが、もちろんそれらは相互に影響しあい、影響を与えあっている（例えば、日本の「唐宋変革論」、台湾の家族研究など）。それらの影響がより一層緊密につながり始めるのが、1990 年代後半であるといえるだろう。では、これらの影響をもとに、果たしてどのような宋代「地域」「地方統治」研究が必要になるのか。既にみたように、それ

²⁷ ハリエット・ズンドファー（吉田真弓訳）「宋代地域社会の概観」（伊原弘ほか編『中国宋代の地域像』、岩田書院、2013）。

²⁸ ポール A. コーエン（佐藤慎一訳）『知の帝国主義』（平凡社、1988）を参照。

²⁹ G.W. Skinner ed., *The City in Late Imperial China*, Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1977 及び Robert M. Hartwell, *A Guide to Sources of Chinese Economic History, A.D. 618-1268*, Chicago: University of Chicago Press, 1964 を参照。

³⁰ Robert P. Hymes, *Statesmen and Gentlemen: The Elite of Fu-chou, Chiang-hsi, in Northern and Southern Sung*, Cambridge: Cambridge University Press, 1986 を参照。

³¹ Peter K. Bol, "This Culture of Ours": Intellectual Transitions in Tang and Sung China, Stanford, Calif. : Stanford University Press, 1992 及び ピーター・ボル（鈴木弘一郎訳）「地域史と後期帝政国家について—金華の場合」（『中国—社会と文化』20 号、2005）を参照。

³² Paul J. Smith ed. *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History*, Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2003 を参照。

ぞれの求める宋代「地域」研究には大きな差異がある。それらをまとめた上で必要な「地域」とは、一体どのような定義になりえるのか。さらに言えば、それらが共有する「近世」とはどのような設定になるのか。

まだ完全ではないが、ここで一端の手掛かりを提示する努力を試みる。ここまで状況からみると、「地域」のなりたちについて、「地域」の士人階層への研究が先行し、「地方統治」を結び付ける要素が欠けているように見える。また、地域形成について、研究は十分な成果を挙げているのかという疑問が残る。これらの問題を解決することが、前述の問題に対する回答のひとつになるのではないか。次節では、近年の研究とその問題意識を検討し、仮説の是非も含め、問題の展開を行いたい。

(2) 2008年前後の展開 —現状とその課題

本節では、最近の研究動向をより細かく紹介することで、問題意識を明らかにするとともに、それがどのような「地域」「地方統治」研究を要請しているのかを明らかにしたい。

まず挙げられるのは、前述の故岡元司氏ら日本の地域史研究者を核として推進されてきた大規模科研、通称「寧波プロジェクト」³³がその期間を満了したことである。寧波（明州）を中心とした様々な交流と文化を対象にした研究は、寧波ら沿海地域の地域史と、東シナ海全域との交流から浮かび上がる地域像としての「海域」に対する研究を飛躍的に進歩増大させた。政治・経済・文化から、社会・環境そして交流というさまざまな切り口により沿海地域の「地域」史³⁴は明らかにされ、上田信氏の「蜃気楼王国」³⁵に代表されるような、「海域」に視点を置くことで描き出される新たな歴史観も提示された。これらの大きな成果は、一方でこれらの沿海地域における事象が非沿海地域とどのように結び付き影響を与えるのかという課題を示している。その後、プロジェクトの成果をもとに、多くの「海域」に関する研究書が出版されており、この課題にも一層踏み込んだ検討が始まっている³⁶。

次に、華北地域研究の進展と、それに伴う宋代「地域」研究への再検討申し立てを取り上げる。ここまで述べてきたような宋代の「地域」研究は、史料の残存状況に伴い、主に南宋、それも江南地域に偏った状態で展開してきた。これはまた、宋代のみならず、明清期に醸成された江南地域の漢民族文化先進地域の意識に影響されたためともいえる³⁷。こ

³³ 文部科学省特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成—寧波を焦点とする学際的創生」（代表者：小島毅、2005~2009）。当該プロジェクトのHP <http://www.l.u-tokyo.ac.jp/maritime/index.html> を参照。

³⁴ 例えば、吉尾寛編『海域世界の環境と文化』（汲古書院、2011）らの『東アジア海域叢書』の成果を参照。

³⁵ 上田信『シナ海域 肅氣樓王国の興亡』（講談社、2013）を参照。

³⁶ 例えば、小島毅監修『東アジア海域に漕ぎ出す』シリーズ（現在3まで刊行、東京大学出版会、2013 - ）は、海域と各地の文化を中心に検討を開始している。

³⁷ 宮紀子『モンゴル時代の出版文化』（名古屋大学出版会、2006）は、その江南文化の產品とされてきた出版物をモンゴル・元朝の視点から再度検討し、その地位の読み替えを図っている。

のような状況に対し、金・元史の研究者により当時の華北、特に山西地域を中心としたこれまでの「地域」研究の描いてきたイメージとはまったく異なる地域像が提示されたこと³⁸は大きな衝撃となった。

その衝撃の主なものには次の二つが挙げられる。まずひとつには、もともと1980年代に地域社会論が提示された際、それまでの社会経済史の議論に対する要請として、「社会に内在する発展要素の追求」が掲げられ、宗族や地域信仰の研究推進に影響を与えたが、漢民族地域で築かれた慣習を中国の慣習とすることにもなった。これに対し、金・元史研究者は、華北社会を晚唐期以降、漢民族と遊牧系民族の混在する地域のなかで育まれたものとしてとらえ、その中で生み出された社会や慣習を改めて提示したのである。このことは、従来漠然と提示されていた「地域」研究の最終的な目的が中国の解明であるという目的意識に痛烈な異議申し立てを行うこととなった。もうひとつは、史料面での差異である。もともと華北社会の検討を遅らせていたのは、その文献史料における記載の少なさであったが、森田憲司氏などにより先駆的に進められていた碑文・石刻などの研究³⁹が成熟し、多くの新史料をもたらした結果、新たな社会像を描き出すことができるようになったのである。このことは華北地域社会の研究のみならず、江南地域の研究にも大きな影響をあたえ、宋代の地域史料学上の再検討⁴⁰を別の潮流として惹起することになった。以上のような衝撃を与えながら、華北地域社会史の研究は、その進展とともに、「中国」という領域の境界の再検討⁴¹、そして宋代という時代がどのような社会に連結し、最終的にどのような伝統を形成するのかという時代の位置づけの再検討⁴²を宋代「地域」研究に投げかけているのである。

第三に、台湾の黄寛重氏の「嘉定現象」論を取り上げる。台湾において、明州を中心とした家族研究⁴³など、主に南宋期の「地域」研究をリードしてきた黄寛重氏が、南宋後期の嘉定年間（1208~1224）において、後の明清期の伝統形成に結び付く士人社会の萌芽が形成されたとする仮説を近年提示した⁴⁴。この仮説は、前述の「宋元明移行論」など、さまざまな時代区分論の影響のもとで形成されている。その特徴は、士人社会における伝統文化的形成を分析の中心に置き、中央政府の派遣する地方官による「地方統治」と士人社会が

³⁸ 井黒忍『分水と支配：金・モンゴル時代華北の水利と農業』（早稲田大学出版部、2013）、飯山知保『金元時代の華北社会と科挙制度：もう一つの『士人層』』（早稲田大学出版部、2011）を参照。

³⁹ 森田憲司『元代知識人と地域社会』（汲古書院、2004）を参照。

⁴⁰ 例えば、須江隆編『碑と地方志のアーカイブズを探る』（汲古書院、2012）にみられるような、石刻の研究あるいは地方志ら史料の再検討がそれに当たる。

⁴¹ 吉野正史「今昔の衙にある歴史学」（『史滴』33号、2011）は、前近代の境界を検討する研究・理論を手際よくまとめている。

⁴² 例えば、飯山知保「稷山段氏の金元時代」（前掲同『金元時代の華北社会と科挙制度』）では、その宋代からどのようにしてひとつの一族が継続したのか、というケースが描かれている。

⁴³ 前注26を参照。

⁴⁴ 黄寛重「宋代基層社会的権力結構与運作—以縣為主的考察」（同編『中国史新論 基層社会分冊』、台北：中央研究院、2009）を参照。

共同して地域を構築する状態になることを、伝統社会形成の表れとして位置付けていることである。この見地は、伝統的な価値観により文化の淵源を漠然と宋代に結び付ける思考法をその成り立ちに戻って検討するものであり、南宋期の重要な転換点である道学の受容がどのあたりの時点で発生したのかという問題意識と表裏一体である。現在、黄寛重氏は大規模プロジェクト、通称「游於藝」⁴⁵を立ち上げ、伝統文化の形成を学問・詩文・玩物・絵画などあらゆる角度から検討し、南宋後期の士人社会の形成過程をその先の明清社会まで見据える形で明らかにしようとしている。

そして第四に、欧米の学界傾向の変化が挙げられる。既に述べたように、地域研究から、その地域をめぐる認識へと、欧米の学界は研究を深めてきたが、その言説研究の成果を踏まえながら、制度史あるいは社会経済史などの具体的な内容を扱う研究が近年増加している⁴⁶。これは、士人社会において形成された思想的な動向が、どのように現実社会と結び付くのかを検討するものであり、前述した台湾の動向とはちょうど対照的な方向であると言えよう。また、地方志など、地域文献的な史料についての関心が高まり、その形成を歴史的に意義づけようとする研究が増加した⁴⁷。

以上が、近年における主要な研究の問題意識であり、これらを踏まえたうえで、宋代の「地域」・「地方統治」研究にどのような価値があるのかを考えてみる。全体に共通するのは、既存の「地域」観とは違った地域を設定し、新たな視座を獲得しようとする意識である。この意識は、既存の江南地域研究を相対化し、それにどのような意義があるのかを改めて問い合わせるものである。そして、宋代の「江南地域」または「南宋期」における先駆的な「地域」の形成という定説に対し疑いを投げかけることにも通じる。また、それによつて「中国」の枠組みにとらわれないようにすることで、「地域」を東アジア社会のどこに位置づけて検討すべきか、という問題を浮かび上がらせる。この「地域」はどこに影響を与え、関連しているのか。そして、「地方統治」については、中央集権的制度史と士人社会論の双方で扱われているにも関わらず、中央政府と地域士人の中間にある「媒介者」としての立場に注目する研究が少ないことに留意したい。既に黄寛重氏が士人社会と共同する県（地方統治者）というイメージを鍵として打ち出しているが、その「媒介者」もまた士人

⁴⁵ 国科会計画 培育年齢学者卓越研究能力計画「游於藝—十三至十四世紀士人の文化活動与人際網絡」（2012年8月～2015年7月）。

⁴⁶ Hilde de Weerdt, *Competition over Content: Negotiating Standards for the Civil Service Examinations in Imperial China (1127-1276)*, Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2007 及び Anne Geritsen, *Ji'an Literati and the Local in Song-Yuan-Ming China*, Leiden: Brill, 2007 、及び小林義廣氏の書評（『名古屋大学東洋史研究報告』35号、2011）を参照。

⁴⁷ James M.Hargett, "Song Dynasty Local Gazetteers and Their Place in History of *Difangzhi* Writing", *Harvard Journal of Asiatic Studies* 56.2, 1996 、ピーター・ボル（高津孝訳）「地域史の勃興—南宋・元代の婺州における歴史・地理学と文化」（高津孝編『中國学のパースペクティヴ』、勉誠出版、2010）、Ruth Mostern, *Dividing the Realm in Order to Govern : the Spatial Organization of the Song State*, Cambridge, MA : Harvard University Asia Center, 2011 を参照。

階層の出身であり、地方志の制作のように、その両者は相互に影響し合って「地域」を形成するのである。では、この「媒介者」は伝統社会の形成にどのような位置を占めたと言えるのか。これらの問題に回答を試みることが、現在「地域」・「地方統治」研究を行う上で必要であると思われる。

では、これらの研究成果はどのように「近世」と結び付くのか。次節ではここまで考査を踏まえ、「近世」論と宋代の位置づけを考える。

(3) 改めて「近世」論を考える —近世はどのように位置づけられるのか？

この節では、宋代「地域」「地方統治」研究がどのような「近世」枠組みを描けるのかを考察し、既にある「近世」論のどの部分を補えるのか、あるいは新たな可能性を示せるのかを検討する。

「近世」論の基礎は、「近代」における人々の様相、即ち生産手段・社会的権利・思想信条などにおいて独立した状態の萌芽をなんらかの形で獲得し、それに伴う社会統合の状態が経済的・政治的に表れていることである。これは、生産段階論に基づく資本主義の生産段階・社会統合の萌芽＝近世という従来の図式に対し、その枠組みを細分化して移行期間の幅を広げるためであり、また欧米による霸權的統合という見方に対抗して、前述したような社会の中の内発性をより重視するものである。例えば、既に挙げた宮嶋氏の「儒教的近代」とは、東アジア地域全域において、儒教（朱子学）を通じ、国家制度、外交体制、統治システムや人々の道徳規範など、共通かつ各自自立した認識と社会枠組が出来上がったとし、そこに近代性を見て取るものである⁴⁸。それを批判する岸本氏の議論もまた、社会経済史における生産手段の独立を前提とした各地域社会の独自の秩序の形成を述べている。両者は共通の問題意識の上にあるのである。

では、「地域」・「地方統治」研究を通して、どのような「近世」を見ることが可能なのか。前節で言及した、人々の意識上の境界と、その中で人々が作り上げている規範意識、秩序というものが問題になる。先行研究において述べられたように、「地域」は人々の意識の中で、帰属するアイデンティティを持つ範囲となることで初めて成立するのである⁴⁹。その範囲を定める境界は、人々の意識のなかでどのように引かれるのか。それを考える鍵となるのは、宋代以降の中国社会において、「地域」の範囲が、「地方統治」のための領域とほぼ重なっているように見える点である⁵⁰。境界を考える上で、「地方統治」が人々に与えた影響を検討することが必須になるのである。そして、「地方統治」は基本的に、中央政府から派遣された地方官によるため、中央の要請を「地域」に課すことになるが、それは「地域」の中で育まれている秩序と接触することにもなる。この葛藤を検討することが、「地方統治」

⁴⁸ ただ、この議論には、日本の近代化の前提として、江戸期の儒学を肯定していた丸山真男の影響が垣間見えるように思われる。注4前掲マリウス B. ジャンセン著を参照。

⁴⁹ 宋代史研究会編『宋代人の認識：相互性と日常空間』（汲古書院、2001）を参照。

⁵⁰ 注12前掲小二田章「方志と地域」、本稿第三部1章を参照。

と「地域」の結び付きを理解するために必要である。「地域」・「地方統治」研究を通してみる「近世」とは、地域がそこに加えられる「地方統治」との相互作用のもとで、自らを地理的・歴史的に形成していく、相互生産される意識構造の過程であるといえよう。さらに言えば、このような地域像を検討することは Bol 氏らが試みていることでもあるが⁵¹、「近世」を考えるという前提を付け加えることで、伝統的社會を「史料に沿って」見直していくことをより強調することになる。既に述べたように、伝統的社會のなかの近代的要素を移行期間の幅をとりつつ考えることが「近世」枠組の意義である。また、内発的な要素を重視するため、史料で語られている言葉の位置づけを歴史的に明らかにしていくことが求められるのである。ひとつの地域、ひとつの事象についての言葉を通観していくことで、その変化する「時代性」を読み取ることが有効な方法となる。

加えて考えなければならないのは、前節で述べた「地域」・「地方統治」研究が最終的に何を明らかにするのかということである。そこで浮かび上がったように、例えば南宋の江南地域のどこかの「地域」を対象とした場合、それは必ずしも中国というまとまりに収斂しない。また、「海域」研究が明らかにしたように、既存の民族・國家などを超えた「地域」の設定も可能である。「地方統治」は、その当時の王朝政府の影響を受けるため、王朝という領域を一応の枠組みとして設定できるが、あくまでそれはある事件・事象に与えた影響を分析するためのまとまりであり、「近世」という時代区分を問題にする場合には、王朝で区切る枠組みの意味がなくなる。その「近世」はどのような範囲と広がりを有しているのか。中国の一地域から、中国全体、あるいは東アジア、そしてユーラシア的なものとして検討できる可能性もある。このことについては、世界史的な「近世」と「地域」・「地方統治」⁵²について改めて整理したい。

そして、宋代研究は「近世」研究たりえるのか、ということに立ち戻ることとする。冒頭に述べたように、明清史研究者にとっても宋代に「近世」の淵源をもとめる傾向がある。それは、ひとつには内藤湖南の提唱した「唐宋変革論」⁵³の、社会階層の成立と文化的変化を「近世」的な変化として解釈したためである。もうひとつ、「明代人の宋代に対する意識」が示すように、史料を通じ、伝統的価値観のルーツを求める感覚が絶えず研究に混在してくるのである。

宋代は果たしていかなる意味で「近世」と言いえるのか。今回の「地域」・「地方統治」研究においても、それを「時代性」の要素から検証していくことが必要である。この「時代性」を検討する場合、宋代の要素を他の時代でどのように解釈し意義づけていたかを考えることが重要である。宋代から下って行った際に、どのような変化が見られるのか。先

⁵¹ 注 47 前掲ピーター・ボル「地域史の勃興」を参照。

⁵² 例えれば、日本史近世研究者の深谷克己氏が提示する「明君論」あるいは「政書の江戸における流行」は、「近世」における「地方統治」の比較を考える上で非常に興味深い。『深谷克己近世論集 第二巻 偃武の政治文化』(校倉書房、2009) を参照。

⁵³ 内藤湖南そして宮崎市定へつながる「唐宋変革論」及び「東洋的近世」については、前掲永井和「東アジア史の「近世」問題」を参照。

ほど述べた明清から遡って行く意識と、宋代からの要素がどこでぶつかり、新たな価値判断を生み出すのかを見出すことが、回答法として有効であろう。

私見では、二つの時期に、その鍵があると考えている。ひとつは、元末から明初期の時期である。この時期には、元において民間に沈潜していた朱子学をはじめとする漢民族江南文化が、明王朝の公認を得て展開するとされている⁵⁴が、それを示す史料が極めて少なく、その時期の人々の意識や価値判断を知るのが、今回の問題とも併せて極めて重要であると思われる。そしてもうひとつは、前述の内藤湖南「唐宋変革論」の鍵となった、五代十国期である。宋代にある要素がそれ以前でどのように形作られたのかを検討することは重要であろう⁵⁵。これらの時期に対する検討を通じ、宋代が「近世」であることを改めて検証せねばならない。

おわりに

ここまで、宋代「地域」・「地方統治」研究と、「近世」について整理してきた。筆者はこれまで、杭州を対象の地域とし、北宋期における地方官の治績の形成と後世における受容のされ方、及び南宋期に制作された地方志の編纂背景と記載内容に影響をもたらした社会的要素について検討を行ってきた⁵⁶。今回の整理を通じて、地方志などに示される地域にうちたてられた治績を通じて、地域と地方統治の時代性の研究が必要であるという展望を得た。宋代の治績の変容の過程とその後の時代のそれはどう異なるのか。あるいは、地方志の編纂は、宋から元を通じ、明清に至るまでどのように変化するのか。既に検討を試みている部分もあるが⁵⁷、それを「近世」の検証という問題意識に照らしてみることで、改めてその歴史的位置づけを明らかにしてみたい。例えば、具体例として触れた元末明初期について、地方志など史料の編纂の変容の検討を通じ、その時期の人々の思考と「地域」観を考える予定である。ひとつひとつ、事件や史料を対象とした「時代性」の研究を行っていくため、個別の成果はサンプル的なものとなるが、それぞれに「近世」を構成する要素を明らかにし、説得的な効果を持たせられればと考えている。

最後に、「近世」を問うことの意味を改めて考えてみる。「近世」は近代と中世を橋渡しする時期区分であり、その意味では現代に結び付く社会のなかで最も古い部分であるとも

⁵⁴ Peter K. Bol, "Neo-Confucianism and Local Society, Twelfth to Sixteenth Century: A Case Study", op cit. Paul J. Smith ed. *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History* を参照。

⁵⁵ この点について、先駆的な研究は山崎覚士『中国五代国家論』(仏教大学、2011)である。しかし、同書前半で描いた十国吳越の特異な王権論が、宋朝に吸収された後の杭州においてどのような地域性として機能したのかがよくわからないなど、今後の課題も多い。

⁵⁶ 注 12 前掲小二田章論文を参照。

⁵⁷ 注 12 前掲の小二田章「方志と地域」(本稿第三部 4 章)では、明清期に制作された地方志の初步的な記載分析を行っている。また、現在投稿中の「治績の記載と地方統治一張詠「抜茶」事例をめぐって」(本稿第一部 3 章)では、ひとつの宋代の治績について、王朝期における変容の通観を試みている。

いえる。少し飛躍的な考ではあるが、「近世」を問うことの意味は、どこまでが現代に結び付けて問うことのできる過去なのかを検討することにあると筆者は考えている。それゆえに、人々の「近世」における認識を問うことは、現代にもつながる枠組みを考える上で重要なのではないだろうか⁵⁸。その鍵となるのは、人々がそれぞれの時代に紡ぐ「歴史の歴史」の有りようであり、そこから当時の人々が日常に保っていた記憶、または共通認識を問う作業⁵⁹を今後行っていきたいと考えている。

⁵⁸ イアン・ハッキング（出口康弘ほか訳）『知の歴史学』（岩波書店、2012）で述べられている「歴史的唯名論」のうち、人間が言葉にし得たものにおいてのみ人間は構成されるという考え方を併せると、この認識を問うことが実に重要であることが推測される。

⁵⁹ 長谷川大和「魏晋南北朝における歴史の視座」（2012年度早稲田大学大学院文学研究科修士学位論文）は、南朝に移民する華北の人々の記憶形成を問題にしているが、その際に記憶研究に関する手際のよい整理を行っている。この修士論文で扱われたような、民族的記憶、トラウマとして刻みこまれる記憶の力の他に、ゆるやかに時間をかけてつくり上げられていく「馴致の記憶」というものが、宋代以降の中国史において「地方統治」の一端に機能していたのではないか。それは渡辺浩が「近世」日本において機能していたとする「御威光」と似た効果をもたらしているように思う。渡辺浩『東アジアの王権と思想』（東京大学出版会、1997）を参照。

第2章 治績と名地方官の「場」－研究史にみる地方統治

はじめに

さきに筆者は、専門とする中国宋代以降の「地域」形成または地方統治の研究がどのように中国「近世」論と接点を持つのかについて、研究整理を兼ねた考察を行った¹。そこでは、「地域」のアイデンティティ形成に地方統治が大きく関わる中国において、その中で発生する地方統治と「地域」の間の葛藤と秩序を検討することで、「近世」の淵源を新たに見出すことが可能なのではないか、と仮説づけている。

この議論の対象となった「近世」という時代区分は、もともとその構成条件のなかに世界史的要素、即ち全世界で共有される発展段階としての性質を有するものとして考えられてきた側面がある²。ではここで示したような中国の「地域・地方統治からみた近世」は、世界史的普遍性を持ちうるのか、という疑問が浮かんだ。

「地方統治」から普遍性を考えることは、果たして可能なのか。「近世」という時代区分は、その随意性・便利さによって、多くの地域で採用され、歴史記述に使用されている。その時代区分に属する各地域の共通点として、中央集権体制の確立と官僚制の導入、が挙げられる。本章の対象となる、中央から派遣された官僚による地方統治は、「近世」に属する地域・国家の共通点として考えられるのである。

一方で、それらの地域において、国家・政治制度の違いは大きく、単純な比較では世界史的普遍性に及ぶ議論は難しい。例えば、前提となる中国の場合、古代から積み重ねられた王朝国家の伝統のもと、早い段階からいわゆる「郡県制」として、官僚を中央から派遣し地方官として統治を行わせるシステムが発達してきた。前の章で述べたように、10世紀宋代の地方統治と統治の対象である「地域」を問題とするのは、その派遣される地方官の性質が科挙官僚層となったこと、地域士人層の成立に伴い地域意識が鮮明になっていくこと、等の変化が見られるためである。「治績」あるいは「名地方官」といった要素は、地方統治と「地域」の葛藤によりつくり上げられる。以上のような事例をみても、地域ごとの特殊性が強く、それを踏まえたより詳細な議論が必要になるのは明らかである。

では、どのように「地域・地方統治からみた近世」を問うべきなのか。筆者は、中国の事例を比較の俎上に置くことで、中国の事例である「地域・地方統治からみた近世」の世界史からみた位置づけを検討したいと考える。地方統治にあたる地方官は、確かに善政を行わなければならないが、その善政の恩恵を受け取る対象は、各地域の特殊性に伴い異なるはずである。比較を通して、中国の事例の特殊性を明らかにすることで、以後の事例研究の理解を深めるほか、各地域との議論の端緒を築きたい。

¹ 本稿第一部1章を参照（初出：「「近世」由来之基：從宋代的「地域」、「地方統治」研究出发」（『政大史粹』（台湾：国立政治大学）』25期、2014）。

² 永井和「東アジア史の「近世」問題」（夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』、京都大学学術出版会、2007）を参照。この議論では、世界史的要素として、経済的に地域と地域が結び付いていく時期を「近世」とする見方を用いている。

本章において比較の基礎となるのは、中国における、先に述べた地方統治制度を前提とした地方統治のありかた、及びそれと密接に結び付いた「治績」・「名地方官」という要素である。地方統治の枠組み、及び「治績」・「名地方官」の有無を手がかりに、地方統治と「地域」の関わりかた、さらには各地域の特殊性といったものを、比較を通じて明らかにしたい。

次いで、比較する地域を考える。まず、中国の文化的影響を受け、いくつかの社会的要素を共有する東アジア圏の地域は、共通点が多く、中国との差異を考える上でも興味深い。本章では朝鮮、日本の2地域を対象として比較を行う。また、中央集権的な制度をもち、「地域」にそれを支える中間支配者層を持つ、いわゆる「帝国」の統治地域についても、比較可能性があるといえる。これについては、材料となる研究史が充実したオスマン帝国を対象とする。そして、ヨーロッパ圏においても、官僚制度に基づく中央／地方関係がみられ、検討可能な地域がある。ここでは、主に絶対王政期のフランスを中心に比較を行う。

以上を踏まえ、各地域の研究史を通じて、それぞれの地方統治の様相、及び「治績」「名地方官」に類するものを比較し、比較元となる「近世」中国の地方統治の世界史的位置づけを検討する。それはどのような地域差を持ち、どのような地方統治と「地域」の関係性を示すのか。さらに言えば、最終的にはより大きな問題である、統治の「意識上の相互性」、統治者と被統治者が相互対話を通じて安定的な秩序を作りだす状態は果たして世界史的にどのような形をとって現れてきたのか、という問題への解答を行えればと考えている。あくまで初探としての議論であり、さらなる議論・比較の端緒となれば幸いである。

(1) 「地方統治」の比較 —「近世」各地域の地方統治システム

地方統治と「地域」の関係性を比較する前に、その前提となる各地域「近世」の地方統治システムを整理し、その比較を行う。

まず、比較のもととなる中国の場合、天の代理人である皇帝を中心とした王朝政府という体制が根本にある。皇帝の統治は宋代以降、科挙により選抜された官僚システムにより構成される。その中で、皇帝の権威を代理して地方に赴き、その「地域」の民を治める者が地方官である。宋代では、州（府）・縣という基本的な区分に、知事あるいは副官として派遣され、徵税・裁判・その他行政を担当した。それらの区分に加え、監察・財務などの上位行政枠組である路、あるいは特定の地域における軍、下位の行政区画である鎮が存在し、重層的な管理体制を構築していた。地方官は3年程度の任期に基づいて地方に赴任し、行政を行い、他地域または中央に転任した。科挙官僚にとって、州・縣の地方官はその官歴において必ず通るルートであり、その任期内に行った地方統治は評価の対象となり、その査定は昇進・左遷の材料となっていた。また、地方官は自らの故郷および縁故の深い「地域」に赴任することは原則的に回避された。以上が「近世」中国の地方統治の大枠であり、宋代以降、統治領域の枠組みや名称の変化以外はほとんど変化しなかった。

次に、東アジア圏の地方統治システムを考える。初めに、最も中国の影響を受けた国家

と思われる朝鮮について検討を行う。朝鮮の「近世」については研究史上用いられることが少ない³が、朝鮮王朝期（1392～1910）のうち、軍事国家としての色彩の強い初期⁴を除き、中央集権的官制が法的に整備され、同時に地方統治制度も形式的に確定された『經國大典』完成（1485）以降の中期を今回の比較対象として考える。朝鮮王朝の中期においては、地方行政単位として「道」（全国8）、「邑」（府・大都護府・牧・都護府・郡・県の総称、全国340程度）が置かれていた。ともに中央から地方官が送られたが、道は監察に重点が置かれていたのに対し、邑は「守令」という総称で示されるように、実際の地方統治が期待されていた。これらは中国の地方区分理念に強く影響を受けたものであり、中国をモデルとした地方統治を志向していたのが明らかである。一方で、朝鮮独自の体制としては、在地の士族層が地方統治に強く介入できる構造が制度的にも存在したことであり、邑以下の区分である「面」「里」の役員として、あるいはその役員選任に対する助言を行い郷吏の監督や税額決定などを任とする「郷留所」または「郷所」の属員として、行政に関与していた⁵。この士族層による政治への公然介入状況が前期以来一貫して存在していることを考えると、朝鮮王朝における地方統治は、中国と比較して、在地の士族層との利害関係の調整により重点を置くものになっていたと言えよう⁶。

次に、日本では、「近世」は17世紀から19世紀半ば、江戸幕府期と同一に考えられることが多い。この時期は、江戸幕府による直轄統治と、その幕府から統治を委任された藩による分割統治体制である「幕藩体制」が行われていた。藩はもともと地域政権であった大名が幕府の支配下に入る、あるいは徳川家の家臣を封建する形で構成されており、武力支配から文治的領土経営へと急速な切り替えを経て成立した。初期と末期のころの混乱を除

³ 朝鮮史研究において「近世」の語を用いる場合は、管見の限り東アジアの他地域の基準（日本または中国）を援用し、また壬辰丁酉倭乱による打撃と社会変動を重視して、17～18世紀に設定していることが多いように思われる。ただ、多くの研究においては、「近世」という区分を用いず、朝鮮王朝の前期（～15世紀）、中期（16～17世紀後半）、後期（17世紀末～19世紀前半）という区分を用いている。六反田豊『朝鮮王朝の国家と財政』（山川出版社、2013）参照。今回の基準は、この「中期」以降と考えたものである。

⁴ 地方行政単位である「邑」がもともと女真などの侵入に対する防衛拠点として構想されていたこと（山田正浩「朝鮮時代の邑城について」（『奈良大学紀要』41号、2013））、あるいは高麗以来の節度使を持ち豪族が私兵を有する体制（平木實「高麗末・朝鮮初期の私兵と文・武官制成立の史的意義」（同『韓国・朝鮮社会文化史と東アジア』、学術出版会、2011））であったことを考えると、朝鮮王朝の前期は今回の基準に該当する時期ではないように思われる。

⁵ 菅野修一「李朝後期の郷所について—郡県制的国家支配と地方支配層」（『朝鮮史研究会論文集』18集、朝鮮史研究会、1981）を参照。

⁶ 金鴻植「李朝における同族共同体の成立と郡県制」（『史林（京都大学）』58巻5号、1975）、吉田光男「一五世紀朝鮮の土官制—李朝初期地方支配の一断面」（『朝鮮史研究会論文集』18集、朝鮮史研究会、1981）を参照。

⁷ 吉田光男「朝鮮近世士族の族的結合と「邑」空間—慶尚道丹城縣の安東權氏の場合」（『東洋史研究』58巻4号、2000）に描かれた安東權氏一族の系譜は、士族の政治関与のありかたを描き出している。

き、200年弱にわたる安定した平和のもとで、武士階層による文治的な地方統治は、政権維持・国内安定の上で極めて重要な要素となっていた。統治のモデルとして、江戸幕府と直轄領、及び地方の藩は儒学を導入し、「経世済民」的な統治者としての規範、「仁政」概念を獲得していった⁸。一方で被統治者である庶民（「士農工商」の身分分岐における後三者）にも儒学的な倫理観に基づいた教養が定着し、農村あるいは町をその代表者を挟んで間接支配する体制が成立した。

さらに、オスマン帝国（1300頃～1922）の地方統治システムを考える。研究史において、オスマン帝国の「近世」という区分は管見の限り見当たらない。先述の朝鮮と同様、極めて長い王朝を維持するなかで、いくつかの区分に分けられるように思われる。このうち、19世紀半ばからの西洋の影響を受けた改革を「近代」と分類する潮流が存在すること⁹や、15世紀後半のティマール制（軍人封土制）導入以降地方支配が進展すること¹⁰、18世紀後半に入ると地方豪族による自立傾向が強まり、帝国解体の兆しが生まれること¹¹などを併せると、その中期にあたる16世紀～18世紀前半まで¹²を今回の対象として指定するのが妥当に思われる。この時期における地方統治のありようを概観すると、オスマン帝国は一貫して軍人に都市や農村からの徴税権を与え、その代償として軍事義務を課す制度をとってきた。彼ら軍人を領域的に管理する者として、県知事（サンジャクベイ）、州総督（ベイレルベイ）が置かれていた¹³。さらに、このシステムとは別に、国庫に納める税額が存在し、財政管理区域が置かれていたが、これらの業務は前述の地方統治機構が代行していた¹⁴。注意すべきは、もともとの軍人封土制度自体が占領地をスムーズに支配する目的を兼ねていることであり、そのため地方統治が税収以外、中央の政府とは結び付かず、元々の部族支配者をそのまま県知事に任命するなど、一種の委任統治状態の可能性を常に持っていたことである。17世紀以降、中央の官僚制度が整備され、中央から地方総督に官僚が転出するケースがみられるようになったが、地方統治の構造は基本的には変わらなかった¹⁵。

そして、ヨーロッパ圏における地方統治システムを整理検討する。まず、議論の前提と

⁸ 小川和也『牧民の思想』（平凡社、2009）を参照。

⁹ 秋葉淳「近代帝国としてのオスマン帝国—近年の研究動向から」（『歴史学研究』798、2005）を参照。

¹⁰ 斎藤久美子「オスマン朝のティマール政策」（『東洋史研究』71巻2号、2012）を参照。

¹¹ 永田雄三『前近代トルコの地方名士—カラオスマンオウル家の研究』（刀水書房、2009）を参照。

¹² この時期に多く、遊牧民を県に編成しなおす、地方統治化の現象が起きていることも示唆的である。斎藤久美子「部族から県へ」（鈴木董編『オスマン帝国史の諸相』、山川出版社、2012）を参照。

¹³ 前掲斎藤久美子「オスマン朝のティマール政策」を参照。

¹⁴ 清水保尚「オスマン朝の財政機構」（鈴木董編『オスマン帝国史の諸相』、山川出版社、2012）を参照。

¹⁵ 小笠原弘幸「オスマン帝国における官僚制と修史」（小名康之編『近世・近代における文書行政』、青山学院大学総合研究所、2012）を参照。

なる「近世」区分を考えてみる。中野隆生らの概括¹⁶によると、ヨーロッパ圏においては、大航海時代の始まる16世紀から、絶対主義と啓蒙主義が全域に浸透する18世紀が「近世」と目される時代である。「近世」という区分については、もともと古代・中世・近代の三分法のなかで「早期近代」即ち市民革命・産業革命に連なる「近代を用意した時代」とされてきたが、1970年代以降の研究の進展により独自の歴史的特質が見出されて、「近世」という言葉の用法が当然のように使われるようになった、としている。しかし、前述の概括が触れるように、その「近世」の定義はやはり曖昧である。大航海時代に先立つルネサンス期を「近世」とみなすべきかという議論から始まり、またヨーロッパが含む各地域の政治的・文化的な差異もあいまって、主に東ヨーロッパを対象とした「近世」は存在しないとする議論まで存在する。さしあたり、今回の議論では、中央集権体制が形成されたいわゆる「絶対王政期」をその対象とする。ヨーロッパ地方統治システムの例として、フランス絶対王政期（17～18世紀）の地方統治を挙げる。フランスの統治構造について先駆的・包括的な研究を行った二宮宏之氏¹⁷によると、フランス絶対王政期は、国王への中央集権が図られ、表面的には官僚制度による一円的支配が行われていたように見えるものの、P.グベールが示すように、実態はそれ以前の（諸公・諸貴族の）知行の集積というやり方で国家領域が形成されたこともある、その中には様々な支配権力が乱立し、国王の主権の及ぶ範囲は極めてあいまいであった、としている。その統治構造は province、pays という上位の「地域」の下に、農村・市域が置かれる形であったが、この内部にも貴族らによる領主所領が含まれるうえ、社会的にはキリスト教会による「教区」のもとに家族が置かれているなど、複雑な様相を呈していた。さらに、1632年のリシュリュー改革以降地方に常駐するようになった地方長官の統治領域 intendance は、「徴税管区」を基準に設定されていたとする。そして、地方長官は、中央の官僚からの派遣であったが、そのため行政の実施には、地域の名士・有力者による「地方長官補佐」の手を借りる必要があった。絶対王政期の地方統治はブルジョワ地主層の維持と調整を主な任務とし、新たに構成された「新領主層」においても、人的支配から収税権を中心とした物的支配に移行していた、とする。当時の地方長官をプロソボグラフィ分析（集団構成員の出自・履歴・財産・人間関係などを計量的に分析することで当時の政治・社会の特質を明らかにする手法）を用いて描き出した安成英樹氏の論考¹⁸によると、地方長官は法務官僚の出世ルートの一環であり、就任に出自や人的関係が大きく影響した。その任免権は財務総監が掌握しており、主な任務は徴税の管理であった。

以上が、今回の対象となる各地域の地方統治システムの概略である。これらを比較して

¹⁶ 中野隆生・中嶋毅共編『文献解説 西洋近現代史1 近世ヨーロッパの拡大』(南窓社、2012)の「はしがき」を参照。

¹⁷ 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」(同『二宮宏之著作集』第三巻、岩波書店、2011)、同「フランス絶対王政の社会」(同『二宮宏之著作集』第四巻、岩波書店、2011)を参照。

¹⁸ 安成英樹『フランス絶対王政とエリート官僚』(日本エディタースクール出版部、1998)を参照。

みると、いくつかの点が明らかになる。第一に、地方統治における官僚システムの差異である。中国と朝鮮、そしてフランスの場合、中央から派遣された地方官による地方統治という点では共通している。一方、日本とオスマン帝国の場合、任免権を中央が有するものの、世襲または既存の地域勢力内の継承を可とするものであり、封建制の状態を残した委任統治といえるものである。後者の場合、前者の持つ任期制及びその統治自体が評価の対象として地方官の昇進に影響する、といった要素がない。第二に、建前も含め、統治の主眼が地域の民を治める行政に置かれるか、その地域からの徴税を的確に遂行することに置かれるか、という差異がある。中国・朝鮮・日本は前者であり、オスマン帝国・フランスは後者といえよう。前者の場合、地方統治は中央の代行もしくは委任によるものであり、民を統治し安定させる義務が思想上存在していた。対する後者では、地方統治は収税権を割り当てられた地域として表示され、中央に規定通りの額面を安定供給することが求められていた。第三に、地域との接触の強弱が挙げられる。中国は地域士人らとの接触を通じ統治者・被統治者の利益の調整を図る必要があったが、朝鮮の場合はその地域の意見を代表する機関が公的に設定されていた。日本の場合は、地方官の末端と町・村の代表者が対話する形で調整が行われ、やがてその代表者を統治のシステムに組み込む制度が確立していった。オスマン帝国の場合は、地方官として任用されているのが地域の勢族であることが多く、被統治者の姿はあまりうかがえない。フランスの場合、収税対象であるブルジョワ地主層または「新領主層」との利益調整がその任務の中心であった。

以上、大まかな各地域の制度上の差異を述べたが、これを踏まえたうえで、次に要素である「治績」の有無を検討する。

(2) 「治績」の有無とその背景

各地域では、果たして中国の地方統治が有していた「治績」及びそこから派生する「名地方官」といった要素を有していたのか、その有無の背景には何が考えられるのか。以下、各地域を列挙し比較してみる。

まず、朝鮮において、「治績」「名地方官」は中国の影響を受け、明確に存在していた。地方官においては、中国の「官箴書」が早くから導入され¹⁹、17世紀以降、丁若鏞の『牧民心鑑』に代表されるような朝鮮独自の「牧民書」²⁰が制作され、広く読者を得ていた。この「牧民書」は、前述のような地域の利害調整を主な任務とせざるを得ない地方官の身の振りかたを示すマニュアルであると同時に、丁若鏞に代表されるような、それを国家の義務の一環としての地方統治というありかたに昇華させるものでもあった。「牧民書」の現れは、地方の利害調整役としてのイメージを「名地方官」に置き換える作用を持っていたと

¹⁹ 小川和也「近世日本における『牧民忠告』の受容と展開—朝鮮・密陽本の影響を探る」(『日韓相互認識 (一橋大学)』1号、2008) を参照。

²⁰ 具体的には、内藤吉之助編『朝鮮民政資料 牧民編』(京城:同發行、1942) に含まれる牧民書を参照。

いえよう。また、「治績」については、中国の地方志に類する「邑誌」が16世紀半ば以降全国的に制作されたことにうかがうことができる²¹。この邑誌はもともと中国の地方志を参考に制作されており、内容項目の立て方もほぼ同一である²²。「治績」の主要掲載項目である「官績」に類する項目も、「名宦」「古今守令」など、ほぼすべての邑誌に存在し、内容も地域の「名地方官」の事跡をあつかったものである。

ただ、注目すべきなのは、中国の地方志がほぼ官撰または官の後援を得て制作されているのに対し、朝鮮の邑誌は地域の士族により制作されるものが中心である。そのため、中国の地方志と比べ、「官績」項目が比較的後ろの方に置かれていることが多く、中国の「治績」記載と意味づけが違うことが推測される。また、その制作形態も、中国の地方志が印刷により一定数が頒布され、読者を得ていたのに対し、邑誌は抄本で作られることが多く、どれほど記載内容が浸透していたか不明な点がある。以上が朝鮮における「治績」「名地方官」であるが、その意味づけは社会の差異によりかなり異なっていることが予想される²³。

次に「近世」日本において「治績」「名地方官」といった要素を求めた場合、藩の経営・改革を成功させた「明君（名君）」及びその業績をまとめた「明君録」といったものが当てはまる。「明君」は、藩の領主として、藩内の経営を行い、政治的・財政的な成功を収めた者である²⁴。その成功体験、または言行録をまとめたのが「明君録」であり、場合によっては出版され、統治者である武士階層のほか、庶民にまでその「明君」の実践と成果を浸透させた。その結果として、「仁政」を行う「明君」の存在は、統治者と被統治者の間での相互理解と妥協を生む手がかりとして機能していた。例えば、江戸時代初期の「明君」であった岡山藩主池田光政が、武士階層が藩政改革を行う際の構想モデル及び被統治者からの訴えの中で理想化されたモデルとして扱われるなど、双方に共有された理想の統治モデルとして機能したこと²⁵、江戸時代中期の「明君」であった米沢藩主上杉治憲（鷹山）が生前から家臣により「明君」としてアピールされ、積極的にその「明君」像が利用されていたこと²⁶にも見て取れる。

では、この「明君」「明君録」とはどのような存在と言えるのか。「近世」日本史研究において、近年盛り上がりを見せている「明君」論研究という部分があり、その研究成果を、当分野の牽引者のひとりである深谷克巳氏の研究²⁷を中心に整理する。深谷氏によると、明

²¹ 山内民博「李朝後期邑誌編纂と孝子・烈女」(『史淵(九州大学)』132輯、1995)を参照。

²² 具体的には、李泰鎮、李相泰編『朝鮮時代私撰邑誌』(ソウル：韓国人文科学院、1990)に収録された邑誌を参照。

²³ ただ、この朝鮮期に育まれた文化構造が、現代にまで影響を及ぼしていること、そこに東アジア的な共通性がみられることについては既にいくつかの言及がある。趙景達「朝鮮の近代とその政治文化」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1980-2000年 II 国家像・社会像の変貌』、青木書店、2003)

²⁴ 前掲小川書の「序章」「平和」の世と「牧民の書」を参照。

²⁵ 上原兼善「『名君』の支配論理と藩社会—池田光政とその時代」(清文堂、2012)を参照。

²⁶ 小関悠一郎『<明君>の近世—学問・知識と藩政改革』(吉川弘文館、2012)を参照。

²⁷ 以下の部分は、深谷克巳『深谷克巳近世史論集 第二巻 儂武の政治文化』(校倉書房、2009)

君を検討するのは、君主と臣下のみならず政治史の後景に隠れがちな「民百姓」を問題領域に含めるためであるとする。「明君」は、東アジアの儒教思想の波及した、特有の政治思想・政治文化の下で初めて像を結ぶのであり、徳と才を称賛すると同時に、暗黙の「民意」了解を作り出し、支配者を掣肘するものであったという。さらに、「近世」開始時の武力支配の克服と統治者への変貌という要請から始まり、その時代の要請に応じてその理想像や期待される政治手法を変化させていくとする。加えて、深谷氏は百姓一揆物語のなかにも期待される「明君」像が織り込まれていたことを述べ、仁政明君論が民百姓の世界にも浸透し影響を与えていていることを述べるほか、江戸中期以降は將軍の「明君」化も進み、大名の「明君」に対する対抗現象となっていることを述べている。これらの「明君」は、儒学の知識や読書を踏まえ、牧民者として形成されるイメージであるが、それを武家の棟梁である將軍も採用していた。同時に、これらの「明君」像は、武士階級以外が語ることで浸透を得られるとする。統治者と被統治者の、階層の上下を問わず共有する理想像として機能したのである。そして、近世の末期、江戸幕府の統治が破綻に近づき、この統治者としての理想像を維持していた現実の安定が揺らぐとともに、理想像が信じられる対象から離れ、現実世界に及ぼしていた影響力を失うとしている。「明君」像は、「近世」によって生み出され、「近世」の終焉とともに消滅する存在であった²⁸。

以上、朝鮮・日本の東アジア圏地域における「治績」の有無を述べたが、中国の「近世地方統治」に類似し、共通部分を多く持つものが他の地域にも存在することが確かめられた。ただ、朝鮮の士族の存在と影響、日本の幕藩体制下の「明君」という位置づけのように、完全に同じものではなく、その地域の特殊性、そして社会の在り方の違いによって差異を持っており、その差異を前提にした上で比較検討を行うのが、「近世」における地方統治を考える上で望ましいと言えよう。

次に、東アジア圏以外の地域での「治績」の有無を考えてみる。まず、オスマン帝国においては、「治績」「名地方官」に類する事象は管見の限り見当たらない。県知事らの業績として描かれるのは、むしろ武人としての功績であり、内政や農民に対するものではなかったようだ。さらに注意すべきなのは、その地方統治と対置されるべき在地の豪族階層も自らのモノローグをほとんど残していないという状況である²⁹。この地域における特徴であり、「治績」自体の前提となる功績のアピールを行う状況が存在していないことを示している。なぜ功績を語ろうとしないのかについては、今後の検討が必要と思われる。また、ヨーロッパ史研究でも、オスマン帝国と同じく、管見の限り「治績」に類する事例を見出すことはできなかった。

なぜ、東アジア圏以外では「治績」及び「名地方官」が存在しないのか。存在しない理

に掲載された、「明君とはなにか」をはじめとする関連の文章を整理し用いている。

²⁸ ただし、「明君録」自体は明治期以降もその時代に併せた読み替えをなされ、生き続けた。前掲小関書に掲載された上杉鷹山の「明君録」の系譜が、現代の会社員向け小説にまで至っているのはその一例である。

²⁹ 前掲永田書を参照。

由に近づけてがかりとして、「近世」の地方統治と統治者による秩序形成に関する研究を整理検討する。おそらく近い問題意識を持っていると思われる既存の研究視座は、「政治文化」に関する研究である。近藤和彦氏の概説³⁰によると、「政治文化」とは、その先駆であるK.ベイカの言を引きながら、「あるコミュニティにおける政治を特徴づける一連の言説と実践のこと」であり、やはり便宜的な定義であるものの、その基礎は「どういう意味のシステム=文化を読むかという解釈・分析を課題とする」ものである。この研究視座は、統治を中心に据えた場合、中央（「近世」ヨーロッパの場合は宮廷）から地方へと浸透する意味と象徴による統治を描き出すことが可能であると考えられる。この意味による統治構造は、近藤和彦氏が岸本美緒氏の「風俗」に関する論文³¹を引いて述べるように、ある意味中国「近世」の秩序と類似したものと言える。しかし、研究成果に見られるその現れ方は、表現のされ方及び「地域」の介在の仕方において、大きく違っているように見える。

まず、君主の秩序形成の表現として、ヨーロッパ圏において多く取り上げられ、オスマン帝国においても近年研究が行われている³²のは、君主が催し臣下や住民が参加する「祝祭」である。R. ストロング氏³³による、中世から絶対王政期におよぶ概説によると、この「祝祭」は、スペクタクルを通して、王権を賛美しその正当性を強調するものであった。西ヨーロッパ全域の都市・宮廷という複数の段階で必要に応じて行われ、さらにシンボル化された図像を通して、日常の生活にも影響を及ぼしたとされる。ただ、「見せ物政治」というタームにも表されているように、参加者の視覚を通した秩序形成であり、文書による具体的な統治の賛美とは違っている。また、賛美されるのは王権・君主（及びその背景としてのキリスト教、イスラム教）であり、具体的な統治の成果を対象とするものではない。さらに、「近世」においては、永井敦子氏³⁴が指摘するように、絶対王政期の治安行政の深化に伴い、祝祭は手法としてあまり用いられなくなっていくとされる。王権による「政治文化」の構築は、徐々に限定的なものになっていくのではないか。

また、「地域」の関与の在り方について、いくつか例をあげる。まず、オスマン帝国では、永田雄三氏の地方豪族・カラオスマノウル家の研究³⁵において、その始祖であるムスタファ・アガがミュテセッリム（県レベルの代官）としてどのような政治を行ったのかほとんど情報がないことを述べ、その背景として、当地の地方史史料がないことの他、年代記や

³⁰ 近藤和彦「総論 政治文化 何が問題か」（歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1980-2000年 II 国家像・社会像の変貌』、青木書店、2003）を参照。

³¹ 岸本美緒「明清時代における『風俗』の観念」（東京大学人文社会系研究科編『東洋的人文学を架橋する』、1999）。

³² 奥美穂子「オスマン帝国における「王の祝祭」像の再構築に向けて」（『明大アジア史論集』13号、2009）を参照。

³³ ロイ・ストロング（星和彦訳）『ルネサンスの祝祭』（平凡社、1987）を参照。

³⁴ 永井敦子『十六世紀ルーアンにおける祝祭と治安行政』（論創社、2011）の「終章 祝祭と治安行政 秩序形成をめぐって」を参照。

³⁵ 前掲永田書の「第2章 カラオスマノウル家小史」を参照。なお、ムスタファ・アガを記念する碑の写真が掲載されているが（p44）、その建立は1961年である。

帳簿といった史料に通常の政治は記録されないという史料性質の問題を述べている。また、ムスタファ・アガがミュテセリムとなったのは、徵稅請負人として財をなし、地域の有力者として認められたためであるとしている。ここからは、地方統治が中央からの派遣というより、「地域」の有力者の権威を追認する形であること、その地方統治としての内容があまり問題にされなかつたことが明らかである。次に、ヨーロッパ圏（フランス）の事例を考えてみる。18世紀中葉の地方スレート産業からの陳情を中心として地方長官がどのように処理したかを描き出した林田伸一氏の論考³⁶によると、地方長官が裁決の草案を作る際に、「地方長官補佐」がその実情調査から方向性の策定、さらに草案の制作まで行っている。さらに、同氏による「地方長官補佐」への権限付与のありかたをめぐる論考³⁷では、地方長官の任命に際し、民事訴訟などの任務を「地方長官補佐」に再委任できる権限をあたえられており、実際の「地方長官補佐」への委託はより個人・地域差があり、中には地方長官を無視しほぼすべてを取り仕切ってしまう「地方長官補佐」がいたことを述べている。ここからは、地方長官の行政官としての存在感はかなり薄いこと、「地方長官補佐」を通じ「地域」が強く介入する状況が明らかである。これらの事例を併せて考えると、中央の権威を背景に地方官が主体的な統治を行うという姿は、この二者の研究史のなかからはうかがえないものである。

なぜ、オスマン帝国・ヨーロッパ圏において、「地域」が統治の構造から捨象されるのか。そこには、東アジア圏と違う政治・社会構造が背景にあると思われる。例えば、既に挙げた論文などにも描かれているように、ヨーロッパの社会構造は、宮廷・中央政府を上に持ちながら、あるいは領邦国家³⁸と都市、あるいは官僚制度と市民、都市国家³⁹と農村共同体など、中間に中央から直結しない社会階層を持つため、「地域」に中央の代官として支配を行うことの意義が極めて限定的にしか發揮されないのでないか。加えていえば、「近世」における商業発達などを通じ、「市民」という独立した利害関係をもつ層が成立したことで、地方統治の目的である、被統治者を明確にし、秩序に服従させることがより難しくなったことも背景にあると思われる。これらの条件のもとでは、地方統治の権威が文化によって

³⁶ 林田伸一「フランス絶対王政期における國務會議裁決と行政の技術」（『成城文藝』214号、2011）を参照。

³⁷ 林田伸一「フランス絶対王政期における地方長官補佐の権限と特任状」（『ヨーロッパ文化研究（成城大学）』27集、2008）を参照。

³⁸ 高津秀之「近世都市ケルンにおける「学者が統治する共和政」の誕生」（森原隆『ヨーロッパ・エリート支配と政治文化』、成文堂、2010）では、16世紀ケルンにおいて「学者が統治する共和政」がどのように誕生したかの背景を考察し、「学識者」を選出する参事会と市長に選ばれる旧来の「名望家」との葛藤を描いているが、選出される領邦国家のなかの地方統治者である「市長」は市民による選出という建前を維持したものであり、そこには中央からの支配の浸透という姿はうかがえない。

³⁹ 中平希「税関連上訴に見る16世紀ヴェネツィア共和国の中央政府・地方都市・農村地域」（井内太郎編『歴史家のパレット』、溪水社、2005）には、中央の「元老院十人サーヴィ委員会」とそこに上訴した「農民共同体」の葛藤が見られるが、地方統治者であった「ヴェネツィア人統治者」については後景に引いてうかがうことができない。

保障される必要がなく、しかも被統治者の側にあっても、統治を受け入れる上で必要な根拠となる共通の意義づけ・象徴が存在しないのである。オスマン帝国においても、軍人を基準とし、その統治対象となる農民・商人に対し、徵税という関係で結びついているという状況はこれと類似したものと考えられる。

中央からの秩序の浸透という事態を考える上で非常に興味深いのが、近代以降における「国民」への再編、そして「記憶」の構築という問題である。ピエール・ノラ編の有名な論文集『記憶の場』⁴⁰は、近代以降の「記憶」の再利用と読み替えを通じたシンボル化・伝統の創造を主な対象としているが、その中で大きな主題のひとつとなっているナショナリズムの浸透とそれに伴う「国民」の形成という問題は、言葉を換えれば、「地域」を介さない中央からの秩序の浸透の問題であると言える⁴¹。この論文集はフランスという一国家を舞台にしたものだが、近代以降の「国民」の創造が、共和制あるいは議会君主制という違いはあれ、世界的に展開されたのは確かだろう。そして、既に述べた、「近世」における「市民」を「国民」へと再編する過程で、これまでの「地域」統治者から一律の「官僚」像が形成され⁴²、「国民」と対置されることになり、本章で問題にしている「統治の記憶」は存在する根拠を失うことになる⁴³。このような、「記憶」の再編と、それに伴う新たな政治文化の創造が近代に行われたことを考えると、中央から「地域」にたいする秩序の構築は、「近世」ではなく近代において形成されたのではないか。秩序の形成、そして「近世」と近代が地域的にどのような差異をもっていたかを考える上で示唆的である。

以上、「治績」の有無とその背景について、各地域ごとに検討を行った。今回の主題である「治績」「名地方官」に類するものについては、現状では東アジア圏以外には存在しない

⁴⁰ ピエール・ノラ編（谷川稔監訳）『記憶の場』全三巻（岩波書店、2002）。ここでの説明は、卷1「対立」におさめられた、谷川稔「『記憶の場』の彼方に」及びピエール・ノラ「序論 記憶と歴史のはざまに」を参照した。また、本書のうち、「ガリア人」アイデンティティの形成を描いたクシットフ・ボミアン「フランク人とガリア人」、そして首都パリと差別化される地方と普通選挙に伴うその再構成を描いたアラン・コルバン「パリと地方」など、この議論に関わる部分を多く含んでいる。

⁴¹ F.K.リンガー（筒井清忠ほか訳）『知の歴史社会学』（名古屋大学出版会、1996）は、20世紀前後のドイツとフランスの教育改革とその「古典」との葛藤を描きだしているが、そこには国民を教育により作りだそうとする二つの国家の葛藤と、そのための歴史教育の重視がうかがえる。

⁴² 例えば、三成賢次「自治と官僚的支配—近代プロイセン地方自治における国家監督」（『阪大法学』49巻3・4号、1999）を参照。

⁴³ 青谷秀紀『記憶の中のベルギー中世—歴史叙述にみる領邦アイデンティティの形成』（京都大学学術出版会、2011）は、修道院から始まった歴史叙述が、15世紀フランドルにおいて君主と都市の間の葛藤を記述上で示し、やがて君主権力の強化によりその支配的記述に収束していくという姿を描き出している。ヨーロッパ圏の特徴として、このような歴史叙述に対する後世の権力からの打倒・記憶の廃棄を繰り返してきた点があるのではないか。革命の記憶の再編を描いたフランソワ・フル「アンシアンレジームと革命」（注40前掲ピエール・ノラ書）の言う19世紀の「（フランス革命以前を）白紙状態とする」人々という図式を併せると、ヨーロッパ圏の時代変遷はそのまま記憶の廃棄・再構成とも言える。

ことが明らかになった。ただ、その東アジア圏の中でも、「治績」の意味づけはそれぞれに異なっている。その背景には、各地域の政治・社会構造の差異があった。王権による政治文化の構築は、東アジア圏以外の地域では徐々に制限されていき、またそれと向き合う「地域」も、徵税をその目的とする地方統治体制のもとではその姿を現すことはできなかった。さらに、「近代」国民国家と記憶の再編を考慮すると、「近代」国家は「治績」などの要素に取って代わり、無意味化するものであったという興味深い推論が得られた。

(3) 中国宋代から「近世」世界を考える —「治績」を中心に

ここまで、中国の「地域・地方統治からみた近世」について、各地域との比較を通じ、差異を通じた特殊性の把握を行ってきた。その結果、東アジア圏以外では共通の要素が見えず、そもそも末端まで伸びる秩序の構造自体がむしろ近代以降に形成されたと思われる事、東アジア圏では共通の要素が存在するが、そこには地域差もまた明確に存在することが明らかになった。本節では、改めて比較のもととなった中国の「地方統治と地域」に戻り、中国宋代の地方統治が「近世」世界の中でどのように位置づけられるのかを考える。

まず、中国の特徴として、皇帝の権威を体現する形での地方統治、ということが挙げられるが、これが他地域とどのような差異を生み出すのかについて考えてみる。例えば、日本の場合、幕藩体制のもと、中央政府としての幕府あるいは権威者である天皇・朝廷は後景に退き、地方統治はあくまで大名の権威で行われる。これと比較した場合、中国は地方官個人が皇帝の権威を代行する状態であり、その統治対象との距離、及び責任に大きな違いがある。一方、ヨーロッパ圏（フランス）の事例の場合、国王の権威のもと、地方官は「地域」に赴き、徵税を中心とした地方統治を行っている。構図としては中国と類似しているが、その国王からの権威が必ずしも「地域」の末端にまで浸透しておらず、その結果中国と大きく地方統治の意味づけが異なることも、前節で述べたとおりである。朝鮮の事例では、中国にモデルをとった、極めて似通ったシステムが行われており、その意味では最も近い地方統治であるが、地域有力者層からの介入を強く受ける構造になっているのが、中国との差異でありまた朝鮮独自の特徴もある。そして、オスマン帝国の事例では、もともと地域の有力者を地方官に任命する傾向があり、皇帝の権威を体現する形の地方統治とは大きく異なっている。各地の差異を考えると、中国の皇帝の権威を体現する形での地方統治の特殊性とは、その皇帝の権威が「地域」に浸透している状態、そして「地域」とは明確に区分された「地方統治」システムの存在にあると言えるだろう。

では、その中国において、「治績」及び「名地方官」という要素が求められたのはなぜか。先ほどと同じく、各地の事例との比較を通じて考えてみる。

中国の「治績」は、冒頭で述べたように、「地域」において中央から派遣された地方官の「治績」から「名地方官」像が作られ、それを人々が受容することである種の「秩序」が（統治者・被統治者の）双方向的に形成される、という構造を持っている。つまり、統治者側（中央政府、地方官）の統治することの正当性と、被統治者側（「地域」の人々）の統

治に対する要求との折り合いの間で成立するものであり、両者の媒介として機能している。まず、先に述べた、地方統治システムの全く違う日本の「治績」の在り方を中国と比べると、二つの差異を見出すことができる。第一に、大きな差異としては、中国の「名地方官」があくまで官僚であり、いわば皇帝の「代官」であるのに対し、「明君」は委任されたとはいえ、独立した統治者、君主であることである。前述の深谷氏は將軍と大名の「明君」が並列し対抗関係にあることに触れ、それが大名の君主=政治的主権者であることを明示しようとする願望に基づくものとし、「藩屏国家」というタームを用い、公儀の下位に従属する「藩屏国家」が、その「国家性」を保持する象徴として「明君」像が存在するとしている⁴⁴。このような従属のなかでの自律性の発現という点では、中国の「地域」意識と通じるところがあるが、中国の「地域」があくまで中央に従属する存在であることを考え合わせると、根本にある支配の構造にやはり大きな差があると言えよう。このことは一方で、中国の「治績」が持っていた「官僚としての実績アピール」という文脈が、日本の「明君録」に全くないことを意味する。第二に、中国の「名地方官」「治績」の浸透範囲が、識字をその区別基準として内包していた「士一庶」の身分感覚のもとで、もっぱら「士」に限定されていたのに対し、日本の「明君」「明君録」が、被統治者である民百姓までも巻き込む形で成立していたことが挙げられる。これは、日本の武士階級が完全に被統治者（特に農民）に寄食する形で階層形成されていたことが背景にある。深谷氏は江戸時代晚期に一揆に参加したとして永牢の処罰を受け、牢内で家族への教訓として支配体制への思考を続けたある百姓を対象に考察を行うなかで、その百姓の思考を支えた体験や志向が江戸後期以降の社会状況のなかで生み出されたものであることを指摘し、そのたどり着いた身分概念の相対化を統治秩序の崩壊に至る歴史的認識の流れのなかに位置づけている⁴⁵。武士階級はその支配と寄食を正当化するため、身分概念を強化する必要があり、そのためには民百姓を巻き込んだ秩序を形成する必要があった。「明君」像もまた、その一環であったと言える。以上の二つの差異を考えると、日本の「治績」は、中国のそれよりも「地域」に密着し依存した地方統治システムのもとで、より深くまで浸透した秩序の体制をつくり上げていると言えよう。

次に、「治績」の無かつたオスマン帝国とヨーロッパ圏（フランス）の事例を考えてみる。前節で述べたように、オスマン帝国の地方官はむしろその地方官の事績を「語らない」傾向を持っていた。このことは、彼らの統治する「地域」に、その成果を発信する必要がなかったことを示している。その理由としては、土地付きの農民及び商人に対し、収税以外の関係性を強く持たなかったことが考えられる。それはブルジョワ階層・新領主層に対する利益調整が主な任務であったフランスの地方官でも同様であったと考えられる。この点から、統治者・被統治者の間での相互関係が、中国のそれと比べて弱いものであり、その境界面にある「治績」を生み出すまでに到らなかった、と考えることができる。

⁴⁴ 前掲深谷克巳「明君とはなにか」を参照。

⁴⁵ 深谷克巳「律儀百姓八右衛門の政道批判」（前掲深谷書）を参照。

これらの比較を通して、中国において「治績」が成立したのは、統治者・被統治者の間の相互関係、「意識上の相互性」が成立し、両者の力の均衡が生まれたことによるものと考えられる。深谷氏が既に述べているように⁴⁶、日本の事例において「意識上の相互性」を促進させたのは、儒学の影響とそれを背景にした統治者の牧民概念、それを理解し共有する被統治者という要素である。儒学が媒介になったことで、顕在化したのは確かであろう。ヨーロッパ圏においても、中世以来、君主に「徳」が求められ、臣下からあるべき姿を要求されるという状況があったのは確かである⁴⁷。しかし、その「徳」の範囲は宮廷と首都周辺に限定されたものであり、「地方」を秩序・文化のもとで統合するという志向は絶対王政期にはみられなかった⁴⁸。加えて、被統治者である「市民」層においては、階層内での相互扶助が「福祉」として認識されており、支配者からの「恩恵」を求める必要がもともと薄かったという状況があった⁴⁹。これらの状況を考えると、「意識上の相互性」は、確かに東アジア圏の「近世」において発揮された現象であり、ヨーロッパ圏においては、あったとしても限定的だったと言える。

そして、中国の「地域・地方統治」が、「近世」という時代とどのように関連付けられるのかを考える。既に述べたように、宋代という時期は中央集権・官僚制そして科挙社会と地域士人といった「近世」に関わる要素の成立した時期であった。この「近世」について各地の要素との共通項を併せると、「近世」という時期は、「国民国家」という体制が出来上がる以前の、王朝政権を主な担い手とした段階であると言え、その王朝政権で共通に直面していたのは、経済そして統治システムの発展に伴い、人々をより強力に把握する必要が生じていたことではないかと考えられるのである。「国民」という仮構も、あるいは管理するための科学技術もない状態で把握を強化するためには、共通の秩序を浸透させることができもっとも有効な手段であったと言える。その秩序を体現したのが、中央の出先機関である地方官であり、またその残した「治績」であった。その統治システム自体も「近世」の間に発展し、より強固な統治の「伝統」として地域に根を張ることになった。最終的には、地域が歴史的に他の地域から分かたれ、自律性をもつものとして形成されることに至る。地方統治は、その中央への求心性と自律性への遠心性を共に備え、「近世」社会の変遷をうかがう際の有効な定点となる対象なのである。

ここで、日本の「明君」像においてみられた、最終的には庶民まで巻き込む秩序の浸透

⁴⁶ 前掲深谷書を参照。

⁴⁷ 直江真一「「君主の鏡」に見る王のイメージ」（神實秀夫編『西欧中・近世における国家の統治構造と機能』、平成15～17年度科学研究費補助金研究成果報告書、2006）に見られるような、教訓の形をとった臣下からの「あるべき王」像の提示は相互性をうかがわせるが、一方でそれが直接面会する臣下に対する態度集であることには注意が必要である。

⁴⁸ 前掲アラン・コルバン「パリと地方」を参照。また、オスマン帝国においても、その地域史が主に「都市史」の形で著されたということが、この内容と即応している。

⁴⁹ 岩崎周一「<中央>の地域史—近世ハプスブルク君主国およびプロイセンにおける「中核」地域の特質」（土肥恒之編『地域の比較社会史 ヨーロッパとロシア』、日本エディタースクール出版部、2007）にみられる、「諸身分」とされる人々の動向はそれを示している。

力について、それが「近世」的秩序の持つ指向性なのかという問題を考える。既に述べたように、深谷氏はそれが最終的に統治体制を瓦解させる要素であるとし、統治者から出た秩序の理念が被統治者に摄取されることで最終的には現実の統治体制を崩す理念となるというイメージを提示している。このような、統治秩序の浸透による政治理念の再構築、という図式は、朴薫氏の提示する東アジアの近世王朝（幕府を含む）末期に共通する、庶民が「士」化して政治参加を求めるという現象と関連するものである⁵⁰。そして、この「政治理性の獲得」という点は、近代の「国民」再編、そして近代的「記憶」の再構築とも通じることを考慮せねばならない。

以上のように考えてみると、中国の「地域・地方統治」と「近世」とは、中国が「近世」という段階に入った時点での必要な秩序による支配のありかたとして位置付けられたものであり、その政治文化・社会構造の面では表裏一体のものであったと言える。ただ、日本の例からも見えるように、その方法は最終的に「近世」統治体制の瓦解をも含意するものであつたことにも留意しなければならない。

おわりに

本章では中国宋代の「地方統治と地域」に見られる要素が、世界史的にどのように意義づけられるかを目的に、その「治績」「名地方官」という要素が他地域にも存在するのかを分析し、その結果を踏まえ、世界史的にみた「近世」中国の「地方統治」の特殊性を検討した。その結果、地方統治のシステムに反映された統治者・被統治者の関係性が、「治績」の有無、そして「治績」の意味付けの地域差として表れていること、統治の「意識上の相互性」は「近世」または近代に入ってから発生する要素であることを、事例から示すことができた。そして、中国の特殊性とは、地方統治システムの統治者・被統治者の明確な区分に裏付けられた、地方官と「地域」の均衡の表れ方に示されているとした。

改めて、中国宋代の「地方統治」「治績」を研究する意義を考える。「近世」中国の「地方統治」は、先に述べたように地方官と「地域」の均衡により成立するものであり、その均衡は「地域」が表面化した宋代以降に生まれたと考えられるものである。以後の中国社会が、その均衡を基本的に維持したまま、地方統治のシステムを変えずに近代まで至ったことは、中国の伝統社会を理解するうえで、地方統治がどのように均衡を維持したのかを理解することが重要な要素であることを示している。均衡状態の表れが「治績」に表現されているとすれば、その「治績」の形成から「地方統治」を考えるという方法が有効となるだろう。

「治績」を考える際に、興味深い文章がある。岸本美緒氏は明末清初（氏のいう中国の

⁵⁰ 朴薫「幕末維新政治史と士大夫政治文化の挑戦—近世東アジア政治史の模索」（シンポジウム「『近世化』論と日本—『東アジア』の捉え方をめぐって」における報告、於東京大学駒場キャンパス、2013年1月）。清水光明による開催報告とコメント（『歴史学研究』906号、2013）を併せて参照。

「近世」期である）の概説の最後に、次のように書いている⁵¹。

ハバーマスなどの描く西欧「市民社会」の理念的モデルとの相違として私が強い印象を受けるのは、明末地方社会の政治的高揚を支えたものが「論議する公衆」の「批判的理性」というよりは、勧善懲惡的なドラマへの熱狂的参与であったという点である。

この文章のうち、最後の「勧善懲惡的なドラマへの熱狂的参与」の背景として、歴代の「名地方官」たちが担ってきた善政（「治績」）も含まれるのではないだろうか。岸本氏が挙げたような明末地方社会の庶民を巻き込んだ政治的高揚は、一方では「名地方官」たちが体現していた秩序を自らの手で実現させようとするものではなかっただろうか。それは中国明末社会の特徴であり、また人々を動かす動源の性質の差であると言えるが、その一端にこの「名地方官」に示される地方統治の差を置くことができるだろう⁵²。では、実際に「治績」はどのように人々の間で取り扱われ、人々を動かす動源となり、また地方官と「地域」の間の均衡を表現してきたのか。次章以降では、その現れ方及びその形成に関わる要素をめぐり、考察を行っていく。

本章では各地域との比較という方法で、「地方統治」の地域差やさまざまな側面を述べた。これはその冒頭で述べたように、限定的な研究史上の整理であり、オスマン帝国・ヨーロッパ圏における中央の権威の発現の仕方や「地方統治」と地方社会の関係、といった各地域の必要な細密比較を行うことがまだ必要である。また、今回言語的な限界から外れた諸地域の「近世」の現れ方、さらには「近世」という時期的・内容的に散乱している概念自体の検討も必要となる。今後の課題は山積しているが、本章はその比較議論に一端を築こうとしたものである。例えば日本史のように、社会構造や地方統治システムに大きな違いがあるが、その間で共通の「治績」「名地方官」という概念が存在する場合、その概念をそれぞれの社会がどのように解釈し取り扱ってきたのかを通して、その二つの社会の差異を明らかにし、そこに属する人々の考え方を理解するきっかけを作れればと考えている。

最後に、積み残しになってしまった「近世」概念への手がかりとして、「近世」のもつ普遍性の一端を、「地方統治」という視座から簡単に仮定してみる。「近世」は、今回の分析では、予め「現代まで連続しうる伝統が構成された時代」として定義されていたが、一方で人身把握を「秩序」という統治者・被統治者の相互了解に基づく形で構築するのは、「近世」から近代にかけておこる現象であるという結果が出た。「近世」における「秩序」の目的と近代の「秩序」の目的は違うため、単純な同一視はできないが、中央から「秩序」の

⁵¹ 岸本美緒・宮嶋博史『世界の歴史 12 明清と李朝の時代』（中央公論社、1998）より、「4 後期明帝国の光と影」、p194。この文章のあとに、岸本氏はその政治的スタイルの質が現代の「大衆路線」「個人崇拜」といった政治スタイルに受け継がれている可能性を示唆している。

⁵² この「勧善懲惡的なドラマ」が東アジア全域に共通することについては、金文京氏による「水戸黄門」を中心とした比較検討がある。金文京『水戸黄門「漫遊」考』（講談社、2012）を参照。ただ、今回の議論における日本の「明君」の位置づけとも関連するが、民と直接対面する存在を「中央の君主の権威を代理する者」として考えるか、「中央と民を媒介する者」としてとらえるかによって、その位置づけは大きく変わる。

形で人身把握を行う、という方向性⁵³が一貫して検出されたことは、「近世」を考える上で重要ではないだろうか。そして、相互了解の「場」となる中央の末端と人々が触れ合う「地方統治」において、発生する現象を考えることが、「近世」の普遍性、及び近代の差異と葛藤に迫る方法なのではないか、と考えられるのである。

⁵³ 渡辺浩氏は、江戸時代を通じて、さまざまな表象（見えるもの）による「御威光」の支配が浸透していたと述べている。渡辺浩『東アジアの王権と思想』（東京大学出版会、1997）を参照。一方で、M.フーコーが「パノプティコン」（懲罰と教誨のための一望監視施設）を比喩的に用いて語ったように、近代以降は人々を一括で監視・管理し、逆に人々からはその監視者・支配者の存在を隠匿するという支配構造が希求されるとする。M.フーコー（田村淑訳）『監獄の誕生—監視と処罰』（新潮社、1977）を参照。今回述べた「相互了解」の図式は、この二者を横断するとともに、二者のズレが何に起因するものであるのかを改めて問うものである。その意味では、明治維新直後の日本において、「パノプティコン」施設が建設されていたという事実は興味深い。ダニエル V.ボツマン（小林朋則訳）『血塗られた慈悲、鞭打つ帝国』（インターフト、2009）を参照。

第3章 治績の記載と地方統治 一張詠「抜茶」事例をめぐって

はじめに

伝統王朝期中国の地方に生きた人々にとって、中央から派遣される地方官は政府の代表とも言える存在だったであろう。周知のとおり、地元との癒着を避ける観点から、地方官が出身地に派遣されることはない原則であった。他郷出身の地方官は、地元の人々にとって、短期的「訪問者」でもあった。他方、自らの地域を訪れた著名な人物とその善政の記憶は、地域の歴史を語り、誇る上で必要な要素でもあった。統治の成果は「治績」として地方志などの史料に記述され、地域の歴史の一部として語り伝えられていた。

本章は、北宋期の地方官、張詠（946～1015）による地方統治の例が、どのように記載されたのかを通じ、治績の記載と地方統治との関わりについて検討する。伝統王朝期を通じて、治績が記述されたのは、基本的にその地方官の優れた統治方法を称賛し、記録に残すためである。「称賛」する主体が誰であるのか（地域の人々、中央政府、あるいは地方官自身、など）によって、その記載のされ方は変わっていく¹。治績はそれが行われた当時の人々によって書き遺されるばかりではなく、後世においても改めて引用・評価され、さまざまな文章・書籍に転載されていった。

治績の記載には注目したい二つの要素がある。第一は、地方統治観の変遷を表現する面である。治績の記載は単純な地方統治の記録ではなく、後世においてその時期の価値観をもとに引用・再評価することで、記載された時期の地方統治認識を含みこむことにもなる。第二は、善政のシンボルとなっていく面である。官僚とその予備軍である士大夫階層から見れば、治績の記載は地方統治の模範となり、規範意識²につながる。地域の人々の立場か

¹ 須江隆氏は地域文化が地方志や碑文といった地域性を持った文献にどのように表れるかを問う近年の論考のなかで、「碑文が形成された過程や、碑文を構築乃至は修復した意図を考察することにより、地域文化の歴史的特質を解明することが可能となる」と述べている。須江氏の研究は、ある地方官の統治が地域の人々に強い印象を与え、それが地域文献に記載されるという過程を示しており、地方官に対する地域のまなざしに近づいている。須江隆「修復された碑文「唐縉雲県城隍廟記」—記録保存の社会文化史研究に向けて」（『立命館文学』619号、2010）。地域性の文献に関連する研究としては、その他、同「吳郡圖經續記」の編纂と史料性—宋代の地方志に関する一考察」（『東方学』116輯、2008）、「ある北宋知識人の日常と生涯—朱長文に関する伝記史料の解析を中心に」（『史叢（日本大学）』78号、2008）、「宋代地誌序跋文考（一）」（『人間科学研究（日本大学）』4号、2007）、「宋代地誌序跋文考（二）—『乾道四明圖經』の史料性に関する二、三の考察」（『人間科学研究（日本大学）』6号、2009）などを参照。

² 地方統治のあるべき理想像、が統治の規範意識である。筆者は宋代（特に南宋期）に、士大夫階層の成長や出版の発達などにより、士大夫階層の中に模範的な地方官像が形作られたのではないかと考えている。「地方官像」とは、ある地方官が任地における治績と結び付けられて語られた記述の集合であり、文集・地方志や碑記・政書などに記載される。多くの場合、注目に値する治績を残した地方官が記録され、後世の模範となっていく。従って「地方官像」は3つの側面を持っている。ある個人のイメージ・地方統治のイメージ・善政のイメージである。それらの記載が、後の士大夫階層に読まれ引用・利用さ

ら見れば、著名人あるいは善政の記録であり、地域の歴史を語る上で必要な要素となっていく。この二つのありかたによって、統治の記憶は重層化される³。重層化された統治の記憶は、地域に結び付けられた記憶として、中央から派遣される地方官・地域士人の両者に共通して反復または語り直しが行われる。それにより、地域に結び付いた価値判断、「伝統」を形成し地域意識を形成していくのである。そして、治績を記載する地方志などの史料や治績の記載形式ができあがったという点で、宋代という時代はひとつの画期であったといえる。

伝統王朝期における地方統治に関する研究は、既に制度・経済・社会など様々な角度から行われ、その蓄積は膨大である⁴。だが、治績の記述から地方統治の変遷や地域感覚の形成を分析するものは管見の限り見当たらない。本章はこの問題の検討を通じ、王朝政府がと地域あるいは士大夫階層のあいだで合意される安定した秩序とはどのようなものだったのか、またそれがどのように形成されるのか、の一端を明らかにしたいと思っている。

本章で取り上げるのは、北宋の地方官、張詠が茶を抜かせ（以下、「抜茶」）、桑を植えさせたという崇陽県における治績が時代によってどのような意味を持ち、どのように扱われたかという問題である。

宋代から隔たることおよそ 600 年、清朝の同治五年（1866）に湖北省の崇陽県（後掲の地図参照）にて刊行された（同治）『崇陽県志』には、編者である知県、高廷佐の序文とし

れることによって、地方官像の記述の数量は増大し、士大夫の認識中に定着していくのである。小二田章「「名臣」から「名地方官」へ」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊 53 輯、2008、本稿第二部 3 章）を参照。

³ ピーター・ボル氏の研究は、金華を題材にした一連の研究の中で、地域における士人たちの知的交流と地域における「知の伝統」の形成過程を明らかにした。その研究は道学者たちによるローカルネットワーク形成を重視する立場から、南宋期を「地域意識の確立の画期」とみなすものであり、人々が地域に結びつきを感じ共有する意識、地域意識を重層的に解明しようとする点で先駆的であるといえる。Peter K.Bol, "Neo-Confucianism and Local Society, Twelfth to Sixteenth Century: A Case Study", Paul J. Smith ed. *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History*, Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2003、ピーター・ボル（鈴木弘一郎訳）「地域史と後期帝政国家について—金華の場合」（『中国—社会と文化』20 号、2005）、及び Peter K.Bol, *Neo-Confucianism in History*, Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2008 の該当部分を参照。

⁴ 中央政府の側から見た統治の手段としての地方官に対する研究は、宮崎市定氏に始まり、佐竹靖彦氏の一連の研究などに代表される「郷村支配」という視点により進められた。郷村の搾取に立脚する政府という関係を軸に、郷村—政府の対立間をつなぐ存在としての胥吏に着目し、彼らに依存する地方官ないし地方統治の限界を描き出した。宮崎市定「胥吏の陪備を中心として」（『史林』30 卷 1 号、1945）及び「宋代州県制度の由来とその特色」（『史林』36 卷 2 号、1953）、佐竹靖彦「『作邑自箴』の研究」（『人文学報（都立大）』238 号、1993）などを参照。なお、「郷村支配」については、小林義廣「宋代の論俗文」（宋代史研究会『宋代の政治と社会』、汲古書院、1988）、及び赤城隆治「近世地方政治の諸相」（佐竹靖彦ほか編『宋元時代史の基本問題』汲古書院、1996）を参照。一方の地域から見た地方官の研究は、近藤一成「宋代士大夫と社会—黄榦における礼の世界と判語の世界」（『宋元時代史の基本問題』、汲古書院、1996）などがあるが、まだ数量的にも不足である。

て以下のような記載がある。

かつて史書を読み、張乖崖（詠）が崇陽を治めて茶を抜いた事を知り、その深謀遠慮にして先見を持ち将来の害を予防したことに感じ入った。民の父母たる者はすべて真摯に人々を守るべきであり、乖崖を模範とするはずだ。地方に生まれた者として煩いや悪いが解消されたなら、乖崖を徳とするはずだ。（張詠が）命令を発した当初はまだ害が起きておらず、先にその利益を棄てたのは、常人には簡単に出来ないことである。

…⁵

ここで褒め称えられているのは、張詠が行った「抜茶」である。それは地域の模範的・代表的な治績として扱われている。しかし、それに続けて述べられているのは、当地が現在、外国に輸出する紅茶の栽培により栄えていることである⁶。これは茶を抜いたこととは反対のように見える。ただし、茶を抜くこと自体が利益となりつづけないにしても、「張詠の『抜茶』の政は、千万年後でもやはり行うべきものなのである」と結論付けている⁷。このような張詠に関する言及と礼讃は序文の相当な部分を占めており、当時の崇陽県で、600年前の宋代の治績が重要なシンボルとなっていたことをうかがわせる。また、（同治）『崇陽県志』の記載内容からは、多数の張詠関連の史跡、張詠が個人の廟や名宦祠にて祀られ、誕生日である七月二六日に祭が行われること、張詠の詳細な伝記、など張詠を重視していることがうかがえる⁸。また、この地方志のみならず、清代の史料には、かつての善政の事例として、張詠の「抜茶」事例を引用するものが少なくない⁹。

本章では、治績から地方統治と地域のありようを描く試みとして、好適な事例であるこの崇陽県における張詠の「抜茶」を例として考察を行いたい。特に、張詠が地方官を務めた北宋初期から清末までの「抜茶」記述の変遷を大きな視座で眺めてみる¹⁰。治績が当時地域社会でどのような意味を持っていたのか、どのような過程で治績記述が形成されたのか、そしてどのように人々に浸透して行ったのか、など多角的に分析する。さらに、その分析

⁵ 菴讀史、至張乖崖宰崇抜茶一事、其深思遠慮先事預防。凡為民父母誠求保赤、顧不當以乖崖為法乎。凡為地方子民消累弭患、顧不當於乖崖是德乎。但發令之初害未形而先除其利、有未易與庸衆期者。…（[同治]『崇陽県志』高廷佐序）。

⁶ 近來崇之為利則在紅茶。…今紅茶行而各省之商至矣。食物用物百貨如泉蔚然、一大觀矣。…今日乖崖宰此倅以抜茶之政行之、民之樂從與否、未可知也。且不特不以為善政而以為虐政、道路側目群相怨咨、亦不可知也。（[同治]『崇陽県志』高廷佐序）。

⁷ 而乖崖抜茶之政、雖千萬年行之、可也。夫防微杜漸、宰官責也。（[同治]『崇陽県志』高廷佐序）。

⁸ （同治）『崇陽県志』卷二「建置」の「列星堂」「香露亭」「乖崖祠」「北峯亭」「白泉陂」「孔塘陂」「甘棠橋」「名宦祠」および卷六「職官 知県」の「張詠」を参照。

⁹ 清代の史料については、菊池秀明氏、水盛涼一氏のご教示を得た。記して感謝したい。

¹⁰ 筆者はこれまで、范仲淹、孫沔、戚綸そして胡則といった個人の地方官及び杭州という地域を対象に考察を行い、地域から見た地方官に対する認識とその評価のされかたを明らかにしてきた。本稿第二部の各章（前掲「名臣」から「名地方官」へ」の形成、「北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に」（初出：『史觀』165冊、2011）など）を参照。

を通じ、地方官と地域の関わり方がどのように変化したのか¹¹、士大夫階層の考える地方統治の規範意識とはどのようなものか、という問題の一端を回答できればと考えている。

(1) 茶樹を抜く 一張詠の抜茶とその周囲

まず、今回の考察対象となる治績について紹介する。

(張詠) 公が崇陽の県令であったとき、民は茶を生業としていた。公は「茶の利益は官に厚いので、きっとこれを専売にするだろう。早く（茶を）自分で變えるのに越したことはない」と言った。そこで茶を抜き桑を植えるよう命じたが、民はこれを苦ししく思った。その後茶が専売化され、他の県はみな失業したが、崇陽は（養蚕用の）桑がすでに定着し、絹を生産しての年に百万匹も北方に輸出するに至り、その豊かさは今に至っている。初め命令した際、通城の一郷だけ従わなかった。その後分かれて県になったが、民は今でも貧しいままである。

公が崇陽にいた際、城門の下に座っていると、村人が野菜を背負って帰るのを見かけた。どこからそれを得たのかと聞くと、「市で買った」という。公は怒って、「おまえは農村に住みながら自分で植えずに食うとは、何と怠け者なのか」と言った。そこで（農民を）答うってから帰した¹²。

¹¹ 近年宋代史研究において、最も活況を呈しているのは地域史と地域意識の形成という問題である。宋代以降、地方志などの地域文献が増加し、現代にまで至る中国各地の地域区分と地域性の萌芽がみられることは、既に数多くの論考によって述べられている。宋代における「地域性」の研究は、主に地域に生きる士人に着目し、それが中央政府における官僚としての榮達を離れ、地域の主導的役割を担っていく過程を描き出してきた。一方、中央から地方統治のためにやってきた地方官たちが地域と接触する中で、地域の側からどのように見られていたのか、という課題がある。宋代以降の地域文献が主に地方統治の区分を元に成立し、その内容に地方官の項目を含むなど、地方統治は地域史と地域意識の形成にとって重要な要素であるといえる。議論の過程については、Paul J. Smith ed. *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History*, Cambridge, MA:Harvard University Asia Center, 2003、包偉民「精英們“地方化”了嗎—試論韓明士『政治家与紳士』與“地方史”研究方法」(『唐研究』11巻、北京:北京大学出版社、2005)及び包偉民・魏峰「宋人籍貫觀念述論」(『浙江大学学報(人文社会科学版)』、2007年1期)などを参照。個別の研究としては、岡元司「南宋期温州の地方行政をめぐる人的結合」(『史学研究(広島大学)』212号、1996)、小島毅『中国近世における礼の言説』(東京大学出版会、1996)、須江隆「唐宋期における社会構造の変質過程—祠廟制の推移を中心として」(『東洋史論集(東北大学)』9号、2003)、山口智哉「宋代郷飲酒礼考—儀礼空間としてみた人的結合の〈場〉」(『史学研究(広島大)』241号、2003)などがある。

¹² 張其凡整理『張乖崖集』(中華書局、2000)附集卷六「忠定公遺事」。「公令崇陽、民以茶為業。公曰、茶利厚官將權之。不若早自異也。命拔茶而植桑、民以為苦。其後摧茶、他縣皆失業、而崇陽之桑皆已成、其為絹而北者歲百萬匹。其富至今。始令下惟通城一郷不變、其後別自為県、民亦貧至今也。」及び「公在崇陽嘗坐城門下、見里人有負菜而歸者。問何從得之。曰、買之市。公怒曰、汝居田里不自種而食、何惰耶。笞而遣之。」該文には「右見談叢」とあるため、元は陳師道『後山談叢』巻三の記載と思われる。なお、この「忠定公遺事」の部分は、南宋末に出版された『乖崖先生文集』には既に含まれていた

この事例は、北宋初期の張詠の鄂州崇陽県における治績の記録である¹³。崇陽県は張詠の初任地で、太平興国五年～雍熙元年（980～984）の間、地方官を務めた。その後、彼は知益州など、地方で多大な功績をあげたほか、中央にあっても枢密直学士などとして活躍した¹⁴。

ところで、史書など公的な編纂史料には「抜茶」についての記述はなく、この治績が実際に行われたものなのか、それとも「名臣」をみずから地域の名地方官として誇るために作られた逸話なのか、現在残っている記載からは判別できない。

ここで注目されるのは、この張詠の「抜茶」という行為が、民の利益を守るという目的で行われていることである。張詠は、中央から派遣された地方官であり、その基本は中央に利益をもたらすことにある。「抜茶」をすることで、中央の茶の専売による利益を減らすのは、地方官としての本来の任務とは矛盾した行為に思われる。この治績は何を評価されて、記載されたのであろうか。そもそも、地方官として茶の樹を抜いてもよかつたのであろうか¹⁵。

当時の崇陽県の状況を先行研究に沿う形で概観してみる。崇陽県は荊湖北路の鄂州に属し、州治の江夏の南四百七十里に位置し、江西寄りの山間部に面していた¹⁶。その成り立ちを見れば、唐の天宝二年（743）に蒲圻県から二千戸を分離する形で「唐年県」として設立

とされ、筆者は静嘉堂文庫蔵『乖崖先生文集』（影宋元鈔本とされる）にて確認した。

¹³ 崇陽県における張詠の治績については、その水利事業に着目した陳曠「宋代地方水利秩序的構建与伝承—以崇陽県白泉坡与乖崖祠為中心」（『武漢大学学報』64巻1期、2011）がある。ただ、陳曠氏は水利という側面のみを切り取っており、「抜茶」には特に触れていない。

¹⁴ 張詠の略歴は以下である。「張詠、字復之、號乖崖、諡忠定。出身地に因み九河公とも呼ばれる。濮州鄆城の人。太平興国五年（980）の進士。知崇陽県を皮切りに、地方官として業績を挙げ、李沆・寇準らの推薦で中央官となり、枢密直学士として太宗の信頼を得る。その後、知益州となり、反乱討伐・民衆慰撫に大きな功績を挙げ、蜀の民から畏愛される。中央官を経由して知杭州となり、救荒に成果を挙げる。その後行政が混乱する知益州に再び任じられ、安定化に寄与するが、持病の頭部腫瘍が悪化、たびたび小郡への転出を要請するがその治績ゆえに容れられず、知昇州（江寧府）に移り、最後にやっと容れられて赴任した陳州にて死去。豪快な性格で気性が荒く大言壯語を好み、統治は厳格なものであった。著作に『乖崖集』十巻がある。」（以上、昌彼得ほか編『宋人伝記資料索引』（台北：鼎文書局、1979）を元に、前掲『張乖崖集』中の張其凡による前言「張詠事文考述」をあわせて参照した。）かつて、筆者は「名地方官」化する范仲淹—張詠との比較を通して」（2008年度三田史学会発表、於慶應義塾大学、2008年6月）にて、張詠の治績記述を概括し、彼を北宋初期の政府から公認された名地方官のひとりと位置付けた。

¹⁵ 「抜茶」について、日本におけるほぼ唯一の張詠に関する専論である国方久史「張詠とその時代（1）（2）（3）」（『吉備国際大学研究紀要』2、3、4号、1992～1994）では、「張詠の政治姿勢」によるものとして、「単に宋朝中央にとって好都合な施策を行うのではなく、その地域の特性と利害を十分に認識した上で諸施策を講じている」と評価している。

¹⁶ 楊国安（森田明訳）「塘堰と灌漑：明清時期湖北南部郷村の水利組織と民間秩序」（『水利史研究』37号、2008）は、この地域は気候温暖・多雨の典型的な亜熱帯気候であり、丘陵地形で渓谷・急流が多く、塘・堰といった中小の水利施設向きであると述べている。

され、その後南唐の統治を経て宋朝の統治下にはいり、開宝八年（975）に「崇陽県」と改められた。開宝年間当時の県に対する格付けでは最上級の「望」（首都周辺を除き最高のランク）とされており、このことは崇陽県が四千戸以上の規模を有していたことを示している¹⁷。鄂州の7県の内では州治や軍治である江夏や武昌（「繁」）よりも格が高く、7県中最大の戸数を誇った。張詠の赴任した時期、北宋政府は対北漢戦争に注力しており、また荊南・南唐といった周囲の勢力が宋朝に降伏して日が浅く、この地域は依然不安定であったといえよう¹⁸。そのことは、次の史料からもうかがえる。

段少連、字は希逸、開封の人。…大中祥符末に服勤詞学科に挙げられ、選抜され知鄂州崇陽県に任命された。崇陽は劇邑であり、張詠より後は（善政の）後継者は未だいなかった。（段）少連の統治は称賛を得、それ（張詠）以上であった。その後抜擢されて官は天章閣待制に至った。…¹⁹

この史料からは、張詠の統治が高い評価を受けていたことがうかがえる²⁰。ただし、「抜茶」を行ったことは、既に述べたように同時期の史料からはうかがうことはできない。

では、当時、茶にはどのような意味づけがなされていたのか。北宋初期における茶法の研究を参考として概観してみる。当時の宋朝は茶販売の面で、新たに統治下に入った江南の茶商人と競争関係にあった²¹。当初茶の販売では江南商人が圧倒的優位にあったが、宋朝はそれを抑制し、北方の軍需物資確保につなげようとして、乾徳二年（964）以降も、江南商人の抵抗をうけながら、急速に専売システムを構築していった²²。「茶引」という手形の使用を核とした専売体制は、雍熙年間（984～87）にはほぼ成立しており²³、至道元年（995）のいわゆる「三説法」によりその形を確定させた²⁴。その後、景德二年～大中祥符八年（1005

¹⁷ 王存『元豐九域志』卷六「荊湖路 北路 鄂州」。

¹⁸ 赴任に当たって、友人である王禹偁が張詠に対し送別の詩を送っているが、「將拯其弊、非聖人孰能制乎」「江流之南郡大惟鄂、鄂人得賢亦孔之樂」といった激励の内容からも、張詠に対する期待と任務の難しさが見て取れる。王禹偁『小畜集』卷一九「送公宰崇陽序」を参照。

¹⁹ 段少連、字希逸、開封人。…大中祥符末舉服勤詞學科、中選釋褐知鄂州崇陽縣。崇陽劇邑、自張詠後未之繼者。少連治譽、仍出其右。累擢至天章閣待制。（曾鞏『隆平集』卷一四「侍從」）。

²⁰ 比較的評価される統治を行ったことは、張詠の行状にも見える。明年進士及第、釋褐大理評事知鄂州崇陽。尤厲風節、大江之南民裕文敝、囚以手而上下、獄為人而重輕。公廉知其狀、痛繩以法、精力于職、擿伏如神、洗其銳薄、鎮之忠厚、吏樂其職、多一笑而歸休。民協攸居、或減年而從役。（宋祁『景文集』卷六二「張尚書行狀」）。

²¹ 梅原郁「宋代茶法の一考察」（『史林』55卷1号、1972）を参照。

²² 河上光一「宋初の茶業・茶法」（『東方学』6輯、1953）及び前掲梅原論文を参照。

²³ 板橋真一「宋初の三説法に就きて」（『集刊東洋学』52号、1984）を参照。

²⁴ 前掲板橋論文、及び佐伯富「宋代林特の茶法改革について」（『東方学』17輯、1958）、同「宋代仁宗朝における茶法について」（『岡山史学』10号、1961）を参照。なお、蛭田展充氏は、研究で使用されている「三説法」の認識・解釈がまちまちであることを指摘し、その整理を図っている。蛭田展充「沈括「三説法」条の再検討」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊48輯、2003）及び草野靖「三説法—宋初の榷易法」（『熊本

～15）にかけて行われた林特²⁵らによる茶法改革により、専売はより強化され、財政上大きな成果をあげた。地方官には茶を徴収するノルマがあり、集められない際は罰則規定があった。専売は華北への販売を担う北方商人に多くの利益をもたらしたが、利益を奪われる江南商人との角逐を生んだ。専売システムは以後改革と挫折を繰り返した。嘉祐四年（1059）には専売を緩め、条件付きで茶戸と商人の販売関係を認める「通商法」が成立した²⁶。崇陽県においていつから専売が施行されたのかは厳密にはわからないものの、張詠の「抜茶」が行われたとされるのは専売が目前に迫ったころである。

以上が、「抜茶」が行われたとされる時期の状況の概観である。ただ、注意しなければならないのは、この治績が史料に記載された時期がいつだったかということである。「抜茶」が行われた時期ばかりではなく、その記載時期にも着目する必要があるだろう。次節では記載時期とその当時の社会状況について見ていく。

（2）治績の形成 —嘉祐四年の周囲

「抜茶」はいつごろ記述として表れるのか。張詠の伝記史料として、早い段階で制作されている史料には行状（宋祁撰、天禧四年[1020]以前）²⁷と墓誌銘（錢易撰、天禧四年[1020]）²⁸があるが、「抜茶」についての記述は見られない。いつごろから「抜茶」が記載されるようになったかを探る手がかりは、神宗期ごろ（1068～1085）に制作された沈括『夢溪筆談』の記載に見える。

嘉祐の中ごろに茶法が改められ、湖湘の民は茶租に苦しんだ。ただ崇陽のみ茶租が最

大学文学部論叢』史学編 25 号、1988）を参照。

²⁵ なお、張詠と、茶専売の推進者である林特・丁謂・王欽若らには政治的対立関係があった。前掲佐伯論文、及び吉岡義信「北宋初期における南人官僚の進出—特に王欽若・丁謂の場合」（『鈴峰女子短期大学研究集報』2号、1955）は、この対立を張詠（北方）・丁謂ら（南方）という出身地に基づいた「南北対立」と位置付けている。しかし、板橋真一氏は、「三説法」制定者とされる陳恕と「通商法」の最初の立案者であり専売の反対者であった劉式が共に旧南唐の官僚であったことを指摘する。前掲板橋論文を参照。また、副島一郎氏は、文学研究の立場から、張詠が徐鉉や宋白を中心とした南方人系の文章家グループと交友を結んでいたことを明らかにしている。このような構図から見ても、単純な南北対立とは言い切れない。副島一郎「宋初の古文と士風—張詠を中心として」（『櫛櫻（早稲田大学）』12号、2004）及び小林和夫「徐鉉逸話考」（『史觀』134冊、1996）を参照。

²⁶ 前掲佐伯論文を参照。なお、この時の「通商法」は、北方軍需物資供給の見金化を図り、茶引の使用割合を下げようとする目的と対になっていた。前掲蛭田論文、同「宋初陝西の軍糧補給政策」（『史滴』19号、1997）及び熊本崇「薛向略伝—北宋財務官僚の軌跡」（『集刊東洋学』51号、1984）を参照。

²⁷ ただし、この天禧四年には宋祁はまだ科挙に合格しておらず、撰者が仮託である可能性がある。『張乖崖集』附集卷一「行状」中の宋祁「張尚書行状」とその按文を参照。なお、行状と墓誌銘の成年は、張詠の葬儀が天禧四年（1020）に行われたことをもとに推定した。

²⁸ 『張乖崖集』附集卷一「碑銘」中の錢易「宋故樞密直學士禮部尚書贈左僕射張公墓誌銘」を参照。

も少なかったので、民は他の地域を見て公の恵みを思い、立廟してこれに報いようとした。²⁹

これによれば、嘉祐年間に茶の専売が強化されたことから民が茶を伐採させた張詠の恵みを思い、廟を建てて祀ったという。廟が建てられる際には、その由来を示す記が制作されるのが通例である。そのような廟記は残っていないが、現存する中で最も早期の廟記に「抜茶」の記載があることから、その際の廟記にも記載されたであろうと推測される。ただ、専売強化を理由に「抜茶」を行ったとする内容は『夢溪筆談』以外の史料に見られず、それが張詠の廟や「抜茶」の記載理由であるかは、はっきりしない。また、前述のように、1059年には茶の専売を緩める「通商法」が成立していたが、これをどうとらえるかによつても「抜茶」を記載した意味づけが変わってくる。「通商法」によって茶生産者の負担が下がったと考えるのであれば、「抜茶」は茶を抜くことの利益が下がった時期に記載されたことになる。他方、「通商法」で茶生産者の負担が上がったと考えるのであれば、そのような時期に堂々とそれに反対する内容を称揚することは難しいように思われる³⁰。ただ、専売の強化・緩和のいずれにしても、嘉祐四年の「通商法」制定が立廟・作記の契機であると考えられる。

次に、先ほど述べた現存する中では最も早い廟記、「張忠定公祠堂記」について、興味深い点を取り上げて分析を行う。これは、營丘の人、当時崇陽県の知県から江西臨江軍の軍事推官兼知新淦県に異動した王欲によって、元豐三年（1080）に記された。第一に注目したいのは、張詠の事蹟を誰が知っており、誰が伝えるかという部分である。まず、この廟記の書かれた理由については「乖崖祠堂記は崇陽の民のために記すものである（乖崖祠堂記、為崇陽民記也）」と記されている。崇陽の民が、この廟記の対象なのである。次に、張詠の崇陽における善政についての記憶や伝承について以下のようにある。「その風聞や善政は今まで残り、三尺の童子でもよく知っている（蓋流風善政、遺之至今、雖三尺童子能伝）。ところが一方では「然るに公の蜀統治の跡は、世の人皆が知つて多くが伝承されてゐるが、崇陽におけるその美德や想いについては、士大夫はそれを知り伝承することができない（然而公之治蜀之跡、世皆知而其傳之衆也、至於崇陽之遺美去思、則士大夫不能得而伝）。」ともいう。したがつて、「いやしくも崇陽の長官となり、公の祠廟に記載を作り、ただ地域の人に忘れないようにさせるのみならず、広くその伝承を伝えたいと思うものである（欲承乏崇陽尹、以記公之祠、不獨着邑人之不忘、而將廣其傳也）」³¹。注目に値するのは、地域の人々は童子にいたるまで知つてゐるにもかかわらず、「士大夫はそれを知り伝

²⁹ 至嘉祐中改茶法、湖湘之民苦於茶租。獨崇陽茶租最少、民監它邑思公之惠、立廟以報之。（沈括『夢溪筆談』補筆談卷下「補十四卷」）。

³⁰ 水野正明「宋代における茶の生産について」（『待兼山論叢』17号、1983）では、歐陽脩の「通商法」反対の上奏を引いて、「通商法」による茶戸の負担増の可能性を論じている。

³¹ 前掲『張乖崖集』附集卷三、「記」、「張忠定公祠堂記」。なお、この文章は、実際の碑文ではなく、[明] 顔瑞・徐瀚輯『張乖崖事文錄』（弘治三年 [1490]）に記載されたものの再引用である。

承することができない」とあることである。崇陽における張詠の善政は士大夫には知られていない、地域の伝承するエピソードとなっている。そして、著名な蜀における治績を引き合いにしながら、それと比較して知られていない崇陽県の治績を、単に地域の記憶にとどめるのみならず、それを世に広めたいとする撰者の願望を述べている。これらは、張詠の「抜茶」事蹟の伝承を考えるうえで重要なことである。先のように『夢溪筆談』などにも記されていることは、王欲のこのような願いが成功したことを示している。

また、王欲の記の内容は、神宗期の見聞をまとめた朱彧『萍州可談』の内容とも対応する。それによれば、「私が沔・鄂（湖北）に旅した時、人から聞いた話である。張乖崖は初め崇陽の令となり、今に至るまで祀られている。父老は今でもその政事を語ることができる」という³²。朱彧も地元の人間からの聞き書きによってその政事について知ったと述べている。また、「父老は今でもその政事を語ることができる」は、常套句ではあるものの、地元の人間に張詠のこの治績が浸透していたことを表現している。「抜茶」については「ある日吏を派遣し、悉く民間の茶園を伐採」といった、より劇的な表現に変化しており、地域に言葉で伝承されてきた過程を想起させる。

また、哲宗の元符年間（1098～1110）に知崇陽県となった、季幾復の墓誌銘からは、哲宗期以降は張詠の祠廟が地域に定着している様をうかがうことができる。

崇陽の民は荒々しく吏は悪く、もともと難治とされていた。凡そ令となつた者のは多くは罪を得て去つたが、ただ張尚書詠だけは在任六年にして、善政を以て記載されていた。民はその肖像画を作つて祀つた。その後（県令で）民の称賛を得たのは、應通と公だけであった。民は二公を張尚書の脇に配して祀つた。³³

季幾復を賞賛する内容であるが、その中に崇陽の統治が難しく、その中で張詠が名地方官として称えられてきたことが読み取れる。また、名声を得た後任の知県が張詠のそばに祀られたことも張詠が模範的な地方官として高い評価を得てきたことを示している。

また、張詠の治績が最も評価された四川にて、崇陽県とほぼ同時に初めて張詠個人の廟が建設された。前述の嘉祐四年に、知成都府である王素が成都に張詠の廟を建設したのである。それ以前から張詠に対しては、歴代の知益州たちが尊崇を表す行為を行つており、この廟建設はその集大成という意義づけを持っていた。既にみた王欲の廟記からは、崇陽県が四川の張詠に対する尊崇を意識し、模倣した可能性がうかがえる³⁴。

では、これらの治績が記載された嘉祐年間から元豊年間にかけての崇陽県の状況はどの

³² 余客沔鄂、聞人説。張乖崖初為崇陽令、至今血食。父老猶能道其政事。（朱彧『萍州可談』卷二）。なお、この逸話を聞いたのが厳密にいつなのかは不明だが、父親の赴任に従つて広州に移つた前後であれば、やはり元豊年間のことである。

³³ 崇陽民悍吏姦、素號難治。凡為令者多以罪去、惟張尚書詠在任六年、善政可紀。民繪其像而祀之。其後為民之所稱者惟應通與公而已。民于是以二公配張尚書之祀焉。（謝逸『溪堂集』卷一〇「行狀 故朝奉大夫渠州使君季公行狀」）。

³⁴ 廟において行われる張詠の祀りが、蜀の習慣に倣つて七月二六日に行われるのも、このことの傍証となる。（同治）『崇陽県志』卷一「風土」などを参照。

ようなものだったのか。既に述べた県の沿革と『元豊九域志』の比較からみても、この時期に崇陽県は人口が急増し、州治などを追い抜き、社会的繁栄を迎えていたと思われる。「抜茶」治績が、誇張はあるものの基本的に桑、つまり絹産業による豊かさを誇る内容であるのは、それを裏付けるものと言えよう。その豊かさは一方で社会紛争をもたらしていた。例えば、王安石の『臨川文集』には「鄂州崇陽の大姓で、人の妻と謀ってその夫を殺した者がいたが、州は賄賂を受けて釈放した」とある³⁵が、富を盾とした「大姓」が法を犯す様子が描写されている。また、欧阳脩の『文忠集』には、以下のようにある。

…鄂州の崇陽はもともと難治とされたが、公を移して治めさせた。到着すると滞っていた判決百余事を決済した。県民の王明とその同母兄の李通は、財産を争って年を重ねており、明は自活できなくなり、貧しくなって雇われ人夫となっていた。公は判決を下すに、「通は判決に従い、悉くその鉢萬の財産を取って、明に帰せ」と一言述べた。…³⁶

これもまた、財をなして富裕化する者がいる半面、地域内の階層分化や、訴訟の頻発を引き起こしていたことを示している。

次に、「抜茶」記事に含まれるもうひとつの要素、すなわち「種桑」（桑の栽培）の勧めについて見る。当時は、新旧党派対立が始まるとともに、新法党の改革により大きく制度が変更された時期にあたる。その中で、着目すべきは、熙寧年間に「種桑」を推進したことである。

『統資治通鑑長編』によれば、以下のようなである。

他日、上が王安石に「第四等の助役錢は免除するには惜しい。桑を植えさせて役錢を免じるのがよい」と言った。安石は「桑は人々に植えさせるものですから、もし第四等に役錢を免じた後で植えさせるなら、きっと植える者は限られるでしょう。但し、保長や保正に令して監督し植えさせ、植えない場合保長や保正が糾弾し罰錢をとらせます。訴え出る者がいて官司の糾弾となつた時は保正も併せて罰します。このようにすれば、人々は皆課した通りに桑を植え、役錢を免ずるまでもないでしょう。役錢については、保甲に勧めて武芸を習わせるのに充てればよいでしょう」と述べた。五月十六日十月一日七年正月十三日³⁷

松井秀一氏は北宋期の桑栽培・養蚕を論じ、北宋後期における発展についてこの時の推進

³⁵ 鄂州崇陽大姓、與人妻謀而殺其夫、州受赇出之。（王安石『臨川文集』卷九六「墓誌 尚書度支郎中葛公墓誌銘」）。

³⁶ 鄂州崇陽素號難治、乃徙公治之。至則決滯獄百餘事。県民王明與其同母兄李通、爭產累歲、明不能自理、至貧為人貸春。公折之一言、通則具伏、盡取其產鉢萬一有一字、歸于明。（歐陽脩『文忠集』卷二七「居士集二十七 墓誌五首 尚書都官員外郎歐陽公墓誌銘」）。

³⁷ 他日、上與王安石言、第四等助役錢可惜直放了、不若使種桑而役錢得免。安石曰、桑者將使人人種之、若須第四等免役錢而後種、則種者有限矣。但當令保長及保正督課使種、不種則保長及保正糾舉罰錢。入糾者而為官司所糾則并保正出罰。如此、則人人皆種桑如課、不須免役錢也。役錢一事、可以獎保甲習武藝。五月十六日十月一日七年正月十三日（『統資治通鑑長編』卷二二二「神宗 熙寧四年夏四月丁巳」）。

がきっかけになったと述べている。崇陽県にとっても、この時期に桑の栽培が全国的に奨励されたことが発展のきっかけになったのではないか³⁸。また、同じ時期に「抜茶」治績が記載されたことは、この治績が「種桑」の潮流に重なるものとしてとらえられ、推奨すべき先例とされたからではないだろうか。

そして、張詠について言及したこの時期の士大夫たちについて考えてみる。既に見た歐陽脩の場合、比較的近しい叔父が崇陽県に赴任して功績を挙げていたことに縁があったものと思われる。黄庭堅の場合、実際に崇陽県に住んで詩などを残していた³⁹。黄庭堅は崇陽県の豪族と姻戚関係にあるため、弟子であった謝逸など、その関係者も崇陽県そして張詠に言及する傾向があることがうかがえる。さらに、王安石は「抜茶」とは関係ないものの、張詠を称賛する記事を残していた。

忠定公は没して久しいが、士大夫は今に至るまで称賛している。なぜ、剛毅正直、世に功績のある公のような人が多くないのだろう。父が年十七の時、文章で公の知遇を得て、会って称賛され、字を舜良に変えたのだが、その時（張詠は）昇州にいた。その遺蹟を見るに、感激の至りに堪えない。⁴⁰

張詠への尊崇は新旧両党派を超越していた。これは、張詠の業績が広く知られ、新旧双方の関係者に称賛を受けていたことによる。党争に關係せず張詠の再評価を生む土壤が存在していたのである⁴¹。

以上をまとめると、張詠の「抜茶」治績は、崇陽県の社会が繁栄を迎えた中で、その意義づけを大きく読みかえられて成立したと言える。張詠の評価や崇陽県の状況の変化を考えると、治績の評価の要点が茶税の回避から絹生産による繁栄へと移行したことがうかがえる。茶専売の重圧からの解放という本来の意義づけから、劇邑をよく管理し、絹産により地域に繁栄をもたらすきっかけを作りだした地方官として、張詠は尊崇を受けていたのではないだろうか。その際には、新旧党派に関わらない士大夫たちの影響があり、さらには新法党の「種桑」政策との合致といった事情も重なっていた。その結果、北宋末期に至るころには、廟に祀られた名地方官の事績として「抜茶」治績に対する安定した評価が形成されるようになっていたのである。

³⁸ 松井秀一「宋代の蚕桑及び絹帛生産研究序論(一)(二)(三)：地域性の考察を中心に」(『札幌大谷短期大学紀要』22、23、25号、1990 - 1992) を参照。『続資治通鑑長編』卷二二二「神宗 熙寧四年夏四月丁巳」。

³⁹ 黄庭堅『山谷集』卷八「古詩五十首 鄂州節推陳榮緒惠示沿檄崇陽道中六詩老懶不能追韻輒自取韻奉和」の「崇陽道中」に、「張公（詠）は若くして令となり 俗をいつくしんで書を残した（張公少為令 懈俗有遺書）」とある。年譜によると、この詩は崇寧二年（1103）の秋ごろとされる。

⁴⁰ 忠定公没久矣。士大夫至今稱之。豈不以剛毅正直有勞于世如公者少歟。先公年十七、以文見公、實見稱賞、遂易字舜良、時在昇州也。竊見遺蹟、不勝感惻之至。（王安石『臨川文集』卷七一「題張忠定書」）。

⁴¹ その他、張詠に関する称賛については、『張乖崖集』附集卷三「題辭」、同附集卷四「題詠」などを参照。王安石以外に蔡襄、陳襄、蘇軾らが称賛を残している。

では、その治績はその後、どのような形で伝わっていったのだろうか。その後の「抜茶」の記述を検討する。

(3) 治績のその後 一治績の確定と流傳

既に見たように、北宋中期～後期にかけて形成された「抜茶」治績の記載は、北宋末には既に安定した評価を得るようになっていた。それは北宋末期に作成された王得臣『塵史』の記載にも見て取れる。

鄂州の諸地域には皆茶税があった。民はこれに苦しんだが、崇陽一県のみ茶を産せず、民間ではなべて桑を栽培して生糸を税にあて、人々は輸送するのが非常に楽であった。興國の初め、九河張公詠が進士に及第し、大理評事を以て知県事となつたが、民に茶の栽培を禁じて桑を植えるように教え、納税を生糸に変えた。賢臣君子のすることは民の尽きない利益となるということである。⁴²

ここからは、張詠の「抜茶」が北宋末において高い評価を得ている状況が見て取れる。

しかし、南北宋の交替は崇陽県の社会に大きな影響を与えた。松井秀一氏は、この時期に荊湖北路の絹の生産が大幅に減少したと述べている⁴³。絹に支えられた繁栄を謳歌していた崇陽県が、その影響を強く受けたことは想像に難くない。地方志にも南北宋交替期に崇陽県が荒廃したことを見かがわせる記載がいくつかみられる⁴⁴。そのため、南宋初期の崇陽県においては「白泉陂」という水利施設の復活に力が入れられた⁴⁵。このような水利施設の復活は、意外なことに、張詠と関連して語られた。

昔、忠定張公が北峯亭に座り、亭の上の田の土が豊かなに水利がなく、少し雨が降らないだけで稲の多くが旱害を受けるのを見た。公は山川の乾湿高低を検討し、水路を造って流れを通し灌漑すべきとした。そこで白泉の水源に陂堰を造り、水は水路から田数百頃を潤した。その後旱害の憂いはなくなった。公の決定は多くこの亭に座つて行われ、百姓の農作を見て勤労を勧め怠惰を責めた。故にこの地の利を余すことなく得られたのだ。右は図經に見える。⁴⁶

⁴² 鄂州諸邑皆有茶税。民苦之、獨崇陽一縣不產茶、而民間率藝桑而稅以繕、人甚樂輸。蓋興國初、九河張公詠登進士第、以大理評事知縣事、禁民種茶而教以植桑、易稅以繕。夫賢臣君子所至利民無窮也。（王得臣『塵史』卷一「惠政」）。

⁴³ 前掲松井論文を参照。

⁴⁴ （同治）『崇陽縣志』卷六「職官 知縣」及び『宋史』卷四四七「列傳 忠義二」には、靖康元年（1126）の知県であった李涓が崇陽の一般人を募兵して開封救援に向かったが、兵の大半とともに戦死した記述がある。これも崇陽の荒廃に繋がる記載といえるだろう。

⁴⁵ 『崇陽縣志』卷六「職官 知縣」には「錢師仁 紹興間任、有惠政。邑西北白泉陂、經建炎亂蕪廢不治。師仁鳩工修復之。民戴其德、祀名宦。」および「王溉 字巽澤、乾道間任。文章政事俱敏捷、立白泉陂條約。民甚便之。公暇喜談禪、自號無一居士。邑祀名宦。」の二つの記事がある。

⁴⁶ 昔忠定張公坐北峯亭、視亭上田疇膏腴而無水利、稍缺雨澤禾多旱損。公相視山川原隰高下、可決渠圳通流灌溉。遂以白泉上源為陂堰、水入圳溉田數百頃。後無復旱傷之憂。公決遣多坐此亭、視百姓農作勸勤責怠。故能地無遺利焉。右見圖經。（『張乖崖集』附錄卷

この記載は「図經」より引用していると記載されているが、北宋期の文献にはその内容は見えない。つまり、張詠が地方官を務めた時期ではなく、この時期になって張詠のものとして語られるようになった治績である可能性が高い。また、前掲陳曦論文でも、白泉陂などの治水治績が南宋期のどこかで張詠に仮託されたものという立場が取られている。

南宋初期の崇陽県の復興過程で、張詠の祠も再建されたが、それは崇陽県の上級役所である荊湖北路転運使司にも波及していた。李燦により整備された鄂州の湖北転運使司の乖崖堂の記によれば、この堂はもともと張詠の作ったものであった。堂記を撰した李燦は四川眉州の出身で、四川の地方政府を歴任していた。また、李燦は政策をめぐって宰相と衝突し、外に出て湖北転運使になったという背景があり、張詠と丁謂ら政敵に関する文章に、李燦自身の共感を見ることもできる⁴⁷。張詠の崇陽における統治については、「崇陽を治めて異政があった（宰崇陽有異政）」と賞賛し、堂については、「私は掃除を行い、併せて堂を造った由来を書き、来る者のために掲示した（余既更諸爽壇、并書所以作堂意、掲示來者）」と、自ら整備に携わったことを述べている⁴⁸。

また、興味深いこととして、南宋後期に建設された、通城県の祠の「記」が挙げられる。内容は「抜茶」と「種桑」による絹の増産で、崇陽県が豊かになったというものであり、これまで見てきたものと大差がない。着目すべきなのは、末尾の「右は通城県祠堂記、（県）令饒伯達の撰に見える（右見通城県祠堂記令饒伯達撰）」という部分である⁴⁹。既に見たように、通城県は崇陽県と対立する形で独立した。その通城県が張詠を祀ることは、「（張詠に）従わず貧しくなった」という歴史的評価の改善を図り、張詠を自分たちの地域の統治者として位置付けようとする意思の表れであろう。また、かつての地域対立が徐々に解消されていることを示しているとも考えられる。

崇陽県の張詠の祠については、南宋晚期の嘉定三年（1210）に作成された項安世の廟記が、南宋期の祠に関する大事をまとめている。

四 「忠定公遺事」。

⁴⁷ 玉清昭応宮の役に際しては、子明（王旦）は天書を奉る行事を強く諫めることができず、いつも恥じている様子だった。復之はひとり抗疏し、丁謂を斬って天下に謝することを願った。子明の病が重くなり、真宗は復之を宰相に検討したが、その時復之は亡くなつたのだった。もし復之が健康であれば、丁謂はどうしてその奸欺をほしいままにできただろうか、周懷政・雷允恭がまたどうやって禍を起こせただろうか。…思うに、このあたりは復之が昔巡回した所であり、巡り巡って私が訪れる事になった。旧史は復之が短気でせっかちであるとしているが、これは当時の奴婢小人輩がひそかに誇ったものであり、信するに足りない。（玉清昭應宮之役、子明不能強諫奉天書行事、每有愧色。復之獨抗疏、乞斬丁謂以謝天下。子明病革、真宗擬相復之、則復之亡矣。使復之無恙、丁謂何敢肆其奸欺、周懷政雷允恭亦安從始禍。…惟茲江山皆復之舊所經行、風期神會尚能為余一來。舊史恨復之卞急躁競、此蓋當時奴婢小人私謗竊議、果不足信。『張乖崖集』附集卷三「記」、「湖北漕司乖崖堂記」）李燦の事情については、周藤吉之「南宋の李燦と『統資治通鑑長編』の成立」（同『宋代史研究』、東洋文庫、1969）を参照。

⁴⁸ 前掲「湖北漕司乖崖堂記」。

⁴⁹ 『張乖崖集』附集卷五「忠定公遺事」。

県の西に美美亭があり、県の北には北峯亭があるが、皆公がめぐり詩を賦した場所である。民は昔西の亭に公を祀った。隆興二年、その（亭の）前が沼になって魚やすつぽんが多くすむようになったので、公（の祠）を北亭の上に移置した。亭はしばらくして廃れた。慶元の初、主簿の王君田が公の像を奉って県学に祀った。（慶元）六年、知県事の任君希夷が「県学に祀るのもよいが、（北峯）亭は公が惰農を笞打った場所である。（張詠への）尊敬は高まっているがその古跡は荒廃し、士は仕えるが民はよく知らない、というのは公の意が残っているとは言い難いのではないか」と言った。そこで亭をこの山の上に復し、公の像を持ってきて納めた。⁵⁰

当初「美美亭」で祀られていた張詠が、「北峯亭」へ、そして県学へと移され、最終的に知県の任希夷の肝いりで「北峯亭」を再建して祀ったという過程が述べられている。それは歴代の地方官により、張詠への尊崇が維持されてきたことを示している。

このような張詠への尊崇は元代に入っても続いていたことは、大徳七年（1303）の程鉅夫による廟記にも示されている。当時、張詠の祠は廃されてしまっていたので、元朝の地方政府を主催とし、その下に山長たちを動員して祠を復興したのである。王朝交替後も張詠の祠は地方統治の象徴として永らえていた⁵¹。

では、士大夫階層の記した書物のなかでは「抜茶」治績がどう伝わったのか。既に見たように、北宋期には筆記を中心に記載が行われていたが、南宋に入り、朱熹『五朝名臣言行録』が「抜茶」について記したことは、大きな影響をもたらした⁵²。その内容自体は、第一節冒頭で紹介した、『張乖崖集』のものと同じようである。また、野菜を市で買った農民を鞭打ったというエピソードも、同じく添えられている⁵³。

朱熹という道学の権威が公認を与えたことで、朱熹の弟子が張詠に対する尊敬を表現するようになっていた。既に挙げた項安世の廟記にて、亭の再建者である知県の任希夷は朱熹の弟子であり、南宋後期に張詠の祠の再建を主導していた。また、この影響力の強い

⁵⁰ 県之西曰美美亭、縣之北曰北峯亭、皆公游賦之地。民舊以西亭祠公。隆興二年、沼其前物魚鼈、移公置北亭上。亭久復廢。慶元初主簿王君田、奉公像祠于學。六年知縣事任君希夷、謂祠于學良是、然亭乃公笞惰處也。敬隆而迹泯、士事而民勿瞻、則公之意其存者有幾。乃復亭于此山上、摹公像龕之。（『張乖崖集』附集卷三「記」）。

⁵¹ 邑長の馬合馬が俸給を捐して唱導し、山長の徐逢午、吳楚賢、葛文蔚、徐潮運、應斗、龔德英、桑桂龍がそれに応じた。耆老の葛立之、劉時正が取り仕切った。白雲翁とは、武昌路總管府治中の察罕申である。大徳七年歳は癸卯に在り、冬十月望日に記す。（邑長馬合馬捐俸以倡、山長徐逢午、吳楚賢、葛文蔚、徐潮運、應斗、龔德英、桑桂龍照之。耆老葛立之、劉時正董之。白雲翁者、武昌路總管府治中察罕申也。大徳七年歲在癸卯冬十月望日記）。〔元〕程鉅夫『雪樓集』卷一二「記 重建乖崖祠記」を『張乖崖集』にて補った。なお、文中で触れられている「社壇」建築の際にも、程鉅夫は記を作成している。『雪樓集』卷一一「記 崇陽縣社壇記」を参照。

⁵² 范仲淹などの治績も、この朱熹『五朝名臣言行録』に記載されたことから、士大夫階層に普及していく。本稿第二部3章を参照。

⁵³ 朱熹『宋名臣言行録』前集卷三「張詠 忠定公」。

書物に記載されたことで、以後、「抜茶」治績の記載は、『自警編』⁵⁴や『古今事文類聚』⁵⁵といった類書に見られるようになる。事典的書物である類書への記載は、『五朝名臣言行録』からの転載またはその要約という形で行われ、「抜茶」治績の一般への浸透を促進した。さらに、張詠の治績を知った士人たちが、自らの論の根拠や、詩の題材としてこれを取り上げるようになっていった。江蘇金壇の人で、地方官として名声を博し、隠棲後も多くの地域に関する文章を残した劉宰は別の地方官の業績を記録する文章のなかで「昔、張公（詠）は深慮見識が高く、今の崇陽邑にて茶を徵収しなかった」と述べた⁵⁶。また、南宋末期にやはり名地方官として知られていた厲文翁は詩の中で「茶を抜き桑を植えてもどうしてつらいものか／崇陽はそれで良吏の名声を得たのだから」⁵⁷と歌っている。

このように、士大夫階層に急速に浸透していくなかで、それまでに見られなかった張詠の治績が新たに記載される事態も発生した。

張乖崖が崇陽の令であった時、一吏が庫の中から出てきたが、見るとその鬚の覆い布の下に一銭があり、詰問すると、庫中の銭であった。乖崖は命じて杖で打たせたが、吏は憤然として、「一銭ぐらいとるに足らないのに、私を杖打ちにするとは。お前は私を杖で打つことができて、斬ることができないのか」と言った。乖崖は筆を引きよせて判決を書くに、「一日に一銭、千日で一千、縄で木を挽けば切れ、水が石に滴れば穴を開ける」と述べた。（そして）自ら剣を持って階を下りその首を斬り、台府に上申し自らを弾劾した。崇陽の人は今に至るまで語り伝えている。五代以降、軍卒は將帥を凌ぎ、胥吏は長官を凌ぎ、その余風はこの頃まで抜けていなかったのだろう。乖崖のこの挙は、単に一銭のために行われたのではない。その意義は深遠で、その行ったことは偉大である。⁵⁸

張詠が公金を軽んじる吏を厳格に斬ったことが述べられている。張詠の厳格さは知益州の治績で盛んに宣伝されていることではあるが、この治績についてはそれ以前に記載事例が

⁵⁴ 趙善璡『自警編』卷七「事君類下 善處事下」を参照。なお、同書の四庫全書系の版本には「抜茶」が記載されているものの、歴代小史系の版本には記載されていない。

⁵⁵ 富大用『古今事文類聚』外集卷一四「県官類 県尹 拔茶植桑」を参照。「張詠令崇陽、民以茶爲業。公曰、茶利厚官將權之。命拔茶而植桑、民以爲苦。其後榷茶、他縣皆失業而崇陽之桑皆已成其利。並同上」なお、「同上」は王偁『東都事略』を指しているが、実際の『東都事略』卷四五「忠定公傳」には、「抜茶」治績の内容は記載されておらず、編者の誤認と思われる。

⁵⁶ 在昔張公慮遠識明。于今崇陽邑、不茶征。（劉宰『漫塘集』卷二一「記 宜興縣尉司免發茶引記」）。なお、劉宰については、劉子健（梅原郁訳）「劉宰小論—南宋一郷紳の軌跡」（『東洋史研究』37卷1号、1978）を参照。

⁵⁷ 拔茶種桑何苦口 崇陽因得良吏名。（陳景沂『全芳備祖集』後集卷二八「藥部 茶 七言古詩散聯」）。

⁵⁸ 張乖崖為崇陽令、一吏自庫中出、視其鬚傍巾下有一銭、詰之、乃庫中錢也。乖崖命杖之、吏勃然曰、一銭何足道、乃杖我耶。爾能杖我、不能斬我也。乖崖援筆判曰、一日一銭、千日一千、繩鋸木斷、水滴石穿。自仗劍下堵斬其首。申臺府自効。崇陽人至今傳之。蓋自五代以來、軍卒凌將帥、胥吏凌長官、餘風至此時猶未盡除。乖崖此舉、非為一銭而設。其意深矣。其事偉矣。（羅大經『鶴林玉露』卷一〇）。

存在しない。既に見た治水の「白泉陂」と同様、張詠に仮託された伝説として、南宋期に形成されたものとも思われる。

南宋末期には、張詠の文集である『乖崖集』が崇陽県にて出版された。『乖崖集』は、南宋の淳祐十年（1250）ごろと、咸淳五年（1269）と、二度にわたり出版されている。咸淳年間の出版は元軍による鄂州陥落の瀬戸際で行われたもので、崇陽でも戦火によりかつての版木が破壊されたことから、改めて出版したもの、とされる⁵⁹。淳祐版の序には「崇陽（の人々）は（張詠）公の遺民である（崇陽本公遺民也）」と書いてある。また、後者の序には張詠への尊崇が見て取れる。それらのことから、張詠が地域のシンボルとなっていたことが、この出版の背景にあったと言えるだろう。

以上、南宋期を中心として、張詠の「抜茶」の治績の流傳とその背景について考察してきた。張詠の「抜茶」の治績は、地域では祠廟の維持によって、士大夫階層の中では類書などの記載により、浸透し広まつていった。その結果として、南宋末期には崇陽県のシンボルとして張詠が位置づけられるようになっていたと言えよう。

（4）明清代における「抜茶」治績

ここまで、宋代において、張詠という一地方官が、その「抜茶」治績を通じ、どのように地方統治のシンボルになつていったかを述べた。既に見たように、南宋末の時点で張詠のイメージは地方統治のシンボルとしてある程度完成していた。そして、元においても、祠廟の再建を通して、そのイメージは維持されたようだ。ここでは明代・清代の「抜茶」治績の表れ方から、地域にうちたてられた張詠のイメージのありようを分析する。

明代においては、まず洪武帝がこの「抜茶」の治績を引用している。山東の兵役の後、近臣が山東の銀場を興すよう進言した。洪武帝は、官にとっても銀場は利が少ないと、民に損が多いと言い、それに加えて「昔の人で茶を抜き、桑を植えて民にその利益を得させた者がある。どうしてお前が知らないわけがあろうか（昔人有抜茶種桑民獲其利者。汝豈不知）」と述べて、叱責した。言上した者は恥じて退出した⁶⁰。名前は出していないが、明らかに張詠の「抜茶」を下敷きとしている。洪武帝は朱子学を国学とし、宋濂ら朱子学者を重用していた。朱熹の『五朝名臣言行録』に記載された「抜茶」の治績を知っていた可能性が高い。洪武帝が「お前が知らないわけがあろうか」と叱責したことから、明代においては、張詠の「抜茶」は士大夫階層の当然知っているような代表的エピソードとみなされていたことがうかがえる。

一方、崇陽県は、元末明初の動乱のなかで大きな打撃を受け、洪武帝が武昌を制圧した際（元至正二十四年〔1364〕）の時点では、「戸僅三百八十七」という状態だったとされる。その後、徐々に復興し、永樂十年（1412）には「戸二千二百五十」に至った⁶¹。そのような

⁵⁹ 張其凡『張乖崖集』「前文」を参照。

⁶⁰ 『明太祖実録』卷三一「洪武元年三月癸未」。

⁶¹ 戸数については前掲（同治）『崇陽県志』卷四「食貨 戸口」を参照した。

困窮した状況でも、張詠の祠は真っ先に復興されていた。

茶を抜き桑を栽培し、山をうがち田を潤す、乖崖が崇陽を治めたときの善政である。民は今に至るまでこれを称賛している。……時に洪武六年、新しく祠堂を北峯亭の跡に建築し、知県自ら（建設の指揮を）取り行った。⁶²

ここでは、茶を抜くなどの張詠の善政は明代にも賞賛され、武昌制圧から10年もたたない洪武六年（1373）に知県の主催のもとで、張詠の祠が再建されていることが記されている。崇陽県の統治のシンボルとして、知県あるいは明朝政府が張詠を利用しようとしていることがうかがえる。なお、この記を掲載した『張乖崖事文録』には、作成年代不詳の「御製張詠惠民記」なる文章が掲載されている。真偽は不明ではあるが、本当に「御製」であるなら、張詠の「抜茶」を含む治績が、明朝政府により地方統治のシンボルとして公認され利用されていたことがより明確である⁶³。その後、この祠は地方官により数度の再建を経ながら、清末まで残ったようだ⁶⁴。

既に述べたように、明代において張詠の「抜茶」は、士大夫階層の当然知っているはずの事蹟とみなされていた。明の中期、弘治三年（1490）に成了った顏瑞・徐瀚輯『張乖崖事文録』は、四川右布政使となった劉忠が、もともと張詠と同じ瀘州の出身であったことから興味を持ち、左布政使の邢表と共に資料を集め、その編集を部下（成都及び華陽の教諭）であった顏瑞と徐瀚に任せたものである⁶⁵。そのため、内容は四川の事蹟を中心に組まれているが、「令崇陽両知益州」⁶⁶と述べているように、その中には崇陽県のものも多く含まれている。これは、当時張詠を重要なシンボルにしていた地域が、両地域であることを示している。明代中期ごろの「抜茶」治績に対する認識を示した史料と言えるだろう⁶⁷。

これらのように、明代における「抜茶」治績は、一貫して肯定的な評価を得ていたが、いわゆる明末の時期にかけては、士大夫文化の通俗化、印刷文化の展開という状況のなかで、この治績に対する異なった解釈の可能性があったようだ。ひとつは、「抜茶」治績の誤読の可能性である。それは、「崇陽の桑は既に成長し、その納める絹は年に百万匹もあった。

62 前掲『張乖崖集』附集卷三「記」より「跋乖崖祠堂記」。「抜茶栽桑、鑿山灌田、乖崖治崇陽之善政也。民到於今稱之。……時洪武六年、新構祠堂於北峯亭基、知県親行。」もとは、『張乖崖事文録』に記載されていたものである。

63 張其凡氏による前掲『張乖崖集』附集卷六「年譜」では、この「御製」を洪武帝のものであり、この洪武四年の祠廟再建の際に合わせて作られたものとする。

64 （同治）『崇陽県志』卷二「建置 墓廟」によると、この後、明嘉靖年間（1522～66）に移築が三度行われ、清雍正七年（1729）、雍正十一年（1733）、道光二十二年（1842）にそれぞれ重建・改修が行われている。

65 『張乖崖事文録』邢表「前序」および劉忠「後跋」を参照。

66 『張乖崖事文録』邢表「前序」。

67 同じ時期の「抜茶」治績に対する言及として、邢表と同年（天順元年[1457]）の進士（狀元）であった黎淳が、弟子からの紅雲布の贈り物を「古之為令植桑抜茶、今之為令織布添花、吾不用此妖服也。」と表書きして突き返した、というエピソードがある。焦竑『國朝獻徵錄』卷三六「南京禮部 尚書 黎淳」を参照。このエピソードは詩話などに引用されて各書に散見され、当時の「抜茶」治績の広まりを示している。

民は苦とした。ああ、詠の初心は、どうして民を苦しめるに至ると思っただろうか⁶⁸。」という記述である。これまでのものと異なり、「種桑」によって、民が苦しむようになったとしている。これは文中の「民以為苦」の位置がずれたことによるものだが、著者は誤りであろう意味をそのままにとって、自分の解釈を加えてしまっているのである。推測するに、この著者の読んだ版本⁶⁹がそもそも誤っており、それをチェックしないまま解釈して出版してしまったのではないか。これらは、書物の粗製乱造を可能にし、かつ地域の文人にも出版の機会が与えられるようになった明末期の印刷文化の表れとも言えるだろう。

もう一つは、張詠と「抜茶」治績により積極的な意味を与えるケースである。痛烈な儒学伝統の批判で知られる李贊（卓吾）は、その著書『藏書』名臣伝巻一三「才力名臣」（才能を發揮して世を治めた名臣）において、張詠を取り上げ、「抜茶」治績などを記載している。内容自体は、単にこれまでの史料に記載されたエピソードの集積であるが、この「才力功臣」は、冒頭に秦の李斯を置くなど、道徳性よりもその才能を重視する姿勢を打ち出した項目であり、当時の常識的な「名臣」とは違った顔ぶれになっている⁷⁰。この史料の位置づけについてはさらなる分析が必要だが、張詠が「才力功臣」に含まれているということは、張詠のいわば強引にも見える手法が当時より望ましい地方官のありようとして李贊にとらえられていた可能性を示唆する⁷¹。

清代に入り、張詠の「抜茶」治績は主に地方統治、特に絹産の側面から言及されるようになる。これは、清の地方統治体制の変化、そして商品経済の展開⁷²によるものが大きいと思われる。その例として、賀長齡『皇朝經世文編』巻三七「戸政十二」に引用されている周凱「勸農民種桑説三則」が挙げられる。

桑の栽培は天下の大事である。…養蚕は数ヶ月程度婦女が従事する事であり、水害や旱を恐れる必要がない。…桑を栽培する土地は、本業の農耕を妨げるものではない。

⁶⁸ 而崇陽之桑已成、其供絹歲百萬匹。民以為苦。吁、詠之初心、豈思至苦民為哉。（[明]鄧球『閑適劇談』卷四）。

⁶⁹ この文章だけみれば、注55前掲の富大用『古今事文類聚』外集巻一四「県官類 県尹 拔茶植桑」と同じであり、誤っていた版本も、おそらく同様の類書の類と思われる。

⁷⁰ 李贊『藏書』（中華書局、1974）の「再版説明」「目録」を参照。また、李贊個人については、佐藤鉢太郎「李卓吾研究の歴史（上）（下）」（『陽明学（二松学舎大学）』12、13、2000 - 2001）を参照。

⁷¹ 佐藤鉢太郎「李贊の經世論—『藏書』の精神」（『日本中国会報』38集、1986）によると、李贊の「政治上有益な才能を重視する」背景には、明末の動乱に対する危機感があり、その結果、官僚の独善的道徳主義への批判と民生安定への重視が生まれたとする。

⁷² 地方統治の変化については、岸本美緒「十八世紀の中国と世界」（同『風俗と時代観 明清史論集1』、研文書院、2012）にみられる皇帝の一元的統治への志向、谷井俊仁「清朝原額主義財政の論理」（岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』、京都大学人文科学研究所、2004）にみられる徵税規制強化、山本英史『清代中国の地域支配』（慶應義塾大学出版会、2007）にみられる在地勢力との共同、などが挙げられる。商品経済としては、田尻利「太湖南岸地方における桑葉売買」（同『清代農業商業化の研究』、汲古書院、1999）によると、桑葉自体の売買は唐代ごろから始まり、明末清初では桑葉が一般的な商品になるなど、絹産業自体が拡大していた。

…近隣の荆・豫といった地域はみな桑を栽培しており、お前たち襄の民はなぜ考慮して栽培をしないのか。…昔は范純仁が襄城の知事として、民に桑を植えることを課した。張詠は崇陽を治めて、茶を抜き桑を植えた。沈瑀は建徳の県令として、土地一丁につき十五桑を植えた。私はどうして（彼ら）古人と比べものになろうか、ただお前たち民の城壁のそばやあぜ道、道の傍らや農園の空地を見るたびに、大きな利益があると思うのである。…⁷³

周凱は襄陽の知府として、桑（=養蚕、産絹）の導入を進めており⁷⁴、その理由は民に負担少なく、余剰の土地を使ってできるからとする。そこに前例として、宋代の范純仁と張詠が引用されている⁷⁵。張詠は、民の有効な副業としての養蚕の開拓者として扱われているのである⁷⁶。

ただ、清も中期を越え、海外特に西洋の影響を受けるようになると、これまでに見られない「抜茶」治績の解釈が表れるようになる。

西洋はアヘンをつくり、その害毒は世界に及ぶ。黄金は糞土に変わり、こぼれたものは何でうめられるというのか。…なのにどうしてケシが、雲南全土に遍く植えられるのか。（ケシの花の）紅白は山麓に映え、上から下までもとは田であったところに茂る。原液を採取し砂と混ぜ、弱火の銅鍋で煮る。女子供もみなこれを嗜み、朝晩の食事をするかのように考えている。…古えには抜茶の政があり、利になるか害になるかは実に紙一重である。敢えて賢牧伯（知事たち）に告ぐ、伐採は勇気ある行動であると。その上策は桑柘を植えることで、下策は木綿を植えることである。⁷⁷

⁷³ 農桑者、天下之大命也。…蠶則數月之工婦女之事、無水旱之虞。…栽桑之地、不妨稼穡。…鄰近荆豫皆有桑、爾襄民亦何慮而不為也。…昔者范純仁知襄城、課民種桑。張詠治崇陽、拔茶種桑。沈瑀為建德令、一丁種十五桑。余何敢與古人比、但見爾民之牆角畦稜道旁場圃間隙之地、有大利焉。（賀長齡『皇朝經世文編』卷三七「戸政十二」中の周凱「勸襄民種桑說三則」）。

⁷⁴ 周凱は字仲禮、富陽の人。嘉慶十六年（1811）の進士。襄陽には道光元年（1821）から赴任している。その文集は『襄陽集』と名付けられ、その内容の特徴のひとつに、彼の養蚕推進関連の文章が挙げられている。なお、出身地の富陽は養蚕の先進地であり、「富陽桑」という桑を栽培していたとされる。前掲田尻論文を参照。

⁷⁵ この二人は、「植桑」としてよく対にされている。例として、注55前掲の富大用『古今事文類聚』外集卷一四「県官類 県尹 拔茶植桑」の後に、范純仁の事例が掲載されている。

⁷⁶ このほか、陳開沚『裨農最要』卷一「農桑兼資説」では、同様の養蚕を勧める文脈で、張詠が代表として挙げられている。陳開沚は潼川の人、家世が貧しく農業に専念し、養蚕により財をなし、後に四川における最初の機械製糸工場建設者となった。該書は光緒二十三年（1897）ごろ、養蚕の勧めと技術を本人が口述したものとされる。同書「序」、久保田文次「清末川北蚕糸業の展開」（『歴史学研究』331号、1967）を参照。

⁷⁷ 西洋製鴉片、流毒及八埏。黄金易糞土、漏卮何由填。…而何阿芙蓉、種植徧全漁。紅白映山麓、高下茂原田。収漿雜沙土、細火銅鑑煎。婦孺盡嗜此、視若襄殲然。…古有拔茶政、利害實兼權。敢告賢牧伯、芟蕘須勇旃。其上植桑柘、其下種木棉。（吳仰賢『小匏庵詩存』卷二「阿芙蓉」）。吳仰賢は嘉興の人、道光三十年（1850）の進士。曾国藩の門生であり、雲南地域の地方官を歴任した。この詩は咸豐七年（1857）より前のものと思われる。

この内容は、張詠の「抜茶」治績が、害をもたらす物（ケシ）を抜き、桑に転作するべきだという文脈で使用されている。

このような清朝における流伝の中で、改めて冒頭に述べた（同治）『崇陽県志』へと戻る。その卷四の「物産」の項目には、次のような記載がある。

崇陽では既に宋の時に茶と絹が相次いで盛んになったが、次の元から明でいつが廃れいつが豊かだったのか、記載のない時期があった。大まかに言えば、木綿が栽培されたことで桑の栽培が減少したのだ。乖崖（張詠）がもともと植えたのではない。⁷⁸ 知県高廷佐の序でも見たように、木綿の普及もあって絹産業による繁栄は既に過去のものとなり⁷⁹、崇陽県は欧米に輸出する紅茶の栽培によって繁栄を目指していた。しかし、その紅茶の生産が始まったのとほぼ同時期、道光末の豪族と零細運送業者との対立に端を発した鍾人杰の乱⁸⁰にはじまり、咸豐年間を通じた太平天国の乱にからむ兵乱によって、崇陽県は相当な被害を被っていた⁸¹。その意味では、この崇陽県の繁栄をうたった序文は、あくまで文章上で繁栄を装ったにすぎず、本来は戦乱からの復興に向かって、張詠を旗印に再出発を図るものであるとも読める。この崇陽県の地方再興は、一方で不安含みのスタートであったことが、同じ物産の「茶」の項目からうかがえる。

龍泉山で産する茶は美味である。（宋の）方輿要覽にも見える⁸²。今四山ともに植えられ、山の民はこれを生業としている。以前の茶はみな山西の商人が買っていた。…県の外に売る時の名は黒茶であった。道光の末年に至り、広東の商人が茶を買うようになった。…（広東商人が）外洋に行って売る時の名は紅茶である。…（茶を売るようになって）市中の全ての物が値上がりし、居民は何もしないのに困窮することになり、乞食・ならず者・悪人・盜賊の活動とその中の被害は、数え切れないほどである。⁸³ ここからは、茶の生産が既に南宋期にはある程度行われていたこと、清代では山西商人が

れる。

⁷⁸ 已崇陽在趙宋茶絹迭興、逮元暨明孰齒孰豐、書缺有間。大約木綿著花、則條桑減蔭。非復乖崖舊植矣。（[同治]『崇陽県志』卷四「物産」）。

⁷⁹ 森田明氏は清代中期以降、揚子江デルタ地域の生産に押されて湖広地域の絹織物生産が減少し、代わりに木綿産業が伸びたとする。森田明「清代湖広地方における定期市について」（同『清代の水利と地域社会』、中国書店、2002）を参照。また、前掲楊国安論文には、水利をめぐる清代中期までの崇陽県の地域紛争のありようが描かれている。

⁸⁰ 殷再生『崇陽冤獄始末記』（上海図書館蔵）はその地域内対立の様子を克明に描き出している。この史料については、菊池秀明氏からご教示をいただいた。

⁸¹ （同治）『崇陽県志』卷一二「雜記 災祥」はそれを編年列挙する。また、同書の二年後に編まれた（同治）『通城県志』の記載が参考になる。隣同士の県であるにも関わらず、前者とは違って後者の地方志には、全編に渡り「兵乱」によって受けた損害が列挙され、さながら荒廃の記録といった様子になっている。例えば、卷首の知県鄭炎の序を参照。

⁸² 祝穆『方輿勝覽』卷二八「鄂州 山川 龍泉山」に「有茶甘美」とある。

⁸³ 龍泉山產茶味美。見方輿要覽。今四山俱種、山民藉以為業。往年茶皆山西商客買。…外賣之名黑茶。道光季年、粵商買茶。…往外洋賣之名紅茶。…市中百物一切昂貴、而居民坐困、至於乞丐無賴奸民盜賊溷跡、其中為害、益不可勝言矣。（[同治]『崇陽県志』卷四「物産 茶」）。

まず買いつけ、その後道光の末に至って、広東商人が買い付けに来ていたことが読みとれる。そして、序文で繁栄の鍵とされた紅茶が、一方で物価を吊り上げ、混乱を招くものとして描かれているのである。この「紅茶による混乱」は、かつて咸豐十一年（1861）に郷勇を率い太平天国から崇陽県を奪回した当人である李元度の『天岳山館文鈔』の記載にも見える。

平江県は山多く、田に特に目立った産業はない。そのため人口増大に伴い、豊作の年であっても民の食には十分ではない。乾隆の初め、陽春謝邑侯が勧めて番薯を植えさせたが、今もその利に頼っている⁸⁴。…近ごろは紅茶の栽培が盛行し、泉が流れる地上、凡そ山谷の間というものは、以前は紅薯を植えた所だったのが、悉く茶を植えて利を得ようとしている。（茶は）豊作であったとしても、飢えた時に食にすることはできない。…今我らの平江県のみが外洋への茶販売を盛んに行い、県内の民の食を妨げる事態となっており、どうして（茶栽培を）改めることを考えないものか。…大いに風教の妨げになったのは茶栽培にほかならない。…顧みるにどうやって張忠定が崇陽で行った政治を得られようか。茶を抜き桑を植えるのは百世の利益を興すものであろう。⁸⁵ 李元度の故郷である湖南平江県は通城県の南隣であり、宋代では崇陽県と同じ荊湖北路に属していた。広東経由で海外に売られる茶の栽培という点で、平江県は崇陽県と共に問題を抱えていたのである。（同治）『崇陽縣志』卷四「物産 茶」にて示されていた社会秩序問題が、平江県では明確に民を飢えさせ秩序を乱す原因とされている。そして、それへの解決策として、再び張詠の「抜茶」治績が引き合いに出されている。（同治）『崇陽縣志』の序文においても「張詠の茶を抜く政策は、千年後でもやはり行うべきものなのである」としていたが、こちらの史料ではより具体的に「紅茶」を抜くことを指して「茶を抜き桑を植えるのは百世の利益を興す」とされているのである。崇陽県の紅茶栽培も、安定的な繁栄をもたらすには至らず、混乱の種になったのではないだろうか。

同時期に、欧米列強の進出に対し、技術導入などの改革を提言した馮桂芬の『校邠廬抗議』にも、「抜茶」の記述が見える。

…また、中国は連年の兵乱荒廃により、生糸の販売量が十のうち六七ぐらいに減少しているが、外国船の買いつけはかつての数倍となっている。そのため、養蚕で利益を

⁸⁴ 中林広一『中国日常食史の研究』（汲古書院、2012）の第三章「都市の食、農村の食」には、清末民国期の湖北省の主要作物生産量一覧があるが、そこに見られる崇陽県の特徴は、日常食を大きく甘藷に頼っていることである。このことはこの文章で述べられた平江県の状態が崇陽県に近いことの傍証でもあり、また中林氏の述べるように、この時期の崇陽県がコメ等穀物を換金に回す、比較的貧しい農村地域であることも示している。

⁸⁵ 平邑山多、於田無殊異之產。邇來生齒之日繁、雖豐年不敷民食。乾隆初、陽春謝邑侯勸種番薯、至今猶賴其利。…第近歲紅茶盛行、泉流地上、凡山谷間、向種紅薯之處、悉以種茶獲利。雖豐然、飢不可以為食。…今吾平獨以興販外洋之茶、致妨本境之民食、豈可不思變計乎。…大為風教之累、夫種茶可也。…顧安得張忠定崇陽之治。抜茶植桑以興百世之利哉。（李元度『天岳山館文鈔』卷四〇「平江縣志論 物産」）これは同治十三年（1874）に刊行された（同治）『平江縣志』に収録された文である。

図ることは、近年さらに一般化している。かつて、昔は綿布がなく麻・葛を布としたため、老人は絹でなければ安らげなかつたという。そこで桑作は農耕と並んで重んじられ、茶を抜き桑を植えたのは善政として伝えられたが、これは当時絹を貨幣としていたためでもある。木綿が中国に入ってより、養蚕は貧民の急務ではないものとされてきた。然るに、今日の茶・桑はともに富国の根源である。…⁸⁶

国の財政を考える議論において、桑（絹）の利益が重大であることを述べ、「抜茶」治績の意義を歴史的に考えて引用している。そして、「今日では茶・桑共に富国の素地である」と、輸出商品としての茶・桑を意義づけている。19世紀後半は外国への生糸輸出により、養蚕が好況を迎えた時期である。その中で、「抜茶」治績は善政の例として、輸出商品の生産や富国の文脈の中で使用されたのである。

以上、明清期における「抜茶」治績の表れ方を述べた。明代には士大夫階層の当然知っている事蹟として機能し、明末にはその意義づけを積極的に変化させようとする傾向がみられた。清代には、産業の発展に伴い、主に桑を植える面で強調されていたが、欧米の影響に伴い、同時代の政治や経済の需要に応じて読みかえられていた。そして、張詠をシンボルとして掲げた崇陽県においては、張詠への尊崇は一貫して継続され、その「抜茶」治績は、その地方統治に沿う形で表現され引用され続けたのである。

おわりに

ここまで、宋代から清代まで、約900年にわたって、張詠の「抜茶」治績がどのように人々に語られ、また社会と結びついていたのかを見た。この治績は、北宋初期の名地方官がどのように評価され記載されたかの好例と思われる。「抜茶」は、地域の繁栄と、士大夫階層による張詠への尊崇の高まり、さらには中央の「種桑」といった要素のもとで治績として記載された。その後、元々の背景にあった「種桑」や地域の繁栄といった要素が失われても、地方官による祠廟建設、朱熹の『五朝名臣言行録』などにより「抜茶」のイメージは残り続け、南宋末には張詠は崇陽という地域の重要なシンボルとなっていた。さらに、明代には士大夫階層の常識として機能し、清代には欧米の影響のもと新たな意味づけを付され、「抜茶」治績は語られ続けたのである。

このことは、各時期の地域の事情に応じて以前の地方官の治績が思い起こされ、記載されたことを意味する。治績は「行われた時点の文脈」が「書かれた時点の文脈」により読みかえられて記述されるものであった。つまり、必ずしもそれが行われた当時の中央政府及び地域に利益をもたらすものだったとは限らなかったのである。そのため、治績記載を読みとく場合、その治績を書かれた文脈ごとに解釈し、整理していく必要がある。治績記

⁸⁶ 又中國積歲兵荒絲市減十之六七、而夷船所購數倍往時。故蠶桑之利、近年更普。往昔謂古無綿布以麻葛為布、故老者非帛不緩。而桑與農並重、至拔茶樹桑傳為善政、更由當時以絹為弊之故。自木棉入中國、似蠶桑非貧民急務矣。然由今日之則茶桑又並為富國之大原也。（馮桂芬『校邠廬抗議』卷上「籌國用議」）。

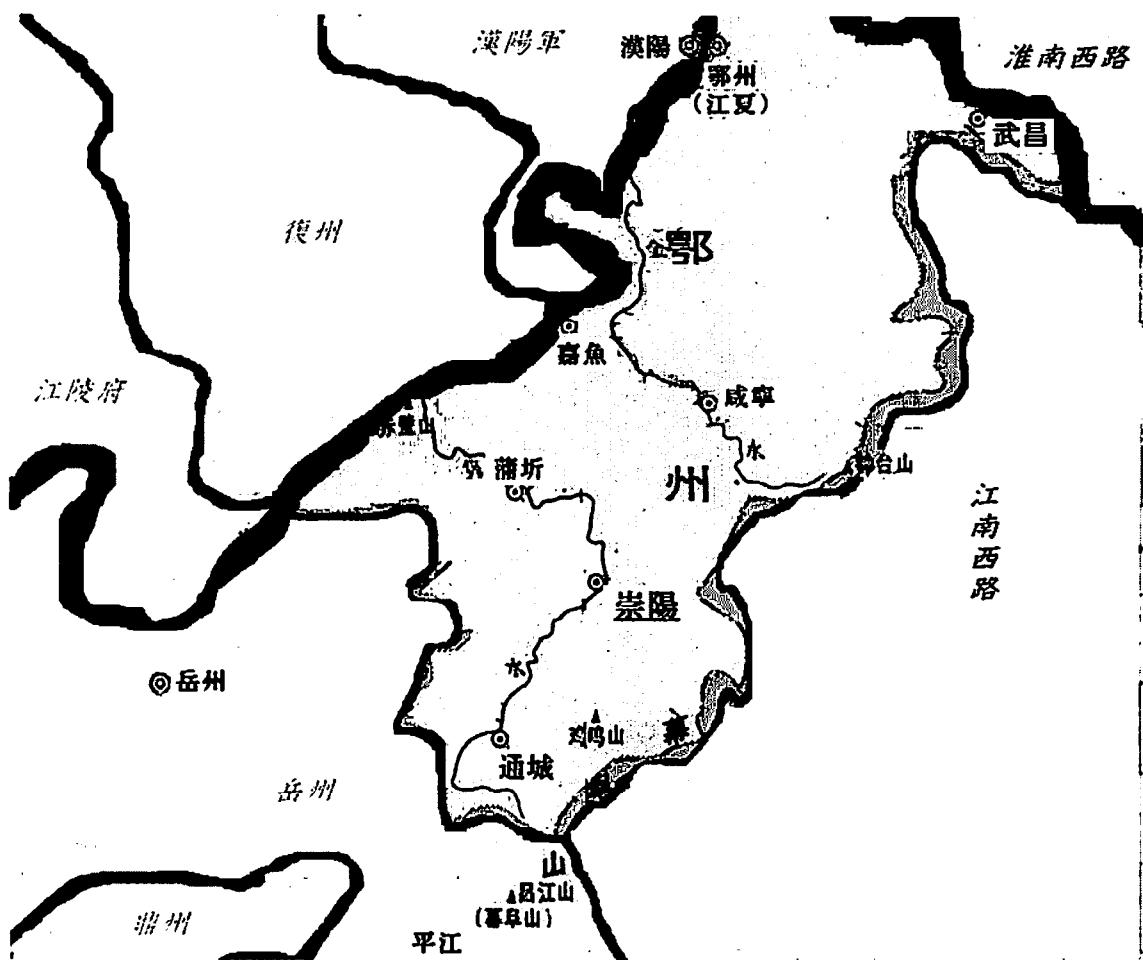
載の変遷を追う過程では、その地域において、どのような地方統治が行われてきたかが浮かび上がってくるだろう。崇陽県の場合、張詠は絹産による繁栄を象徴するシンボルであり、その繁栄が失われたあとは、兵乱や災害に遭遇したとの復興のシンボルとして機能していたように思われる。南宋初期の水利、南宋末の文集出版、明初の祠の再建、そして清代の地方志における尊崇と、復興期において地方官はかつて繁栄をもたらした張詠を引き合いに出したのである。張詠の崇陽県における尊崇は、他に印象的な治績を持つ地方官がいなかつことにより純粹化された傾向があり、他の地域にあまり見られない事例ではあるが、治績自体の役割を浮かび上がらせた点では貴重な事例であり、普遍的な性質を持っているといえよう。

今回の張詠のケースでもみられるように、治績は長い時間のなかで書き継がれ、繰り返し記載される中で、人々に「地域を代表する善政」として記憶され、地方統治のシンボルとなつていったのではないだろうか。宋代以降の地方統治は、このような治績を繰り返し記載することで、自分達の地域の「統治の系譜」を作ってきたように思われる。それにより、地域は自分たちの歴史を作り、地方官もまた権威を認められていったのではないだろうか。伝統王朝期において、地域認識が統治の領域の認識と重なること、あるいは統治領域の州・県の区分がほとんど変わらなかつことについても、このことは関連しているようと思われる。張詠の治績は「崇陽県」という範囲に対して行われ、それは南宋末の時点で「崇陽は公の遺民である」という、地域と張詠の一体化にまで進んだ。明の『張乖崖公事文録』において、四川と併記される形で認識され、また張詠の祠では地域の士人たちを動員して祭祀が行われた。その中で、「父老は今でもその政事を語ることができる」ようになり、張詠とその治績を通じた地域の一体化、地域感覚の形成に至るのではないか。

改めて、治績を分析することの意義を考える。治績は統治者の側から見た場合、王朝を超えた統治者の系譜、「統治の系譜」のなかに組み込まれ、統治者の正当性を強めるものとなる。一方被統治者、「地域」の側から見た場合、かつて行われた善政の記録として、現在の統治者に同質の「地域」を利用する政治を要求する根拠となる。今回の事例にも窺えるように、治績の形成とは、その両者のすりあわせのもとに行われるものである。出来上がつた治績は、統治者・被統治者に共通する「地域」のシンボルとして、地域感覚の形成に影響するほか、地域に根差した歴史認識を表現し、地域特有の価値観、「伝統」へと結び付く。崇陽県における宋以来の「伝統」は、張詠と「抜茶」治績がその一端を支え、後世の『張乖崖公事文録』そして（同治）『崇陽県志』などにみられるような言及がそれを証明してきたのである。このような治績を分析することで、地域の「伝統」自体のありようを見据えながら、時期ごとの地域の姿を描きだすことができる。それは、一地域のみならず、王朝の地方統治のもとで生きる人々のありように迫るひとつ的方法ではないだろうか。治績とそれに結びつく要素を、比較的長いスパンのなかで検討することで、歴代王朝で行われた地方統治がその時々の人々にもたらした影響の歴史、「治績にみる人々の歴史」として提示することが可能になるのである。

今回は、一地方官の治績について分析を行ったが、明治期における治績と社会・時代とのより詳細な関わり方の解明については、今後の課題となる。また、今回の考察に対する比較材料として、ある地域について、活躍した地方官の治績全体を対象とし、地域に重ねられた統治の系譜の全体像を示すことで、伝統王朝期中国の地方統治及び地域形成の文脈を明らかにできると思われる。筆者は北宋期杭州に赴任した地方官の治績を中心に考察を行っているが、南宋期にその治績を記載した地方志が制作されたことに対する分析と併せ、この課題に取り組んでいきたいと考えている。

〔地図〕



※譚其驥主編『中國歴史地図集 宋遼金時期』(上海: 地図出版社、1982) の「北宋 荊湖南路・荊湖北路」をもとに作成。

第一部小結

第一部では、「近世」中国の治績を対象として研究を行うために、研究整理とモデルケースの提示を通して、今回の研究全体に関わる問題、意義づけ、そして議論の土台となる「地域」と地方統治の関係について述べた。

まず、「第1章 「近世」の拠って来たる基—宋代の「地域」・「地方統治」研究から」では、「地域」「地方統治」に関するこれまでの研究史を整理し、近年のそれらに対する研究に求められる意義を明らかにした上で、治績を視座とした地方統治研究がどのような位置づけを持つのか、「近世」論との関連も含めて研究整理を行った。その結果、「地域」と地方統治の取り結ぶ関係の時代性の研究が現在必要であるということを示した。宋代の時代性がその後の時代においてどのような変化を示すのか、という問題の追及が、治績とその形成を検討することで可能となり、また現在の「地域」・「地方統治」研究に有用な成果をもたらすのである。

次に、「第2章 治績と名地方官の「場」—研究史にみる地方統治」では、中国宋代の「地方統治と地域」に見られる要素が、世界史的にどのように意義づけられるかを目的に、その「治績」「名地方官」という要素が他地域にも存在するのかを分析し、その結果を踏まえ、世界史的にみた「近世」中国の「地方統治」の特殊性を検討した。その結果、地方統治のシステムに反映された統治者・被統治者の関係性が、「治績」の有無、そして「治績」の意味付けの地域差として表れていること、統治の「意識上の相互性」は「近世」または近代に入ってから発生する要素であることを、事例から示すことができた。そして、中国の特殊性とは、地方統治システムの統治者・被統治者の明確な区分に裏付けられた、地方官と「地域」の均衡の表れ方に示されているとした。その均衡状態のもとに作られる「治績」を検討することが、中国の「近世」を検討する手がかりのひとつとなるのである。もちろん、この比較はあくまで試みであり、より深く検討を行う必要があるが、「治績」の背景を日本史と比較する、あるいは中国の地方志と朝鮮の邑誌の編纂を比較するなど、今後の議論をひろげるきっかけとしたい。

そして、「第3章 治績の記載と地方統治 一張詠「抜茶」事例をめぐって」では、ある地方官の治績がどのようにその後の地方統治と「地域」に影響を与えたかのモデルケースとして、宋代初期の張詠が崇陽県にて行った治績を取り上げ、その清末にまで至る約800年の治績と張詠の評価、そして地域の変遷を述べた。その結果、経済的・政治的因素により記載されるようになった治績が、地方官や士人らによる後援を経て、崇陽という地域の重要なシンボルとなる過程、さらには、明清代における治績の新たな意味づけと語り継がれ方を明らかにすることもできた。治績はその記載の時点においても、その治績の内容のみならず、当時の時代の要請を踏まえる形で記載されるが、その後もさまざまな時代の文脈に従って引用・言及される。即ち、治績の「書かれた時点の文脈」に注意することで、その地域の置かれた状況、または地方統治に求められていたことを明らかにできる。加えて、その治績の含まれる歴代統治者の「統治の系譜」を考えることで、統治者・

被統治者のあいだの均衡関係、「地域」に根差した歴史認識の理解に近づくことが可能である。それは地域に根付いた独自の「伝統」の理解においても有効な手段であると言えるだろう。

以上が第一部の内容であるが、ここで述べたことを前提とし、次の第二部において、ひとつの地域に重層的に重ねられた治績と「統治の系譜」が、どのように人々に語り継がれ、「地域」に影響をもたらしたのかという問題、あるいは第三部における、その治績と「統治の系譜」がどのように地方志という史料にまとめられていくのかという問題、について検討を行っていく。それらの結果を経て、「治績」がどのように人々の間で取り扱われ、人々を動かす動源となってきたのか、またそれは「近世」から「近代」への移行にどのように影響を与えたのか、というより大きな問題への道筋を示せればと考えている。

第二部 北宋期杭州における治績

第二部では、北宋期の杭州地域における治績をめぐり、その地方統治の実態と治績形成の過程を検討する。議論に先立ち、杭州地域の基礎情報と北宋期に治績を記載された地方官について概観を行う。その後、北宋期の個別の治績とその治績を行った地方官について検討する。まず、北宋初期の治績の代表例として、知杭州戚綸の捍海塘修築と、その対立者であり後にやはり知杭州となった胡則の事例を取り上げ、地域意識の形成と併せ分析を行う。次に、北宋中期の治績である范仲淹の事例を取り上げ、北宋期に中央の「名臣」として扱われた彼がどのように「名地方官」の評価を得ていくのかを検討し、「名地方官」像の形成がどのような要素によって成るのかを併せて考察する。さらに、同じく北宋中期に、地方官として弾劾を受け、不名誉な治績を残すことになった孫沔を取り上げ、その評価が変動する要素は何か、またそれが地域のどのような事情に関連するのかの検討を行う。そして、北宋後期に知杭州となり、後世から代表的な「名地方官」と目される蘇軾の治績を取り上げ、彼の治績自体の経緯と、どのような要素により通常の「名地方官」から「杭州を代表する地方官」として重視されるようになったのかを探る。

このように、杭州の北宋期における治績を通観することで、ひとつの地域において治績が積み重ねられる過程を検討するとともに、北宋期において地方統治とどのような地域性が結びつき、秩序を作っていたのかを検討する。

第1章 北宋期杭州の治績概観

まず、対象となる宋代の杭州地域と北宋期の地方官について、議論の前提となる概説を行う¹。

杭州は、東部沿岸の錢塘江河口付近に位置する都市である。隋唐期に大運河の南端として、都市としての発展を始めた。五代期には吳越錢氏の首都として海上交易まで含む流通の拠点として繁栄し、吳越錢氏のいわゆる「帰順納地」によって、特に損害を受けることなく宋朝の支配地となった。北宋期においては、同名の大地域（もともとの市街範囲である錢塘・仁和の二県のほか、周辺の餘杭・臨安・鹽官・富陽・於潛・昌化・新城の各県を含む領域）の統治の中心でありまた軍の駐屯地として、さらにはより広域統治範囲である両浙路の中心として、宰相経験者などの大官が知州に任命される重要な地域であった。この時期に現在まで至る都市としての基礎が形成され、中でも知杭州の蘇軾による一連の施策は都市形成に重要な成果を挙げたとされている。南北宋交替期においては、北宋末の方臘の乱及び金軍の侵攻に伴う被害を受けたが、その後南渡した宋朝政府が杭州を首都とし臨安府と改めることで、他の都市とは異なる性質の発展を遂げた。しかし、元朝により南宋政権が倒れると、杭州は首都の機能を失った。

次に、「杭州」という領域の変遷を、王朝時代を通じた大きな時間枠組みの中で考える。隋では杭吳總管府であり、唐初には江南道そして江南東道に属した。晚唐に入り、江南道を分けて浙東西道となり、杭州は浙西道に属した。吳越国期を越えて、宋代に入ると、両浙路に属し、南宋の首都・臨安府でも変わらなかった。その後、元では、杭州安撫司から江淮行省に属する杭州路總官府となり、後に江浙行省に属した。明に入り、浙江等承宣布政使司（＝浙江省）に属することになった。清では明と同じく浙江省の範囲が保たれたが、その上に閩浙總督という新たな枠組が作られた。これらを考えると、杭州の帰属する大きな地域は、唐では江南地域、宋では現在の浙江省とほぼ同じ範囲、元ではふたたび江南地域、そして明では浙江省にまた戻ったことになる。清の場合、行政上その両者が混在する形になっているともいえる。このことは、杭州そして浙江地域を江南として把握するべきか、という各王朝の対応の差と結びついているようにも思われる²。『乾道臨安志』卷二「歴

¹ 以下の杭州の歴史の概説については、『浙江通史』（浙江人民出版社、2005）の宋代卷（范立舟ほか編）、元代卷（樸毅生ほか編）、明代卷（陳刺勇ほか編）、清代卷（葉建華ほか編）らを基本的に参照した。

² なぜ吳越国以降杭州という地域が固定されたのか、という問題に対しては、考えられる理由がいくつかある。まずひとつは、杭州という都市が、幾度の荒廃を経ながらも、経済的文化的な中心都市の地位を保ち続けたことが挙げられる。大運河の端、また海外交易の出入口という両方の口を得たことで、杭州は政治的にも無視できない都市で有り続けたのである。一時的とはいえ首都となったことも、それを後押しする材料になっただろう。第二に、吳越国以来、地縁性が強化され、その範囲を維持することが行政的にも有効であったことが考えられる。形成された地域性が継承され、独自の慣習や社会結合を生み出していたのではないだろうか。斯波義信『中国都市史』（東京大学出版会、2001）及び山崎覚士『中国五代国家論』（佛教大学、2010）を参照。

代沿革」では、「禹貢」より始まっているが、実際に「杭州」という名前が始めて使われたのは、隋の開皇九年（589）のようだ。但し、その時には州治は餘杭県におかれたとされている。その後、仁壽二年（602）には總管府を杭州に置くとしているが、大業年間の初（605年ごろ）には、再び名前を「餘杭郡」としている。この時期には、杭州の下に錢塘・餘杭・富陽・鹽官・武康の県が配属されており、集合領域としても宋代以後とは違う形であった。その後、唐の武徳六年（623）に再び「杭州」となり、その翌年には武康県が外れ、垂拱元年（685）には於潛県を分ける形で紫溪県（後の昌化県）が形成される。だが、天寶元年（742）には再び「餘杭郡」となり、乾元元年（758）に再び「杭州」へと戻る。その後、後の吳越王錢鏗の統治のもと、後梁の龍德三年（923）に、錢塘・鹽官を分割する形で錢江県（後の仁和県）が形成される。以後は、宋に帰順した直後の太平興國三年（978）に、臨安県の部分が「順化軍」として分離し、二年後杭州に復した以外は、その領域範囲に変化は見られない。さらに、『萬曆杭州府志』巻一「沿革」を用いて、宋代以後の状況を確認してみると、元・明ともに同じ領域であることには変わらない。このような過程を考えると、領域的な杭州としては垂拱元年（685）の時点に成立し、名称の固定化としては乾元元年（758）の時点であると言える。約1000年の間統治領域は変化しなかったことになる。時代として考へるなら、唐代の晚唐期に至るまではその地域枠組は固まらなかったと思われるため、やはり「杭州」地域の始まりは五代・吳越国のあるあたりに見るのが妥当であろう。

さらに、杭州の地方統治の特徴を考えてみる。杭州は宋代から一貫して大都市であり続けたため、王朝もまた重点的に經營を行ってきた。その際、水利関連（海塘、西湖関連）を中心としたインフラ整備が重点的に行われている。さらに、南宋期に「首都」になったことは、その後の杭州に、歴史的意識・繁栄の理想という形で大きな影響を与えた。その一方で、都市としての浮き沈みは比較的激しく、特に王朝と共に都市自体が窮地に陥る事が繰り返されたことは、その居住者にとって、危機意識とかつての危機への回顧をもたらしたことが予想される。そのような杭州に対して、地方官はどのような感想を持っていたのか。歴代地方志の「風俗」の項目には、次のような記載がある。

吳の地は古の揚州の境である。その俗は気ぜわしく軽々しいので、「揚」州という。ある人は「州内に水が多いので、水波が「揚」がるからだ」という。周官職方氏は「揚州の民は男二に対し女五であり、鳥獸を良く家畜にする。穀物は稻である」という。『吳越春秋』は「人々の性格は弱くて愚かであり、水をつたって山に入り、船を車のように、蛇を馬のように扱う。戦いを喜び、死を恐れない」という。漢志には、「吳粵の君は皆勇を尊ぶ。そのため、民は剣を用いるのを好み、死を軽んじ簡単に激する。文身断髪し、蛟龍の害を避けようとする。應劭は「常に水中にいるので髪を切っている。身に入れ墨して龍子をかたどるので、傷つけられない」という。たびたび楚と戦い互いに併合したりされたりしたので、吳越の風俗は楚とだいたい同じである」という。隋志には、「江南の俗、燒畑や水田耕作をし、魚米豊かで飢えを憂えることがない。鬼神を信じ淫祀を喜ぶ」という。また「吳郡の餘杭は川や沢が広がり、海陸の豊かさがある。珍しいものが集まり、商

人が数多い。人々については、君子は礼を尊び、庶民は真心が厚い。そのため風俗は清らかで教えが盛んである。その風気は尊ぶべきものである」という。国史の地里志総敘には「両浙路は人の性質が敏く柔軟であり、仏教の信仰が厚い。深みがあり、進取に急で、利に聰い」という。³

歴代の評価をまとめながら、最後の一文で当代の状況を示している。歴代において、水郷であること、人々が比較的純朴であること、並びに何らかの信仰に厚いことが共通して語られており、宋代の時点では都市的な感性と仏教に対する信仰の厚さが語られている。このとらえ方は『咸淳臨安志』にそのまま引き継がれて記載されている。

以上のように、概観を行ってきたが、ここで第二部の対象となる、北宋期杭州の知杭州について、概括を行ってみる。南宋末期に制作され、知杭州の網羅的な年表を持つ『咸淳臨安志』卷四六「秩官四 古今郡守表 建隆至靖康」では、范晏以下北宋期に 101 名（重複あり）の記載があり、そのうち 34 人について治績記載がなされている（後掲の図表 1 を参照）。これらを見てみると、初期と末期は記載が少なく、主に仁宗・神宗朝期に密度が濃い。治績が記載されている知杭州たちの状況をみると、二年程度の着任が多く、規定とされている三年に達しないものが多い。治績を残す場合にも、着任年数が多くないことに注意すべきである。また、その内容も、水利・救荒といった行政としての内容から、個人の詩文や評価など地方統治に直接関連しない形で記載されている場合もある。この背景には、前述したように、中央で重職に就いたものが外任として与えられる職であること、後世からの評価が記載に関わっていること、などが考えられる。

これらを踏まえたうえで、以下個別の事例分析を行う。

³ 『乾道臨安志』卷二「風俗」。「吳地、古揚州之境也。其俗躁勁輕揚、故曰：揚州。或云、州界多水、水波揚也。周官職方氏曰、揚州之民二男而五女、其畜宜鳥獸。其穀宜稻。吳越春秋云、人性脆而愚、水行山處以船為車、以楫為馬。悅兵而敢死。漢志曰、吳粵之君、皆尚勇。故其民好用劍、輕死易發。文身斷髮、以避蛟龍之害。應劭曰、常在水中故断其髮。文其身以象龍子、故不見傷害也。數與楚接戰互相兼并、故吳越風俗畧與楚同。隋志曰、江南之俗、火耕水耨、魚稻富饒、不憂飢餓。信鬼神喜淫祀。又曰、吳郡餘杭川澤沃衍、有海陸之饒。珍異所聚、商賈並湊。其人君子尚禮、庸庶敦厚。故風俗澄清而道教隆洽。亦其風氣所尚也。國史地里志總敘、兩浙路以為人性敏柔、而慧尚浮屠氏之教。厚於滋味、急於進取、善於圖利。」

図表1 北宋期杭州における知杭州の治績

番号	知州	治績	着任年月	離任年	出身	着任前官	離任後官
1	范旻	初旻自淮南歸朝、上將用為。翰林學士盧多遜言、杭州初復、非旻不可治。上乃謂吳曰、卿且為朕行、即當召卿矣。錢氏據兩浙踰八十年、外厚貢獻內事奢僭。地狹民恩、賦斂奇暴、雖魚卵菜茹悉收取。斗升之逋、罪至鞭背。每笞一人、諸案吏人各持簿列於庭、先唱一簿以所負多少疊為笞數、笞已次更復唱而笞之、盡諸簿乃止。少者笞數十、多者至五百餘訖。於國除民苦其政。旻既至悉條奏、請蠲除之。詔從其請。	太平興國三年五月 (978)	端拱二年 (989)?		耆功郎中 權知兩浙 諸州事	
2	張詠	詠以剛方自任、以嚴猛為治、御下甚峻。性果決、郡事多出於獨斷。屬歲歉、民多鬻私鹽以自給、犯者甚眾、連捕數百人。詠悉寬其罰而遣之。官屬請曰、不痛罰之恐、無以禁。詠曰、錢唐十萬民、飢者八九。苟不以鹽自活、一旦蜂聚數千輩為寇盜、則其患甚矣。當俟秋成、乃仍舊法。是民獲安濟、又有民家子與婦婿讼家用。婿亡、委父隨終此子三歲故見命草質產、且有遺書、令異日以十之三付子餘七分與婿。詠覽之、以酒醉時曰、汝妻父智人也。以子幼益、故託汝。儻遂以家財十之七與子、則子死於汝手矣。亟命以十之七給其子、餘三分給婿。皆服其斷、拜泣而去。州民詣閣、獻土星圖一銀百兩、乞留知州。詔獎詠、仍還其銀。	咸平二年 四月(999)	四年 (1001)	濮州鄆城人	御史中丞 為工部侍郎知	代還知永興軍拜尚書右丞
3	薛映	映臨決讞銳、州無留事。是時起居舍人直史館姚鉉為轉運使、檄屬郡當直司、母得輒斷徒以上罪。映即奏、徙流笞杖自有科條。苟情狀明白、何須繫獄以累和氣。詔天下凡徒流罪人於長吏前對辦、如無所異聽遣決之。朝廷施用其言。在杭五年、其治最明、吏不能欺。每五鼓冠帶、黎明據案決事、雖寒暑無一日異。	六年六月 (1003)	景德四年 (1007)		禮部郎中 知制誥權 判度支為 諫議大夫 知	入知通銀 臺司兼 門下封駁 事
4	王濟	時薛映滿、譖擲代。馮拯曰、餘杭比諸道易治。上曰、方面之寄、古諸侯也。常時無事、則為易治。吳人輕巧、苟預備非常、安可謂之易也。因閱班簿、指孫僅王濟、謂王旦曰、二人孰優。旦曰、濟有吏幹、可副是選。上面加慰、諭仍戒以朝廷闕失、許密疏上言。吳越俗尚華靡。濟篤以素質、用瓦缶木杓為搞設之具。吏民竊哂之、濟不為變。郡城西有錢塘湖、可溉田千餘頃、歲久湮塞。命工濬治、增置斗門以防澇溢之患、仍以白公舊記刻石湖側。民賴利之。	景德四年 九月 (1007)	大中祥符 三年 (1010)		工部郎中 知	徙知洪州
5	戚繪	繪與轉運使陳堯佐同、浙江壞岸漸逼州城。望遣使自京師部裕匠濠寨赴州工役。詔從之。令馳驛而往命轉運使更互檢校、遂以埽岸易柱石之制。雖免水患、而眾頗非其變法。	大中祥符 三年九月 (1010)	七年 (1014)	應天府楚丘人	樞密直學 士戶部郎 中知就加 左司郎中	徙知揚州
6	薛顥	以新修冊府元龜、賜洪杭二州。	七年三月 (1014)	九年 (1016)		太僕少卿 知	
7	馬亮	丁卯詔、如聞杭州葺江岸卒、執役水中、苦足疾而死者甚眾。宜令知州馬亮速療之。十月己卯加集賢院學士。充築堤而工未就、詔問亮所以悍江之策。亮至穢於伍員祠下、明日潮為之卻、又出橫沙數里、隄遂以成。又上官、近歲以來父祖未葬而多別財異爨、甚傷風教。請自今未葬者不得析居。	九年九月 (1016)	天禧元年 (1017)		自知昇州 移知	改工部侍郎知廬州
8	王欽若	賜御製詩一首見御製門、仍命依韻和進。	三年六月 (1019)	四年 (1020)		尚書右僕 射兼中書 門下平章 事除太子 太保判	召欽若知 相州

9	李及	於時內侍江德元居中用事。其弟德明奉使、過杭及待之薄。僚佐驚曰、江使者兄弟榮枯大臣如反掌耳。今公不加禮待之、公雖不求福、獨不畏其為禍乎。及曰、待之如是足矣。既而德明謂僚佐曰、李公春秋高、何不求閒郡、以自處而居杭繁劇之地邪。僚佐走語及曰、果然江使者之言可懼也。及笑曰、及老矣。誠得閒郡以自逸庶、何憾。既而德明亦不能憾也。時人重其操守。及資性清介、治尚簡嚴、喜慰薦下吏而樂道人之善。在杭惡其風俗輕靡、未嘗事要游。一日微雷遙出郊、忽謂當命賁朋友高會。乃獨造林逋清談、至暮而歸。任中未嘗市物、及去惟置白樂天集一部。	乾興元年 三月 (1022)	天聖元年 (1023)		樞密直學士知	及徙知應天府兼南京留守司
★	馬亮	凡牧守以舊蒞郡、有事蹟乃書。若雖除而未行、及已行而他徙者、則否恐覽者疑其遺軼。故書此、以見例。	(四年三月)(1026)			自知亳州為工部尚書集賢殿學士移知未行復知亳州	
10	朱巽	忠愿自守、上稱為長者。	七年十月 (1029)	八年 (1030)	揚州天長人	新知河中府改知	巽為集賢院學士五月乙丑徙巽知揚州
11	俞獻卿	真宗朝嘗為仁和令、暨知州事。一日暴風江潮溢決堤、勢不可禦。獻卿墮西山、石作隄數十里。民用便之。賜詔褒論。	景祐三年 四月 (1036)	四年 (1037)	歙州人	集賢院學士知	獻卿為給事中
12	司馬池	江鈞張從革為兩浙轉運使、惡池捃摭其事、條奏之。先是吏有盜官銀、稱為鈞償私費。而從革之姻犯役、陰遣人私請。或謂、可以此報。池獨不較。	寶元二年 八月 (1039)	九月		自知同州為兵部郎中知	降知虢州
13	鄭戩	西湖溉民田數百頃、歲久不治葑泥壅塞。又為豪族與僧寺規占甚多。戩乃發屬縣丁數萬、盡闢之。民賴其利。後有詔、歲常修遷。	慶曆元年 五月 (1041)	二年 (1042)	蘇州人	資政殿學士知	戩除給事中知并州
14	楊偕	上太平可致十象圖。大風驅潮、江岸土石齧去殆半。偕與運使田瑜急督人徒、負土以置斷防、卒免墊溺。遂相與議全築、條上方略、約工四十萬計、及籍吏之司、使者以聽聞。詔以驛事付之。兼命通判等分董其役、發江淮兩浙福建之兵、調十縣丁壯、合五千人、草石畚土、持函節杵之役、相屬於數十里之外。方苦盛寒、無一告勞者。十二月新隄成。重修石隄記。	三年九月 (1043)	五年 (1045)		知越州左司郎中改知	
15	方偕	偕本以吏事進、而杭訟牒素煩、決遣無留事。以病故分司。	五年十月 (1045)	七年 (1047)	莆田人	自淮南江浙荆湖制置發運使徙知	偕除太常少卿分司西京
16	范仲淹	是年吳中大饑、殍殣枕路。仲淹發粟、及募民存餉、為術甚備。吳人喜競渡、日出宴湖上、自春至夏、居民空巷出游。又諭諸寺主首曰、饑歲工價至賤、可以大興土木之役。於是諸寺工作鼎興。又新倉教吏舍、日役千夫。監司奏劾、杭州不恤荒政、嬉游不節。及公私興造、傷耗民力。公乃自條敘、所以宴游及興造、皆欲以發有餘之財、以惠貧者。貿易飲食工技服力之人、仰食於公私者日無慮數萬人。荒政之施莫此為大。是歲兩浙惟杭州晏然、民不流徙。	皇祐元年 正月 (1049)	二年 (1050)		自知鄧州移知七月加尚書禮部侍郎詔守臣管勾一路兵馬鈐轄司事	徙京東東路安撫使知青州

17	張方平	言畿內稅賦之重、及請減定刺配刑等法。	二年十一月(1050)	三年(1051)	宋城人	自知江寧府移知樞密直學士給事中知	遷禮部侍郎
☆	孫沔	仁宗解御帶賜之。行至南京、召為樞密副使。	(五年四月)(1053)		會稽人	樞密直學士給事中知	
18	李兌	仁宗飛白書安民字以賜之。介靜簡嚴、年老而精明、有所舉措要使民便安之。	五年八月(1053)	至和元年(1054)	許州人	戶部郎中知	
19	孫沔	浙俗貴僧、或經婦女與私。沔嚴察之、杖配者甚眾。	至和元年二月(1054)	嘉祐元年(1056)		資政殿學士知	徙河東西安撫使知齊州
20	梅摯	仁宗賜詩寵行見聖門。摯以詩之首章名堂、曰有美。	二年九月(1057)	三年(1058)	成都府人	龍圖閣直學士尚書吏部郎中知	摯徙知江寧府
21	沈遘	令行禁止人有貧不能葬、及女子孤無以嫁者、以公使錢葬數百人。倡優養良家女為己子者、奪歸其父母。接遇士大夫多得其歡心、所部吏尤樂傾、盡為之耳目、刺閭巷閒事織悉即知故事至立斷、眾莫不駭伏。小民有犯情稍不善、不問法輕重斷訖、亟刺為卒。刺者數百人、人屏息不敢犯。議者以其嚴比孫沔、然沔苛暴銳於懲惡、至達善人亦懼焉。晨起治事及午事畢、出與賓客往還、從容談笑以示有餘、士人夫交稱其能。嘗作南井引西湖水、入城以便民汲、人呼為沈公井。	七年八月(1062)	治平元年(1064)	杭州人	尚書禮部郎中知	遷吏部郎中召為幹當三班院
22	蔡襄	為政精明、吏不能欺。	二年二月(1065)	三年(1066)	興化軍仙遊人	端明殿學士尚書禮部侍郎知	襄徙知應天府
23	胡宿	清儉謹默、內剛外和。其蒞官治事、謹重不輕發、發亦不可回。臨民篤恭、不略細故。人尤愛之。	三年四月(1066)	四年(1067)	常州晉陵人	尚書吏部侍郎觀文殿學士知	
24	祖無抑	嘗作介亭於鳳凰山。	四年十月(1067)	熙寧二年(1069)		右諫議大夫加龍圖閣學士知	
25	趙抃	朴和易長厚、所至必興學校、勸獎後進。為政視其俗之厚薄、與事多寡、設施為術不同。杭故多盜聞、抃性寬大、細民多聚集為盜。抃捕獲、其情重者斂配他州、盜遂遁去、境內以清。	三年四月(1070)	十二月	衢州西安人	資政殿大學士知	徙知青州
26	陳襄	有學行、所至務先學校至親為講解。好薦進人才、喜愠不形於色。為政多慕古人所為、杭為都會賓旅之衝、又屬朝廷相繼遣使。公外應接使客、內撫循士民、州不知其擾。杭雖號水鄉、而其地斥鹵、可食之水常不續。唐相國李長源舊為六井、引西湖以飲民。井既久廢不修、水遂不應民用。襄命工討其源流、渫而甃之、井遂可食。雖遇旱歲、民用沛然。有勸學文見學校門	五年五月(1072)	七年(1074)	福州人	自知陳州以尚書刑部郎中知制誥知	襄移知應天府與楊寔兩易其任

27	沈起	為人寬和、臨事明敏。	七年九月 (1074)	九年 (1076)	明州人	自知潭州 移知	
28	蘇頌	時吳越薦餉、一日出、遇百餘人遮道泣訴曰、某等以轉運使賣所逋市易錢、盡繫公庭、夜禁廂院、雖死無可償者。頌曰、吾今釋汝使汝得營生事、衣食之餘悉以償官、期以歲月而足可平。皆曰、不敢負。於是縱之、轉運使大怒欲奏公沮。壞法令而債者、乃先期而至。遂不復言。一日燕有美堂、聞將兵結集謀害官吏。郡人喧傳、恐懼不安。頌談笑自如、密諭兵官捕為首者、械送獄中。遠夜會散而坐客不知也。	九年正月 (1076)	十年 (1077)		秘書監集賢院學士 知	召為提舉中太一宮修
29	趙抃	抃言、吳越國王錢氏有墳廟在錢塘臨安縣、棟宇頽圯、林木荒穢。欲令兩縣選僧道、主管虔度其徒各一人。從之。朝旨欲修杭州城、抃度出於人者數千萬、獨棄杭人新罹旱災未可興工、乞罷役。呂氏家塾記云、抃再守錢塘、天下劇郡從容為之。其政本於愷悌、然不嚴而肅、民莫敢犯議者。謂抃治民雖西京所稱循吏、不能過也。	十年五月 (1077)	元豐二年 (1079)		自知越州 資政殿大學士右諫議大夫移知	抃以薦職加太子太保致仕
☆	張詵	將行、詔權知熙州經略熙河事。既而赴杭州。	四年四月 (1081)	八年 (1085)	浦城人	龍圖閣直學士知成都府改知	詒請解郡事遷正議大夫提舉杭州洞霄宮
30	蒲宗孟	嘗集錢唐詩、自宋齊以來至元豐間凡三千餘篇、為三十卷、行於世。	八年七月 (1085)	元祐二年 (1087)	閩州人	新知揭州 太中大夫資政殿學士改知	徙知郴州
31	楊紹	吏事敏給、主於愛下、雖胥吏卑隸有過、多容之。	元祐二年 十一月 (1087)	三年 (1088)		朝散大夫 天章閣待制再知	紹卒於官
32	蘇軾	試熙寧四年通判杭州、後十六年為守。歲適水潦饑疫相仍、為請於朝得減上供米三之一、故穀不翔蹠。復以所賜度牒益市粟、濟飢殍。明年賤糶常平米又作糜粥、遺人命醫官分治疾病、賴以全活者甚眾。開西湖疏茅山鹽橋河、修治堰閘、濬城中六井、與民興利除害、講究甚悉。邵人德之為生立祠。按公在郡便民舉績最多、已各見本門、茲不詳著。	四年三月 (1089)	六年 (1091)	眉州人	翰林學士 乞郡旨以龍圖閣學士知	召軾為翰林承旨
33	張閱	杭久闕守、郡事廢弛。閱經理有敘、首去惡少之為民害者。郡人為生立祠。	大觀四年 九月 (1110)	政和元年 (1111)	河陽人	翰林學士 為龍圖閣學士知	召為兵部侍郎
34	李愬	偃舊甃、渴村巖門白石等處、並邊錢唐江通大海、日受兩潮、漸致侵蝕。乞依六和寺岸用石砌疊。詔令轉運使劉旣濟措置。	五年八月 (1115)	十二月		起復集賢殿修撰為徽猷閣待制知	徙為河南尹

第2章 北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に

はじめに

筆者は名地方官としての治績の記述が宋代を通じてどのように形成され、またそれが士大夫階層の間でどのように浸透し評価されたかを中心に考察を行っている¹。その考察の過程で、実際の地方統治がその対象となる地域の人々にどのように評価されるのか、また治績の記載に地域性は表れるのか、という課題が生じた。加えて、杭州の統治者はどのような杭州の地域性を踏まえて統治を行ったのか、という杭州地域自体に対する疑問も生じた。これらの疑問を受け本章では、北宋初期の杭州における「捍海塘」をめぐって、戚綸と胡則という二人の士大夫がどのように関係し、また後世どのように彼らが士大夫階層から評価されたか、の解明を図る。そして、この事例を通じて、地方統治の地域における評価のされかた、さらには治績に見られる地域性のありかたの一例を提示しようと試みるものである。

宋代における「地域性」の研究は、これまで主に地域に生きる士人に着目し、それが中央政府における官僚としての榮達を離れ、地域の主導的役割を担っていく過程を描き出してきた²。しかし、中央から地方統治のためにやってきた地方官たちが地域と接触する中で、地域の側からどのように見られていたのか、という課題については、士大夫階層の考える統治の規範意識³を理解する上で重要な部分であるにもかかわらず、十分に検討されていない⁴。本章は地方官の事績を描く「治績記述」⁵に着目し、その記述の背景と流傳過程を共に

¹ 本稿第二部3章「「名臣」から「名地方官」へ—范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成」(初出:『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊 53輯、2008)を参照。周知のように宋代における杭州は江南第一の都市として発達し、地域に対する言及や史料が同じ時代の他地域にくらべて豊富である。次章で扱う范仲淹へと連続する知杭州と治績を扱うことで、宋代の地域性という問題を考える端緒に至ることができると考えている。

² 地域性の問題に関しては数多くの議論が重ねられてきた。議論の過程については、Paul J. Smith ed. *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History*, Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2003、包偉民「精英們“地方化”了嗎—試論韓明士『政治家与紳士』與“地方史”研究方法」(『唐研究』11卷、北京:北京大学出版社、2005)及び包偉民・魏峰「宋人籍貫觀念述論」(『浙江大学学報(人文社会科学版)』2007年1期)などを参照。個別の研究としては、岡元司「南宋期温州の地方行政をめぐる人的結合」(『史学研究(広島大学)』212号、1996)、小島毅『中国近世における礼の言説』(東京大学出版会、1996)、須江隆「唐宋期における社会構造の変質過程—祠廟制の推移を中心として」(『東洋史論集(東北大学)』9号、2003)、山口智哉「宋代郷飲酒礼考—儀礼空間としてみた人的結合の〈場〉」(『史学研究(広島大)』241号、2003)などがある。

³ 地方統治のあるべき理想像、が統治の規範意識である。筆者は宋代(特に南宋期)に、士大夫階層の成長や出版の発達などにより、士大夫階層の中に模範的な地方官像が形作られたのではないかと考えている。本稿第一部の議論、および第二部3章を参照。

⁴ 中央政府の側から見た統治の手段としての地方官に対する研究は、宮崎市定氏に始まり、佐竹靖彦氏の一連の研究などに代表される「郷村支配」という視点により進められた。郷村の搾取に立脚する政府という関係を軸に、郷村—政府の対立間をつなぐ存在として

分析対象とすることで、地域から見た地方官に対する認識とその評価のされかたを明らかにするものである。

このような地域と士大夫階層との関係を問題にした研究の中で、注目すべきはピーター・ボル氏と須江隆氏の一連の研究である。ボル氏は金華を題材にした一連の研究の中で、地域における士人たちの知的交流と地域における「知の伝統」の形成過程を明らかにした⁶。その研究は道学者たちによるローカルネットワーク形成を重視する立場から、南宋期を「地域意識の確立の画期」とみなしている。本章は南宋期から北宋期へと時期を遡る形で、ボル氏の言う、ある空間が言説や事実と結びついて歴史的に構成される「地域意識」の素地となった要素を検討する。また、須江隆氏は地域文化が地方志や碑文といった地域性を持った文献にどのように表れるかを問う近年の論考のなかで、「碑文が形成された過程や、碑文を構築乃至は修復した意図を考察することにより、地域文化の歴史的特質を解明することが可能となる」と述べている⁷。本章が目的とする、ある地方官の統治が地域の人々に強い印象を与え、それが地域文献に記載される過程を考える上で、須江氏の指摘は示唆的であり、本章は須江氏の言う地域文献の形成の一端を明らかにするものだと言えるだろう。

また宋初期の杭州を扱う上で、考慮すべきは山崎覚士氏の論考である。山崎氏は最近上

の胥吏に着目し、彼らに依存する地方官ないし地方統治の限界を描き出した。宮崎市定「胥吏の陪備を中心として」(『史林』30巻1号、1945)及び「宋代集県制度の由来とその特色」(『史林』36巻2号、1953)、佐竹靖彦「『作邑自箴』の研究」(『人文学報(都立大)』238号、1993)などを参照。なお、「郷村支配」については、小林義廣「宋代の論俗文」(宋代史研究会『宋代の政治と社会』、汲古書院、1988)の説明、及び赤城隆治「近世地方政治の諸相」(佐竹靖彦ほか編『宋元時代史の基本問題』汲古書院、1996)を参照。一方の地域から見た地方官としての研究は、近藤一成「宋代士大夫と社会—黄榦における礼の世界と判語の世界」(前掲『宋元時代史の基本問題』)などがあるが、まだ数量的にも不足である。

⁶ 治績記述とは、ある地方官の統治の結果を描いた記述である。基本的にその統治を称賛し、記録して語り伝えるために記述される。それを人々が引用して文章などで使用する、あるいは改めて評価を行うことで統治の記憶が重層化されていく。士大夫階層全体からみれば、るべき地方統治の模範となり、規範意識を生みだす。また、地域の立場から見れば、自らの地域に行われた名人の訪問あるいは善政の記憶であり、地域の歴史を語る上で必要な要素となっていく。前掲拙稿「「名臣」から「名地方官」へ」を参照。

⁶ Peter K. Bol, "Neo-Confucianism and Local Society, Twelfth to Sixteenth Century: A Case Study", op cit. *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History*, ピーター・ボル(鈴木弘一郎訳)「地域史と後期帝政国家について—金華の場合」(『中国—社会と文化』20号、2005)、及び Peter K. Bol, *Neo-Confucianism in History*, Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2008 の該当部分を参照。

⁷ 須江隆「修復された碑文「唐縉雲縣城隍廟記」—記録保存の社会文化史研究に向けて」(『立命館文学』619号、2010)。地域性の文献に関する研究としては、その他、同「『吳郡圖經續記』の編纂と史料性—宋代の地方志に関する一考察」(『東方学』116輯、2008)、「ある北宋知識人の日常と生涯—朱長文に関する伝記史料の解析を中心に」(『史叢(日本大学)』78号、2008)、「宋代地誌序跋文考(一)」(『人間科学研究(日本大学)』4号、2007)、「宋代地誌序跋文考(二)—『乾道四明圖經』の史料性に関する二、三の考察」(『人間科学研究(日本大学)』6号、2009)などがある。

梓した『中国五代国家論』において、宋に先立つ吳越期の杭州を中心とした考察を展開しており、「海域」「港湾都市」といった側面から杭州の吳越期における発展と個性化を明らかにした⁸。その論考は佐竹靖彦氏をはじめとした五代期の経済・社会の発展を論じた先行研究を背景としており、五代期を「諸国の分立と天下の一体を同時に成立せしめる」ものとして提示する⁹。本章は、吳越期杭州に関する成果を踏まえながら、山崎氏が論及していない宋初期を対象に、地方統治における地域の葛藤と士大夫階層による治績への評価を検討する。それにより、杭州という地域のありようを一層掘り下げてみたい。

以上の問題意識を踏まえ、本章では北宋初期の「捍海塘」の修理をめぐる対立の背景を分析する。水利工事の評価をめぐる治績の記載には、北宋初期の地方統治の特徴、杭州の地域性、そして杭州統治の特殊性が表れている。

(1) 問題の所在—「捍海塘」をめぐる記述から

杭州という都市はもともと錢塘江の堆積土によってできた砂洲の上に存在しており、隋代以降大運河に連なる都市として発展を開始したが、一方で錢塘江による浸食に苦しんできた。『宋史』卷九七「河渠志 河渠七東南諸水下」には、浙江（錢塘江）の河口において逆流する海潮を防ぐ「捍海塘」の建築についての概観が記載されている¹⁰。要約すると、浙江（錢塘江）の海潮問題は杭州において重要な問題となっており、潮の勢いを軽減する堤防、すなわち「捍海塘」の建築が、吳越の錢氏から北宋中期の張夏まで、歴代の統治者または地方官にとって急務であった。歴代の統治者の中でも、五代の錢武肅王（鏐）が「彊弩數百以射潮頭、又致禱胥山祠」（数百の弩に潮を射させ、また胥山の祠に祈る）という手段を用いて先例となり、北宋初期には發運使の李溥が再び「錢氏舊法」によって成功を収めている。

その捍海塘については、『咸淳臨安志』卷三一「山川十 江 浙江 捍海塘」にも記載がある¹¹。『宋史』に比べて内容がより詳細であり、また一部ではその叙述の方向性がより複

⁸ 山崎覚士『中国五代国家論』（仏教大学、2010）。

⁹ 前掲山崎書「序論」を参照。

¹⁰ 『宋史』卷九七「河渠志 河渠七東南諸水下」。「湖江通大海、日受兩潮。梁開平中錢武肅王始築捍海塘在候潮門外、潮水晝夜衝激版築不就、因命彊弩數百以射潮頭、又致禱胥山祠、既而潮避錢塘東擊西陵。遂造竹器積巨石植以大木。堤岸既固、民居乃奠。逮宋大中祥符五年杭州言：湖江擊西北岸益壞稍逼州城、居民危之。即遣使者同知杭州戚綸轉運使陳堯佐、畫防捍之策。綸等因率兵力籍梢柵以護其衝。七年綸等既罷去、發運使李溥內供奉官盧守慤經度以為非便、請復用錢氏舊法、實石於竹籠倚疊為岸、固以椿木環亘可七里。斬材役工凡數百萬、踰年乃成而鈎末壁立、以捍潮勢。雖湍湧數丈不能為害。至景祐中以湖江石塘積久不治、人患墮溺。工部郎中張夏出使因置捍江兵士五指揮、專採石修塘隨損隨治、衆賴以安。邦人以為之立祠、朝廷嘉其功封寧江侯。…」

¹¹ 『咸淳臨安志』卷三一「山川十 江 浙江 捍海塘」。「江挾海潮為杭人患、其來已久白樂天刺郡日嘗為文禱於江神、然人力未及施也。至梁開平四年八月錢武肅始築捍海塘在候潮通江門之外、潮水晝夜衝激、版築不就。因命強弩數百以射滌頭據吳越僧史又致禱於胥山祠、仍為詩一章函鑰置海門山詩云為報龍王及水府錢江借取築錢城。既而潮水避錢塘東擊西陵、遂造竹

難になっている¹²。特に大きな変化は大中祥符年間（1008～16）に関する記載である。『宋史』にみられた「錢氏舊法」によって成功を収めるという一連の筋書きが「水方大溢」（その時水が大いに溢れた）により崩れている。また、新たに戚綸・馬亮の逸話が加わっている。中でも、戚綸に「雖免水患而衆頗非其變法焉」（水害は免れたものの、人々はその方法変更をとても非難した）という評価がなされているのは特徴的である。彼は水害を防いでいるのに、なぜ「衆」は「變法」をよく思わなかったのか。この「法」は「錢氏舊法」を指すが、彼の後に發運使李溥の「復依錢氏立木積石之制」（錢氏の木を立て石を積む方法に従う）が失敗していることからみても、戚綸が修築を行った時点では必ずしも有効な方法でなかつたことは確かである。それにもかかわらず、戚綸の方法変更が非難されたのはなぜか。

『宋会要輯稿』方域卷一七「方域志」では、戚綸の行った治水が批判され、錢氏のやりかたに戻された経緯について、戚綸の行った「累梢為岸」（木材を重ねて岸壁とする）に対し、有効ではないとする言上があり、そのために李溥らが派遣され、視察の結果あらためて「錢氏舊制」の工事を行うことになったという過程が説明されている¹³。

さらに、『統資治通鑑長編』卷八二「真宗 大中祥符七年五月壬辰」には、この捍海塘工事の背景に宰相丁謂と転運使陳堯佐の確執という政治的な部分があつたことが述べられている¹⁴。戚綸らの方法に対する「不便」の評価は政治的な背景で生まれており、李溥は「錢氏舊制」を目指しながらも、結局は戚綸・陳堯佐らの方法を選択している。この経緯について、『統資治通鑑長編』の編者李熙が「此事與本志不同當考」（この内容は本志と違っているので、考慮すべきである）と注で述べるように、記載が食い違つていて事実がつかみ

落積巨石植以大木、隄岸既成久之、乃為城邑聚落。凡今之平陸皆昔時江也。潮水衝突不常、隄岸屢壞。大中祥符五年郡守戚綸與兩浙轉運使陳堯佐申請：遣使自京師部埽匠塙塞赴州、以埽岸易柱石之制。雖免水患而衆頗非其變法。七年詔江淮發運使李溥同內供奉官盧守勦按視、復依錢氏立木積石之制、仍令守勦專掌其事。是時水方大溢。九年郡守馬亮禱於子胥祠下、明日潮為之却又漲橫沙數里、隄遂以成。及景祐中隄復壞。兩浙轉運使張夏作石隄十二里、因置捍江兵士五指揮、專採石修塘隨損隨治。杭人德之、作廟堤上。今昭覩廟是也詳見祠廟門。…」

¹² 『宋史』の記載は、おそらくその前提となる国史の記載に由来している。『咸淳臨安志』の記載がかなりの部分で『宋史』と重複することから考えて、同様に国史を参照しているものと思われる。一方で、重複しない部分が『宋史』の列伝、あるいは『宋会要輯稿』『統資治通鑑長編』の記載に重なることから、『咸淳臨安志』の記述は『宋史』の記述に至る前の史料のかたまりを示している可能性がある。

¹³ 『宋会要輯稿』方域卷一七「方域志」「大中祥符七年十月江淮發運使李溥言、准詔與内供奉官盧守勦按視杭州江岸、請依錢氏舊制立木積石以捍湖波、從之。仍令守勦專掌其事。初江潮悍激止及西興、至是直抵州城。知州戚綸轉運使陳堯佐請累梢為岸、既成。會綸等徙任、或言其非便、故令溥等視而改之。」

¹⁴ 『統資治通鑑長編』卷八二「真宗 大中祥符七年五月壬辰」。「初錢塘江隄以竹籠石而潮噬之、不數歲輒壞而復理。轉運使陳堯佐曰：隄以捍患而反病民。乃與知杭州戚綸議易以薪土。有害其政者言於朝、以為不便。參知政事丁謂主言者、以紺堯佐。堯佐爭不已。謂既徙綸揚州、癸未又徙堯佐京西路。發運使李溥請復籠石為隄、數歲功不就、民力大困。卒用堯佐議隄乃成。此事與本志不同當考」

づらい状況である。

なお、王應麟『玉海』卷二三「地理 跛塘堰湖 隘埭」はこの『統資治通鑑長編』の記述を敷衍する形で記載を行っている¹⁵。「錢氏舊制」と戚綸らの方法の対比が明確になり、「統資治通鑑長編」と同様、「錢氏舊制」とは「舊以竹籠石、而潮齧之、率數歲輒復壞」（元は竹籠に石をつめていたが、潮が侵食してだいたい数年でまた壊れる）とされ、それに対して戚綸は「實薪土以捍之實錄云累木為岸」（木材や土を詰めて潮を防ぐ、実録では木を重ねて岸壁とする）を提案する。そして、上述の『統資治通鑑長編』の記載にあったように、戚綸の案が李溥の視察で覆された。しかし、最終的には戚綸の案に従わざるを得なくなっているのである。

以上のように、宋初期の杭州における「捍海塘」工事は困難をきわめ、様々な方法が試されていた。整理すると、大中祥符年間、大潮により従来の堤防が破損し、城壁に水が及ぶ危機状況で、知杭州戚綸と上役である転運使陳堯佐は「自京師部埽匠壕寨赴州」（都周辺の専門部署に属する堤防作りの職人で待機中の者を州に派遣する）¹⁶を行い、主に土と木による堤防補修を行い、一定の防潮効果を挙げた。だが、その補修方法に対する有効性を疑う言上があり、発運使の李溥らが視察調査を行った結果、「錢氏舊法」に戻って補修を行うことに決定されたが、防潮効果を挙げなかつた、ということになる。

特に注目すべきは、知杭州の戚綸が行った「捍海塘」の建築が「衆頗非其變法」（人々はその方法変更をとても非難した）という悪い評価を与えられたことであり、最終的には彼の左遷に繋がったことである。なぜ、「衆」はこの「變法」を非としたのか、その背景はどうなものなのかな。「衆」という言葉は先に引用した『宋史』卷九七「河渠志 河渠七東南諸水下」にある「衆賴以安」（人々は信頼し安心した）からみても「地域に住む人々」を想起させるが、果たしてそうなのだろうか¹⁷。また、その鍵となった「錢氏舊法」とはいかなるものだったのか。中央政治、地方統治、そしてその地域の状況が複雑にからみあう戚綸と「捍海塘」の問題を掘り下げることで、当時の知杭州と地域の関係の一端を明らかにすることができるのではないかと考えられる。

¹⁵ 『玉海』卷二三「地理 跛塘堰湖 隘埭」。「祥符錢塘江隄 杭州江隄舊以竹籠石、而潮齧之、率數歲輒復壞。祥符七年潮直抵郡城。守臣戚綸漕臣陳堯佐議、實薪土以捍之。實錄云累木為岸 或言非便、命發運使李溥按視。十月壬戌溥請如錢氏舊制、立本積石以捍潮波從之。其後踰年隄不卒用薪土…」なお、より早い記載として、北宋晚期ごろの著者不明の筆記『楓窓小牘』卷上にも同様の記載がある。

¹⁶ 「部」とはおそらく水部（工部に属し、主に治水関係を担当する）である。「埽」とは主に黄河の治水に用いられた堤防とその工法を指し、吉岡義信氏の説明によると「…蘆荻と竹で組んだ芟索を密に敷き、山木榆柳の枝葉からなる梢をその上にして、その上に更に芟索、梢を重ね、碎石を混ぜた土で圧縮し、（中略）卑薄地に積み重ねる」という。「壕寨」とは、現場で職人・人夫らが滞在する宿舎のこと。吉岡義信『宋代黄河史研究』（御茶の水書房、1978）第一章「黄河の自然」及び第二章「宋代の河役」参照。

¹⁷ 前の注10で挙げた『宋史』卷九七「河渠志 河渠七東南諸水下」より「工部郎中張夏出使因置捍江兵士五指揮、專採石修塘隨損隨治、衆賴以安。邦人為之立祠、朝廷嘉其功封寧江侯。…」を参照。

(2) 戚綸と胡則 一事件の当事者たち

I 戚綸の場合

戚綸（954～1021）の略歴¹⁸は、後掲の図表1上段の通りである。戚綸（楚邱人）の略歴をみると、晩年は讒言で不遇のまま死去するものの、主に学識により真宗の信頼厚い官僚であった。また、彼の父である戚同文は五代期以来、在野の儒者として徳行と多くの弟子を育てたことで著名となった人物である¹⁹。戚同文の死後、旧居を改装し賜額を受けて「應天府書院」として公的な認可を受けた書院が建設され、その初代の主になったのは、戚綸の子である戚舜賓である²⁰。これらを総合すると、戚綸は北宋初期に「家学」²¹を生かし、学者官僚として活躍した人物であるといえる。

そのような戚綸の経歴の中で、知杭州の治績はどう位置づけられるのか。戚綸が知杭州となったのは60歳前後、大中祥符三～七年（1010～14）であった。

『宋史』卷三〇六の彼の伝記には、上述の『咸淳臨安志』卷三一と同様に「雖免水患而衆頗非其變法」という評価が記載されている²²。これまで挙げた史料と異なる点として、戚綸の知杭州からの異動に、胡則という人物が大きく関わっていることが記載されていることが指摘できる。『統資治通鑑長編』卷八二「真宗 大中祥符七年三月辛丑」にも、類似の内容が記載されている²³。「為當塗者所昵」（権力者と昵懇である）の主体が胡則ではなく李

¹⁸ 昌彼得等編『宋人伝記資料索引』（台北：鼎文書局、1979）をもとに、加筆を行った。

¹⁹ 戚同文の列伝については、『宋史』卷四五七「列傳 隱逸上 戚同文」を参照。また、戚同文の弟子としてよく引き合いに出されるのが、筆者が以前検討した范仲淹である。例えば、呂本中『童蒙訓』卷下にある文章では、前半で戚同文の事績が、後半で范仲淹の苦学の逸話が語られている。

²⁰ 『統資治通鑑長編』卷七一「真宗 大中祥符二年二月庚戌」に、賜額と書院建設についての記載がある。「應天府書院」については、王應麟『玉海』卷一六七「宮室 院上 宋朝四書院」にその概略が記されている。

²¹ 『嘉泰会稽志』卷三「姓氏」の項目に次のような記載がある。「戚氏、衛大夫。食采於戚、因氏焉。漢有臨犧侯戚鯉。南史儒林傳有戚袞。本朝睢陽人戚同文、號正素先生。子維為職方郎中、綸為樞密直學士。望出齊郡、其後儒學世有人。或問曾南豐以宋之世家。南豐以戚氏對。」この記載からは、曾鞏が戚家を北宋の代表的な「世家」とみなしていたことがうかがえる。

²² 『宋史』卷三〇六「列傳 戚綸」。「…（大中祥符）三年、擢樞密直學士、上作詩寵之。祀汾陰復領發運之職、居無何出知杭州、就加左司郎中。屬江潮為患、乃立埽岸以易柱石之制。雖免水患、而衆頗非其變法。胡則時領發運、嘗居杭州肆縱不檢、厚結李溥、綸素惡之。通判吳耀卿則之黨也、伺綸動靜密以報則。則時為當塗者所昵、因共據摭綸過、徙知揚州。惟揚亦溥則巡內、持之益急、求改僻郡、徙徐州。」

²³ 『統資治通鑑長編』卷八二「真宗 大中祥符七年三月辛丑」。「江淮制置發運使胡則、嘗居杭州肆縱無檢。知州戚綸惡之。通判吳耀卿則之黨也、伺綸動靜密以報則。則又厚結李溥、溥方為當塗者所昵、因共據摭綸過。癸卯詔徙知揚州、維揚亦溥則巡內、持之益急、綸求換僻郡。是冬又徙徐州。本傳云、江潮為患立埽岸以易柱石之制。雖免水害而衆頗非其法。按此即陳堯佐傳所載與丁謂爭議者、蓋堯佐及綸同議變法、謂先從綸、相繼徙堯佐。二傳各載其事、若不相關。今取而聯合之、然所以徙綸又不獨緣作堤也。故因堯佐徙使、乃并書。」

溥になっているなど、若干の差異はあるがほぼ同一の内容と言えるだろう。注目すべきは附註の部分で、「本傳」として戚綸の伝記が引用され、上役の陳堯佐との関連を述べていることだ。この「爭議」が、既に見た同書「真宗 大中祥符七年五月壬辰」の内容であり、戚綸の治績の評価に陳堯佐と丁謂の政治闘争が影響していることを示している。中央の丁謂と陳堯佐による権力闘争が地方官の治績に波及し、後述のように「丁謂党」と目される胡則らによって戚綸もまた低い評価をつけられ、異動を受けることになったといえる。『統資治通鑑長編』の文脈からは、戚綸を非難した「衆」は杭州の民ばかりではなく、中央の丁謂よりの官僚群も含むのではないかという解釈も可能になる。

次に、曾鞏『隆平集』卷一三の戚綸の伝記における記載は、胡則と李溥が戚綸の「修潔」を憎んで揚げ足を取った、とする²⁴。先述の『統資治通鑑長編』卷八二「真宗 大中祥符七年三月辛丑」においては、胡則の「嘗居杭州肆縱無檢」（以前杭州に住んでいて好き勝手に振る舞い自制しなかった）を戚綸が嫌った、とされていた。史料ごとに差異はあるが、いずれにしても胡則と戚綸が対立していたのは明らかである。この胡則という人物を理解することが、戚綸の知杭州治績と「捍海塘」、「衆」の背景とそこに示された当時の地方統治を理解する上で必要であろう。

II 胡則の場合

胡則（963～1039）の略歴は、後掲の図表1下段の通りである²⁵。胡則は長い官歴を持ち、各地の地方官を歴任して成果をあげるなど、当時を代表する官僚のひとりである。ただ、その官歴は起伏に富んだものであり、当時の宰相丁謂と強く結び付いて浮沈を共にし²⁶、ま

²⁴ 『隆平集』卷一三「侍從 戚綸」。「…出知杭州、發運使胡則李溥惡其修潔、相與捃摭。徙揚徐青鄆州、復為勸農使王遵誨李仲容所誣奏、謂常訕朝廷。降太常少卿分司、卒年六十八。…」

²⁵ 従前の戚綸同様、下記の略歴は昌彼得等前掲書をもとに、加筆を行った。また、胡則の経歴を概観する上では、胡宗林『胡正惠公年譜』（浙江図書館蔵、民国二一年[1932]永康胡氏夢選樓刊本）を参照している。その他、彼が死後神として祀られ、現在まで信仰が続いていることについて、朱海濱氏・陸敏珍氏らの研究が存在している。主に参照したのは以下の論文である。朱海濱「近世浙江の胡則信仰」（『東洋学報』86巻2号、2004）、「胡則信仰的地域性—兼談民間信仰與自然区域、行政区域的関係」（『歴史地理研究（復旦大学）』3、2010）、「民間信仰的地域性—以浙江胡則神為例」（『社会科学研究』2009年4期）、「僧侶、士人與胡則信仰」（『復旦学報（社会科学版）』2007年6期）。陸敏珍「区域性神祇信仰的伝承及其對地方的影響—以浙江“胡公大帝”信仰為例」（『北京理工大学学報（社会科学版）』7巻6期、2005）、「從宋人胡則的神化看民間地方神祇的確率」（『浙江社会科学』2003年6期）。その他民俗学的見地からの「胡公廟」の研究は数多い。朱海濱氏・陸敏珍氏論文の参考文献項目を参照。

²⁶ 沈括『夢溪筆談』卷九「人事一」には、胡則が進士合格したばかりの丁謂を厚く歓待し、将来の抜擢を願った逸話が書かれている。この逸話は他の多くの書物にも記載されており、後世の人間にとての彼らの結びつきのイメージを示している。また、北宋晚期の王銘『四六話』卷上などには、失脚後の丁謂に胡則のみ変わらぬ付き合いを続けた逸話が書かれている。

たたびたび弾劾を受けて左遷されもした²⁷。胡則自身を表現し、かつ戚縁の「捍海塘」に対する態度を理解する上で、重要な一節が『宋史』卷二九九の彼の列伝の中に存在する²⁸。胡則は「無廉名喜交結尚風義」（清廉の評判が無く、交際を喜び義理を重んじる）であるとされる。実際に「貪縱」（欲深く私利を追求する）により幾度か弾劾を受けているが、清廉の名誉よりも人間関係を重視すると評されている。

そもそも、丁謂（長洲人）との強い関係は北宋初期において特に顕著な南北出身者の対立において、南人同士の結びつきという側面がある²⁹。陳堯佐（閩州西水人）及び戚縁は北人であり、朝廷の権力争いにおいて、互いに集団をつくり対立していたのである。

また、胡則は杭州の南隣に位置する婺州に属する永康縣の出身であり、地方官として歴任した地域には杭州と杭州周辺の地域が多く含まれる。その出身や官歴ゆえに、杭州という地域に利害関係が生まれていたと考えられる。

胡則の杭州における人間関係については、吳越錢氏の末裔である錢惟演との交流³⁰や、杭州に赴任してきた主簿の推挙³¹、寺院との交流³²など、いくつかの史料で言及がある。注目

²⁷ 丁謂関連だけでも、鞠詠らに弾劾を受けている。『続資治通鑑長編』卷一〇九「仁宗 天聖八年九月」の項目、及び『宋史』卷二九七「列傳 鞠詠」などを参照。また、各地に任官した際も、京西転運使（「南京訛言未及奏」）、『続資治通鑑長編』卷九三「真宗 天禧三年正月」を参照）、河北都転運使（「假官名買酒場」）、『続資治通鑑長編』卷一一〇「仁宗 天聖九年六月」を参照）など、丁謂関連以外でも問題を発生させ、左遷などの処罰を受けている。前掲朱海濱「僧侶、士人與胡則信仰」を参照。

²⁸ 『宋史』卷二九九「列傳 胡則」。「…則無廉名、喜交結尚風義。丁謂貶崖州、賓客隨散落。獨則間遣人至海上、償問如平日。在福州時、前守陳絳嘗延獨人龍昌期、為衆人講易得錢十萬。絳既坐罪、遂自成都械昌期至、則破械館以賓禮、出俸錢為償之。」

²⁹ 吉岡義信「北宋初期における南人官僚の進出—特に王欽若・丁謂の場合」（『鈴峰女子短期大学研究集報』2号、1955）を参照。また、南北対立の実態に迫るものとして、衣川強『宋代官僚社会史研究』（汲古書院、2006）第一章「宋代宰相考」及び第七章「結び」、木田知生「北宋時代の洛陽と士人達—開封との対立のなかで」（『東洋史研究』38卷1号、1979）、小林和夫「徐鉉逸話考」（『史観』134冊、1996）を参照。

³⁰ 陳振孫『直齋書録解題』卷二〇「詩集類下」に、「盧載雜歌詩一卷 蘆載厚元撰集中有與胡則錢惟演往來詩」という一文が見える。この本は『直齋書録解題』以外に記載がなく、早くに佚した本と思われる（盧載は王明清『玉照新志』に記載の見える宋初期の宰相・盧多遜の子孫か）。なお、錢惟演は丁謂の姻戚であり、共に寇準を追いおとしたとされ、後に袂を分かつものの胡則と同じ党派に属していた。『宋史』卷三一七「列傳 錢惟演」参照。

³¹ 沈遘『西溪集』卷一〇「尚書職方郎中致仕劉公墓誌銘并序」中に、「為福州懷安尉、杭州仁和主簿。徐奭胡則等數人薦其材、擢為大理寺丞、知越州蕭山縣。」という部分がある。なお、この文章を書いた沈遘も杭州人であり、また知杭州として赴任した経験を持つ。

³² 杭州靈隱寺の僧・釈契嵩の『鐸津集』卷一一「書啓狀」には、「接杭州知府觀文胡侍郎先狀」として、赴任する胡則に対するあいさつ状が載せられている。その他、彼は王欽若とともに寺院建造に寄付を行ったり（〔明〕貝瓊『清江文集』卷一七「金陵集 菴荷堂記」に記載あり）している。胡則は杭州のみならず、地元や赴任地の寺院の修復や復興を好んで行っており（〔明〕宋濂〔金華人〕『文憲集』卷一五「銘 惠香寺新鑄銅鐘銘」にみえる浦陽大蘭寺、〔明〕蘇伯衡〔金華人〕『蘇平仲文集』卷一一「碑銘記品 悟真寺碑」にみえる麗水悟真寺など）、篤い仏教信者であったことがうかがえる。前掲朱海濱「僧侶、

すべきは、彼が基本的に杭州に家を持ち、そこで生活していたということである³³。劉敞『公是集』卷五一「行狀 先考益州府君行狀」によると、彼の父が知金華縣であった際、胡則の馴染みの同郷人が法を犯し、その裁判を担当することになった³⁴。その時、丁憂（父の喪）にあった胡則が請願のためわざわざ杭州から金華にやってきたことが記されている。胡則が丁憂に服したのは乾興元年～天聖二年（1022～24）のこととされ、その時点で杭州に居住していたことが明らかである。

そして、胡則は引退後、杭州にて悠々自適の生活を送り、死後は杭州の龍井に葬られた³⁵。官僚として後輩にあたる范仲淹は胡則と極めて親密な交際をしており、彼の文集には胡則に関する文章が数多く見られる³⁶。彼の書いた胡則の墓誌銘には、杭州にて晩年の生活を送る胡則の姿がうかがえる。しかも、朝廷から特別に自分の息子を養老目的で杭州通判に任じてもらっていた。胡則は、杭州に住む人間として知杭州に向き合う立場にあったのではないか。

胡則の地域統治に対する考え方とは、彼が各地で地方官として行ってきた治績に反映されていると思われる³⁷。既に挙げた范仲淹の書いた墓誌銘から治績を抜き出してみると、「銅

士人與胡則信仰」では、後世の胡則の「神化」に寺院や僧侶が廟の管理や伝説の創成などで大きな役割を果たしたとあるが、このような胡則自体の態度もそれに一役買ったものと思われる。

³³ 竺沙雅章氏によると、このように官職に関連する形で本籍の外に仮住いする「寄居」が宋代を通じて盛んであり、特に冗官問題が顕著になった北宋後期以降、寄居する者たちの地方政府に対する関与や不正が頻発したとされる。胡則の場合、厳密には氏の言われる「寄居」とは違うものの、特徴に多く類似点がある。「宋代官僚の寄居について」（『東洋史研究』41巻1号、1982）参照。

³⁴ 劉敞『公是集』卷五一「行狀 先考益州府君行狀」。「…改大理寺丞知婺州金華縣。縣治城中民以織作為生、號稱衣被天下、故尤富。是時禁網尚闊、守丞至者不甚以廉、自持吏民有所請求、輒移縣改革易辭以為俗。公一一絕之、善善惡惡、貧弱者得職。胡則以太常少卿丁憂居杭州、其鄉人所親有犯法者、公持之。則欲為之請、自杭州來見、公既見但叙平生、卒不敢言而去。…」

³⁵ 范仲淹『范文正集』卷一二「墓誌銘 兵部侍郎致仕胡公墓誌銘」。「資元二年六月十八日尚書兵部侍郎致仕胡公薨于餘杭郡之私第。明年二月十有一日葬于杭之錢塘縣南山履泰鄉龍井源、以夫人潁川郡君陳氏祔焉。禮也。…得請加兵部侍郎致仕。朝廷命長子通判錢塘、以就養。又六年而終。享齡七十有七。天子聞而悼之、進一子官。…及退、居西湖乘畫舫、擊清波深柳雅絃、左子右孫與交親笑歌、於時歲之間浩如也。人不謂之賢乎。…」

³⁶ 范仲淹との交流は、確認できるものでは天禧五年（1021）に范仲淹と詩の唱和をしているのが最初である。特筆すべきは、天聖九年（1031）に胡則が知陳州として赴任した際、范仲淹も通判陳州として赴任し、その際胡則は范仲淹を「以國士遇之」とされている。前掲『胡正惠公年譜』を参照。

³⁷ 注 35 前掲「兵部侍郎致仕胡公墓誌銘」。「…池州永豐監得匿銅數萬斤、吏憚當死。公思之曰、昔馬伏波哀重囚而縱之、前史義焉。今銅尚在、吾忍重其貨而輕數人之生耶。咸以羨餘籍之。…在廣南西路、有大舶、困風于遠海、食匱資竭久不能進。夷人告窮于公、公命瓊州出公帑錢三百萬以貸之。吏曰、夷本亡信、又海舶乘風無所不之。公曰、遠人之來、不恤其窮。豈國家之意耶。後夷人卒至輸上之貨、十倍其貸。朝廷省奏而嘉焉。…在福唐、有官田數百頃、民輸租食利舊矣。至是計臣上言、請就鬻之、責其估二十萬貫。民不勝弊。」

を秘匿していた吏を死刑にしなかった」「海上で立ち往生していた夷人交易商を助けた」「官田の取得費用を迫られた住民のために申請して減額させた」といったものである。当人を賛美する目的の墓誌銘である以上、やや誇張が入っていることは否めない。ただ、どの記載においても、官府が地域の人々に譲歩する態度を取っていることは明らかである。彼の治績の特徴は官府が譲歩することで、地域に秩序をもたらすものであり、彼にとっては地域に官府が寄り添うことが地域統治の要であつただろうと思われる。

以上のようにみてみると、胡則は自らと深い利害関係をもつ地域である杭州よりの立場として立ちうこと、またその地方統治に対する考え方が、地域の利益重視であったことが明らかになる。では、改めて戚綸と「捍海塘」の関係に戻って、戚綸と胡則の衝突点はどこにあったのかを考えてみる。

(3) 「錢氏舊法」—宋初杭州における錢氏と「捍海塘」

I 「捍海塘」とは

まず、「捍海塘」が杭州という地域でどのような存在であったのかを先行研究や史料から概観する（「捍海塘」の地理上の概観については後掲の図表2を参照³⁸⁾）。

本田治氏によると、一般的に「海塘は沿江海の耕地を鹹潮の害から護る防潮堤」であり、起源は後漢とも東晋ともいわれるが、その修築事例は八世紀以降宋代から増加し、「瀕江海低湿地開発の進展」に対応する。杭州湾岸の海塘はこの湾独特の激しい潮汐現象が大量の土砂を運び込むことや、大潮大雨と重なると巨大な破壊力で沿岸に被害をもたらす大潮に對抗する必要から造成されたものとしている³⁹⁾。そして、北宋期以降、王朝政府が江南第一の都市・杭州を護る目的で、専門の修治兵である捍江軍五指揮（=2000人）を配置し、国家の直接事業として行ってきたと述べている⁴⁰⁾。

また、山崎覚士氏は、「港湾都市」としての杭州の形成という観点から、「捍海塘」の成立によって州城東南・南部の舟運が安定化し、土砂の城内への侵入がなくなったことで城内への水路も確立されたと述べている⁴¹⁾。それは、杭州が山崎氏の言う「港湾都市」としての基本的な条件を整えたということであり、従来からの運河と組み合わせて内陸と海外との結節点という杭州の特徴を形成する基礎であった、と言えるだろう。

公奏之未報、章三上、且曰、百姓疾苦、刺史當言之而弗從、刺史可廢矣。乃有俞詔減其直之半、而民始安。」なお、冒頭の第一部「池州永豐監」は『續資治通鑑長編』卷八〇「真宗 大中祥符六年二月」にも記載がある。また、第三部「在福唐」は『宋会要輯稿』食貨卷六三「仁宗天禧五年」にも記載がある。

³⁸ 図表2は、『杭州市地図集』（北京：中国地図出版社、2004）内の「杭城歴史変遷図」を基礎とし、前掲山崎書第八章「港湾都市、杭州」を参考として制作した。

³⁹ 本田治「宋・元時代浙東の海塘について」（『中国水利史研究（大阪市立大）』9号、1979）を参照。

⁴⁰ 本田治「宋代杭州及び後背地の水利と水利組織」（梅原郁編『中国近世の都市と文化』、京都大学人文科学研究所、1984）を参照。

⁴¹ 前掲山崎書第八章「港湾都市、杭州」を参照。

加えて、「捍海塘」の地域にとっての有用性を考える上で、この「捍海塘」が潮汐を管理する端緒となったことを考慮する必要がある。少し時期は違うものの、寺地遵氏の言及は示唆に富むものである⁴²。寺地氏は宋元の潮汐論を論じる中で、「潮の干満に応じてクリークの水門を開閉することが范仲淹以来、趙霖・任仁発らによって力説されていた」という。少し時期は下るもの潮対策が言及されはじめることへの指摘は、言い換えれば「捍海塘」の工事⁴³が、潮管理の面から農業に結びつき、地域の農業に大きな影響をもたらしたことを探測させる。また、小岩井弘光氏は錢塘江の水運を論じる中で、「北宋でも既に杭州の薪炭は錢塘江上流域に依存していた」と述べ、錢塘江下流域の交通は潮汐を利用したその影響を受けるものであったとする⁴⁴。この点から、都市を立脚させる物資搬入においても、「捍海塘」の存在は重要であったことがうかがえる。

これらを合わせると、この「捍海塘」は杭州という都市とその住民を守るのみならず、その周囲に広がる耕地と港湾設備を守るものであり、杭州城内外で生計を立てる住民にとって極めて重要な存在であったことが明らかである。

「捍海塘」を初めて強固なものにしたのは、本田・山崎両氏が挙げるよう、吳越國王の錢鏐であった⁴⁵。彼は梁の開平四年（910）に、六和塔から艮山門（杭州城の南部から東北部）にかけて「捍海塘」を建設した。その際に用いられた方法が、いわゆる「錢氏舊法」であった。その方法に関する最も詳細な記載は次のようである。

大竹を割って長さ数十丈の器を作つて中に巨石を満たし、長さ数丈の羅山の大木を取つてその横に置き堤を作つた。内側は土で充填し、外は岸から二丈九尺離れたところに木を立てるという防潮の方法をとつた。⁴⁶

⁴² 寺地遵「宋元時代の潮汐論とその社会的背景」（『広島大学文学部紀要』34巻、1975）を参照。

⁴³ なお、錢鏐による捍海塘の工事の際、潮位を図る目的で鐵幢が江の中に設置されている。

⁴⁴ 小岩井弘光「宋代錢塘江流域の交通について」（『東洋史論集（東北大學）』1輯、1984）を参照。

⁴⁵ 前掲本田治「宋・元時代浙東の海塘について」、前掲山崎書第八章「港湾都市、杭州」を参照。

⁴⁶ 錢惟演「曾大父武肅王築捍塘遺事」。「又大竹破之為器長数十丈、中實巨石、取羅山大木長數丈、植之橫、為塘。依匠人為防之制、内又以土壤之、外用木立於水際去岸二丈九尺。…」該史料は〔清〕錢文瀚『捍海塘志』（武林草故叢編に収録）に所收。ただし、この史料の内容はともかく、その著者と題名、書かれた時期については大いに疑いがある。管見の限り現存する宋代史料にそのような文章はない。筆者が見た『吳越備史』（東洋文庫蔵、北平図書館旧蔵本の景照本、元は〔明〕萬曆二十七年[1599]ごろの成書と思われる旧鈔本）には、錢鏐以来二十四世孫とする錢受徵の輯とある卷六「補遺」があり、そこにはおそらく彼の手による「鐵箭考」という一文がある。その「鐵箭考」はほぼ「曾大父武肅王築捍塘遺事」と同一の文章であった。考えるに、この『吳越備史』もまた二十五世孫・錢岱によって編まれており、『捍海塘志』を三十世孫・錢文瀚が編む際に参考にしたことが予想される。推測であるが、その二十五世から三十世に渡るどこかの間で、「鐵箭考」がその表題を変えられたのではないか。ただ、この「鐵箭考」も考察の一般的な体裁とやや異なっており、厳密な文章の来歴は不明である。また、同様の文章は〔清〕

「錢氏舊法」は堤防のみならず、堤防本体の前に木の柱を打って潮の減殺を図ったり、堤防の内側を埋め立てるなどした総合的防潮プランであった。『咸淳臨安志』などにみえる「柱石之制」はこれらを総括した語と思われる。本田氏によると、「錢氏舊法」はそれまでの土と木による堤から石材を使用した堤への転換点であり、既にみた『宋史』河渠志にみえる張夏に至る石塘化の端緒となるものとされる⁴⁷。「錢氏舊法」でも土・木は使われているが、堤防自体を石を詰めた大きな竹籠で構築することは当時考えうる最良の防衛法であり、人々に大きな印象を与えたことは想像に難くない。これに対し、既に見た戚綸らの方法が土と木による造営になっているのは、いかにも応急処置的である。本田氏は杭州の捍海塘の例ではないが、石塘化には土塘に比べ「十倍とも百倍ともいわれる」莫大なコストがかかるなどを述べている⁴⁸。このことから推測するに、戚綸の「捍海塘」修理はあくまで応急処置であるものの、応急処置としては十分な成果を挙げたといえるだろう。コストや労役動員という点で、その批判者である李溥の「錢氏舊法」完全復旧に比べれば少ないと、既に見た『統資治通鑑綱編』にて李溥の方法が「數歲功不就、民力大困」（数年でも完成せず、民が大いに疲弊した）となっていることからも明らかだろう。では、戚綸がなぜ「雖免水患而衆頗非其變法」とされたのか、そして李溥や胡則がなぜ「錢氏舊法」の復活にこだわらざるを得なかったのか。それを理解するためには「錢氏舊法」と造営者の錢鏐にどのようなイメージが与えられていたのかを探るのが有効であろう。

II 「錢氏舊法」と錢氏のイメージ 一防潮信仰と地域、地方官

既に述べたように、錢鏐の行った「捍海塘」の建築は、杭州という都市とその住民にとって重要であり、潮を防ぎ生活を守る存在として住民にとって大きな印象を与えたと思われる。『宋史』卷九七「河渠志 河渠七東南諸水下」の該当部分をもう一度挙げてみる。

湖江（浙江、錢塘江）は大海に通じ、日に二回潮を受ける。後梁の開平年間、錢武肅王が始めて捍海塘を候潮門外に築いたが、潮が昼夜に衝突するため版築が固まらなかった。そこで、強弩数百に命じて潮の頭を射させ、また胥山の祠に祈ると、たちまち潮は錢塘を避けて東に向かい西陵に当たった。遂に竹の器に巨石を積み、大木を植えて、堤岸を固めたので、民居は定まった。⁴⁹

この部分には、既に述べたように、錢鏐の潮に弓を射させる、また「胥山祠」に祈りをささげることで潮を鎮めたという現実に起こり得ない伝説的な部分が混ざっている。

江は海潮をもたらすのが杭人にとって悪いであったが、その来歴は長く、白楽天が刺

吳任臣『十國春秋』卷七八「武肅王世家下 天寶三年八月」に、「昭煦錄」からの引用、〔清〕翟均廉『海塘錄』卷二六「雜志」には「吳越備史」及び「錢塘縣志」からの引用として記載されている。いずれにしても錢惟演の作とは書いていない。

⁴⁷ 前掲本田治「宋・元時代浙東の海塘について」を参照。

⁴⁸ 前掲本田治「宋・元時代浙東の海塘について」を参照。

⁴⁹ 「湖江通大海、日受兩潮。梁開平中錢武肅王始築捍海塘在候潮門外、潮水晝夜衝激版築不就、因命強弩數百以射潮頭、又致禱胥山祠、既而潮避錢塘東擊西陵。遂造竹器積巨石植以大木、堤岸既固、民居乃奠。」

郡の刺史だった時は文章を作つて江神に祈つており、人力が未だ対策できるものではなかつた。後梁の開平四年八月に、錢武肅が始めて捍海塘を候潮通江門の外に築いたが、潮が昼夜衝突して版築が固まらなかつた。そこで、強弩数百に命じて波の頭を射させ吳越備史によるまた胥山の祠に祈り、さらに詩一章を作り箱に納め海門山に置いた詩にいう「龍王と水府に告ぐ 錢江を借りて錢城を築くと」。⁵⁰

この『咸淳臨安志』卷三一の記載と併せると、弓を射るという内容は『吳越備史』由来であり、神に祈りを捧げるのは、既に唐の白居易が行っていることが分かる。『吳越備史』は吳越王錢俶の弟である儼が著したものとされる⁵¹ため、北宋初期にはこの記載が成立していたことがわかる。また、宋初期の筆記である孫光憲『北夢瑣言』には、錢鏐が部下に射させたのではなく自ら弓を射て、さらにその結果江中の「羅刹石」が陸地となつたという、ますます非現実的な逸話が加えられている⁵²。吳越から北宋初期の時点で、錢鏐はすでに伝説上の人物となつていたことがうかがえる。鈴木陽一氏によると、錢鏐は早い段階から神格化が始まつておらず、先行する潮の神である伍子胥と結びついて崇拜を受けていたとされる⁵³。鈴木氏は明清期の物語を分析し、その説話の形式が南宋の民間芸能由來の形式であることを述べている。既に述べた『吳越備史』及び『北夢瑣言』の内容を考え合わせると、具体的な信仰としてはともかく、北宋初期の時点で既に錢鏐の伝説化が始まつていたと考えられるのである。このように「錢氏舊法」は水利事業としての実質的効果に加え、錢鏐の伝説化とあいまつて杭州の人々にとって欠くべからざる頼るべき存在となつていた。

「錢氏舊法」が現実の施策としても一定の影響力を有していたことをうかがう記載として、戚綸より少し後の時代になるが、沈括『夢溪筆談』卷一一「官政」の記載がある⁵⁴。戚

50 「江挾海潮為杭人患、其來已久白樂天刺郡日嘗為文禱於江神、然人力未及施也。至梁開平四年八月錢武肅始築捍海塘在候潮通江門之外、潮水晝夜衝激、版築不就。因命強弩數百以射滯頭據吳越備史又致禱於胥山祠、仍為詩一章函鑰置海門山詩云為報龍王及水府錢江借取築錢城。」

51 神田信夫ほか編『中国史籍解題辞典』(燎原書店、1989) p104 を参照。なお、『吳越備史』について、『四庫全書総目提要』は四代孫・錢中孚や七代孫・錢渙の関与を推定している。前の注46にも見えるように、錢氏のルーツの中で、脈々と編まれてきた書でもあると言える。

52 『北夢瑣言』佚文。「杭州連歲潮頭直打羅刹石、吳越錢尚父俾張弓弩候潮至、逆而射之、由是漸退。羅刹石而為陸地、遂列廟焉。」現在残存する版本（全て元は30巻あったとされる巻数が及ばず、残本とみなされる）ではこの文章は含まれていないが、『佩文韻府』巻一七、『施元之注蘇詩』巻七、あるいは〔清〕錢文瀚『捍海塘志』などに引用されている。筆者の参考にした『北夢瑣言』(鄭州：大象出版社、2003)では、附録の「佚文五」の章に収められている。

53 鈴木陽一「浙東の神々と地域文化—伍子胥、防風、錢鏐を素材として」(宋代史研究会編『宋代人の認識』、汲古書院、2001) を参照。

54 『夢溪筆談』卷一一「官政」。「錢塘江、錢氏時為石堤、堤外又植大木十餘行、謂之滉柱。寶元康定間、人有獻議取滉柱、可得良材數十萬、杭帥以為然、既而舊木出水皆朽敗不可用、而滉柱一空、石堤為洪濤所激、歲歲摧決。蓋昔人埋柱以折其怒勢、不與水爭力、故江濤不能為患。…近年乃講月堤之利、濤害稍稀、然猶不若滉柱之利、然所費至多、不復

綸たちよりも少し後の「寶元康定」(1038~40)ごろの話として、「杭帥」(知杭州)が「錢氏舊法」(堤防ではなく外側の柱)を崩したことにより水害が多発するようになったこと、さらに「近年」(ここでは神宗期ごろと思われる)になってもコストの問題もありそれに勝る方法を確立できていないことを述べている。この文章からみて、「錢氏舊法」は北宋前半期を通じ、実際の防潮対策でも人々に重んじられていたことがうかがえる。

では、「錢氏舊法」などの錢氏の施策に対して、北宋期前半の知杭州はどのように対応していたのか。以下、いくつかの例を挙げる。まず、范曼は宋朝が派遣した最初の杭州統治者であり、その目的は明確な錢氏政権の統治手法の刷新であった⁵⁵。次に、王濟は戚綸の前任(大中祥符元~三年、1008~10)の知杭州であり、西湖の水利を行っているが、その際に引き合いに出されるのは「捍海塘」と同様、白居易と錢氏(錢鏐)の業績であった⁵⁶。宋朝は錢氏の帰服を受け、統治者の変更を明確にするために范曼による刷新を行ったものの、水利などのシステムについては、従来の錢氏のものを引き継いで行っていたのである⁵⁷。そして、戚綸の後に「捍海塘」を手掛け、成功した馬亮の記載では、彼が「伍員祠」に祈ることで神助を受けて成功したという伝説が描かれている⁵⁸。注意すべきは、この「伍員祠」に祈る行為は、既に述べた白居易や錢氏の事例にも出てきているということである。これらの事例からは、白居易や錢氏らが先例として権威化され、それに従うことで成功するという典型が浮かび上がってくる。

以上を踏まえると、北宋初期の知杭州は宋朝の統治開始に際しては錢氏の統治手法の一

可為。」

⁵⁵『續資治通鑑長編』卷一九「太宗 太平興國三年五月丙戌」。「命考功郎中范曼權知兩浙諸州事。…上乃謂曼曰、卿且為朕行、即當召卿矣。錢氏據兩浙逾八十年、外厚貢獻內事奢僭、地狹民衆賦歛苛暴、雞魚卵菜纖悉收取。斗升之逋罪至鞭背、每笞一人、則諸案吏人各持其簿列于庭、先唱一簿以所負多少量為答數。答已次吏復唱而答之、盡諸簿乃止。少者猶笞數十、多者至五百餘訖。于國除民苦其政。曼既至、悉條奏請蠲除之。詔從其請。」なお、吳自牧『夢梁錄』卷一八「物産」の項目には、「免本州歲納及苗稅」と題して、宋朝内の杭州における免税の記録が書かれているが、その冒頭に范曼が挙げられている。その末尾にある「民得更生四野、老稚咸鼓舞於德意之」は、范曼の施策に対する民の反応である。

⁵⁶『咸淳臨安志』卷三二「山川 湖 西湖」。「…刺史白文公居易又築堤捍湖、鍾洩其水溉田千頃。自為石記。然歲久浚治不時往往湮塞。錢氏始置撩湖兵士千人。至國朝大中祥符初郡守王濟增置斗門、以白公舊記刻石湖上焉。…」

⁵⁷前掲本田治「宋・元時代浙東の海塘について」、同「宋代杭州及び後背地の水利と水利組織」、及び佐藤武敏「唐宋時代都市における飲料水の問題—杭州を中心に」(『中国水利史研究(大阪市立大)』7号、1975)などを参照。海塘のみならず、西湖周囲の整備や飲料水の確保など、吳越錢氏の整備したインフラは軒並み宋代に継承されて行ったのである。

⁵⁸『乾道臨安志』卷三「牧守 国朝 馬亮」。「…十月己卯加集賢院學士亮、本傳字叔明、有治劇才。先是江濤大溢、調兵築堤而工未就。詔問亮所以捍江之策。亮至禱于伍員祠下、明日潮為之却又出橫沙數里、隄遂以成。」なお、『吳越備史』卷一「乾寧四年秋七月」の項に、次のような記載が見えることは、馬亮の成功が錢鏐のイメージの延長線上にあることを裏付けるだろう。「是月勅封胥江惠應侯為吳安王。景福二年、始作羅城、江濤勢激、板築不能就。王因祈之、沙漲一十五里餘、功乃成。故有惠應之請。…」

新を図ったものの、それは主に税制面を中心としており、水利などのインフラ方面については従来の錢氏由來のものを引き継いでいたのである。これは、「錢氏舊法」を含む一連の錢氏の施策とその影響力が追認されたことを示す。

錢氏の施策が引き継がれたということは、言い換えればその権益とそれを受けた豪族の地位が保全されていた、ということでもある。山崎覚士氏は既に挙げた『中国五代国家論』のなかで、吳越錢氏を含む浙東地域の豪族が吳越建国前後に張り巡らせた婚姻ネットワーク、及び水運ネットワークに言及しているが、それらは北宋初期も引き続き杭州を取り囲んでいたことは想像に難くない⁵⁹。

そして、錢氏自体も北宋政府に高い地位で迎えられ、その勢力を保持していた。胡則と関係のあった錢鏗の曾孫である錢惟演は枢密使まで到り、その孫である錢景臻は仁宗の娘を妻とし、さらにその孫である錢端禮は南宋孝宗朝に参知政事となるなど、宋代を通じて多数の官僚を出していた。その中で、錢氏は吳越国王以来の自らのイメージを保持しようとしていた。それを示すのが、『吳越備史』卷二「武肅王下 開平四年」の記載とその部分に引用された、錢鏗が詠んだとされる詩である。

八月、始めて捍海塘を築く。王は波が激しく当たるため、強弩に命じて波の頭を射させ、その基礎を築いた。また候潮通江等の城門を築いた。初め基礎を築いたあと、波が昼夜衝突し、岸の堤の板築が固まらなかった。王は強弩五百に命じて波の頭を射させ、また自ら胥山の祠を築き、さらに詩一章を作り箱に納めて海門に置いた。その詩を要約すると、「龍神と水府に告ぐ、錢塘を借りて錢城を築く」と。潮の方向は西陵に向かった。王はそこで命じて巨石を運んで竹籠に盛らせ、巨材を植えて波を阻んだ。城壁の基礎は始めて定まり、堀を重ね塹壕を重ね、また街路城内を広くしたのも、これによってできたのである。⁶⁰

天は浙水を分け東海に応ず　日夜の波濤は停むことなく　千尺の巨堤を衝きて裂かん
と欲す　万人が守りを尽くし勢いはやっと平らぐ　吳郡の地は狭く兵は広がり　羅刹
の名高く海衆は獰猛なり　龍王と水府のために告ぐ　錢塘を借りて錢城を作ると⁶¹

⁵⁹ 前掲山崎書第六章「唐末杭州における都市勢力の形成と地域編成」を参照。また、錢氏の文学にまつわる成功や人間関係をうかがうものとして、池澤滋子『吳越錢氏文人群体研究』（上海：上海人民出版社、2006）がある。

⁶⁰ 『吳越備史』卷二「武肅王下 開平四年」。「八月始築捍海塘。王因江濤衝激、命強弩以射濤頭、遂定其基。復建候潮通江等城門。初定其基而江濤晝夜衝激、沙岸板築不能就。王命強弩五百以射濤頭、又親築胥山祠仍為詩一章函鑰置于海門。其略曰、為報龍神并水府、錢塘借取築錢城。既而潮頭遂趨西陵。王乃命運巨石盛以竹籠、植巨材捍之。城基始定、其重濠累塹通衢廣陌、亦由是而成焉。」

⁶¹ 「築塘與海神詩」。「天分浙水應東溟　日夜波濤不暫停　千尺巨隄衝欲裂　萬人力禦勢須平
吳郡地窄兵師廣　羅刹名高海衆獰　為報龍王及水府　錢塘借取作錢城」。前掲『捍海塘志』に所収。なお、この詩の内、最後の二句以外の部分は、宋代の史料には管見の限り見当たらない。注46で述べた「曾大父武肅王築捍塘遺事」と同様、どこかで追加されたもの

これらの文章からは、錢氏が祖先を杭州の建築者として尊び、それを子孫や人々に知らしめようとする意図を見て取ることができる。錢氏と結びつき、自らも杭州の住人であった胡則にとって、「捍海塘」と「錢氏舊法」は身近な存在であったのである。

ここで改めて戚綸の治績と地方統治を考えてみる。既に見たように、彼は「捍海塘」において、「錢氏舊法」を改めて水害を防ごうとした。その改めようとした方法が「自京師部埽匠塗塞赴州、以埽岸易柱石之制」であったことを考えると、戚綸は北方の黄河の方式を「錢氏舊法」に代えて用いようとしていたことになり、その事が杭州人を逆撫する結果になったと推測される⁶²。杭州に住む人間である胡則と対立していたこともあわせ、彼の統治の姿勢は先例が持つ地域の権威と衝突するものであった。そのことは杭州を離れた後の事例からもうかがえる⁶³。知青州であった戚綸が救荒用の米の供出をめぐって土地の豪族である麻氏と衝突し、最終的には知鄆州へと更迭されたことが描かれている。その代わりに入った李士衡が硬軟使い分ける方法で対応し成功していることと比べると、戚綸の地方統治の対応が問題を抱えていたことが浮き彫りになる。

胡則と戚綸の衝突は、単に丁謂党とその対立者という政治的な派閥の関係のみならず、地域の権威にどう相対するかという問題を背景としていた。この時期の知杭州は、錢氏政権以来の秩序に順応し、その権威を尊重しながら地域と柔軟に接していくことが求められていた。その利益を体現していたのが胡則であり、彼は地域に寄り添うことで地方官として成功を収めてきた⁶⁴。それに対し、戚綸は柔軟さを欠いた対応を行い、実際の治績としては成功を収めるものの、結果としては評価されずに任地から追い出されることになったのである。それを象徴する事件が「捍海塘」であった。「變法」を「非」とした「衆」は、胡則らに代表された地域の住民であったと言えよう。

(4) 後世の治績記述から 一地域は彼らをどう評価したか

ここまで、実際の「捍海塘」建築をめぐって、どのような背景があり、いかなる力が影

だろうか。

⁶² なお、前掲吉岡書『宋代黄河史研究』によると、この戚綸のとった方式は、元来「江南」から技術導入されたものであった。その意味では、問題の根幹が戚綸による導入であったことをより明確にする。

⁶³ 『続資治通鑑長編』卷九一「真宗 天禧二年三月」。「戊戌、徙河北都轉運使李士衡知青州、代戚綸、以綸著作書勸臨淄麻氏出粟以濟飢民。太常丞致仕景宗拒之、答綸書極不遜。綸憤甚具奏其事、上怒曰：綸選懦不能抑豪強、乃煩朝廷耶。亟命士衡代之。士衡至麻氏具粟千斛以獻。景宗曰：禍吾宗矣。居二年而麻氏破。此據王皞百一編、不知景宗於士衡何屬也。皞云：景宗是歲卒、未遂歲士衡乃殺其姪。當考。時盜起淄青間、有司捕羣盜妻子置棘闈中。士衡悉縱之使去、未幾其徒有梟賊首至者。」

⁶⁴ 前掲『胡正惠公年譜』に、『永康詩錄』からの引用として、興味深い記載がある。「公生前一夕、母夢吳越王錢鏐飛一騎叩門。故論者謂、公錢鏐後身。凡再守杭、潮為之不至、以鏐嘗射退潮故也。」胡宗林自身が「此說他書未載、似涉傳會。」と記すように、出所が不明な記載ではあり、後述の『夢梁錄』などの記載から作りだされた内容の可能性が高いが、後世の人のイメージの中で、胡則と錢鏐とが結びつく可能性があったことを示す。

響していたのかについて分析してきた。では、戚綸と胡則を後世の記述がどのように評価したのかについてみてみる。

戚綸はここまでみてきたように、「雖免水患而衆頗非其變法」という評価を公的編纂史料で受けており、その評価は後世においても変わらなかった。彼は地方官として失敗して左遷されたり、官歴の最後に誣告を受けたりし、しばらく後になって名誉回復が行われた。その経緯も相まって、彼の地方官としての業績は官歴の最初にあった知太和縣のもののみが記載された⁶⁵。既にみたように彼は豪族の扱いには失敗し、水利においても評価されなかつた。しかし、かろうじて「学者」としての特性を生かした「論民」という分野で評価されたのである。いわゆる類書として、名人の来歴を姓で分類し、簡略な伝記として紹介する、南宋末期に成った章定『名賢氏族言行類稿』卷五二の記載が端的に物語っている。

宋朝戚綸、字仲言、應天府楚丘人也。父同文、字文約。幼孤事祖母以孝聞、從邑人楊慤受經。慤隱居不仕而以女弟妻、同文遇疾因託以家事。同文為葬其三世之未葬者。遭世喪亂亦不復仕、且思見混一、遂以同文為名。慤勉之仕。同文曰、長者不仕、同文亦不仕。聚徒講學、相繼登科者五十六人、踐臺閣者亦至十數。尚信義、善周人之急。所與交皆當世之名士。楊徽之因使至郡、多所酬倡。及卒、徽之與其門人謚曰堅素先生。應天府民有曹誠者、即同文舊居廣舍百五十楹聚書千餘卷、以延學者。真宗嘉之、賜名曰應天府書院、云。同文長子曰維、仕至戶部郎中。綸其次子也。篤於古學、善談名教、舉進士為沂州簿。徙知泰和縣。同文卒、特詔令起復。泰和民憲好興訟。綸為勸民詩五十篇、言近而易曉、老幼多傳之。⁶⁶

この史料では、彼の伝記の大半を、父である戚同文の記述（傍線部）が占めている。そして、彼の後半生の業績は描かれず、太和縣までの事蹟のみが描かれた。彼の多くの伝記史料では、これと同じように戚同文の記載が多くを占め、地方における治績の内容は太和縣のもののみ描かれていた⁶⁷。南宋期以降、彼は宋代の書院の先駆けを作った偉大な戚同文の息子として、そして学者官僚として描かれるようになっていくのである。

胡則が、後世に祠が作られ「靈驗」の認定や賜額を経て、次第に尊崇を集め、現代に至る一大民間信仰の対象になったことについては、既に朱海濱氏や陸敏珍氏ら数多くの言及がある⁶⁸。祠廟を中心とした信仰あるいは宗教的背景については十分な言及があるためここでは触れない⁶⁹。ここでは杭州に関わる部分について限定的に述べ、彼が杭州という地域で

⁶⁵ 富大用『古今事文類聚』外集卷一四「縣官部 縣尹」。「爲論民篇 戚綸、字仲言。知太和縣。太和民憲好訟、綸爲論民五十篇、言近而易曉、老幼多傳之。東都事略」なお、引用元は注にあるように、王稱『東都事略』卷四七「列傳 戚綸」である。

⁶⁶ 章定『名賢氏族言行類稿』卷五二「戚千五七」。

⁶⁷ 他には、王稱『東都事略』卷四七「列傳 戚綸」や、黃震『古今紀要』卷一七「宋朝 真宗 諸臣」、祝穆『方輿勝覽』卷二〇「吉州 名宦 国朝」の項目などがある。治績としては太和縣以外にも永嘉縣が取り上げられるが、その内容は「惠政」の一語である。

⁶⁸ 注25で挙げた朱海濱氏・陸敏珍氏の論文を参照。

⁶⁹ 朱海濱氏によると、宋代における胡則信仰の開始は、北宋末の宣和年間（1119～25）ごろであり、方岩神を胡則と結びつける形で見られるという（陸敏珍氏は胡則在任時に建

どのように評価されていたかをうかがう。

胡則の死後、彼に対する評価の基準になったのは既にみた范仲淹による墓誌銘である。これが付されたことにより、杭州にある彼の墓は范仲淹の名声も相まって文献に記載されることとなる。それら史料のなかで、『咸淳臨安志』卷八七「塚墓」に、興味深い記述がある⁷⁰。胡則の墓についての記載で、肩書が「知杭州」となっていることである。彼は杭州に居住したためその地に墓があるのだが、あたかも知杭州であったのが墓を置いた理由のように描かれている。また、范仲淹の墓誌銘などの同時代史料には知杭州としての彼の目立った治績は書かれておらず、ことさらに「知杭州」をつけるのは彼を杭州という地域に引き付けようとする記述者の意識の表れではないか。

南宋前期の史料『乾道臨安志』卷三「牧守政績附 国朝」には胡則の評価についての記載がある⁷¹。『乾道臨安志』にも特に治績内容の記載はないのだが、二度目の知杭州の記載に胡則の評価として、「少有清名尚風義」（若くして清廉の名声があり、義理を重んじた）という語句がみえる。既に述べた通り、彼の『宋史』の列伝における評価は「無廉名喜交結尚風義」である。この『乾道臨安志』では、あたかも「清名」をもっていたように記載が変化しているのである⁷²。

また、南宋末期の杭州（臨安）を描く吳自牧『夢梁錄』卷一四「祠祭 仕賢祠」には、胡則の知杭州時に「惠政」があったとし、「在郡無江潮之患」（彼が郡にいた間潮害がなかった）という内容が記載されている⁷³。これが淳祐年間（1241～52）に建てられた彼の廟を説明する記事であることも考えると、彼の「神」としての威光が治績記述を生みだした可能性が高い。ついに、胡則は南宋末期になって杭州の名地方官になったのである。その内容が「在郡無江潮之患」であることは、錢氏が作った「錢氏舊法」にこだわり、戚縕の

てられたであろう「生祠」との関連を示唆するが、朱氏は否定している）。胡則が「神」として確定するのは、紹興三十二年（1162）に南宋政府から永康方岩の胡則廟が「赫盡」の廟額を賜与されてからとする。前掲朱海濱「胡則信仰的地域性—兼談民間信仰與自然区域、行政区域的関係」を参照。

⁷⁰ 『咸淳臨安志』卷八七「塚墓」。「知杭州胡侍郎則墓 在西湖龍井廣福院之麓、范文正公作墓誌銘。」なお、その少し後に成了った周密『武林舊事』卷五「湖山勝槩 南山路 小麦嶺」にも同様の記載がある。

⁷¹ 「胡則再除 明道二年四月甲子徙知陳州尚書刑部侍郎胡則知杭州。景祐元年四月甲辰除兵部侍郎致仕。則本傳字子正婺州永康人。少有清名尚風義。真宗仁宗擢用焉。」『乾道臨安志』卷三「牧守政績附 国朝」。

⁷² 朱海濱氏は、海寧の胡令公廟（別人である唐代の將軍胡暹と合体し、海潮を鎮める神となっている）を例にとりながら、胡則の子孫及び婺州周辺の士人層による美化に始まり、信仰が確立されるにつれてその地域ごとの需要に応じて「義行」が設定されていったとする。前掲朱海濱「民間信仰的地域性—以浙江胡則神為例」を参照。

⁷³ 吳自牧『夢梁錄』卷一四「祠祭 仕賢祠」。「頤慶廟。在龍井衍慶寺側。神姓胡、名則。婺之永康人。兩會尹杭、有惠政、在郡無江潮之患。疾告於朝、以兵部侍郎致仕、葬龍井山。…」なお、『咸淳臨安志』卷七二「祠祀二 仕賢」に、「頤應廟」の名で同文が記載されているが、末尾に「此不悉載」の四字が付されている。これは、史書などの公的編纂物に記載されていないという意味だろうか。

治水工事に反対した胡則に与えられた名誉として、非常に興味深い。

地方官としての彼の名声が実際に杭州における地方統治に影響したケースが、南宋中期に書かれた趙善括『應斎雜著』卷一「奏議」の記載に見られる⁷⁴。淳熙年間（1174～89）ごろに奏上された臨安府の丁銭の免除希望が、「胡則在朝衙婺遂蠲」（胡則が朝廷において衙州・婺州の丁銭を免除させた）という事例を引き合いに出して語られている。この「胡則在朝衙婺遂蠲」は胡則の祠廟が永康縣に建設されるきっかけであったとされている。にもかかわらず、この「胡則在朝衙婺遂蠲」という治績は、「郡志」に記載されているというコメントのみ存在しその根拠となる史料が全く見当たらない、おそらく伝説と思われるものである⁷⁵。このような伝説が、上奏文の根拠として使われていることを考えると、南宋においては、既に士大夫階層の間に胡則のエピソードが流布していたことがうかがえる。さらに、前掲の『夢梁錄』卷一四の記載に見たように、南宋後期には杭州にも胡則の廟が存在したことを見ると⁷⁶、杭州人にとっても、胡則は尊崇の対象となっていたことが推測さ

⁷⁴ 趙善括『應斎雜著』卷一「奏議 乞免臨安府丁錢」。「兩劄稅丁之重、至有生子不舉、長不裹頭者。丁謂為相蘇秀獲免。胡則在朝衙婺遂蠲。天子駐蹕臨安、五方之人萃聚繁衍、法當嘉惠而優恤之。已降聖旨、自淳熙四年為始權免三年、去冬限滿。聖意勤隱不忍舉催、再下展年之令。德至渥也。而九縣之民猶若閔閔然、有望於上者懼日後再有起催之患爾。六年蠲免一旦復行、誠亦難矣。聖恩寬大、國用無闕、何惜毫末以慰畿甸之心。是宜斷自宸衷、特下明詔、將臨安管下諸縣丁錢自今後永與蠲免、更不催理。將來恢復中原鑾輿還京、亦使此邦之民子子孫孫感戴上恩無有窮極、不勝幸甚。」

⁷⁵ [元] 黄溍『文献集』卷七下「胡侍郎廟碑陰記」の時点で、「傳與墓誌皆無所登載。姑俟博洽之君子而考質焉。」とされている。明代の『嘉靖永康縣志』卷八「遺文內紀 詩」（浙江図書館蔵）は胡則が賦したとする「奏免衙婺身丁錢詩」なるものを掲載しているが、そもそも自分の行った業績を詠むということが考えづらく、存在があまりにも出来過ぎて疑わしい。前掲『胡正惠公年譜』はこの詩の冒頭（序の部分？）に「六十年來見弊」とあることと、『宋史』卷一〇「本紀 仁宗二 明道二年三月己亥」に「除婺州丁身錢」（ただし、奏上者名などは記載がない）とあることを根拠に、この「胡則在朝衙婺遂蠲」を明道二年（1033）に行われたものと断定しているが、『統資治通鑑長編』卷一一「明道元年三月戊戌」には「兩浙轉運司言、大中祥符五年已放諸路丁身錢、而婺秀二州尚輸錢如故。己亥詔悉除之。」とあり、役職や年数が食い違っているため根拠としては薄弱である。〔清〕王崇炳の『金華徵獻錄』卷七「名臣傳一 胡則」はこの問題について、「而質之、然全婺之人傳為故事、不可考矣。」としている。現代の研究者でも、陸敏珍氏はできないことではないとして肯定し、朱海濱氏は伝説であるとして否定するなど、立場が分かれている。なお、朱海濱氏はこの「伝説」が出来上がる背景に、吳越以来の人丁銭制度に対する民衆の不満があり、官の取り立てに対抗するシンボルとして胡則が浮上したのではないかということを述べている。前掲朱海濱「近世浙江の胡則信仰」で挙げている、南宋初期の人である倪朴の『倪石陵書』「附錄 傳 倪朴傳」（前出の宋濂の編）に、「曾祖展始以貲雄于鄉。初衙婺嘗輸丁身錢。相傳仁宗時永康胡則為奏免。崇寧間欲復筭之、適部使者行郡。展持則像、拜使者于馬前、歷訴其非便。使者上其事復獲免。」という記載があることをみても、この主張には説得力があるようと思われる。前述したように、宋朝は范晏の改革により吳越期の過剰な徵税をあらためながら、水利などは吳越錢氏の方法を踏襲していた。胡則は、その両者を併せ持つ象徴だったのである。

⁷⁶ 陸敏珍氏によると、胡則の墓は南宋期までにいったん廃れていた。紹定元年（1228）に碑が再建されたもののほどなくして破壊され、子孫の憤激を招いた。淳祐四年（1244）

れる。

胡則への尊崇の現れ方を明確に示しているのは、元の黃潛『文献集』にみられる、胡則の墓に詣でた際に作られた三つの文章であろう。

婺州出身で杭州にて仕官または学問する者は、毎年暮れと春に必ず誘い合って南山に行き、郷先達の故宋兵部侍郎胡公の墓に詣で、その廟にて祭を行う。終わると、西湖の舟中で酒を飲み、故郷のよいところを語らう。…⁷⁷

「甲辰清明の日、諸公に従い南山に入り胡侍郎墓に詣で、戻って湖中の船にて作る」
日が落ちて時は甲子斗は辰を指し 杯を持ち遠く胡侯の墓にそそぐ ふたつのしづく
は鷗を追い城壁を背にする 四十四人の同州の人々 半ば吳語を話すのは季真のよ
うだ 湖のかなたは岸が水陸の分かれめとなる…⁷⁸

胡公は宋に仕え、時の名卿となった。婺州の永康は公の故郷である。…杭州の南山龍井源に公の墓があり、次に顯應廟があり、勅命も認められている。廟は賜額を書いていないが、顯應を名としているのは最初の封号にちなんでいる。…宋の初め、婺州で進士に及第したのは公を始めとする。宋の末に至り、方氏に大治丞應龍というものがあり、進士に合格し起家して一族は日に大きくなつた。その子孫が相携えて祠事を熱心に行い、怠る者がなかつた。これも公を郷先達として敬慕し、卑しい俗に倣わず公に福を求めたためであろう。廟の創造は至元二十六年であり、重興は至正九年、新廟が出来たのでわたし潛に記を依頼して言うには…。⁷⁹

これらからは、元朝期に胡則の尊崇が杭州で広まつていった様子をうかがうことができる。「南山題名記」に見えるように、杭州で学ぶ婺州の出身者たちは毎年の晚春に胡則の墓参りを行つていたが、それは胡則が彼らの「郷先達」であったからである。「甲辰清明日陪諸公入南山拜胡侍郎墓回泛舟湖中作」に見えるように、婺州の出身者は杭州に比較的多く、

に両浙転運使・章大醇（永康人）の下で祠廟が新修され、宝祐年間（1253～58）の初に、朝廷から「顯應」の額を賜与された、とされる。前掲陸敏珍「区域性神祇信仰的伝承及其対地方的影響—以浙江“胡公大帝”信仰為例」参照。

⁷⁷ 『文献集』卷七上「記 南山題名記」。「婺之宦學於杭者、每歲暮春必相率之南山、展謁鄉先達故宋兵部侍郎胡公墓、仍即其廟食之所致祭焉。竣事、遂飲于西湖舟中、以叙州里之好。」

⁷⁸ 『文献集』卷二「七言古詩 甲辰清明日陪諸公入南山拜胡侍郎墓回泛舟湖中作」。「日終甲子斗直辰 持觴遠醉胡侯墳 兩槳趁鷗背城闕 四十有四同州人 半為吳語如季真 湖窮岸出水陸分 …。」なお、「半為吳語」とは、唐の賀知章が都（長安）にあっても吳語を話し故郷を懷かしんでいたとされる故事に基づいている。

⁷⁹ 『文献集』卷七下「記 胡侍郎廟碑陰記」。「胡公仕宋、為時名卿。婺之永康實公鄉邑。…杭之南山龍井源公墓、次有顯應廟、勅命在焉。廟不書賜額而以顯應名者、因初進封之號也。…宋初婺之第進士者自公始。至其季年、方氏有大治丞應龍、以進士起家而族日益大。其子孫相率致力於祠事、彌久弗懈者。蓋亦視公為郷先達而知所敬慕、不徒効俚俗微福於公而已。廟之創造以至元二十六年、重興以至正九年、新廟告成以記來謁於潛曰…。」

このような機会を通じて集まり、「半為吳語」というように故郷の言葉を話して懐かしんでいたのである。それは言い換えれば、普段は故郷の言葉を話さない環境にいるということであり、次第に外地に拡散し定住していく様子もある。そして、「胡侍郎廟碑陰記」に見えるように、新たに墓の脇にその廟を再建することになったのである。これらの文章からは、胡則が婺州人の象徴として機能していたことと共に、それが杭州という場所に溶け込んでいく様子がうかがえる。既にみた「知杭州」という肩書き付される記載や、評価されて治績のある記載をあわせると、胡則が南宋の後半以降、次第に杭州でも尊崇の対象となつていったことが明らかである。知杭州に逆らって地域の利益を優先した胡則は、杭州において「知杭州」として尊敬を勝ち得たのである。

以上のような戚綸と胡則の治績記載のあり方を比較すると完全に対照的な結果となっている。戚綸は実際に水利を行いながらもそれが「衆」に評価されず、最終的には学者官僚としての名声が残り、地方官としては評価されなかった。胡則はその戚綸に逆らって自らの住む地域の利益や権威を保護しようとし、地域からの尊崇を南宋末期には勝ち得て「知杭州」としても評価された。評価が分かれた原因には地域に対しどのように接するべきかという地域の要求があった。その要求を明らかにしたのは「捍海塘」という水利事業であり、その要求にこたえたか、否かによって後世の評価が分かれたのである。

おわりに

以上のように、北宋期杭州における一水利事業「捍海塘」を手がかりに、その実行者である知杭州・戚綸と、反対者である杭州の住人・胡則がどのように対立し、彼らが地方統治に対していかなる意識を持っていたかを分析し、最後に彼らがどのように後世の士大夫階層あるいは杭州という地域から評価されたのかを述べた。本章で扱ったのは杭州という限られた地域の特定の二人の士大夫に絞ったものであり、北宋初期の地方統治とそれに対する地域、そこに住む士大夫階層の思考という大テーマを解明するうえでは極めて小さな事例にすぎない。だが、この事例は同時に北宋初期の地方統治における特徴的な部分をいくつか示しており、その意味で取り上げるのにふさわしいものだったと考えている。

まず、北宋初期において中央から派遣された知州ら地方官は、地域に融和的な政策をとることが概ね望ましいとされていた。その背景には、五代期から築かれていた地域における秩序とそれに付随する利害関係があり、宋朝政府はまずそれを整理していくことが要求されていたのである⁸⁰。加えて、宋朝政府内の南北対立は地域にも影響を与え、北人による南人地域の支配を一層繊細で難しい問題へと変えていた。戚綸は北人が北方のやり方で南方を治めることの難しさを露呈した例であり、地域と衝突してしまったために、実際の効

⁸⁰ 小林和夫氏は、もと南唐に仕え、後に宋朝初期の文治政策に携わった徐鉉を例に、五代江南地域の「精神的な内地化」を論じている。前掲小林和夫「徐鉉逸話考」を参照。南唐と吳越は状況が違うとはいえ、共に宋朝中央と一線を画す「主張する地域」であった。地方統治において「精神的な内地化」がどのように行われていたのか、は今後の課題だろう。

果とは関係なく悪い評価を受けるようになった。

次に、既存の秩序を主張する地域に対し、中央は妥協点をもとめて模索を行っていた。中央の管理が制度的にも権威的にも未だ追いつかない時期であり、胡則らは地域の代表として、（胡則と丁謂、あるいは彼の治績に見られるような）強い人間関係をてこに、主張を行っていたのである⁸¹。住人であるにも関わらず胡則を二度も知杭州に任命し、引退後にその息子を杭州通判に任命するなどの宋朝政府の対応は、そのような地域のやり方を追認するものだったのではないか。加えて、『統資治通鑑長編』など編纂史料における錢氏や胡則の伝説や治績の公認は、その地域性を中央が認め、取り込んだ証なのではないか。

さらに、戚綸と胡則の治績は後世の士大夫階層に引き継がれ、あるいは強調されあるいは捨象され、その考える地方統治の歴史のなかに治績記述として再構成されていた。戚綸は結局地方官として治績記載をされず、父である戚同文の書院建設の功業の陰に隠れた。一方、目立った治績を持たなかった胡則はよき「知杭州」としての評価まで得ることになった。その背景には南宋期以降の士大夫階層における彼らの治績への評価及び個人への尊崇があった。戚綸の「捍海塘」修築は「錢氏舊法」を意識する治水の歴史記述のなかで否定的に扱われ、よい治績として認められなかった。胡則の場合、婺州に始まる尊崇の中で真偽不明の「在朝衙婺遂縛」が浮上し、士大夫階層のなかで常識として扱われ、そこから「知杭州」の治績にまで至ったのである。

そして、地域の歴史という観点から考えると、北宋初期の杭州という場所は、吳越国そして錢氏という前提のもと、すでにさまざまな地域意識のもととなる地域固有の物語を有していたと思われる。今回の「錢氏舊法」のように、地域にとって重要な建造物とそれにつ随する過去の歴史といった都市の象徴としての存在が次第に語られ始め、将来の祠廟建設や錢鏐に対する信仰へと結びついて行ったのである。それは当地に赴任する地方官にとって、把握すべき地域の秩序の一端となつたことは間違いない。范仲淹の治績の背景には、胡則からの教示が想像される。また范仲淹を含む知杭州たちは地域の秩序を理解して、知杭州の治績の系譜を編んでいったのだろう。

以上が今回の分析のなかで明らかにした、彼らの治績の特徴である。北宋初期という時期にあって、地域が既にある種の地域性の主張を持っていたこと、地方官はそれを追認し融和していくかねばならなかつたことは、以降の知杭州らの分析に繋げていく上で鍵となる要素であろう。北宋中期（仁宗期～神宗改革期）では、宋朝政府の管理体制がある程度整備され、地域の主張のあり方も変化するが、知杭州の治績はどのように結びつくのか。また、後世における評価がどのような要素により変化するのか、などの問題を解明していく

⁸¹ 例えば、富田孔明氏の述べる人間関係を求める科挙受験者たちの動きなどはその現れのひとつといえる。「北宋における士人の投贊・投書に関する一考察—奔競の風と党派形成を考える上で」（『東洋史苑（龍谷大）』68号、2007）を参照。なお、筆者はかつて、「名地方政府」化する范仲淹一張詠との比較を通して（2008年度三田史学会発表、於慶應義塾大学、2008年6月）において、知益州・知杭州として業績をあげた張詠を論じた際、四川士人が彼との結びつきにより科挙に参加し中央政府に参加していった過程を述べた。

たい。なお、地域の権威の形成という問題については、紙幅の都合もあり、別稿にて事例解明を行いたい⁸²。

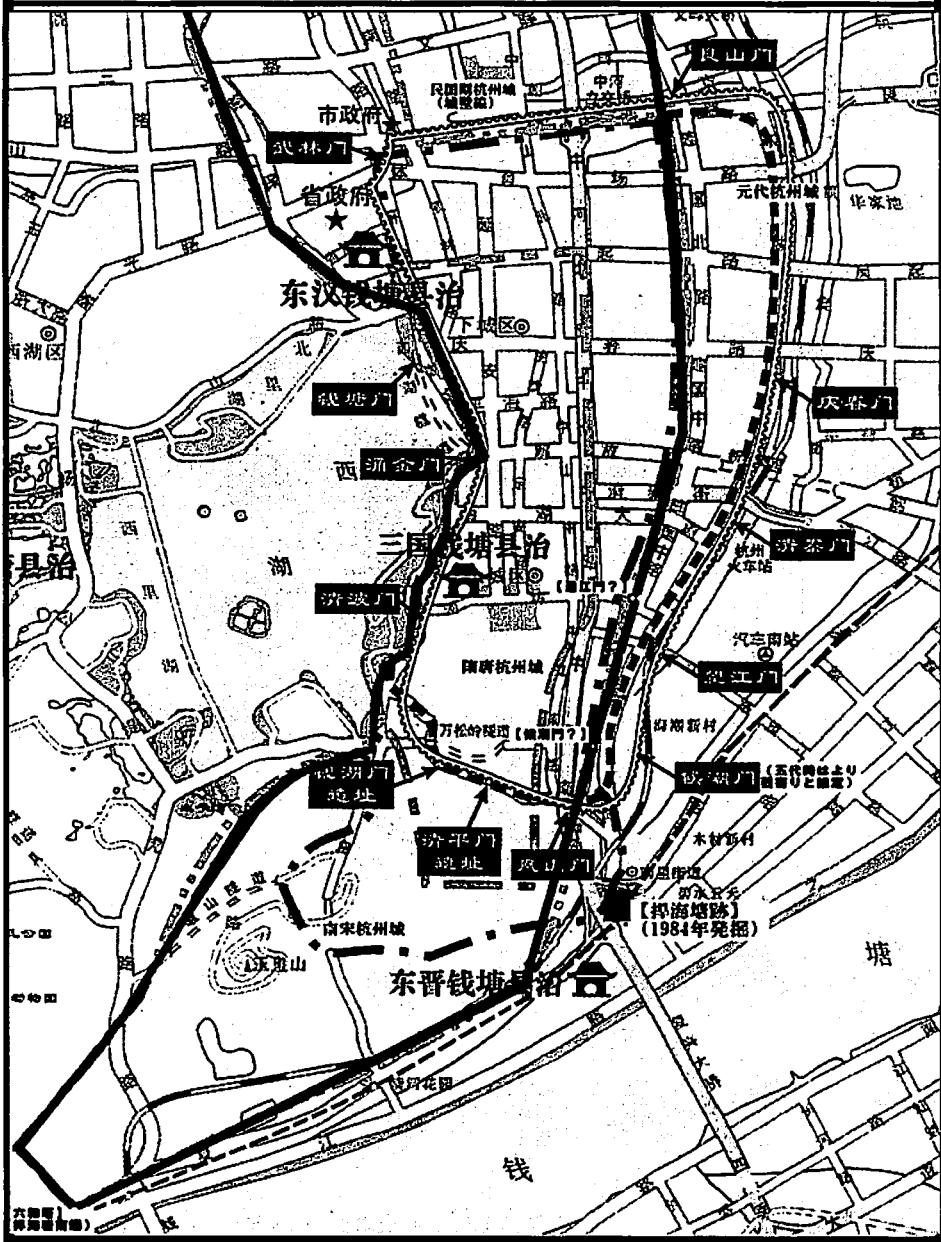
図表1 戚綸・胡則の略歴

戚綸	戚綸、字仲言、楚邱の人。太平興國八年の進士。知太和縣・知永嘉縣として治績を挙げ、真宗即位後は新設の龍圖閣待制に任じられるなど、主に學問・科挙・儀礼関連で活躍し、真宗の信頼も厚かった。『冊符元龜』・『大中祥符圖經』らの編纂に参与し、また人物推薦を良くした。後に知杭州・揚州・徐州・青州を歴任したが、知鄆州の際、王遵誨の讒言により団練副使に左遷され、故郷に帰ることを望んで太常少卿分司南京に改められ、南京で死去。文集二十巻、奏議をまとめた論思集十巻がある。
胡則	胡則、字子正、永康の人。端拱二年の進士。許州許田縣の尉として手腕を評価され、その後憲州錄事參軍・知睦州・知溫州などを歴任し、中央に戻って丁謂の抜擢を受けて三司度支副使となり、外に出て京西及び廣南西路の轉運使そして太常少卿となるが、丁謂の党であるとして左遷され、知信州・福州・杭州などを歴任し、また復して給事中権三司使事となる。七州の知州、六路の使者職を歴任し、至る所で治績をあげた。官歴は内外合わせて四十七年、兵部侍郎を以て致仕し、寶元二年六月に七十七歳で死去。謚は忠佑、後に改めて正惠。

⁸² この件については、北宋初期の杭州を代表する文人であった林逋（957～1028）と知杭州たちの関わり、そして彼を前後の「名地方官」である白居易・蘇軾らとともに祀った宋代の「三賢祠」について考察を行う中で明らかにしたいと考えている。

図表2 吳越羅城と捍海塘概図

太実線：吳越羅城 細破線：捍海塘
その他、歴代城壁など、必要に応じて注
釈を付した。



第3章 范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成

はじめに

近年、地域研究が活発になる中で、特定の地域社会に対する分析によって新しい成果が生み出された¹。この影響を受け、宋代士大夫研究においても、地域に生きる士人ないしは士大夫たちの南宋期における変容が取り上げられ、さまざまな角度から解明が行われてきた²。かつては主に地方官の「郷村支配」という観点から分析が行われてきたが³、このような地域研究の潮流の中で、地方官と地域士人たちの共有する認識についての議論が行われるようになった⁴。これはまた、地域社会が国家全体とどのように関係していたのか、士大夫階層の地方に対する認識が、宋代を通してどのように変化したのかなどにも関わる重要な問題である。

その議論の一環として本章は中央から派遣されてきた地方官がどのように記載されたか、すなわち史料中の「地方官」像に着目する。「地方官」像とは、ある地方官が任地における治績と結び付けられて語られた記述の集合であり、文集・地方志や碑記・政書などに記載される。多くの場合、注目に値する治績を残した地方官が記録され、後世の模範となっていく。従って「地方官」像は3つの側面を持っている。ある個人のイメージ・地方統治のイメージ・善政のイメージである。それらの記載が、後の士大夫階層に読まれ引用・利用されることによって、地方官像の記述の数量は増大し、士大夫の認識中に定着していくのである。これをさらに進めて言えば、記載が重なって受け継がれることにより、地方にあ

¹ 主に、第四集『宋代の知識人』(汲古書院、1993)、第五集『宋代の規範と習俗』(汲古書院、1995)、第六集『宋代社会のネットワーク』(汲古書院、1998)、第七集『宋代人の認識』(汲古書院、2001) を指す。

² 伊原弘「宋代の士大夫覚え書」(宋代史研究会編『宋代の社会と宗教』汲古書院、1995)を先駆とし、岡元司「南宋期温州の地方行政をめぐる人的結合」(『史学研究(広島大学)』212号、1996)、小島毅『中国近世における礼の言説』(東京大学出版会、1996)、須江隆「唐宋期における社会構造の変質過程—祠廟制の推移を中心として」(『東洋史論集(東北大学)』9号、2003)などがある。

³ この議論は從来、宮崎市定氏に始まり、佐竹靖彦氏の一連の研究などに代表される「郷村支配」という観点により進められた。郷村の榨取に立脚する政府という関係を軸に、郷村一政府の対立間をつなぐ存在としての胥吏に着目し、彼らに依存する地方官ないし地方統治の限界を描き出した。宮崎市定「胥吏の陪備を中心として」(『史林』30卷1号、1945)及び「宋代州県制度の由来とその特色」(『史林』36卷2号、1953)、佐竹靖彦「『作邑自箴』の研究」(『人文学報(都立大)』238号、1993)などを参照。なお、「郷村支配」については、小林義廣「宋代の諭俗文」(宋代史研究会編『宋代の政治と社会』、汲古書院、1988)の説明、及び赤城隆治「近世地方政治の諸相」(佐竹靖彦ほか編『宋元時代史の基本問題』汲古書院、1996)を参照。

⁴ 近藤一成「宋代士大夫と社会—黄榦における礼の世界と判語の世界」(前掲『宋元時代史の基本問題』)、今泉牧子「宋代県令の一侧面」(『東洋学報』87卷1号、2005)、劉馨琨「從墓誌銘談宋代地方官的赴任」(『東吳歴史学報』12期、2004)など。

るべき統治のイメージ、言い換えれば「地方統治の規範」が形成されると考えられる⁵。その背景には宋代における士大夫階層の成立と官僚制度の整備、出版の発達や地方志の成立があった。

この問題に先鞭をつけたのは宮崎市定氏であった。宮崎氏は「宋代の士風」にて、宋代の士大夫は明代以降理想化され、その後の士大夫たちの生活様式や思考を規定する模範となつたと述べた。その背景として宮崎市が提示したのは朱熹『五朝名臣言行録』⁶と北宋の士大夫を模範に取る南宋の状況、その背後にある宋代の皇帝専制国家の確立、社会経済などであった⁷。理想化された宋代士大夫の中でも、とりわけ氏が注目したのは、宋代の代表的な士大夫であり、「後世から殆ど完全無欠の人格のように賞揚される」范仲淹であった。

本章では范仲淹が地方官として「理想化」されていく過程、知杭州の際の治績を中心に追究し、先述の宮崎市定氏の議論を検証する。また、地方統治を担う地方官の理想像がどのように形成・変化するかを探ることで、士大夫階層が地域社会といかに関わるべきかという認識の変遷についても解明の糸口を得たい。この問題を通じ、從来から問われてきた唐宋変革、宋元明移行、さらには南北宋交替といった、パラダイム変化の問題にも手がかりを得ることができると考えている⁸。なお、本章は范仲淹の地方官としての業績が実態としてどうであったかを問うものではなく、あくまでも范仲淹の治績が史料中にどのように記載されたかということを探るものである。

(1) 范仲淹（989～1052）の略歴

まずははじめに、分析の前提となる范仲淹の略歴を眺めてみる。

字希文、諡文正、蘇州吳縣の人。大中祥符八年（1015）の進士。二歳の時に父を亡くし、山東の朱氏と再婚した母に従い、名を朱説と改める。後に事情を知り、母のもとを去って苦学して科挙に合格し、范姓に復帰する。地方官から晏殊・王曾の知遇を得て

⁵ 記述によって認識が形成されることについては、渡辺浩氏が『東アジアの王権と思想』（東京大学出版会、1997）にて説くところの「御威光」（記述・景観・儀礼などにより認識上に重層的に構築された階層意識）による支配、中砂明徳氏の「士大夫のノルムの形成—南宋時代」（『東洋史研究』54巻3号、1995）、同『江南』（講談社、2002）にて説く「マニュアル文化」（士大夫がその世界認識を確立する上で、科挙の受験参考書などのマニュアル的な書物に大きく影響されていたことの表現）を参照のこと。

⁶ この部分など、論文の中で引用された書名については、引用元の表記を用いる。また、分析に使用した史料は、その史料名を用いる。そのため、実態として同じ史料が別表記になっている場合がある（例『五朝名臣言行録』と『宋名臣言行録』）が、ご了解を頂きたい。

⁷ 宮崎市定「宋代の士風」（『史学雑誌』62編2号、1953）を参照。

⁸ この問題に関しては、近年、包偉民氏のR.Hymes氏に対する批判的な書評（「精英們“地方化”了嗎？—試論韓明士《政治家與紳士》與“地方史”研究方法」、『唐研究』11巻、北京：北京大學出版社、2005）をはじめとして、中央と地方の対立分離構造、あるいはそのきっかけとしての南宋期、といった視座への疑問が問い合わせられている。本論はそれを意識した上で、中央から派遣される地方官がなぜ「名地方官像」として地域に定着するのか、という問題を通じ、中央と地方の関係の一端を明らかにしようと試みる。

中央官となったが、郭皇后の廢后問題で宰相の呂夷簡と対立して地方に出される。知睦州・蘇州を歴任して主に治水・興学で功績を挙げる。都に帰還して権知開封府となつたが、「百官図」を献上して呂夷簡の情実人事を指摘したことから「朋党」を組んで政治を乱していると弾劾を受け、再び地方に左遷され、知饒州・潤州・越州を歴任する。李元昊の独立・皇帝即位に際会し、陝西経略安撫招討副使として西夏対策に従事して大きな功績を挙げる。李元昊との和議成立に伴い、中央に復帰して参知政事（副宰相）となり、いわゆる慶曆改革を主導するが、反対派の抵抗が激しく、一年足らずで自ら辞職を願い出て地方官となる。その後、知邠州・鄧州・杭州・青州を歴任し、知穎州に着任する途上、病を得て死去⁹。

范仲淹はあまりにも有名な「名臣」であり、その言行や治績は後世に多大な影響を与えた。宮崎市定氏によると、南宋の朱熹『五朝名臣言行録』などによって理想化された宋代士大夫像の代表であるとされる¹⁰。それゆえ、多数の先行研究が存在し、それらの論じる内容もきわめて多岐にわたる¹¹。今回問題とする「南宋期における模範的地方官像の形成」に関する先行研究は、竺沙雅章¹²・遠藤隆俊¹³両氏のものである。竺沙氏は范仲淹についての伝記的著作の最終章で、北宋期における范仲淹の評価形成と「名臣」像にいたる過程を述べており¹⁴、遠藤氏は義荘形成の祖として蘇州で祠廟が成立したことや義荘運営に関する、范仲淹の評価形成過程について述べている。本研究は、范仲淹に関するイメージの形成や変化の過程を追うという点でこれら二つの研究を受け継ぐものであるが、地方官としての治績に対する評価に着目するという点ではこれらとは異なった、新たな視点を提示している。

⁹ この要約は、昌彼得ほか編『宋人伝記資料索引』（台北：鼎文書局、1979）、竺沙雅章『范仲淹』（白帝社、1995）及びそれに対する小林義廣氏の書評（『東海史学』31号、1996）、白石義夫「范仲淹」（『中国の思想家 下巻』、勁草書房、1968）を参照した。

¹⁰ 前掲宮崎市定「宋代の士風」を参照。

¹¹ 近年のものでは、高橋稔「岳楊樓記」中の傳奇體について（『東方学』112号、2006）、凌申「范公堤考略」（『盐城師範学院学報』21卷3期、2001）、楊渭生「范仲淹与宋学之勃興」（『浙江大学学報』29卷1期、1999）などがある。その他、范仲淹に関する研究の蓄積については、李勇先ほか校点『范仲淹全集』（成都：四川大学出版社、2002）「附錄一五 范仲淹全集主要参考書目」及び「附錄一六 范仲淹研究論著目録」を参照のこと。

¹² 前掲竺沙書を参照。

¹³ 遠藤隆俊「宋代蘇州の范文正公祠について」（『柳田節子先生古稀記念 中国の伝統社会と家族』、汲古書院、1993）参照。

¹⁴ 前掲竺沙書 pp.241-251 を参照。なお、その内容を要約すれば、范仲淹は神宗の范仲淹批判により、神宗朝期は「並より少し優れた程度」に扱われ（王安石自身はそれほど非難せず）、哲宗初期=宣仁太后聴政期は宣仁太后が仲淹の子純仁を嫌ったために神宗期同様評価が上がりず、哲宗後期の新法党政権期に初めて「名臣」とされ、そのことは徽宗期に詔勅・追封で公的確認を得て、その後南宋の朱熹『名臣言行録』で「名臣」が一般的認識となつた。

(2) 「范公救饑」について

a. 問題の所在

范仲淹が知杭州であった時期は、皇祐元～二年（1049～50）の二年間である。彼は既に中央から出て地方官めぐりを開始しており、生涯の最晩年であった。竺沙雅章氏は当時の范仲淹を「もう政治への熱意は薄れていたようである」とし、いわば隠居所としての知事時代であると見ている¹⁵。

しかし、南宋末に編まれた地方志『咸淳臨安志』に記載された范仲淹の治績記事は、他の知杭州と比べて特異かつ詳細なものであり、隠居時代という印象からは程遠い。以下、その概容を記す。

この年（皇祐2年〔1050〕）、江浙一帯は大飢饉に見舞われ、餓死者が道に累々たる様だった。范仲淹は備蓄してあった食糧を放出し、また民間の余剰食糧を募集したが、その政策はとても効果的であった。吳の人はボートレースを好み、毎日西湖のほとりで宴会を行い、春から夏まで〔杭州城内の〕住民は家を空にして遊んでいた。また、諸寺院の主僧に勧めて言うには、「飢饉の年は工賃が安いから、土木工事を大々的に行うのがよろしい」と。これによって諸寺院は工事を盛んに行った。さらに、役所の備蓄倉や宿舎を新築して、日に千人もの役夫を動員した。監司が彈劾して言うには、「杭州は飢饉救済を省みず、遊びほうけており、しかも役所も民間も工事ばかりして民力を消耗させております」と。公（范仲淹）がそこで自ら書き記して述べるところによると、宴遊・工事を推進した理由は、全て余分な財を放出させて貧しいものに恵むためである。飲食販売や労働に従事して食を公私にあおぐ者は日に数万人以上であり、もし飢饉対策をするならこの方法より大なるものはない、と。この年両浙の中でただ杭州だけが平穀であり、民が逃亡しなかった。¹⁶

災害の際に、娯楽や宴会を促したり、大規模な土木工事を行ったりして雇用を生み出し、富んだ者から貧しい者へお金が流れるようにしたというものである。この治績は現代の「土木行政」に似た論理であり¹⁷、食料の支給を中心とした当時の一般的「救荒」とは違ってユニークである。明代の上奏に、この治績を引用して自らの主張を裏付けようとするものが

¹⁵ 前掲竺沙書 pp.217-221 を参照。

¹⁶ 『咸淳臨安志』卷四六「秩官知州事 范仲淹 皇祐二年」。「是年吳中大饑、殍殣枕路。仲淹發粟及募民存餉、為術甚備。吳人喜競渡、日出宴湖上、自春至夏居民空巷出游。又諭諸寺主首曰、饑歲工價至賤、可以大興土木之役。於是諸寺工作鼎興。又新倉敖吏舍、日役千夫。監司奏劾、杭州不恤荒政、嬉游不節、及公私興造傷耗民力。公乃自條敘、所以宴游及興造、皆欲以發有餘之財以惠貧者。貿易飲食工技服力之人仰食於公私者日無慮數萬人、荒政之施莫此為大。是歲兩浙惟杭州晏然、民不流徙。」

¹⁷ そのため、この范仲淹の治績は現代経済・政治関係の記事によく引用されている。一例を挙げるなら、宋慶・海娜「大興消費済荒政 厚価誘買平糧価」（『企業文化』12、2002）、劉軍英「救災与発展：范仲淹、劉晏救災思想的現実意義」（『河南財政税務高等専科学校学報』13巻1期、1999）などである。過去の事例としてわざわざ范仲淹の治績まで遡つて引用することからも、この治績が特異であることがうかがえる。

いくつか見られることから、後の士大夫にとつても印象的な治績であり、理想的治績のひとつとして認識されていたことがうかがえる¹⁸。

ところが、『咸淳臨安志』に先行する『乾道臨安志』にはこの治績が記載されていない¹⁹。また、同時期に記述された史書である『統資治通鑑長編』、『宋史全文』、そしてそれらを土台にして作られた『宋史』は、范仲淹の中央、あるいは蘇州における治績のみを記し、知杭州における治績には一切触れていない。さらに、南宋末に編まれた辞書的書物『玉海』には、彼が知杭州であったこと自体が書かれていない²⁰。加えて、范仲淹の知杭州時代の上役（両浙轉運使）であった孫甫に関する記述の中には、范仲淹が法にこだわらないのを止めようとした旨の記載があり、知杭州時代の范仲淹を好意的に評価してはいない²¹。

では、なぜ『咸淳臨安志』は先に引用した范仲淹の杭州における治績を記載したのか。以下ではいつから、またどのようにして范仲淹の知杭州治績が記載されるようになったのかを追究し、范仲淹の「名地方官像」が形成された過程を明らかにする。

b. 「范公救賑」とその前後

既に述べたように、『宋史』などの現在見ることができる公的な編纂史料には、彼が知杭州になったことだけが記され、治績の内容は記されていない。また、彼の死に際し、彼を顕彰する目的で書かれた墓誌銘²²・祭文²³・神道碑²⁴のいずれにも知杭州の治績は記載されていない。管見の限り、最も早くこの治績を記載したのは、彼より一世代あとの沈括『夢溪筆談』である。

¹⁸ 胡世寧「陳言治河通運以濟國儲而救民生疏」（『胡端敏奏議』卷七）、周起元「亟興水利以備瀕洩以救歲荒以裕國用事疏」（『周忠愍奏疏』卷下「撫吳奏疏」）など。また、張國維『吳中水利全書』の中には、「倣宋臣范仲淹守杭故事」（卷一四「海瑞請濬吳淞江疏」）・「倣宋臣范仲淹以官糧募飢民修水利之法」（卷一四「呂光詢興修水利疏」）など、彼をモデルにした救荒と水利の両立を目指す上奏が見られる。

¹⁹ 『乾道臨安志』卷三では、「内剛外和、所至有恩。里巷之人皆知其名字。」という、より抽象的な賞賛に留まっている。

²⁰ 『玉海』卷一九「州鎮」の項目では、蘇州（平江）・鎮江・紹興に范仲淹の名前の記載があるが、臨安にはない。

²¹ 「范仲淹知杭州、多便宜行事。甫為両浙轉運使、一切繩之以法。」（『隆平集』卷一四、同様の記載が『東都事略』卷六四や『宋史』卷二九五などにもあり）。前掲竺沙書でもこの記載を重く見て、熱意を失っていたとする評価の根拠としている。なお、その他の知杭州時代の行状を記した記載としては、明堂の祭祀に関して奏上し、李觀とその「明堂圖」を推薦したこと（『九朝編年備要』卷一四、『太平治迹統類』卷七、『統資治通鑑長編』卷一六九）、武官・知縣・処士らとの交流に関するもの（『清夜錄』、『元豐類稿』、『西湖志錄』など）、そして前掲遠藤論文が詳述している義莊設立に関するものである。

²² 富弼「范文正公仲淹墓誌銘」（杜大珪『名臣碑傳琬琰之集』中卷一二）を参照。

²³ 王安石「祭范頫州文」（『臨川先生文集』卷八五）を参照。なお、その他祭文を書いたのは富弼・歐陽脩・蔡襄・張方平・司馬光・蘇頌と子である范純仁である。それらについては、前掲『范仲淹全集』の「附錄九 歷代祭祝贊文」を参照。

²⁴ 欧陽脩「資政殿學士戶部侍郎文正范公神道碑銘」（『歐陽修全集』卷二一、北京：中華書局、2001）。

皇祐二年〔1050〕、江浙一帯が大飢饉に見舞われ、餓死者が道に累々たる様だった。この時范仲淹は浙西を預かっており、備蓄してあった食糧を放出し、また民間の余剰食糧を募集したが、その政策はとても効果的であった。吳の人はボートレースや仏教の法事を行うのを好んだが、范仲淹は民に好きなようにボートレースをやらせた。そして自分自身が毎日西湖のほとりで宴会を行い、春から夏まで〔杭州城内の〕住民は家を空にして遊んでいる〔ようにさせた〕。また、諸寺院の主僧に勧めて言うには、「飢饉の年は工賃が安いから、土木工事を日々的に行うのがよろしい」と。これによって諸寺院は工事を盛んに行った。さらに、役所の備蓄倉や宿舎を新築して、日に千人の役夫を動員した。〔この様子に〕監司が彈劾して言うには、「杭州は飢饉救済を省みず、遊びほうけており、しかも役所も民間も工事ばかりして民力を消耗させております」と。范仲淹がそこで自ら書き記して述べるところによると、宴遊・工事を推進した理由は、全て余分な財を放出させて貧しい者に惠むためである。飲食販売や労働に従事して食を公私にあおぐ者は日に数万人以上であり、もし飢饉対策をするならこの方法より大なるものはない、と。この年両浙の中でただ杭州だけが平穏であり、民が逃亡しなかった。これらは皆范仲淹の恩恵である。飢饉の時に司農が備蓄食糧を放出し、また民を集めて公共事業を行わせる対策手法は、最近になって法制化された。飢饉を救済するのはもちろん、それを機会に民の利益を図るとは、先王たちの深い恩恵さながらである。²⁵

(『咸淳臨安志』との主な相違を傍線で表示)

以上のように『夢溪筆談』は『咸淳臨安志』とほぼ同文であり、『咸淳臨安志』はその記述を元に記載していることが分かる。また、『咸淳臨安志』では節略された部分があることがわかる。節略された中でも、特に最後の下線部分に見える「飢饉の時に司農（寺）が備蓄食糧を放出し、また民を集めて公共事業を行わせる対策手法は、最近になって法制化された」は、沈括が王安石の新法改革のもとで活躍した人間であることも加味すると、新法の核であった青苗法とこの治績との関連をうかがわせて興味深い²⁶。

しかし、北宋期では范仲淹の地方における治績への言及はごく少数であり、例外的であ

²⁵ 『夢溪筆談』卷一一「官政一」。「皇祐二年吳中大饑、殍殣枕路。是時范文正領浙西、發粟及募民存餉、為術甚備。吳人喜競渡、好為佛事、希文乃縱民競渡。太守日出宴於湖上、自春至夏居民空巷出游。又召諸佛寺主首諭之曰、饑歲工價至賤、可以大興土木之役。於是諸寺工作鼎興。又新敷倉吏舍、日役千夫。監司奏劾、杭州不恤荒政、嬉游不節、及公私興造傷耗民力。文正乃自條敘、所以宴游及興造、皆欲以發有餘之財以惠貧者。貿易飲食工技服力之人仰食於公私者日無慮數萬人、荒政之施莫此為大。是歲兩浙唯杭州晏然、民不流徙。皆文正之惠也。歲饑發司農之粟、募民興利、近歲遂著為令。既已恤饑、因之以成就民利、此先王之美澤也。」

²⁶ 梅原郁氏によると、司農寺の備蓄とは常平倉のことだという。この「法制化」が具体的に何を指すかについては未詳だが、氏のいうように青苗法と関連するなら、徐松『宋會要輯稿』食貨五三「常平倉」熙寧元年九月十四日の記事前後を指すかと思われる。梅原郁訳注『夢溪筆談』(平凡社、1979) 卷一一「官政一」204の記事を参照。

る²⁷。范仲淹に言及する史料は主に彼の「朋党」の是非をめぐる論議や、対西夏の軍功について述べるものである。彼は現実に地方官としてその任地の多くで業績を挙げ、知杭州以前にも江淮安撫使であった際に救荒政策を行っていたが²⁸、北宋期には一般に彼の地方官としての業績を称揚すること自体が稀であったのではないかと考えられる²⁹。北宋の末期には彼を「名臣」とする見方が公的なものになっていたことを考え合わせると、北宋期の「名臣」とはあくまで中央政府にて活躍した士大夫であって、地方での活躍を含みこむものではなかったのである。

(3) 南宋初期³⁰における范仲淹評価 —「名臣」と「名地方官」

竺沙氏によると、南宋期の朱熹『名臣言行録』にその名を記されたことで范仲淹の「名臣」の地位が決定的になった。ただ、前節で見てきたように、「名臣」としての評価が定まつても、それはあくまで中央での活躍を示すものであり、地方官としての業績を称揚するものではなかった。また、朱熹というメルクマールにこだわらず、より細かく南宋初期の言説を見ていくことで、「名臣」の性質自体が定まる過程が明らかになるのではないかと考える。

南宋初期についての編年体史料である李心傳『建炎以来繁年要録』には、臣下の上奏の中に、范仲淹の言行を引用するものがいくつかある³¹。中でも興味深いのは次の文である。

…秦檜が言うには、「私が聞くところによりますと、范仲淹はその友に宛てた手紙の中で、『思うに私は、彼が東宮官になったから、（権勢の問題になるのを恐れて）敢えて手紙をやりとりしなかったのだ』と言っているとか。思いますに、聖明なる君主にとって忠義の臣と失節のやからとは、この（范仲淹の行いの）ように明白なものなのでしょう。誠は國の根本でござります」と。臣下が謹んで按するところ、范仲淹は祥符の末年に進士に合格し、真宗朝期はまだ小官でした。彼が陳州通判になってから、執政に昇りつめて亡くなるまで、仁宗には子がいませんでした。だとしたら、東宮官が存在するはずがありません。秦檜のデータ

²⁷ ほかに見られるものとしては、单鈞『吳中水利書』卷一に見える蘇州の治水に関する記事がある。

²⁸ 彭百川『太平治迹統類』卷六「仁宗聖政」明道二年の頃、などに記載がある。なお、この時彼が行った、飢餓の民の食べる鳥味草という野草を朝廷に献上して対策を迫った逸話も、その後多くの記事に引用されている。

²⁹ その傍証となるものに、北宋末に書かれた張唐英「范文正公傳」（傅增湘『蜀文輯存』卷一三）がある。その記述内容は対西夏戦争が七割、郭皇后廢后反対が二割となっている。当時の彼に対する評価の尺度をうかがい知ることができるといえよう。

³⁰ ここでは便宜的に初期（1127～90、孝宗朝まで）と後期（1191～1275、元への降伏まで）を分けているが、厳密な分岐というわけではない。実際、後述の王十朋や朱熹のように、すでに淳熙年間（1174～90）ぐらいから変化は現れており、それが明確になっていったという連続性が見て取れるのである。

³¹ 下に挙げた他にも、張浚（卷八二「紹興四年一一月丁卯」、対西夏関連）や凌景夏（卷一八九「紹興三年三月甲戌」、情実人事批判関連）らが引用を行っている。

ラメは皆このようなものです。³²

ここでは、南宋初期の権臣である秦檜が、自らの「忠誠」について范仲淹を引き合いに出して語っているが、後世の注釈者によりその故事が事実と矛盾することを暴露されてしまっている。ここで注目すべきなのは、権力者の秦檜ですら、無理やり范仲淹を引き合いにだして自らを正当化しているということである³³。当時、政治的な変動にもかかわらず范仲淹の「名臣」としての評価が安定していたことを示すとともに、それが決して朱熹ら「道学」の系統の評価だけに依拠するものではないことを意味する。

また、同時代に作成された蔵書解題である晁公武『郡齋讀書志』には、范仲淹の文集について、以下のように述べられている。

…〔范仲淹は〕経術を学んでよく理解し、古人の業績を慕い、世の中を安定させる志を持ち、文章を作つて道を広めることを自らの任務としていた。母に仕えては孝養を尽くした。蘇州の范氏とは疎遠であったが、義荘を作つて彼らを救済した。天下はその人格を伝え聞き、賢士らはその門下にならないことを恥とした。独り梅堯臣だけが「碧雲駁」なる書物を作つて彼をそしつた。云々。³⁴

范仲淹の当時における「名臣」像が描き出されているが、注意すべき点が二つある。ひとつは、彼について新たに「事母至孝」というほめ言葉が加わっていることである。前述したように、彼は再婚した母親に従つたものの、後に母親と離れ、范姓に戻った後で母を迎えるという複雑な過程を経ている。「事母至孝」という言葉が加わるのは、徐々に范仲淹の称揚が伝説化し始めたことを示すのではないか³⁵。最後の一文にある「碧雲駁」は現存する書物であり、宮崎市定氏の指摘³⁶により有名になった本であるが、当時から他人の偽作が指摘されていた。この部分では偽作という指摘はなされず、信憑性を残している。その意味では、彼がまだそしられるだけの現実味も残していることを示している³⁷。

32 『建炎以来繁年要録』卷一五四「紹興一五年八月丙子」。「…檜曰、臣嘗聞、范仲淹與其友書云、致意某官、為渠作東宮官、不敢通書。惟聖主於忠義之臣與夫失節之徒、灼然如此。誠立國之本也。臣謹按范仲淹祥符末登第、終真宗之世為小官。自為陳州通判、以至執政而薨、仁宗未有子。安得有東宮官。檜之誕妄無稽、皆此類也。」

33 秦檜が范仲淹を賞賛していたことは、彼が范仲淹の手蹟に跋を付していることからも分かる。秦檜「跋文正公手書伯夷讚墨蹟」(前掲『范仲淹全集』所収) 参照。

34 『郡齋讀書志』卷四中「范文正丹陽編八卷」。「…為學明經術、跂慕古人事業、慨然有康濟之志、作文章尤以傳道為任。事母至孝。姑蘇之范、皆疎屬、置義荘以赒給之。天下想聞其風采、賢士大夫以獲登其門為恥。獨梅堯臣嘗著碧雲駁一編以譏訶之、云。」孫猛校証『郡齋讀書志校証』(上海：上海古籍出版社、1990) によると、『郡齋讀書志』における袁・衛の二つの版本系統のうち、衛本では「范文正公文集二十卷別集四卷」という表題となっているが、別集は晁公武の死後に作成されたもので、後世の加筆とのことである。そこで、袁本の表題のほうを採用した。なお、両版本では袁本に范仲淹の略歴が付されるなど、項目内の差異があるものの今回取り上げた部分は共通している。

35 前の注で述べたように、袁本にあった范仲淹の複雑な略歴は衛本ではなく、その結果「事母至孝」だけが記載に残る。

36 前掲宮崎市定「宋代の士風」を参照。

37 『碧雲駁』が信じられるようになった背景については、劉子健「范仲淹・梅堯臣與北宋

南宋初期には、彼の地方官としての治績が記載として徐々にあらわれるようになった。先の『建炎以来繁年要録』に先行する編年史料である、熊克『中興小紀』の中に、初めて彼の地方官としての治績を取り上げた上奏が記載されている³⁸。

…しばらくして転運副使の趙子瀧、知平江府の蔣璵が言上するには、「…景祐年間、知蘇州であった范仲淹は、自ら海岸を見て回り、五つの運河を開きました。…」³⁹

前に述べたように、蘇州における彼の治績は公的編纂史料に記載されるなど、例外的に記載が多い。しかし、上奏の中で彼の治績が述べられたのは、この時がはじめてである。士大夫の中で、彼の治績に目をとめる者も増えつつあった。王十朋『梅溪集』には、范仲淹と同じく知饒州として赴任し⁴⁰、州城の鄱陽において范仲淹の治績・旧跡をしのぶ詩文を作った。彼はその詩の中でこのような表現をしている。

各地を預かる諸侯はあまたあれど、その中で最も好きなのは范希文（仲淹）だ。その才能には遠く及ばないが、時世を憂い君を愛する心には共感できる。⁴¹

この中では、「郡守」としての范仲淹に対する敬愛が示されている。王十朋は范仲淹の旧跡めぐりをするなかで、范仲淹を敬愛する心情が湧いてきたものと思われる⁴²。饒州という地域は早くから『范文正公文集』を出版し、また独自に『范文正公鄱陽遺事錄』を出版する⁴³など、范仲淹に対する強い執着をもっていた地域であり、そのことが王十朋の評価の背景にあると思われる。まとめて言うなら、范仲淹がこの時点で「名地方官」として饒州に定着していたこと、そして饒州という地域が出版や王十朋らの記載を通して、范仲淹のイメージを広げる役割を果たしていたことを示している。

また、『嘉泰会稽志』には次のような記載がある。

清白堂の西にあるのは、賢牧堂という。（堂の）記の記述から考えると、ここは清白亭の故址であり、越人が范文正公の祠堂を建てたものである。その後、史文惠公が趙清獻公を並記し、方侍郎

政争中的土風」（『東方学』14輯、1957）を参照。これ以外にも、葉適が范仲淹について、議論ばかりして朝廷を空転させた責任があるとして批判している。羅大經『鶴林玉露』卷二「論事任事」に記載された葉適の発言を参照。

³⁸ なお、同じ文が『建炎以来繁年要録』卷一八〇「紹興二八年九月初」に記載されている。

³⁹ 『中興小紀』卷三八「紹興二八年九月」。「…既而転運副使趙子瀧、知平江府蔣璵言、（中略）…景祐間、郡守范仲淹、亦親至海浦、浚開五河。…」

⁴⁰ 范仲淹は前述の「百官図」事件による左遷で知饒州となり、景祐三年〔1036〕の一年間にわたり務めた。なお、王十朋自身の赴任は隆興二～乾道元年〔1164～65〕。吳洪澤ほか編『宋人年譜叢刊』（成都：四川大学出版社、2003）中の徐炯文「梅溪王忠文公年譜」を参照。

⁴¹ 『梅溪集』詩文後集卷八「觀郡守題名再書一絕」。「濫與江湖岳牧羣、於中最愛范希文。人才相遠心相似、均是憂時與愛君。」

⁴² 彼が建てた祠廟の記にその過程・心情は記されている。王十朋「顏范祠堂記」（『王十朋全集』、上海：上海古籍出版社、1998）を参照。

⁴³ 文集については、俞翊「乾道饒州刊范文正公文集跋」を、『遺事錄』については陳貽範「范文正公鄱陽遺事錄序」（いずれも前掲『范仲淹全集』所収）をそれぞれ参照。共にその中で、「名太守」であった范仲淹を讃えている。

滋がまた丞相朱忠靖公・趙忠簡公・參政張公・守內翰翟公汝文らを配したものである。⁴⁴

ここでは、范仲淹が「賢牧」として祀られ始めたことが記載されている。具体的にいつから「賢牧堂」とされていたかは不明だが、堂の祀り自体は乾道四年（1168）より始まったとあり、紹興においても、この時期前後から范仲淹を「名地方官」として尊崇し始めたことを示すものだろう。

そして、この時期から知杭州治績が徐々に記載され始める。まず、吳曾『能改齋漫録』には、次のような内容が記載される。

『范蜀公記』にこうある。昔、范仲淹が知杭州だった時のこと、両浙が飢饉に見舞われ、穀物の値が高騰し、一斗で百二十文までになった。范仲淹はそれを加熱させて百八十文まで押し上げた。人々はなすすべを知らなかった。そこで長江沿いに掲示を多く出して、杭州の飢饉と米価について詳細に書き込ませた。ここにおいて、商人たちがそれを聞きつけ、先を争って杭州に向かい、自らの遅れと後続だけを気にするほどだった。〔そのため、〕米は山と運び込まれ、価格もどんどん下がった。⁴⁵

これは、范仲淹が飢饉時の米価の値下げに、あらかじめ価格を吊り上げ、市場の活性化をうながし、価格の反落を呼び込むという、少しひねった政策をとったことが記されている。この史料で注目すべきは、冒頭に出典と思われる「范蜀公記」という書名が記されていることである。范仲淹とほぼ同世代の范鎮が著したこの書物は現在散佚し、1巻を残すのみであるため、検証することはできないが、『夢溪筆談』からの流れと同様、北宋期由来の治績記述の流れの可能性を示唆するものである。

さらに、朱熹ら『宋名臣言行録』に至る。この書は「名臣」とされた人物の主要な言行を網羅するために作られ、それ以前の文献から必要なものを引用して編まれている。そこに、范仲淹の唯一の治績事例として、知杭州の事績が掲載されている。

皇祐2年（1050）、吳一帯は大飢饉に見舞われ、餓死者が道に累々たる様だった。この時公（范仲淹）は浙西を統治していて、備蓄してあった食糧を放出し、また民間の余剰食糧を募集したが、その政策はとても効果的であった。吳の人はボートレースを好み、また仏教の法事を好んでいたが、公は民に好きなようにボートレースをさせた。太守（范仲淹）は毎日西湖のほとりで宴会を行い、春から夏まで〔杭州城内の〕住民は家を空にして遊んでいた。また、諸寺院の主僧に勧めて言うには、「飢饉の年は工賃が安いから、土木工事を大々的に行うのがよろしい」と。これによって諸寺院は工事を盛んに行った。さらに、役所の備蓄倉や宿舎を新築して、日に千人もの役夫を動員した。監司が彈劾して言うには、「杭州は飢饉救済を省みず、遊びほうけており、しかも役所も民間も工事ばかりして民力を消耗させております」と。公（范仲淹）がそこで自ら書き記して述べるとところによると、宴遊・工事を推進した理由は、全て余分な

⁴⁴ 沈作賓『嘉泰会稽志』卷一「府解」。「…清白堂之西曰賢牧堂。以記攷之、當是清白亭之故址、越人即以建范文正公祠堂者也。其後史文惠公以趙清獻公並祀、至方侍郎滋又以丞相朱忠靖公、趙忠簡公、參政張公、守內翰翟公汝文配焉。」

⁴⁵ 吳曾『能改齋漫録』卷二「增穀価」。「范蜀公記。昔范文正知杭州、二浙阻饑、穀價方湧、斗錢計百二十。公遂增至百八十。衆不知所為。公仍命多出榜沿江、具述杭饑及米價所增之數。於是商賈聞之、晨夜爭進、惟恐後、且虞後者繼來。米既幅湊、遂減價、還至百二十。…」

財を放出させて貧しいものに恵むためである。飲食販売や労働に従事して食を公私にあおぐ者は日に数万人以上であり、もし飢餓対策をするならこの方法より大なるものはない、と。この年両浙の中でただ杭州だけが平穏であり、民が逃亡しなかった。みな公の恵みである。筆談⁴⁶

この文の末尾に夢溪筆談からの引用が明記されており、記述のルーツは明らかである。ここでいえることは、この『宋名臣言行録』において、明確に「名臣」と名地方官が結びついたということである。その意味では、確かにこの『宋名臣言行録』が范仲淹の評価について、一種の画期をもたらしたと言える。だが、ここまで見てきたように、南宋の前半では彼の治績全般に関する言及はまだわずかである。范仲淹が「名地方官」として士大夫階層に定着するにはまだ時間が必要であった。

(4) 南宋後期の記述増大 —「名地方官」像の成立

南宋後期には、史料全体に、救荒・水利などといった地方統治に関する記述が増える。これは、南宋の地方統治が経済的・制度的に破綻していったことが背景にあると考えられるが、一方で范仲淹の治績はそれらの記述に引用され、増大していくのである。

まず、知杭州の事績を引用している文集として、袁甫『蒙齋集』を挙げる。知徽州⁴⁷として書いた民政改革に関する上申文のなかで、行おうとする公共事業の意義付けと根拠を范仲淹の治績に求めている。

…今度は土木工事を計画して、山を削って石を取り、冬の渴水を待って、徐々に工事を行おうとしています。これを非難する者が言うには、「今年は決して豊作ではなく、貧しい民はあえいでいます。冬春の端境は、救濟こそ行われるべきです。なぜ工事を行って民を苦しめるのですか？」と。私がこれに答えて言うには、「これこそが救済の方法なのだ。この方法は范仲淹が知杭州の時に行った方法以外の何者でもない。皇祐年間、江浙一帯が大飢饉に見舞われ、餓死者が道に累々たる様だった。范仲淹は飢饉の年に工賃がとても安いとして、寺院に土木工事を行わせ、また役所の倉や宿舎を新築した。民の公私に食を得たものは日に数万人を数えた。監司がこれを弾劾したところ、范仲淹は自らその理由を述べ、工事を推進した理由は全て余分な財を放出させて貧しいものに恵むためであり、もし飢饉対策をするならこの方法より大なるものはない、とした。この年両浙の中でただ杭州だけが平穏であり、民がだれも逃亡しなかつ

⁴⁶ 『宋名臣言行録』前集卷七「范仲淹 文正公」。「皇祐二年吳中大饑、殍殣枕路。是時公領浙西、發粟及募民存餉、為術甚備。吳人喜競渡、好為佛事、公乃縱民競渡。太守日出宴於湖上、自春至夏居民空巷出游。又召諸佛寺主首諭之曰、饑歲工價至賤、可以大興土木之役。於是諸寺工作鼎興。又新敷倉吏舍、日役千夫。監司奏劾、杭州不恤荒政、嬉游不節、及公私興造傷耗民力。公乃自條敘、所以宴游及興造、皆欲發有餘之財以惠貧者。貿易飲食工技服力之人仰食於公私者日無慮數萬人、荒政之施莫此為大。是歲兩浙惟杭州晏然、民不流徙。皆公之惠也。筆談」

⁴⁷ 嘉定十六～十七年（1223～24）にかけて赴任。李之亮『宋両江郡守易替通考』（成都：巴蜀書社、2001）参照。

た。⁴⁸

ここで引用されているのは、おそらく『宋名臣言行録』由来の文章である。ただし、比較してみると、もとは范仲淹の申し立ての中にあった一文が地の文の中に挿入され、救済の事実のように扱われていて、政策の正当性を主張する上で筆者である袁甫に都合のよいように文章の順序が変えられていることに気づく（下線部参照）。范仲淹の治績が事業の口実として利用された可能性を示しているといえよう⁴⁹。

次に、羅大経『鶴林玉露』の記載を見てみる。

…近ごろ、莆陽のある寺が大塔を建設したが、その工費は莫大なものだった。ある人が侍郎陳正仲（謙）に告げていうには、「この飢饉の歳にあって、寺僧は民の財産を剥がしあつめ、無益の土木工事を行っています。公はこの地域の名望を得ていますから、ただちに郡に申し出てこれを禁止させるべきです」と。正仲が笑っていっているには、「それは間違いですよ。塔建設の労役は、寺僧が自分でできるものではありません。地域の人々をそのために雇わなければできないことです。富裕な家から財物を集め、貧しい者に消費する、これこそ小民がこれを機会に食を得て、しかもたったひとつの塔を差し出せばいい、ということです。まさにこの飢饉の歳にあって、私は僧が塔を建てないことを恐れます。どうして禁止せよなどと願うのですか」と。⁵⁰

（※追加部分のみ訳出、下線で表示）

前半部分は知杭州治績の内容だが、後半には作者の最近の見聞による事例が組み込まれ、比較の対象となっている。その事例もまた、知杭州治績同様の救荒方法を肯定するものであり、先ほどの袁甫の事例同様、范仲淹の知杭州治績が士大夫階層に浸透し、その施策の根拠となっていることを示すものである。

⁴⁸ 『蒙齋集』卷二「知徽州奏便民五事状」。「…見今計度工役、鑿山取石、俟冬間水落之後、方可漸次举行。難者曰、歲非豐稔、小民嗷嗷。冬春之交、正宜賑恤。奈何興此役以困民。臣應之曰、是乃所以救民也。獨不觀范仲淹之治杭乎。皇祐間吳中大饑、殍殣枕路。仲淹以為歉歲工價至賤、乃令佛廬興土木之役。又新倉敷吏舍。民之仰食於公私者日數萬人。監司劾之、仲淹自陳興造之由、正欲發有餘之財以惠貧者、荒政之施莫此為大。是歲兩浙惟杭民無一流徙。」

⁴⁹ ちなみに、袁甫は鄆陽で范仲淹と顏真卿を祀る祠の記を書いているが、そこで父の袁燮が彼らを尊敬していたことを挙げる（『蒙齋集』卷一三「番陽顏范二公祠記」）。袁燮は知杭州には言及していないものの、范仲淹の別の地域の救荒について言及があることから『絜齋集』卷一「輪對陳人君宜達民隱劄子」）、袁甫は父親から范仲淹について詳しく聞いていた可能性がある。

⁵⁰ 羅大経『鶴林玉露』卷一三。「皇祐間吳中大饑。范文正公領浙西、乃縱民競渡。與僚佐日出宴於湖上。諭諸守、荒歲價廉、可大興土木。於是諸寺工作鼎新。又新倉敷吏舍、日役千夫。監司奏劾、杭州不恤荒政、游宴興作傷財勞民。公乃條奏、所以如此。正欲發有餘之財以惠貧者。使工技傭力之人皆得仰食於公私、不至轉徙填壑。荒政之施莫此為大。是歲惟杭饑而不害。近時莆陽一寺規建大塔、工費鉅萬。或告侍郎陳正仲曰、當此荒歲、寺僧剥斂民財、興無益之土木。公為此邦之望、蓋白郡禁止之。正仲笑曰、子過矣。建塔之役、寺僧能自為之乎。莫非傭此邦之人為之也。斂之於富饒之家、散之於貧寒之輩、是小民藉此以得食、而贏得一塔耳。當此荒歲、惟恐僧之不為塔也。子迺欲禁之乎。」

次に、董煟が編んだ『救荒活民書』にある范仲淹の治績について見てみる。これらは元・明にかけて増加する「救荒マニュアル」の走りとも言えるが、そこには范仲淹に関する事例があわせて三件記載され、そのうち知杭州に関するものは次のとおりである。

昔、范仲淹が知杭州だった時のこと、両浙が飢饉に見舞われ、穀物の値が高騰し、一斗で百二十文までになった。范仲淹はそれを加熱させて百八十文まで押し上げた。人々はなすすべを知らず戸惑うばかりであった。そこで掲示を多く出して、杭州の飢饉と米価について詳細に書き込ませた。ここにおいて、商人たちがそれを聞きつけ、先を争って杭州に向かい、自らの遅れと後続だけを気にするほどだった。〔そのため、〕米は山と運び込まれ、価格もどんどん下がった。…これらは皆前賢たちが行ったことであり、効果は明らかである。⁵¹

大部分は前述の『能改齋漫録』の記載の引用であるが、新たに「此皆前賢已行之明驗」が加わっている。ここでは范仲淹は「前賢」とされており、彼の名前は説得力の強化に役買っているのである。加えて、この本は「救荒マニュアル」であり、この治績は後の地方官たちが参考すべき前例としての地位を与えられているともいえよう。これらをあわせて考えると、この時期に范仲淹は名地方官のイメージを確立していたといえる。

救荒や水利といった目的をもたない、知識獲得のためのマニュアル本でも、范仲淹の治績は確実に浸透していた。南宋末の黄震『古今紀要』、及び祝穆『古今事文類聚』には、ともに彼の杭州における治績が記されている。

杭州が飢饉の時、ボートレースをし土木工事を行った。⁵²

景祐二年、吳中は大飢饉に見舞われた。范仲淹は浙西を統治し、備蓄してあった食糧を放出し、また民間の食糧を募集したが、その政策はとても効果的であった。監司が弾劾して奏上するには、「公（范仲淹）は杭州で飢饉対策をしていません」と。公が自ら書き記して述べるところによると、「宴遊と工事の推進は全て余分な財を放出させて貧しいものに恵むためである。飲食販売や労働に従事して食を公私にあおぐ者は日に万をもって数え、もし飢饉対策をするならこの方法より大なるものはない」と。⁵³

程度に差があるとはいえ、共に『夢溪筆談』『宋名臣言行録』系の内容を節略して掲載している。特に前者の短さは注目に値する。即ち、既にこの治績の内容が一般に膾炙していたからこそ、このような短さでも読者に伝えることができると本の著者が考えていたことがわかるのである。また、後者の冒頭「景祐」は、明らかに「皇祐」の誤りである。今回使用した版本が元刻本であることを考えると、初版の時点で誤植していた可能性もある。范

51 『救荒活民書』卷二「不抑価」。「昔范仲淹知杭州、二浙阻饑、穀価方湧、斗計百二十文。仲淹增至百八十。衆不知所為。仍多出榜文、具述杭饑及米價所增之數。于是商賈聞之、晨夕爭先、惟恐後、且虞後者既來。米既輻湊、價亦隨減。（中略）…此皆前賢已行之明驗。」

52 『古今紀要』卷一八「范仲淹」。「杭州歲饑、競渡興土木。」

53 『古今事文類聚』前集卷五「天道部 荒歳 范公振飢」。「景祐二年吳中大饑、范仲淹鎮浙西、發粟募民給餉、為術甚備。監司奏劾、公於杭州不恤荒。公乃自為條敘、所以宴游及興造、皆欲以有餘之財以惠貧者。貿易飲食工技服力之人仰食於公私者日無慮萬數、荒政之施莫此為大。」

仲淹の治績がいつの時代の事実かを意識せず、范仲淹の地方官のイメージが史実から離れている状況が見て取れる⁵⁴。

最後に、『咸淳臨安志』の撰者である潜説友が、范仲淹の記述を書く上で有していた背景を整理してみる。潜説友は『咸淳臨安志』を編んだ後の咸淳十年（1274）、知平江府（蘇州）として、范文正公祠の建設を具申し、認められて建設を行った。その具申に対する回答（省劄）、及び李祁「文正書院記」⁵⁵を参照すると、蘇州は范仲淹のいわば「望んだ故郷」⁵⁶であるにもかかわらず、「獨未有專祠」であったとされる。他州では既に祠堂が存在し、蘇州内でも范仲淹が復興した郡学や「范氏義莊」などでは既に祀られていたので、潜説友の行動はとりたてて特別なものではないと言えるが、その具申した文章には、これまで見てきた文章との関連性をうかがわせる部分がある。

道徳文章、功名事業などは国史に記載されている。真にわが王朝の第一流の人物である。没後二百年に近いが、その恩を受けた地で祀らぬものはない。…⁵⁷

ここで注目したいのは、彼の使った「我朝第一流人物」という言葉である。彼を宋朝随一の人物とするのは、嘗て朱熹が用いた評価である。このことは、潜説友が『宋名臣言行録』の評価基準を受け入れていたことを容易に想像させる⁵⁸。つまり、『咸淳臨安志』の記載は、『宋名臣言行録』の記載を根拠としている。このことは、先行研究が挙げた朱熹ら「道学」の影響力を実証するものである。「道学」の影響力により、范仲淹の記述は人口に膾炙し、拡散していったのである。

また、同じく注目すべきなのは、蘇州が「獨未有專祠」とされていることである。つまり、他所には既に范仲淹の祠廟ができていたことを表している⁵⁹。地域は中央の「名臣」である范仲淹と自らの関係を強調することで、その権威との一体化を図ったのだが、それは同時に、地方官としての范仲淹の強調となり、やがてそれが前述のマニュアル本たちに記載されるような、独立した「名地方官」像になっていくのである。

⁵⁴ 今回、元刻本のほか明刊本を二種見たが、いずれも「景祐」は修正されないままだった。

⁵⁵ 後述の具申文と同じく、錢穀『吳都文粹續集』卷一二より。

⁵⁶ 范仲淹は先に述べたように、もともと河南で生まれ、山東で育った。そのため、蘇州にいた父方の一族とは最後まで疎遠なままであった。前掲の遠藤論文によれば、彼の義莊設立自体が、疎遠な関係を修復する「手土産」としての側面も持っているという。

⁵⁷ 錢穀『吳都文粹續集』卷一二所収の「建置范文正公祠堂記事」。「道徳文章、功名事業、載在國史。實為我朝第一流人物。身沒之後近二百年、凡公過化之地、無不尸而祀之。…」

⁵⁸ このことは、同祠廟を説明した彼の文章からも裏付けられる。そこでははつきりと、「考亭朱子論本朝人物、或歎其初、或議其小、獨於公而稱其傑出之才。」と述べている。潜説友「吳郡建祠奉安文正公講義」（前掲『吳都文粹續集』所収）を参照。

⁵⁹ 記録にある最初の祠堂は元祐三年（1088）、四川・成都であった（子の范純仁が赴任した縁、家安国「范文正公祠堂記」参照）。その後、北宋期には河南府（故郷）・慶州（対西夏の軍功）・長山縣（母の再婚先で幼少時の生活場所）と、主に華北に建てられた。南宋期に入り、広徳軍・池州・饒州・高郵軍（いずれも赴任地）に建てられた。祠廟建設理由の違いが見え、ここでも北宋期と南宋期の范仲淹に対する評価基準のズレを垣間見ることができる。前掲『范仲淹全集』参照。

そもそも、『咸淳臨安志』や『宋名臣言行録』がなぜこの知杭州の治績を取り上げるのか、ということを考慮せねばならない。それは、この二つの書物がともに、『蒙齋集』の事例と同じように、救荒の対策を必要とし、その前例を求める環境にあったからに他ならない。この要素によって、後の明代にまで引用される素地が形作られたのである。

これらの影響のもとで、『咸淳臨安志』の范仲淹の治績記述は形成された。そこには、「名臣」が「名地方官」となっていく過程、南宋後期の范仲淹と知杭州のイメージが作り上げられていく過程が示されていたのである。

おわりに

以上、范仲淹が知杭州であった時から南宋末に至るまで、その治績がどのような形で記載されてきたかを見た。そこでは、范仲淹の「名地方官」像が形成されるまでに、次のような過程があったことが明らかになった。

まず、北宋期の史料において、范仲淹はもっぱら朋党論の立役者、ないしは対西夏戦争の功労者として扱われ、地方官としての治績の評価をする者はまれであった。そのことは、北宋末期に彼が「朋党」の否定的評価から脱し、「名臣」として評価されても特に変わらなかった。つまり、北宋期の史料中では、范仲淹はあくまで「対西夏戦争の功労者である名臣」であったのである。

南宋の初めごろは、范仲淹の「名臣」としての地位は党派性を超えて確立していたものの、やはり地方官としての治績はそれほど話題にされなかつた。しかし、饒州における王十朋の記述など、徐々に地域の士大夫たちにより、地方官としての范仲淹が記述されるようになつた。知杭州の治績が表面化した画期としては、やはり朱熹等『宋名臣言行録』が挙げられる。

南宋の後半に入り、行政（水利・救荒政策）の根拠として范仲淹の施策が引用され、また出版文化の拡大とあいまつて、彼の治績が人口に膾炙していった。『咸淳臨安志』に記載された、冒頭の范仲淹の治績記述は、一面では『宋名臣言行録』の影響力を、もう一面では「名地方官」・范仲淹によせられた敬愛を、そしてさらに他方では、救荒政策の根拠として引用される事例としての有効性を示しているのである。その意味で、南宋末の史料における范仲淹像が、名臣から名地方官に広がつていったことを暗示しているといえるのである。

これらの結果から推定できるのは、南宋期に「名地方官」像という新たな士大夫のイメージが形成されたということである。南宋期に范仲淹が「名地方官」になったのは、地方が有能な地方官を欲したことの表れであり、范仲淹は中央の「名臣」として人々に知れ渡っていたからこそ、「名地方官」にされやすかつた。そのことは、士大夫階層のあいだに、地方統治に対する認識が強化されたこと、及び彼らの中に新たな模範としての「名地方官」像が出来上がつたことを示すのである。

附表 知杭州治績の引用先一覧

時期	記載書名	著撰者	記載部分	記載状態	記述の初出	備考
北宋	夢溪筆談	沈括	卷 11 官政一	記事	●	
	范蜀公記	范鎮	?	?	●	佚書、能改齋漫錄の記載より
南宋前期	能改齋漫錄	吳曾	卷2增穀価	記事部分	范蜀公記?	
	五朝名臣言行錄	朱熹	前集卷7范仲淹文正公	記事	夢溪筆談	
南宋後期	記纂淵海	潘自牧?	卷5	記事部分	夢溪筆談	節略少、年号を「景祐」と誤記
	蒙齋集	袁甫	卷2知徽州奏便民五事狀	引用	夢溪筆談	
	自警編	趙善璡	卷8救荒	記事	夢溪筆談	
	救荒活民書	董煟	卷2不抑價	記事	能改齋漫錄	
	仕學規範	張鎡	卷 21	記事	夢溪筆談	
	鶴林玉露	羅大經	卷 13	記事部分	夢溪筆談	改变あり
	吹劍錄外集	俞文豹		記事	不明	節略大、地域を「蘇州」と誤記
	古今事文類聚	祝穆	前集卷5天道部荒歲 范公振飢	記事	記纂淵海	節略少、年号を「景祐」と誤記
	古今紀要	黃震	卷 18 范仲淹	記事部分	五朝名臣言行錄	節略大
	咸淳臨安志	潛說友	卷 46 秩官知州事 范仲淹	記事	五朝名臣言行錄	
	(浙江通志)	葛澧	錢塘賦	引用	不明	節略大、作成年代不明

第4章 孫沔と杭州 一失敗治績にみる北宋中期の地方統治

はじめに

筆者は治績記述の比較とその形成背景の分析を通し、宋代における地方統治と「地域」の関係と「地域意識」の形成を検討している。前章では、宋代の代表的な士大夫である范仲淹が、知杭州時代の治績についてどのように語られていたかを取り上げた。北宋期まで范仲淹は地方官としてあまり語られなかつたが、南宋の半ばごろから「名地方官」として表現されるようになり、地方で「名地方官」としてのイメージが形作られていった。その背景には范仲淹の治績が地域や地方官の施策の権威化のために求められていたことがあつた。一方で、既に高い評価を得ていた彼の事例は、一般的「名地方官」像の形成とは必ずしも言いがたいのではないか、という問題がある。また、治績の形成過程についてさらに細密な検討を行う必要性も感じられた。

それらの課題にとりくむ上で、筆者は范仲淹より少し後の知杭州である孫沔という人物の治績に着目した。孫沔は范仲淹とは対照的に、知杭州時代の不法行為で弾劾をうけた、いわば失敗治績の例である。にもかかわらず、孫沔の治績を評価する記載も一部史料にみられる。どのような評価によって、孫沔の治績は記載されたのか。本章では、孫沔の治績とその形成過程を分析し、失敗した地方統治が治績として記載される背景を明らかにする。

(1) 孫沔(996~1066)の略歴と問題の枠組

はじめに、孫沔の略歴をまとめる。

字元規、諡威敏、明州奉化の人、後に会稽に移る。天禧三年（1019）の進士。言官を務め、皇帝や宰相に直言をよくし、論事で名声を得る。また、知慶州として辺境をよく治め対西夏戦争に功績をあげた。さらに、湖南における儂智高の反乱鎮圧では狄青とならび功績を挙げた。官位は枢密副使まで昇つたが、知并州・知杭州のときに不法行為により御史に弾劾され、寧國軍節度副使に左遷された。後、辺境防衛の必要から復職して知慶州などを歴任し、知延州のときに死去した。

以上が略歴である。宰相の富弼の庇護を受け²、歐陽脩・王珪・蔡襄らと付き合いがあつた反面³、その歯に衣着せない言動により特に皇帝側近から怨みを買っていたようだ⁴。孫沔は

¹ この要約は、昌彼得ほか編『宋人伝記資料索引』（台北：鼎文書局、1979）の記載に基づき加筆したものである。

² 朱熹『伊洛淵源録』には、伊川先生（程頤）の発言として、富弼の引きで孫沔が出世した旨が書かれ（『伊洛淵源録』卷七「祭文」の「伊川先生曰楊應之…」の節を参照）、また畢仲游の孫沔に対する神道碑では、彼の左遷に対し富弼が尽力して復帰を果たした旨が書かれている（杜大珪『名臣碑傳琬琰之集』上巻二三所収の畢仲游「孫威敏公沔神道碑」参照）。

³ 平田茂樹「宋代の朋党形成の契機について」（宋代史研究会編『宋代社会のネットワーク』、汲古書院、1998）の中に、孫沔が「舉官自代」（宋代の慣習で六部員外郎以上の高官が何かの職に着く際、万一の場合自分に代わる者を推薦させられること）したメンバー（欧

息子を早く失い、娘の夫もそれほど出世せず⁵、その後始まる新旧法の党争とも関係を持たないうちに亡くなっている。そのため、治績記載に派閥的影響は少ない。また、孫沔についての先行研究は、管見の限り存在しない。これは、既に述べたような影響力の少なさも相まって、文集が散逸して残っていないなど、孫沔に関する史料が限定的であるためと思われる。

孫沔が知杭州であったのは、皇祐五年（1053）四月から八月までの四ヶ月と至和元年（1054）二月から嘉祐元年（1056）八月までの二年半である。このうち前者では、杭州に向かう途中で呼び戻されている。後者の期間中に「不法行為」により孫沔は弾劾されて左遷された。御史の告発を受けたのは嘉祐四年（1059）であるが、その弾劾の要旨は以下の通りである。

諫官の吳及、御史の沈起が、（孫）沔がみだらでやりたい放題であり、杭州と并州の知事のときに法を犯したと奏上してきたため、沔を寿州に移した。詔してその事實を確かめさせたところ、担当の使者がいうには、「…杭州の人金氏に娘がいましたが、沔は白昼堂々と吏卒に彼女を拉致させてこれを乱しました。趙氏の娘で、既に莘旦と許嫁の約束を交わしていたものがおりましたが、沔は彼女を西湖のほとりで見かけ、ついにははかりごとにより彼女を奪って公邸に住まわせ、起居飲食を共にしていました。沔が流罪にしたものは百人を超え、辞職したときにも、その裁判文書を盗んでいったため、後から冤罪を訴える者も、文書がなくて潔白を証明できませんでした。」⁶

通常、地方志には地方官の不正が記載されることはないが、知杭州としての孫沔はどのように記載されているのか。『乾道臨安志』には、以下のような記載がある。

頭脳明晰で勇敢であり事務にも通じていたので、赴任地では皆治績をあげた。杭州の知事となるにあたって、仁宗は御帶を解いて手ずから彼に与えた。⁷
また、『咸淳臨安志』には次のような記載がある。

浙江の風俗は僧を尊び、あるいは婦女とほしいままに私通したため、沔はこれを厳し

陽脩、田況、張方平、蔡襄、曾公亮、王素）が引用されている。また、王珪は彼の墓誌銘の撰者でもある。

⁴ 「沔五奏皆與大臣忤」（『統資治通鑑長編』卷一三二）などの記載を参照。なお、畢仲游は孫沔と実際付き合いのあった叔父畢從古の行状のなかで、孫沔が怨みを買っていたせいで、左遷の際ひどい扱いで護送される様を描いている（畢仲游『西臺集』卷一六「尚書郎贈金紫光祿大夫畢從古行狀」を参照）。

⁵ なお、『鶴肋編』の著者・莊綽は外孫であり、彼の妻の墓誌銘を書いた陸佃（陸游の祖父）は妻の甥に当たる。

⁶ 『宋史』卷二八八「列傳 孫沔」。「諫官吳及、御史沈起奏、沔淫縱無檢、守杭及并所為不法、乃徙壽州。詔按其迹、而使者奏、…杭州人金氏女、沔白晝使吏卒輿致、亂之。有趙氏女已許嫁莘旦、沔見西湖上、遂設計取趙女至州宅、與飲食臥起。所刺配者以百數、及罷、盜其按去、後有訴冤者多以無按、不能自解。」

⁷ 『乾道臨安志』卷三「題名 孫沔（皇祐五年）」。「明敏果敢有吏材、所在皆著能迹。其知杭州、仁宗解御帶賜之。」なお、この後半の仁宗のくだりは、前述の「向かう途中で呼び戻された」際の逸話である。

く取り締まり、笞打ち・配流したものは非常に多かった。⁸

このように、両方とも彼を評価しており、彼に批判的な表現はあまり見られない。ただ、『咸淳臨安志』は、全巻中の最後近くに付された「紀遺」の項目で次のように述べている。

觀文殿學士禮部侍郎知壽州の孫沔が左遷されて、檢校工部尚書寧國軍節度副使となつたときのこと。初めて台諫が彼のみだらで法を犯すことを問題として取り上げた。詔してその事実を確かめさせたところ、担当の使者がいうには、「かつて蕭山の民鄭曼が紗を売っていたところ、…沔は彼の家の簿記を接收し累積の脱税が幾萬もあるとして、ついに彼を他の州に配流し奴隸としてしまいました。また、杭州の人許明が大粒の真珠を百ばかり持っていましたが、…沔は彼を即刻逮捕し、彼が王を僭称しているとして、画鷹図を没収し、流罪にしました。後に沔が辞職して去ってから、彼は提點刑獄に訴え、自分の腕一本を断ち切って身の証を立てて、無罪を勝ち取りました。杭州の人金氏に娘がいましたが、沔は白昼堂々と吏卒に彼女を拉致させてこれを乱しました。趙氏の娘で、既に莘旦と許嫁の約束を交わしていたものがおりましたが、…沔は莘氏の母が僧と私通していることを聞きつけ、その証拠を得ると共に、莘母を姦置之法に照らして取調べさせ、遂に趙氏の娘を奪って公邸に住まわせ、起居飲食を共にしていました。沔が流罪にしたものは百人を超え、辞職したときにも、その裁判文書を盗んでいったため、後から冤罪を訴える者も、文書がなくて潔白を証明できませんでした。」

⁹

内容は先に述べた『宋史』弾劾文の内容とほぼ同じである。ここで注目しなければならないのは、なぜ「紀遺」の項目で述べられているのかということである。先述したように、地方志では通常このような地方官を批判する内容は記載されない。それを記載した『咸淳臨安志』とそれ以外の地方志に何か差があるのか。さらには、『宋史』の孫沔を批判する記述と、彼の善政を説く地方志の記述の違いはどこから発生するのか。

以下、この事例を掘り下げながら問題を明らかにすることを試みる。

(2) 治績の周囲 一弾劾と弁護と

孫沔が弾劾された前後の経緯は『統資治通鑑長編』に述べられている。まず、それを追跡し、あわせて同時代人の発言・記述を取り上げる。

枢密副使給事中である孫沔は、たびたび言上して温成を追冊することが礼において不

⁸ 『咸淳臨安志』卷四六「秩官四 國朝知州事 孫沔（至和元年）」。「浙俗貴僧或縱婦女與私、沔嚴察之、杖配者甚衆。」

⁹ 『咸淳臨安志』卷八九「紀遺」。「貶觀文殿學士禮部侍郎知壽州孫沔、為檢校工部尚書寧國軍節度副使。初臺諫交論沔淫縱不法事。詔按其實、而使者奏、沔在杭州、嘗從蕭山民鄭曼市紗、…沔取其家簿記積計不稅者幾萬、端配隸曼它州。州人許明有大珠百、…沔即捕、案明僭稱王、取其畫鷹圖、刺配之。及沔罷去、明詣提點刑獄、斷一臂自訟、乃得釋。悅州人金氏女、白晝使卒輿致、亂之。有趙氏女、許嫁莘旦。…沔聞莘氏與僧私者、得從曉、并莘母鞠為姦置之法、遂取趙女至州宅、與飲食臥起。所刺配以百數、及罷、盜其案去。後有訴冤者多、以無案不能自解。」

可能であることを説き、「この間違った措置に賛成するのはみな侯臣だ」とも言った。

(賛成派の)宰相陳執中たちはみなこの発言を非常にうらみに思った。沔は不安に思い、辞職して外任となることを強く求めた。壬戌、資政殿学士知杭州を授けられた。¹⁰ここでは、彼が杭州に行つたいきさつが述べられている。そこには温成をめぐる争議が関わっていた。即ち、亡くなった仁宗の寵姫・貴妃張氏に、後付けで皇后の位とその祭祀を与えるとする皇帝・近臣たちと、礼と名分に反するとして反対する官僚・士大夫群との対立である。孫沔は官僚・士大夫群の側に立って意見を述べたのだが、それにより皇帝・宰相との関係が悪化し、身の危険を感じて中央から脱出したとされている¹¹。孫沔のその後については、次のように記される。

当初、参知政事王堯臣が亡くなった時、帝は沔の所在を問い合わせ、召しだして用いようとしたが果たせなかった。(このとき)枢密使田況が病気になったため、帝は再び沔を用いようと考えていたが、上奏するものが極力反対してこれを止めた。¹²

ここでは、孫沔弾劾の背景に、孫沔を中央に呼び戻して宰相としたいという仁宗の意思があり、それを恐れた者たちの意思が弾劾に働いていることを暗に述べている。孫沔の弾劾は、その罪状のみではなく、政治闘争の結果であった。

次に、弾劾に反対する同時代人たちの発言・記述を見る。まず、孫沔の友人であり、弾劾・左遷に対して抵抗した蔡襄の上奏文である。

臣が伏して慮りますところ、南京を担つてゐた孫沔が罪により左遷されたことについて。臣は中央にいますので、京師を離れた遠くのことは伝聞するだけのもので真実を得られません。ですが、左遷の重大性、そして孫沔に対する、知杭州の際の趙氏の件に代表されるような侮辱を知っています。沔には残念ながらもとより犯したことについての重い責任があります。ですが、沔が杭州を治めたことで、不正は除かれ豪強の輩は打撃を受け、浮屠に関わることは禁止されました。そのため大族は彼のことを仇敵とし、日に日にその念を強くしていました。…もしもある時小人を遠ざけたなら、彼らは団結して恨むでしょうから、何を頼りに安全が図れるものでしょうか。落とし穴にはめられるのがわかっているのに甘んじて受け入れるでしょうか。臣が恐れるのは、審問の際に、事実が正しく得られていなかつたのではないかということです。…皆は、これらの証言は無理やり作られたものだと言っております。古の大臣はきちんと審理せず冤罪に沈んだものですが、沔もまた元は枢密副使でしたので、どうぞそのことに

¹⁰ 『続資治通鑑長編』卷一七六「至和元年二月十日」。「枢密副使、給事中孫沔、數言追冊温成於禮不可、且曰、皆由侯臣贊茲過舉。宰相陳執中等甚銜之。沔不自安、力求解職。壬戌、授資政殿学士、知杭州。」

¹¹ 衣川強「宋代宰相考」(『東洋史研究』24巻4号、1965)によると、北宋期の宰相には少なからず皇帝の愛顧により出世したものが含まれ、また解任に際しても皇帝の機嫌を損ねたためが多いとされる。皇帝の意向を損ねたため自ら解任を願い出たという点で、この孫沔の態度はきわめて典型的である。

¹² 『続資治通鑑長編』卷一八九「嘉祐四年五月七日」。「初、参知政事王堯臣死、帝問沔所在、欲召用而未果、枢密使田況病、帝復屬意沔、言者力攻罷之。」

より罪をお許しいただきたく思います。臣が恐れるのは、今後大臣が罪を得たとき、自分の潔白を証明できないのではないかということです。…伏して願うのは、陛下におかれましては彼のかつての功績を哀れみ、受けた罪の潔白証明の難しさを察されまして、彼を許し、名譽挽回のためにどこかに任用されましたら、必ずその恩に報いるものであり、陛下が天地の秩序を再生させるためのよすがとなるものであります。

13

ここでは、孫沔が杭州を治めた際に厳格な統治を行ったため免罪をかぶせられたとし、これまでの功績を省みて許してほしい旨が述べられている。孫沔の不法行為自体がでっち上げであり、厳格とはいっても「善政」を敷いていたという認識が当時存在していた事を示している。ただ、この上奏文は取り上げられなかった。

次に、やはり孫沔の友人であり、しばらく後に再登用を願い出た歐陽脩の文章を見る。

臣が伏して慮りますところ、(李)諒祚の逆賊が条約に違反して謀反を起こす形跡が明らかになってから既に多年、毎年のように辺境の悪いとなつております。…もしかつて西の防衛を担当したもので任用すべきものがいるかといえば、臣は孫沔以外にいないと思います。…沔は人生の途中で罪を犯し廃されたといつても、過ちを大目に見て人を用いることは、正しく人を用いる方法であります。臣が今願うのは、朝廷が沔の未だ衰えざる才能を勘案していただけないか、ということです。¹⁴

対西夏の辺境防衛が必要な時期なので、かつてそれに功績を挙げた孫沔の能力を評価して、その方面的仕事に就けるよう提案したものである。そして、この進言に応えて、隠棲していた孫沔は70歳という老齢にもかかわらず知河中府に再任用される。ここに見えるのは、「罪は罪だが能力はある」式の言及であり、孫沔の不法行為自体に異議をはさまず、彼の再任用を望むものである。

そして孫沔の死後、歐陽脩の弟子でもある曾鞏が書きとめたとされる文章には次のようにある。

孫沔、字は元規、越州の人。…諫官御史の呉及と沈超が沔の杭州における不法行為を弾劾したため、寿州に送致され、検証するとそのとおりだったので、寧國軍節度副使

13 『端明集』卷二五「乞叙用孫沔狀」。「右臣伏見、分司南京孫沔、以罪謫謫。臣以守官海域、去京師至遠事出傳聞、不得真實。然觀貶降之重、及有履噦穢之詞、皆謂孫沔知杭州日有趙氏事。沔誠有之固當重責、然沔之治杭州、剗除蠭弊擊撻豪強、令行禁止與浮屠、大族日為讐敵。…使一日罷去小人、共怨何恃而得安全。是明目而投檻肆、孰肯為哉。臣恐、審問體量之際未得其實。…皆謂撈掠以成其事。古者大臣不理沈冤、沔以嘗副樞、宥待罪而已。臣恐、繼今以後大臣有罪、不能自明。…伏乞陛下哀已用之効、察難明之咎、湔洗拂拭、有所任用、必省以報、陛下天地再生之施。」この上奏は、蔡襄の事跡から考えて嘉祐六～八年（1061～63）の間に提出されたと思われる。小林義廣「蔡襄の論告文」（『名古屋大学東洋史研究報告』29号、2005）を参照。

14 『文忠集』卷一一三「乞獎用孫沔劄子（治平二年[1065]）」。「臣伏見、諒祚猖狂漸違誓約僭叛之迹彰露已多年、歲之間必為邊患。…若求曾經西事可用之人、則臣謂無如沔者。…沔雖中間曾以罪廢、棄瑕使過、正是用人之術。臣今欲乞、朝廷更加察訪如沔實未衰羸。」

に左遷された。…杭州では財をむさぼり横暴であり、杭州で配流した者は百名をもつて数えるほどであった。その上、青州に移るとき、ひそかに事案文書を盗み出して去ったため、冤罪を訴える者は証明できなかつた。慶曆年間の初めに、監察の監司が寛大であると評判だったので、これを変革した。司按察の名はここに始まるのであり、将相大臣が地方に出て知州となつたものでも、恥辱を受けることを免れず、罷免させられたのである。その後按察はその権限を縮小され、要官を経た者は軽い左遷ですむようになった。しかし、沔が免職させられた際、監司は監督不行き届きでみな罷免させられ、あまり間を置かないうちに真定の呂濤がやはり罪により罷免されたことで、地方官たちは始めて法令を侮らなくなつたのである。¹⁵

弾劾者の名前に誤りがあるものの、弾劾文の内容がそのまま引き写され、さらにその事件が引き金となった政治的影響が語られている。この文章に見えるのは、すでに過去の「事実」として不法行為を見る認識であり、その「事実」がどのような政治的意味を持ったのかを解説する態度である。

以上をまとめると、孫沔の「不法行為」の弾劾には政治闘争の中での結果という一面があり、それを元に彼の冤罪を主張した者も存在したが、孫沔の復帰そして死去という時間の流れの中で、次第に「不法行為」は事実として確定化していった。

次は、以後の記述の中で、孫沔の不法行為がどのように語られていたかを、「不法行為」を記述する側（『宋史』に連なる側）と、それとは異なった記述態度をとる側（『咸淳臨安志』などに連なる側）とに分け、互いの展開を明らかにする。

（3）「貪縱不法」の変遷

既に見た曾鞏のあたりに淵源をもつ、不法行為をそのまま記述する流れは、もともと公式記録に記載されたものであり、南宋期を通じて「公的見解」の地位を保ち続けたことは明らかである。しかし、その内容にはいくつかの興味深い変化を伴っている。

まず、既に部分的には取り上げたが、『統資治通鑑長編』を再度見てみる。淳熙十年（1183）に完成したこの史料について、現在見られる内容は当時の卷数の約三分の一とはいえ、先行する実録・国史といった正史を編むための予備史料がほぼ散逸するなか、当時の士大夫が見ていた政府公認の記録をうかがうことができる点で重要である¹⁶。この史料は、既に挙げた卷一七六「至和元年二月十日」の条など、政治闘争を匂わせる文章のほか、これも既

¹⁵ 『隆平集』卷一一「列傳 孫沔」。「孫沔、字元規、越州人。…諫官御史吳及沈超彈奏沔在杭並不法之事、移壽州、按實如奏、責寧國軍節度副使。…在杭淫資貪暴、杭州黜配人以百數、及徙青州、皆竊其文案以行、而訴者無以自解。慶曆初、監司稱寬弛、故加轉運。司按察之名自是、雖將相大臣出守方郡者、不免窘辱、遂罷去。按察稍抑其權、而嘗歷要官者輒復輕肆。及沔之罷、監司皆坐黜、未幾真定呂濤復以罪廢。而居方面者、始不敢慢法守焉。」

¹⁶ 『統資治通鑑長編』の史料的性質については、周藤吉之「南宋の李焘と統資治通鑑長編の成立」（同『宋代史研究』、東洋文庫、1969）を参照。

に挙げた「而諫官吳及…」の弾劾文など『宋史』の内容も含んでいる。その中で、興味深いのは次の部分である。

沔は官にあっては才能をもって覚えめでたく、剛直ではばかるところなく諫言を行つたが、宴会女色を好んだため、人生の途中でだめになってしまった。妻の邊肅の孫である邊氏が嫉妬深かったことは、一時のうわさになった。¹⁷

この一文は、『宋史』の孫沔伝につけられた評語とほぼ同文（『宋史』には「肅之孫」の3字がない）である。このことは、既に南宋初期の時点でのことではあるが、このような人物評価が「公式見解」として確定していたことを示す。

次に、朱熹の『五朝名臣言行録』の記載を取り上げる。

至和年間の後、仁宗は朝廷に出ても黙ったままだった。…また（唐公が）言うよう、「賞罰は身分の貴賤を基準にして軽重を決めるべきではない。孫沔・呂濤のような放縱は身分の高い彼らであってもよろしく追及して責任を問うべきであり、そうすれば衆の信用を得られるのである。」¹⁸

また、別の人物の伝記には、このような記載がある。

孫沔・呂濤らは知州の身で法を犯したが、官は文章を連ねて、その罪を許すよう願つてきた。韓公が言うよう、「法は貴き者からことさら行うものだ。もし官のなかで助け合つたりしたら、公の道が廃れてしまう」と。遂にこの二人を弾劾した。¹⁹

朱熹は前述の曾鞏と同様の価値判断に従つて、孫沔の不法行為が罰せられることの意味を記述している²⁰。この『五朝名臣言行録』には孫沔の言行は記載されていない。『五朝名臣言行録』は後世への影響力が高かった事を考えると、「公式見解」を補強する役割を果たしたといえる。

さらに、『続資治通鑑長編』を補う形で作られた陳均の『九朝編年備要』に次の記載がある。

祖無擇が龍圖閣学士を以て知杭州に出たとき、王安石は私怨から彼を謗り、監司は彼の過失を誣告した。…知制誥の蘇頌は、「無擇は御側に近い地位にあり、地方に出てもその州を信服させ、吏に介入する隙を与えませんでした。本朝の昔の邊肅・孫沔・呂濤は、皆州を預かりながら法を犯しましたが、当時は皇帝御自ら断罪することではなく、ただすぐに左遷を行つただけでした。今無擇が犯した罪はその三人に比べれば軽いはずですが、縣令に審問させ、その受けた辱めは三人よりも甚だしいものがあります」

17 『続資治通鑑長編』卷二〇八「治平三年四月一日」。「沔居官以才力聞、強直少所憚。然喜燕遊、女色、故中間坐廢。妻邊氏、肅之孫、悍妬為一時所傳。」

18 『宋名臣言行録』後集卷五「唐介 質肅公」。「至和後、仁宗臨朝淵默。公言、…又言、賞罰不可以貴賤輕重。如孫沔呂濤侈縱、宜深責必行、則衆信矣。」

19 『宋名臣言行録』後集卷一〇「韓絳 康國獻肅公」。「孫沔呂濤等守藩犯法、從官聯章、請貰其罪。公曰、法自貴者始更。相救援、則公道廢矣。遂并劾之。」

20 さらに言えば、朱熹の先師である程頤も「如孫威敏操行不端」と孫沔には批判的であった（前掲『伊洛淵源錄』卷七祭文の節を参照）。その意味では、朱熹にはこのような記述以外の可能性はなかったといえようか。

と言った²¹。

ここでは、蘇頌の発言の引用²²という形で、曾鞏・朱熹と同様に、孫沔の罪の意味が述べられているが、注目すべきは、ここまで挙げた史料では「孫沔・呂璡（漆）」という二人を対象としてきたのに対し、「邊肅」が加えられていることである。この人物は『統資治通鑑長編』にも述べられていたとおり、孫沔の妻・邊氏の祖父である。既に見た『統資治通鑑長編』の中では、妻の「悍妬」²³が彼と結びついていたが、ここでは「不法行為」の仲間になっている。そのような悪いイメージでの関係強化は、結果として孫沔の不法行為を強調するものと言える。

最後に、南宋の最晩期に書かれた黄震『古今紀要』の中の「孫沔」の項目を挙げる。

（孫沔は）言官として剛直の評判があり、知州としては有能の評判があった。（慶州に反乱鎮圧に来ていた際は）優戯の特支祐を（軍紀を乱すとして）厳しい命令を下しこれを斬った。後に知杭州の時、財を貪り縦に法を犯した。²⁴

これは、孫沔のいわばレッテルともいるべき内容である。最後に記された「知杭貪縦不法」の6字は、彼が不法をした人間であること以外の解釈を許さない。この本が前述朱熹の『名臣言行録』と同様に、士大夫たちにとって手っ取り早く世界を理解するため、あるいは科挙の問題に対抗するための「マニュアル」²⁵として作られ、後世に機能したことを考えると、この時期までには孫沔の「不法行為」はほぼ確定的評価を得たと言える。

以上が、孫沔の「不法行為」を記述する文章である。これらには、共通して孫沔の「不法行為」に対し、何らかの政治的意味を見ている。つまり、孫沔の不法行為もまた、罰せられる事で政治の安定回復をもたらしたとする見方であり、そこには彼の不法行為が政治の歴史の中で必然であったという認識が付いている。興味深いのは、その認識により、彼の親族（妻・妻の父）も、彼の評価にからめ取られたことである。彼らは後世に強い影響力を持った「マニュアル」の中で断罪され、そして『統資治通鑑長編』から、政治闘争を

²¹ 『九朝編年備要』卷一八「治秀州獄貶祖無擇」。「無擇時以龍圖閣學士知杭州、王安石以私怨謾、監司誣其過。…知制誥蘇頌言、無擇身列近侍、出典藩服、不與吏對曲直。本朝邊肅孫沔呂璡、皆典州不法、當時不令親鞫、但直行貶。今無擇所犯未甚於三人、而使令對獄、其為辱甚矣。」

²² この蘇頌の発言は要約されたものであり、元の内容は蘇頌『蘇魏公文集』卷一七「同両制論祖無擇對獄」に見られる。なお、元の文では邊肅・孫沔・呂璡のそれぞれに対してなぜ弾劾されたかが書かれており、この文のように3人を列記する形式ではない。

²³ 転じて言えば、「悍妬為一時所傳」とされる妻・邊氏の悪評にも割引が必要である。先述の荘綽『鶴脣編』では、仏教信仰に篤い姿が描かれており（巻下「李文定公族孝博之子健…」で始まる節）、同じく先述の陸佃の墓誌銘では、辺地を転々する夫に勤ぜずしっかりと家を守りぬいた妻の姿が描かれている（『陶山集』巻一六「陳留郡夫人邊氏墓誌銘」）。

²⁴ 『古今紀要』卷一八「孫沔」。「言官有直名治郡有能名 慶州優戯特支祐高命斬之 後知杭貪縦不法」。

²⁵ この「マニュアル」とは、そのような士大夫のマニュアル文化が南宋後期に発生し、以後の士大夫世界を規定していったとする中砂明徳の説を念頭においている。前掲中砂論文・著書を参照。

匂わせる文章をそぎ落として形成された『宋史』に至るまでの間に、マイナスの意味づけを拡大している過程である。

(4) 「嚴察杖配」の系譜

孫沔の不法をとりあげて記述する「公的見解」に対し、南宋初期にはそれと違った潮流が生まれ始めた。その始めは、彼個人の業績を再評価しようとする士大夫の著作に見ることができる。まず、葉適が学習参考書として記述した『習學記言』の記述を見てみる。

「景祐年間以来、三たび寵姫を退け、二たび宮中に出入りした。」「上元節のお祝いに、その奥向き全てが遊びに出て、美人才人がこぞって隨行し、多くの傘は辺りを覆うが如く、連ねる車の響きは雷の如く、各々着飾った護衛を従え、道を練り歩けば、衆目を集め、后妃と並びなしたという。」また「官を買った者やたまたま官を得た者を、整理してしまったのは平らな道のようだ。賞を行うと、その明確さは神のようだ。」その表現には前進だけあって後退ではなく、素朴な両漢の人の様子に似ており、後世の人の言葉とは思えない。また沔が言上したこと、「宮中の召使の俸祿と頂き物は、年間では多くて数え切れないほどであり、戦争以外にも出費が多いのはいかがなものか。」その性格は豪快であり、その諫言もまた剛強であった。沔は既にさげすみを受けてしまったが、実録はこの事績をそのまま記載しているので、おそらく真実だろう。呂氏（祖謙）が言うには、これは王安石の筆によるものだろうと。沔は「范仲淹は貧しい家の出ながら、忠誠報国、辺境で軍事を行い、年じゅう苦労しているのは、かつてない臣下である。彼に千百緡を下賜し、その清貧の節義を助けよ」と言った。これは彼の当時の意識を表したものだろう。²⁶

孫沔の「強直」を示す逸話が挙げられている。葉適も「沔は既に蔑みを受けているが、実録が記載していることなので、信じるべきだろう」と述べている。ここには、彼の無法者ではない側面を発見した意外さが表れている。ただ、「呂氏（祖謙）²⁷がいうには、これは（王）安石の筆に成る記述である」という筆者のコメントには注意が必要である。王安石は南宋特に秦檜政権以降、士大夫にとって極めてマイナスの存在であり、葉適も例外ではない²⁸。ここに王安石という名前が付いているのは、孫沔の肯定的記述に疑いを暗に表明し

²⁶ 『習學記言』卷四八「皇朝文鑑二 孫沔五事」。「景祐以来、三黜寵姫、両犯宸宸。上元嘉節、内庭出游、美人才人、無不隨從、飛蓋蔽景、流車激霆、各崇華衛、分道爭行、衆目共觀、與后為並。又、内降斜封、坦夷若道。免刑要賞、響應如神。其辭有進無退、似両漢、非後人語也。又言、其時内人請俸及取賜、歲千餘萬緡、不獨用兵為大費也。其氣剛大、其靜的切如此。沔既受汚蔑、而實錄遂具載之、若信然者。呂氏云此安石筆也。沔又言、范仲淹孤寒出身、忠誠報國、統兵邊鄙、終歲勤苦、未嘗有臣寮。乞賜與千百緡、令助清貧之節。可略見當時事意也。」

²⁷ まったく同じ文が呂祖謙『宋文鑑』に記載されているため、そこの呂祖謙が付した注記のことかと推測される。

²⁸ 近藤一成「南宋初期の王安石評価について」（『東洋史研究』38巻3号、1979）、同「宋代永嘉学派葉適の華夷觀」（『史学雑誌』88編6号、1978）及び内山俊彦「葉適思想浅説」

たためと考えられる²⁹。

ところが、そこからは一歩踏み出し、地域の偉人としてより積極的に孫沔を評価する士大夫が表れた。王十朋の会稽（紹興）を称える詩「會稽風俗賦」の部分を見る。

今の御世は会稽が最も多く土を出した時代であり、二百年間その伝統は絶えず全てを書き留めることはできない。その大はまず杜正獻（衍）の歎功であり、それに次ぐのは孫威敏（沔）の功名である。³⁰

現王朝である宋朝の有名地元出身者を称える部分で、一位の宰相・杜衍に続き、孫沔を第二位に入れている。彼が「地元の有名人」としての評価を獲得し始めた端緒である。

地方志の成立は、この再評価の流れに拍車をかけた。南宋期以降、漸進的に数を増大させていった地方志は、「地方の記述」というそれまでにない記述態度を生み出していた。人物に関する記述も、「地方」というフィルターをかけられることで、限定的ではあるにせよ、中央の記述とは違う側面に光が当てられるようになった³¹。その中で、孫沔の治績も再解釈される可能性にたどり着いたのである。

まず、彼の移住先である『嘉泰会稽志』を見る。

孫沔、字元規、会稽の人。…沔が杭州の知事をしていたとき、邪な僧や狡猾な民を取り締まるのに仮借なく、そのため誹謗中傷が乱れ飛び、ついには御史に彈劾され、寧國軍節度副使に左遷された。³²

ここでは、前述の蔡襄の主張に沿う形で、孫沔の無罪が主張されている。孫沔に関する「公的見解」とは異なる評価が、私的な文集などではなく公的な書物に始めて記載されたことになる。また、彼は先述のように移住者であるが、それを「会稽人」と言い切っている。

次に、彼の移住前の本籍である『寶慶四明志』を見る。この地方志は「卷八 叙人上 先賢事跡上」に先祖の孫部の事跡と合わせた孫沔の事跡を記載する。そこでは、先述の『嘉泰会稽志』と同じ、蔡襄の主張に沿った孫沔無罪が唱えられている³³。その文の最後に付された注小字を見てみると³⁴。

『続資治通鑑長編』、王珪の撰した墓誌、及び樓鑰の杜正獻公の詩につけた跋を参考に

（『東洋史研究』49巻1号、1990）などを参照。

²⁹ なお、王安石と孫沔は、王安石が鄞縣令であったときに付き合いがあり（樓鑰『攻媿集』卷七三「跋陳進道所藏杜祁公詩」参照）、孫沔の死に対し挽詩を作っている（王安石『臨川先生文集』卷三五「孫威敏公挽辭」）。

³⁰ 王十朋『梅溪先生文集』後集卷一「會稽風俗賦」。「國朝尤號多士、二百年間不可勝紀。大則杜正獻之歎德、次則孫威敏之功名。」

³¹ 前掲青山論文、及び前掲前村論文を参照。

³² 『嘉泰会稽志』卷一五「宰輔」。「孫沔、字元規、会稽人也。…沔在杭、治姦僧猾民不少貸、怨謗紛起。卒以御史彈奏、責寧國軍節度副使。」

³³ 孫沔に関する記事は『嘉泰会稽志』とまったく同じなので省略する。

³⁴ この形式そのものは、下の引用文にもあるとおり、樓鑰『攻媿集』卷七三「跋陳進道所藏杜祁公詩」そのままである。

した。³⁵

『寶慶四明志』の参照した文献が、樓鑰の跋、『續資治通鑑長編』、そして「王岐公（珪）所撰墓誌」であることを示している³⁶。ここから、形式が違えども同様の内容を持つ『嘉泰会稽志』の参照文献は、『續資治通鑑長編』、「王岐公（珪）所撰墓誌」であることが類推される。

さらに、『寶慶四明志』の別の項目には、孫沔が知州として明州に来たことがあると述べるものがあるが、その文を見る。

皇祐三年、龍圖閣直學士を以って知州となった。『續資治通鑑長編』及び王珪の撰した墓誌を見たもので、舊志は載せていない。沔の世家は奉化縣であり、後に会稽に移り住む。この時母の喪中で帰郷中であり、喪が明けて新たに陝西都轉運使に除せられたものの、沔はまだ墓から遠く離れたくなく、知明州を求めて許されたものである。³⁷原則的に就任できない故郷の知州に孫沔がなっている理由を詳述している。注目すべきは、「昔の地方志は載せていなかった」ものを「『續資治通鑑長編』及び王珪の撰した墓誌」に従って書き加えたという地方志作者の行為である。孫沔の知州在任期間はたった3ヶ月間であり、しかも全員を載せていない項目にあえて記載している。そこには、彼を特に記載しようとする意思が読み取れる。

以上が、孫沔の「貪縱不法」のイメージとは異なった記述である。まとめるなら、孫沔の記述は「地域の偉人」という見地から行われ、地方志の成立により、初めて『宋史』と異なった公的記述が誕生した。このことは、地方志が地域の見解としての「もうひとつの公式見解」を出現させたことを意味する。結果として孫沔の治績は、地方志の中で初めて統治として認められ、記載されたのである。

（5）治績の作られ方 一地方志の製作過程より

以上のように、孫沔の善政治績は地方志の中で成立した。では、その地方志の編纂と治績とは、どのような関係を持っていたのか。ここで、取り上げた地方志の編纂者に注目して、その治績の成立する背景を探ってみる。

まず、『嘉泰会稽志』の編纂者は、発案した知州の沈作賓、その意思を受けて実際の記述を行った施宿を中心とするメンバーである。沈作賓は字賓王、帰安の人であり、各地の地方官を歴任して業績をあげてきた³⁸。彼は紹興には既に通判として赴任し実績をあげていた

³⁵ 『寶慶四明志』卷八「叙人上 先賢事跡上 孫部」。「以續通鑑、及王岐公所撰墓誌、及樓宣獻公所跋杜正獻公詩參修。」

³⁶ 王珪の文集『華陽集』には、それにあたる墓誌は見当たらない。『現存宋人別集版本目録』によると、『華陽集』はもともと100巻あったものが散逸し、『永樂大典』から抽出して60巻を復元した経緯があるとのこと、その散逸した中にあったものと思われる。

³⁷ 『寶慶四明志』卷一「叙郡上 郡守」。「皇祐三年、以龍圖閣直學士知。見通鑑長編及王岐公所撰墓誌、舊志不載。沔世家奉化縣、後徙會稽。時母喪、新除起為陝西都轉運使。沔未欲遠去墳墓、丐知明州、許之。」

³⁸ 彼の治績を残す地方志は、明代のものまで含め4地域5種類に及ぶ。また、彼が官をや

前歴があり、知州としてはわずか3ヶ月強の赴任であったが、その後も両浙路転運副使として地域に影響を及ぼす立場にいた。施宿は字武子、長興の人であり、すでに同じ会稽の餘姚縣知事として治績をあげ、このときは通判として沈作賓の下にいた。この二人は同じ吳興地域の隣接した縣の出身者であり、また共に紹興での官歴をもつなど、接点が多く、何らかの共通利害を持っていたと考えられる。さらに、その二人に大きな影響力を持っていたのが、地元の士人代表として『嘉泰会稽志』の序を書いた陸游である。彼は施宿の業績を称賛する記述³⁹を地方志編纂以前に書いており、個人的にも彼らと関係があった。そして陸游は、先述した陸佃の孫であり、孫沔とは姻戚の関係にあった。これらの関係から、『嘉泰会稽志』における孫沔の記述は、地元に既になじんでいた編纂者側が、地元の名族である陸氏の意向を汲む形で形成したと考えられる。

次に『寶慶四明志』は、知州の胡策が発案し、方萬里が先行して書いたものを後に羅濬がまとめたものである。胡策は字仲方、盧陵の人。既に淳熙年間に監慶元府比較務兼攝象山縣として明州の経験があった彼は、宝慶二年に知慶元府として赴任し、その際に地方志の再編を発案したものである。しかし、編纂を依頼した方萬里はまもなく別の官に任命されて編纂から外れてしまったため、新たに彼の旧任地・贛州での部下⁴⁰かつ父親の学問上の友人⁴¹であった同郷人の羅濬を連れてきて編纂に当たらせた。つまり、『寶慶四明志』は首尾一貫して胡策の意向が反映した書物であると考えられるのである。彼らに関する記載は、清代に明州に関する地方志の再版がなされるときに作成された『宋元四明六志校勘記』にまとめられている。それによると、胡策は明州出身の宰相・史彌遠の与党であり、その追従ぶりに世人や士大夫から忌み嫌われていたとされる。胡家と史家の関係は密接なもので、先述の監慶元府比較務兼攝象山縣の時には、既に史彌遠の父である宰相・史浩と詩の贈答を行っており、その兄である楨もやはり史彌遠の引きで出世している。この点から、彼の明州における惠政や地方志編纂に対する熱意は、史家の故郷であるからという理由が中心にあると考えられる。また、明州には名家として樓氏の存在があった。樓氏は代々地元の名族同士で通婚を重ねてその地位を安定させており、史家とも協力関係にあり、地域の安定を図る上で無視できない存在であった。その樓氏の当時代表者であった樓鑰の文が、孫沔記述の参照元の一つにあげられているのは興味深い。即ち、地域の名族・樓氏の意向として孫沔の記述が形成されていると考えられるのである。樓氏がなぜ「地元の偉人」として孫沔を取り上げたか。そこには前に出た『嘉泰会稽志』の編纂者、さらには同じ名族である汪氏との関係が可能性として挙げられる。樓鑰は沈作賓や施宿と面識があり、施宿の業績を称える記を作成している⁴²。もともと会稽は隣の地域であり、施宿の記を作成すると

めたとき、たまたま知臨安府が空いており、彼の治績に目をつけた史彌遠が任用しようとしたが果たせなかつたという記述が『宋史』にある。

³⁹ 陸游『渭南文集』卷二〇「吁哈軍翠屏堂記」を参照。

⁴⁰ 『嘉靖贛州府志』卷七「秩官」を参照。

⁴¹ 『宋元學案補遺』卷三四「澹庵講友」を参照。なお、澹庵とは胡策の父・胡銓。

⁴² 樓鑰『攻媿集』卷五九「餘姚縣海隄記」を参照。

きも「邑人」が樓鑰のところに依頼を持ち込んできている。その意味で、『嘉泰会稽志』の記述あるいは会稽の地域状況に影響を受けていたことが考えられる。また、樓氏が代々通婚相手の一つとしてきた地元名族に汪氏の一家があるが、この家はその出世の端緒を孫沔に由来付けていた⁴³。即ち、王安石が知鄧縣として赴任してきたとき、孫沔から「廉平の吏」として推薦されたのが先祖の汪元吉であり、それ以後官途に関わるようになったとしているのである。汪家にとって孫沔はいわば出世の恩人としての地位にあり、それに樓氏が影響されていたとも考えられるのである。以上をまとめると、史家と密接な結びつきを持っていた湖州の胡渠が、史家の故郷の安定を図る上で地域の名族・樓氏の主張を汲み取り、孫沔記述が形成されていったといえる。

以上の『嘉泰会稽志』と『寶慶四明志』に共通しているのは、墓誌あるいは神道碑といった彼に傾斜した先行テクストを使い、彼の「故郷」がそろって彼を「地元の偉人」として再評価し、同時に「公式見解」とは違った視点から孫沔を語りなおしていることである。その記述形成の過程は、それぞれの地域を反映した異なるものであるものの、共に地域の名族の意向がその形成に反映され、それが編纂者である地方官の意図とすりあわされる形で形成されたと言える。

ここで、改めて冒頭に掲げた『咸淳臨安志』の記述を考えてみる。『嘉泰会稽志』・『寶慶四明志』などの地方志とは条件が違い、孫沔の「地元」ではなく、「公式見解」の根拠である首都でもあり、さらに名族の支持もない状況である以上、彼に肩入れする理由はない。その意味では、この「紀遺」の記述は、もともと国史編纂にも携わったことのある⁴⁴撰者の潜説友が、むしろ「公式見解」に近づけるために組み入れたものであろうか。少ない史料のなかでは推測の域をでないが、このころの地方志編纂に明州関係者の影響が強く、さらに史書編纂に際し、各地域に人を派遣して事跡を集めさせることを行っていたこと⁴⁵を考えると、その際に明州から「輸入」された可能性がある。

以上が、孫沔の治績を作り上げた編纂者からうかがう治績の成立背景である。孫沔のように「公式見解」では断罪された地方官の再評価を可能にしたのが、純粹には故郷とは言えない「地元」の名族からの支持であり、その意を汲んだ編纂者と地域の均衡関係であった。

おわりに

以上、北宋中期の孫沔が知杭州として弾劾されたいわば「失敗治績」が、その後どのよ

⁴³ 黃寬重「宋代四明士族人際網絡與社會文化活動」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』70本3分、1999年)を参照。

⁴⁴ 『南宋館閣統録』卷七「秘書丞」の項目を参照。

⁴⁵ 本稿第三部3章「『咸淳臨安志』の位置——南宋末期杭州の地方志編纂」(初出:『中国—社会と文化』28号、2013)を参照。事跡集めについては、黄震『黄氏日抄』卷七四「繳申慈湖壽張行實状(咸淳元年)」に、黄震が自ら集めてきた人物の事跡を報告している姿が描かれている。

うに流伝しながら、その評価を変遷させていったかについて述べた。公式編纂史料や影響力ある士大夫の評価は「貪縦不法」であったという評価に収斂し、親族の評価までそれからめとられていた。一方、彼の故郷や移住先である明州・会稽などの地方志や地域文献においては、地方の偉人であることが地方統治についても見直しを生み、「嚴察杖配」の治績としての意義づけを与えるようになった。その背景には、地方志などの編纂に関わった地方官と地域のあいだの、地方統治をめぐる均衡関係があった。

最後に、興味深い事例を示しながら、今後の展望を述べて結びとしたい。先に引用した『寶慶四明志』に続き、元代に編纂された明州の地方志『延祐四明志』における孫沔の項目である。

諫官は沔が杭州で多く不法を行ったと言上した。その実証は簡単に得られたので、寧國軍節度副使に左遷された。⁴⁶

ここでは、孫沔の不法がはっきりと言明されている。ちなみに、それ以外は先行する『寶慶四明志』とほぼ同じである。撰者の袁桷は宋朝が滅んで科挙が停止されて以降、家書を用いて史学に没頭し、手始めにこの『延祐四明志』を地方官の依頼により書き上げ、それがもとで中央に召還されて実録の作成、遼・金・宋史編纂構想に携わり、彼の死後になる『宋史』編纂にも重大な影響を与えた人物であり、元朝に生きる漢人知識人として多くの言及がなされている⁴⁷。彼はもともと地方志を中央のテキストに繋げる意思が強かったとされており⁴⁸、その意思がこの結果を生み出したものと考えられる。

この『延祐四明志』に見るようく、宋元交替期にかけて、地方志の編纂そしておそらくは統治記述のありようにも重大な変化があったように思われる。なぜ、中央の評価に寄り添うようになっていったのか、地方志編纂および明州人士の関与という問題と併せて別稿にて検討したい。

⁴⁶ 『延祐四明志』卷四「人物攷上 孫沔」。「諫官言、沔在杭多不法。廉得其實、責寧國軍節度副使。」

⁴⁷ 以上の説明は稻葉一郎「袁桷と『延祐四明志』」(同『中国史学史の研究』、京都大学学術出版会、2006)に基づく。袁桷については、他に藤島建樹「元朝治下江南の士大夫たち」(『大谷学報』61巻2号、1981)、森田憲司『元代知識人と地域社会』(汲古書院、2004)などが言及を行っている。

⁴⁸ 前掲稻葉一郎「袁桷と『延祐四明志』」を参照。

第5章 「知杭州」蘇軾 —地域の象徴となった名地方官とその条件

はじめに

筆者はここまで、杭州を例に、治績がどのように記載されるかの分析を通して、宋代以降の地方統治と地域意識の関係について記述してきた。その過程で、北宋初期の時点で杭州にある程度地域意識の萌芽がみられること、中期の仁宗期に行われた范仲淹の治績が同時代ではなく後世において「名地方官」像を形成したこと、などを明らかにすることができた¹。これら宋代の杭州における治績を分析するなかで、必須の検討対象となるのが、突出した業績を持ち、現在に至るまで（地元出身者ではないにもかかわらず）杭州を代表する人物と目されている蘇軾である。杭州の地方統治という視座からみる蘇軾は、歴代地方官の治績により織りなされた「善政の系譜」のなかで中心的な地位を持ち、杭州という「地域」に善政の系譜を根付かせた人物であると言える。さらに、後世その業績が極めて高く評価されていることを考え合わせると、宋代全体における「名地方官」と善政の位置づけを理解する上でも鍵になる可能性を持った人物であるとも言える²。宋代を代表する「文人官僚」である蘇軾には、さまざまな視点からの膨大な研究蓄積が存在する。知杭州としての彼についても、張其昀氏に始まり、近藤一成氏の包括的な研究のほか、多くの言及がある³。本章では、それらの成果を生かしながら、筆者の問題意識に従い、知杭州としての名声及び名地方官のイメージをどのように形成したのか、という視座に限定して検討を行いたい。個人研究としてはケースワークに留まるが、治績研究として、杭州の「名地方官」像確立の一事例を描き出せねばと考えている。

(1) 「知杭州」蘇軾の来歴

蘇軾が知杭州となったのは、元祐四年（1089）三月であり、その前に通判として熙寧四

¹ 本稿第二部2章、3章（初出：「名臣」から「名地方官」へ—范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成）（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊53輯、2008）、「北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に」（『史觀』165冊、2011）。「名地方官」像とは、治績の伝播などを通して、広く人々に共有された「善政を行う地方官」のイメージである。

² 宋代の「名地方官」像を考える上で鍵となるのが神宗・哲宗期にかけての新旧党争期であり、この時期に人物評価の価値観変動や政策議論と相まって、多くの治績記載が形成されている。ただ、それが「名地方官」像として確定するのは南宋後期に至ってからである。本稿第二部3章を参照。

³ 張其昀「東坡先生在杭事迹」（宋史座談會編『宋史研究集』2輯、台北：国立編訳館中華叢書編審委員会、1964）、近藤一成「知杭州蘇軾の治績—宋代文人官僚政策考」（同『宋代中国科举社会の研究』、汲古書院、2009）。ここで引用した「文人官僚」は、近藤氏の使用したタームである。なお、基礎的な情報を得るために、孔凡禮『蘇軾年譜』（北京：中華書局、1998）及び張士烈等編『蘇軾全集校注』（石家庄：河北人民出版社、2010）を適宜参照している。

年（1071）から七年（1074）に滞在して以来の杭州赴任となる⁴。元祐六年（1091）二月に離任するまでの二年弱という、比較的短い任期でありながら、その業績は多岐にわたり称賛されるものとなった。『咸淳臨安志』には、蘇軾について次のように記されている。

眉州の人。翰林学士より郡を乞い、三月丁亥、旨を得て龍圖閣学士から知杭州となつた。蘇軾自身は熙寧四年に通判杭州をした後、十六年ぶりに杭州の任になった。その年はたまたま水害、飢饉疫病が相次いだ。そのため朝廷に願い、上供米を三分の一に減らしたため、（流通量が減らず）穀物の値段が暴騰しなかつた。また、賜った度牒を売って食糧を買い飢えた人々を救い、翌年は常平倉の米を安く売りだし、また粥の炊き出しを行ったり、医官に命じて手分けして病人を診させた。そのためこれらに頼つて生活を取り戻した者は非常に多かった。西湖を開浚し、茅山・鹽橋に運河を通し、堤防や水門を修理し、城中の六井を浚渫した。民のために利益を興し害を除く施策は非常に周到であった。地元の人はこれを徳とし、生祠を作つて祀つた。公の郡における民のための事蹟は最も多く、各門に既に記したので、ここでは詳述しない。⁵

「便民事蹟最多」とされ、この項目で詳述しないとまでされている。このような評価をつくり上げる背景となったのは何か。まず、知杭州としての蘇軾を主に『統資治通鑑長編』の記載を中心に検討する。

まず、その知杭州着任の背景としては、中央での政治対立が主な要因とされる。既に政争の中で多くの弾劾を受けており⁶、離任の上奏においても、その党争の激しさを述べ、理由の中心としている⁷。蘇軾の追い落としを図ったのは、程頤を代表とする「洛党」であり、その弟子と目された朱光庭・賈易らが諫官の立場を利用して度重なる弾劾を行っていた。この党争の構造は、蘇軾が知杭州から中央に復帰した元祐六年まで続き、その年のうちに賈易と喧嘩両成敗の形で双方地方に出されるまで続いた。蘇軾の上奏文を根拠とすれば、自分の仲間（「蜀党」と目される）が巻き添えで弾劾を受けるなど、弾劾を受け続ける環境から避難することを目的として、自ら外任を願い出たとしている。ただ、後述するように、この時期の杭州は飢饉問題に直面しており、しかも熙寧年間に救荒策が失敗して多数の死者を出すなど⁸、極めて重要な問題を抱えていた。その対策を期待しての派遣であった可能

⁴ なお、実際の着任・離任まで、開封—杭州間の移動にそれぞれ4カ月がかかっている。

⁵ 『咸淳臨安志』卷四六「秩官 古今郡守表 國朝 蘇軾」。「眉州人。自翰林學士乞郡、三月丁亥得旨以龍圖閣學士知。軾熙寧四年通判杭州後、十六年為守。歲適水潦、饑疫相仍。為請於朝、得減上供米三之一、故穀不翔勝。復以所賜度牒益市粟濟飢殍、明年賤糶常平米、又作糜粥遺人、命醫官分治疾病、賴以全活者甚衆。開西湖、疏茅山鹽橋河、修治堰閘、濬城中六井。與民興利除害講究甚悉。邵人德之、為生立祠。按公在郡便民事蹟最多、已各見本門、茲不詳著。」なお、最後の評価の部分を除き、ほぼ先行する『乾道臨安志』と同じ文であり、さらにその淵源をたどると、『統資治通鑑長編』卷四三五「哲宗 元祐四年十一月丁丑」に見える蘇軾自身の上奏文に至る。

⁶ 例えば、『統資治通鑑長編』卷四〇一「哲宗 元祐二年八月辛巳」の賈易の上奏を参照。

⁷ 『統資治通鑑長編』卷四二四「哲宗 元祐四年三月乙酉」の蘇軾の上奏を参照。

⁸ 『統資治通鑑長編』卷四五一「哲宗 元祐五年十一月」にみられる蘇軾の上奏（小注には

性も十分にあると言える。

次に、知杭州に着任してからの蘇軾の活動を考える。実際の蘇軾が知杭州の時期に朝廷に送った文書を文集より抽出してみると、後掲の表1に示されるように、61件を数えることができる。そのうち、20件弱が飢饉対策に関するものであり、西湖など水利関連が5件、外国（高麗）関連4件というように、ある程度集中して取り組んだ課題が浮かび上がる。『統資治通鑑長編』には12件の内容について、蘇軾が上奏を行ったことが記載されている。内訳は、飢饉問題に関するものが6、税納に関するものが2で、その他は人事問題、科挙の詩賦經義について、高麗と杭州の僧淨源について、西湖の浚渫についてというものである。先行研究が示すように、『統資治通鑑長編』は史書の材料となる目的で作られた史料⁹であり、そこに極めて短期間の間に、これだけ地方官からの上奏が集中して記載されるのは異例であると言えよう。その背景には、蘇軾個人が熱心に飢饉対策などを行ったこと、またその対策自体を中央が重視していたこと、後世の編纂者（李燦¹⁰）が蘇軾の行動を重要視したこと、などが考えられる。

次に、知杭州から離任し、中央に復帰した後の蘇軾の活動について考える。その中央への復帰は、当時の政治に大きな影響力をふるった宣仁太后的要請によるものであったが、本来さらに早期に戻る予定を飢饉対策によって引き延ばされてこの時期に至ったことが史料に述べられている¹¹。既に述べたように、洛党との対立関係は継続しており、蘇軾復帰後は飢饉対策に彼が中央に願って獲得した物資が多すぎるということを問題化し、弾劾を行ったため、蘇軾は党争と飢饉対策の継続というふたつの側面のために、引き続き杭州の飢饉に関する上奏を続けることになった¹²。

以上が蘇軾の知杭州であった時期の概略である。この内容から見ると、蘇軾の評価の背景には、蘇軾自身の短期間に極めて熱心に上奏を行い、杭州そして浙江の飢饉対策を推進したことがあると言えよう。その上奏自体は、政争のなかの必要性で生み出されたものでもあったが、結果として史料の中に目立つ業績として残る結果となった。さらに、その価値自体は、近藤一成氏が指摘するように、同じ内容についての上奏を反復していることが多く、必ずしも蘇軾自身の計画した成果を挙げ得たとは考えられず、さらに成果としては同時代の士大夫社会の中でも成果については疑問の声が上がる¹³など、論争の対象であった。一方で既に杭州の人々によって祀られる¹⁴など、地域からの尊崇は確立させていたように思

七月戊寅のものとある）を参照。

⁹ 周藤吉之「南宋の李燦と『統資治通鑑長編』の成立」（同『宋代史研究』、東洋文庫、1969）を参照。

¹⁰ 李燦は蘇軾と同郷の出身（眉山）であり、蘇軾に対し敬愛を示す文章を残している。

¹¹ 『統資治通鑑長編』卷四五四「哲宗 元祐六年春正月丙戌」を参照。

¹² 『統資治通鑑長編』卷四六三「哲宗 元祐六年八月壬辰」の蘇軾の「自効」を参照。

¹³ 朱彧『萍州可談』卷一「蘇子瞻責黃州…」で始まる文には、蘇公堤の「堤」が「低」に音通することが、その後の蘇軾の失脚を暗示していたという伝説が掲載されているが、北宋期には蘇軾の治績も手放しの称賛になっていない例と言えるだろう。

¹⁴ 蘇轍『欒城集』後集卷二二「墓誌銘 亡兄子瞻端明墓誌銘」。「公三十年間再莅此州、有

われる。

(2) 蘇軾が「名地方官」たりえるには

蘇軾がなぜ「名地方官」たりえたのか、その最終的な理由は、既に述べたように、蘇軾の治績がその文章や蘇堤など、数多く、また見えやすい成果として後世の人々に示されていたことにある。「名地方官」像は、後世の人々がその地方官を再解釈することで成立するものであり、蘇軾は残った文献などから見ても極めて分かりやすい「名地方官」であったと考えられる。では、なぜ蘇軾は杭州において、それほどまでに治績を残し得たのか。蘇軾自身に関する要素をさらに詳細に分析する。

まず、大きな要素であった「政争」が挙げられる。もともと、「洛党」との政争のなかで発生した蘇軾の出外であつただけに、その出先において業績を挙げることは、その追い落とした相手である「洛党」に対し強烈な異議となることが予想される¹⁵。このことは、既に述べたように、蘇軾のいない間の中央にて、人事をめぐり「洛党」「蜀党」間の抗争が継続していたこと¹⁶、さらにその合間に杭州の蘇軾が大量の上奏文を送って極めて熱心にアピールを行っていたこと¹⁷、そして上奏文などを通じ、対立者以外に、その成果が共有され、史書や文集などに採録されていくということ¹⁸などからも傍証できる。蘇軾は政治家として、治績を出し続けねばならない状況にあったのである。

次に、「地方統治」の側面から考えてみる。これも既に述べたように、当時の浙西地域は実際に飢饉による危機を迎えており、その焦点となるのが、「水陸之會」である杭州であった。蘇軾は根本的対策として、米価をどれだけ抑えられるかに腐心したが、それは一方で中央の間接的コントロール下にある米価や物価の管理体制を、制限の下でどれほど地方の管理下におけるかという管理体制改革の側面も有していた¹⁹。その成果となったのは、糧

徳於其人家有畫像、飲食必祝、又作生祠以報。」

¹⁵ 「洛党」との関係については、注3前掲近藤論文及び王水照「「蘇門」的性質和特徴」(同『蘇軾論稿』、台北：萬卷樓、1994) を参照。地方の業績が政争に影響する可能性は、『統資治通鑑長編』巻四五四「哲宗 元祐六年春正月丙戌」にある、蘇軾離任直後に蘇轍が朱光庭を飢饉対策の不備を理由に弾劾した上奏に見て取れる。

¹⁶ 蘇軾着任直後の『統資治通鑑長編』巻四二五「哲宗 元祐四年夏四月癸卯」の趙君錫の上奏、また注15前掲の蘇轍の上奏を参照。

¹⁷ 「洛党」関係者が、蘇軾の救荒をめぐる上奏文の内容が、誇大表示であり自らの業績アピールに過ぎないとして糾弾を行っていることからも、このあたりの事情をうかがうことができる。注3前掲近藤論文参照。また、葉夢得『避暑錄話』巻下には、蘇軾に糾弾された叔父の葉溫叟を擁護する意味合いで、この「蘇軾アピール説」が述べられている。

¹⁸ 蘇軾の文章のうち、詩文については既に彼の在官中から文集が編まれ流通していた。そして、後述するように、知杭州期の詩には彼の行った救荒や西湖開浚に関わる詩が見られるのである。注3前掲『蘇軾全集校注』の「前言」を参照。

¹⁹ 注3前掲近藤論文が指摘するように、この時の蘇軾が苦闘し何度も上奏を行うはめになったのは、中央のレスポンスが不順であり必要な援助と不必要的援助の区別がはっきりしていなかったためであった。

米の領域内格差の是正による地方一都市間の人口流动の緩和²⁰、水源や水利整備及び病坊（慈善病院）の設立による大都市としての基盤整備²¹、そして高麗対策にみられるような都市の外部との貿易に対する管理化²²、などである。これらは地域にとって、目に見える成果であると同時に、地方統治者の権威と存在感を明確に増すものであった。

そして、蘇軾「個人」の側面からも考えてみる。北宋期の士人階層にみられる住居・地域の移動性²³や、もともと通判として杭州に滞在していた経歴などからみると、この地方統治を期により地域コミュニティと結び付き、蘇軾「個人」を地域に刻印するという目的もあったと考えられる。蘇軾の通判・知杭州を併せた杭州時代の詩作を分析した内山精也氏によると、蘇軾の人生全体のなかでも、通判杭州期は最も精力的に作詩を行った時期であり、杭州特に西湖の山水風雅を多く詠みこんでいるとする。一方で、知杭州期は詩人としての名声を固め、また地方官としての行政責務に追われたことで、詩作の量は減少しました技法の追及もあまり見られないが、杭州への愛着はむしろ強まっており、また地方官としての立場が詩に表れるようになっているとする²⁴。この指摘からは、蘇軾にとって、通判時代に深く馴染み、愛着を感じていた杭州という地域に、知杭州として赴任することが責任感をもたらしていた可能性を見て取ることができる。

その詩などを通じて、蘇軾と結び付く「人間関係」と地方統治の結び付きも考慮しなければならない。知杭州の時期において、通判時代より少ないと云はえ、行政の合間に部下や在地の士人、訪ねてきた上司や友人と会い、連れ立って散策し、詩文の会を開いた²⁵。その中で注目されるのは、錢勰との交流である。錢勰は吳越錢氏の末裔にあたり、元祐三年（1088）から隣の知州である知越州として赴任していた。この錢勰と蘇軾は極めて頻繁に手紙を取り交わし、また折あれば錢勰が杭州を訪問し、蘇軾と詩文を中心とした交流を行い、当時の人々から元稹・白居易の再来のようだとされていた²⁶。さらには、当人のみならず、錢勰は息子の蘇仲を蘇軾の下に派遣して学ばせるなど、弟の蘇や息子の三郎なども含め、一族ぐるみでの交流を行っていた。錢氏が宋朝に入ってからも、地域に影響力を残していたことには既に言及があるが、この錢氏との交流を手がかりに、蘇軾は杭州地域との結びつきを深め、また地方統治の際の課題となる「地域の事情の理解」を深めたのではないだろうか。蘇軾はその任の最後に錢氏の廟墓の修理と財源の確保を上奏し、廟の管理者

²⁰ 注3前掲近藤論文を参照。

²¹ 『統資治通鑑長編』卷四四二「哲宗 元祐五年五月壬辰」の西湖開浚に関する蘇軾の上奏、また注5前掲卷四三五「哲宗 元祐四年十一月丁丑」の上奏を参照。

²² 注5前掲卷四三五「哲宗 元祐四年十一月丁丑」の上奏、及び山崎覚士「港湾都市、杭州」（同『中国五代国家論』、佛教大学、2010）を参照。

²³ 竹沙雅章「宋代官僚の寄居について」（『東洋史研究』41卷1号、1982）を参照。

²⁴ 内山精也「蘇軾の杭州時代—騒客と太守」（同『蘇軾詩研究—宋代士大夫詩人の構造』、研文出版、2010）を参照。

²⁵ 注3前掲近藤論文、また『宋史』卷四四二「列伝 文苑 楊蟠」などを参照。

²⁶ 李綱『梁溪集』卷一六七「墓誌 宋故追復龍圖閣直學士贈少師錢公墓誌銘」を参照。

として錢勰の一族である自然を指名しているが²⁷、これは地域の権威に注意を払ったことの表示であるとともに、協力への見返りとしての側面もあったのではないか²⁸。その他にも、杭州人との交流として注目されるのは、杭州赴任と帰任の際に、江寧府（南京）にて沈括と面会していることである。新法党として活躍した沈括はもともと杭州出身であり、江寧府に隠棲していたが、その一族は沈遼、沈遼と中央で活躍した官僚を輩出しており、杭州の名族として扱われていた²⁹。知杭州の前後に沈括と会っているのは、杭州に向かうにあたり、地域の事情を聞きたかったからではないだろうか。これらの目立った名族との交流以外にも、交友に杭州人・杭州在住者の姿がうかがえる。さらに、辯才や參寥など仏僧と交流をふかめ、仏寺の「大檀那」としての立場を得るほどの結び付きを有していたこと³⁰もこの一部に加えられるだろう。これらの人間関係からは、蘇軾が知杭州として、地域の事情を深く踏まえた統治を行おうとしていたこと、さらには地域の権威や慣習に深く配慮した統治を行っていたことがうかがえるのである³¹。

加えて、共に行政を行う地方官たちについても、蘇軾は積極的な関係構築を図っていた。知杭州着任時から、地方官が着任・離任した際には挨拶を交換するのみならず、前述のように積極的に交流の機会を設け、共に外遊するなどを行っていた。両浙提刑の楊傑、王瑜、馬穀や、両浙運副の葉溫叟、その他路官や周囲の知県たちとも交友を結んでいた。上司については、水利工事の予定地を共同で実地検分し合意を作るなど³²、地方統治の潤滑化を図ったものと思われる³³。加えて、晁補之・詠之兄弟や劉季孫など、杭州の同僚や関係者を多く推挙していることも挙げられる³⁴。これは、交友を通じ、蘇軾個人と彼らの関係を築いたものと言える。そして、知杭州の後任となる林希とも交流し、離任時には彼に救荒についての詳細な手紙を送っている³⁵。林希が「蘇公堤」の命名者であることを考えると、そこには地方統治に対する自身の政策の継続を願う蘇軾の意図も含まれていたといえよう。

以上、知杭州として蘇軾が施策を行った背景にある要素を整理した。これらを併せて考

27 『東坡全集』巻五九「乞椿管錢氏地利房錢修表忠覩及墳廟狀」を参照。自然是錢安道の子で、やはり詩文の交流仲間であった。

28 錢氏の杭州に対する影響力については、本稿第二部2章を参照。

29 もともと蘇軾は通判時代に沈遼と交流しており、知杭州赴任時にも、沈遼の友人であった僧・謙師と交流している。『宋史』巻三三一「列伝 沈遼」を参照。

30 注3前掲近藤論文、また石川重雄「宋代杭州上天竺寺に関する一考察」（『社会文化史学』21号、1985）を参照。蘇轍『欒城集』後集巻二四「天竺海月法師塔碑」からは、知杭州の前任者であった沈遼の強圧的な管理と蘇軾が対比されている姿がうかがえる。

31 その他、在任中に伍子胥廟や水仙王廟の修復、後者への林逋の神像配食といった行為を行っていることも、この傍証となるだろう。

32 『東坡全集』巻五八「乞相度開石門河狀」及び『東坡詩集』巻三三「與葉淳老侯敦夫張秉道同相視新河、秉道有詩次韻二首」を参照。

33 ただし、葉溫叟を蘇軾が糾弾していること（『東坡全集』巻五六「論葉溫叟分擘度牒不公狀」）にも見えるように、必ずしも十分な成果を得られなかつた。注3前掲近藤論文を参照。

34 『宋史』巻四四四「列伝 文苑 晁補之」、また『東坡奏議』巻八「乞擢用劉季孫狀」、同書巻九「乞擢用程遵彥狀」などを参照。

35 朱熹『晦庵集』巻八二「跋東坡與林子中帖」の付注を参照。

えると、蘇軾の知杭州の施策は、彼自身にとって、この杭州赴任が特別に重要であったという事情のもとで成立していた。それは、政治的に地方統治の名声が必要であったこと、実際に当時の重要地域における飢饉という重大な問題が発生していたことに加え、杭州という地域が蘇軾にとって重要な地域であったこと、さらに地域の名族らとの交流を通して、その地域に必要な施策を理解していたことが背景としてあった。蘇軾は交遊を通じ、深くその地域と結び付いた施策を展開したが、それは地方統治を失敗させないという蘇軾の意識に基づくものもあり、またその地域に深く印象を与えるものともなった³⁶。蘇軾にとって、知杭州として治績をあげなければならず、また杭州という「地域」のためにも充実した統治を行わねばならなかつた。その結果が、大量の治績を残存させることに繋がつたのである。

(3) 杭州の象徴になるには

蘇軾が「名地方官」になるべくしてなっていったことを述べたが、実際に公認された「名地方官」にはどのようにして成了のか、後世の評価を対象に分析を行う。

まず、蘇軾に対する評価の変遷を考える。知杭州の時期から党争にさらされていた蘇軾の評価は、その後いわゆる「元祐党籍」³⁷により極めて否定的なものとなり、祠廟碑額の破壊や文集の焚書絶版など地方にも影響が及んだ³⁸。しかし、その背後で蘇軾の書・詩が大流行しており³⁹、士人階層内での蘇軾に対する好意的評価は伏流となって流れ続けていた。南北宋交替期、靖康年間に至って公式の名誉回復が行われ⁴⁰、幾人かの「小東坡」を出現させた⁴¹。その後断続的な追贈を経て、南宋晚期の理宗期までに宋代を代表する「名臣」としての地位を確立している⁴²。この変遷と「名地方官」の関連を考えると、基本的に「元祐党籍」の解除以降、公認された「名地方官」への道を歩んだと予測できる。

蘇軾の評価の変遷を考える上で、その文集・詩集らの版刻流伝を考慮する必要がある。蘇軾が在世の時点で、既に詩集を中心に刊刻が開始されており、「元祐党籍」の弾圧を乗り越える形で士人の間に浸透していた。蘇軾自身は『東坡集』四〇巻、『後集』二〇巻、『奏

³⁶ 費袞『梁溪漫志』巻四「東坡西湖了官事」にみられる、南宋初期の老僧による蘇軾の思い出の回想は、地域の人々にとって印象深いものであったことを示している。

³⁷ 近藤一成「西園雅集考—宋代文人伝説の誕生」(前掲『宋代中国科举社会の研究』)を参照。また、『統資治通鑑長編』巻四九七「徽宗 元符元年夏四月壬辰」の蔡蹈の上奏は、その否定的評価が知杭州の業績にまで及んでいることを示している。

³⁸ 注3前掲近藤論文、また涂美雲「從元祐党争看蘇軾學禁及其發展」(『東吳中文学報』19期、2010)を参照。

³⁹ 注3前掲近藤論文を参照。

⁴⁰ 『九朝編年備要』巻二六「徽宗皇帝 宣和五年七月 禁元祐學術」の項目を参照。なお、靖康年間の追復は各地に記載はあるが具体的な内容が見当たらない。具体的な名誉回復の記事は、『建炎以來繁年要錄』巻一五「建炎二年五月乙未」に見える。

⁴¹ 『宋史』巻三八一「列伝 趙達」及び巻三九七「列伝 劉光祖」を参照。

⁴² 『宋史』巻三四「本紀 孝宗二 乾道三年九月壬辰」及び「乾道九年二月丁亥」、巻四二「本紀 理宗二 端平二年正月丁酉」、巻四六「本紀 度宗 咸淳元年九月壬子」を参照。

議』一五巻、『内制』一〇巻、『外制』三巻、『和陶詩』四巻という構想を持っていたが⁴³、これに南宋初期『應詔集』一〇巻が加えられて、現行の「東坡七集」となったとされる。南宋以降、蘇軾の文章は科挙の模範となったこともあり、さまざまな地域・形式で出版され、人々の間に「家有眉山之書」となるまで浸透していた⁴⁴。注目すべきは、紹熙二年（1191）に光宗に進呈された『經進東坡文集事略』である。この本自体は一般に刊刻されず、版本としての影響は小さかったものの、その文章の抜粋本が皇帝にまで進呈される事態は、蘇軾の文章が十分な権威を持ったことを示している。この流傳過程は、北宋期の詩を中心とした評価から、南宋期に文章の評価が高まったことを示しており、言い換えば、今回の分析の中心となった「奏議」が人々に浸透していった時期が、南宋初期以降であることを推測できるのである。

次に、杭州の人々にとっての蘇軾評価を考える。蘇軾が常州にて死去した時、杭州の人々は仏寺にて香を焚き供養を行ったという⁴⁵。また、蘇堤の傍らに祠を建て祀るというように⁴⁶、蘇軾は当地のインフラを整備した恩義ある統治者として認識されていた。南宋期に入り、杭州に都が置かれたことで、インフラの整備者から、白居易らと並んで都の基礎を建設した者として扱われるようになる⁴⁷。再建された祠をはじめ、蘇堤や錢塘江など、蘇軾の縁ある場が詩や文章の題材として扱われるようになり、追随する士人たちを生んだ⁴⁸。南宋末期までには、杭州において、善政・改革を行った地方官、あるいは詩文を作り交流する人々、さらには訪問する人々らが、それぞれの文章に引用しなければならない存在となつた。蘇軾は杭州と不可分の人物となつたのである。

そして、地方官の模範としての蘇軾を考えてみる。杭州に限らず、同様の行政施策を行う際に、根拠または手法の参考として引用されるのが「名地方官」の治績であるが、蘇軾の知杭州治績については、前述の『統資治通鑑長編』での上奏文引用にみられるように、既に北宋期の時点で引用が開始されており、南宋期以降は水利・水源開発を中心に盛んに引用されるようになる⁴⁹。地方統治の評価については、それが都の基礎となった事例でもあったためか、南宋期以降かなり速いペースで代表的宋代の「名地方官」へと登って行ったと推測される⁵⁰。

以上が蘇軾の杭州の象徴となるまでの、宋代を通じた評価の変遷であるが、まとめて言

⁴³ 注 14 前掲「亡兄子瞻端明墓誌銘」を参照。

⁴⁴ 注 3 前掲「前言」を参照。

⁴⁵ 『九朝編年備要』卷二六「徽宗皇帝 建中靖國元年七月 蘇軾卒」を参照。

⁴⁶ 『宋史』卷九七「河渠志 河渠七東南諸水下 臨安西湖」を参照。

⁴⁷ 『咸淳臨安志』卷三二「山川十二 湖 西湖 三賢堂」を参照。

⁴⁸ 『咸淳臨安志』卷三二「山川十二 湖 西湖 蘇堤」などを参照。

⁴⁹ 朱熹『宋名臣言行錄』後集卷九「蘇軾 文忠公」では、西湖の事例が引用されている。

⁵⁰ 南宋初期において、既に蘇軾を宋代の地方官の代表としている意見として、程洵『尊德性齋小集』卷二「代作上殿劄子 四」が挙げられる。この程洵は程頤の一族にも関わらず蘇軾の学を行っているとして、周必大は時代の変化を慨嘆している。周必大『文忠集』巻五四「序 尊徳性齋小集序」を参照。

えば、南宋以降、蘇軾の「名地方官」像はスムーズに確立され、都の成立と相まって宋代の代表へと進化していったと言える。

おわりに

蘇軾は杭州からの離任に際し、「予去杭十六年而復來、留二年而去。平生自覺出處老少巖似樂天、雖才名相遠、而安分寡求、亦庶幾焉。（私は杭州を去ってから一六年してまた来て、二年間滞在してまた去ることになった。普段から自覚はしていたが、私の出處進退は概して白楽天と似ており、才能名声は到底及ばないものの、分に安んじ欲の少ない点は近いかもしれない）」という、長い注釈の付いた題名の詩を読んでいる⁵¹。詩の中でも「進退が偶然白楽天と似たといつても 敢えてこの老いぼれを前賢と比べられようか」と詠んでいる。白楽天（居易）の隠棲生活に対するあこがれがこの詩の中心となっているが、一方で白居易をここに引いたのは、白居易と自らの出處進退が似ている、つまり白居易も杭州刺史として杭州に赴任し、西湖の浚渫と「白堤」の建設、救荒といった治績を挙げた「名地方官」であったことが前提にある。白居易が何をしたのかは、西湖にある碑刻や地域に伝承された内容で熟知しているはずであり、そこであこがれるとすれば、杭州の地方官として同じように名声を持ちたい、という願望も暗に示されてはいないだろうか。

今回は、蘇軾の知杭州としての治績が、その成立時にどのような背景をもって生まれ、その後どのような過程を辿ったのかについて分析を行った。その結果、他の知杭州とは異なり、蘇軾は自らの治績を積極的に記載のなかに残していたこと、また地方統治の際に地域に積極的に結び付いていたことを明らかにした。さらに、当人の「名地方官」としてのイメージが極めて早くから定着しており、南宋期における「一代文章之宗」としての評価、或いは杭州が首都・臨安となったことに伴い、既に確立されていた「名地方官」から、さらに「名地方官中の名地方官」としての評価に格上げされたことを述べた。

蘇軾に関する言及は膨大にあり、今回の検討は初探に過ぎないものである。今回の結果を踏まえて想像するならば、蘇軾の影響力の強さを考慮した場合、宋代以降の王朝における「名地方官」像に影響を与えた可能性があり、その影響力の移行について、より網羅的な分析を行いたいと思う。

最後に、蘇軾と杭州の関わりについて改めて考えてみる。蘇軾は官僚としてその地方官の仕事を全うしたが、一方で杭州地域にとってもその利益となる、統治と地域の有効な妥協点を設定できる人物であった。地域はその離任後も、「蘇公堤」の名付けにみられるように、蘇軾のイメージを取り込むことで、地域にとってその存在を有効活用できるものとしていった。それは言い換れば、蘇軾というイメージによって地域自体の特徴を形成しているとも言えるのである。このような「地方官が地域の象徴となる」という事態はどのよ

⁵¹ 『東坡詩集』卷三三「予去杭十六年而復來留二年而去平生自覺出處老少巖似樂天雖才名相遠而安分寡求亦庶幾焉三月六日來別南北山諸道人而下天竺惠淨師以醜石贈行作三絕句」を参照。

うな状況で成立するのか、さらに今後検討を重ねたい。

図表1 「統資治通鑑長編」及び「東坡全集」(四庫全書所収)に見える知杭州時の蘇軾の上奏ほか

図表1 「統資治通鑑長編」及び「東坡全集」(四庫全書所収)に見える知杭州時の蘇軾の上奏ほか						
本	巻	日付	内容・目的	典拠・史料題目	備考	
長編	425	元祐四年夏四月壬寅	人事と太后への感謝	墓誌など	此段當刪修	
	432	元祐四年八月	夏粉納入の問題			
	434	元祐四年冬十月甲子	利季の詩賦経義問題			
	435	元祐四年十一月丁未	役法と雇役待問題 高麗接待題(依頼)	墓誌	質錄俱不載古具載之須考詳刪修 淨原の存在へ この表現地方志へ 試纂述云管産牒自今從政目	
	436	元祐五年五月壬辰	飼鑑牒五十開西湖		時七月戊寅重	
	442	元祐五年十一月戊子	飼鑑問題:前提説明		此據六年三月二十三日罷杭州、後再乞發遣司應副浙西米狀、詔下、當在六年春初。軒奏浙西災傷前後凡七章、今悉編入十一月末。軒坐此為貿易等彈劾、賴范祖禹封駁、乃已事見六年七月二十八日、八月四日。軒自辨劄子欲究此事本末、故詳載之。或刪取其要。	
	451	元祐五年十一月戊寅 十月壬子 是月壬午	飼鑑問題:蟹米 飼鑑問題:蟹米 飼鑑問題:米價			
	68	元祐四年三月丁亥 (16日)	任命と恩典の感謝	新除龍圖閣學士表三首 請賜對衣金帶馬表二首		
	68	七月三日	杭州到着に伴う周知と感謝	杭州到着狀 杭州到着狀		
	70	八月	学校の支授 法外な処罰執行 不問への感謝	乞賜州學舊板狀 奏參法外制記罪人待罪狀 杭州到着狀		
56	56	九月辛巳(4日)	朝廷への慶賀	賀明堂致教書表二首		
	56	九月	度牒支給(飢餓対策?)	乞賜度牒修牒字狀		
	56	十月十八日	科举の詩賦経義問題	乞詩賦經義各以分數取人將來 只許詩賦兼業經狀		
	69	十月	朝廷への慶賀	杭州至冬表二首		
	56	十一月三日	高麗接待題(依頼)	論貢舶進西七州狀		
	56	十一月四日	飼鑑問題:依頼	乞賜州學舊板狀		
	56	十一月十日	役法と雇役待問題	論役使差屬利害起訟狀		
	56	十一月十三日	高麗接待題(依頼)	乞令高麗置增稅泉州歸國狀		
	56	十一月三日	高麗接待題(依頼)	賀與龍節表		
	68	十一月八日	度牒文詮(再起)	上執政乞度牒賜因修牒字卷		
56	69	十二月二十七日	朝廷への慶賀	上皇帝賜正表		
	68	朝廷への慶賀		謝賜暨日詔書二首		
	56	元祐五年二月十四日	飼鑑問題:蟹米	乞降度牒召人入中斛斗出糧濟		
	56	二月十八日	度牒支給(不公平)	論棄溫里分學廣牒不公狀		
	57	四月二十九日	賜度牒五十開西湖	杭州乞度牒開西湖狀		
57	57	五月五日	西湖開発(具体計画)	申三省定起請開湖六條狀		
	57	五月二十七日	度牒處理(余剰分)	申奏戶部		

蘇賦全集		57	六月九日	恤民政策の進言	應詔論四事狀	四事：申明給還市易折納産業、除放積欠鹽錢、積欠酒錢只納官本、除放人戶欠買退銀錢
		57	七月十五日	飭諭對策：基隆情報對 朝廷への警覺	奏浙西災傷第一狀 乞賈坤成節卷二狀	太皇太后生日
		68	七月十六日			
		57	七月二十五日	飭諭對策：追加情報 外國貿易对策（高麗？）	奏浙西災傷第二狀 乞賈坤成節卷二狀	
		58	八月十五日		申明戶部符符號狀	
		58	八月二十五日		申明戶部符符號狀	
	(年譜)	58	八月	飭諭對策：準備報告書 西湖工事の準備對策開	相應準備賑濟第二狀	
		58	九月七日	飭諭對策：追加	相應準備賑濟第四事行下狀	
		58	九月十七日	恤民政策內容の再起	乞檢討應詔所論浙西災傷卷	
		58	九月二十七日		上呈	
		76	九月三十日	飭諭對策の終過報告 友人(部下)の推舉	進何去備備賑濟第三狀	
		58	十月十八日		相應準備賑濟第四狀	
		58	十月二十一日	飭諭對策：準備實施	乞推舉用劉師範狀	
		58	十一月二十一日	飭諭對策：實施修正	乞推舉子達韶所論四事狀	
		58	十一月	友人(部下)の推舉	繼進應詔所論四事狀	
		58	十二月	水利協力への報奨支給	乞稽首錢氏地利房錢修表忠願	
		58	元祐六年正月九日	恤民政策の再々起		
		58	二月二十八日	錢氏の廟修理と管理人 任命	及境廟狀	
		68	中央原邊の辭退	解免翰林學士承旨第一狀		
		59	三月三日	浙江上添の水利對策	乞相度開石門河狀	軒直使らと裏見済み
		59	三月二十三日	飭諭對策：浙西江蘇	車乞發運司應副新西米狀	帰還中の見聞會む
	(年譜)	68	四月四日	飭諭對策：浙西江蘇	(與林學士承旨第中狀)	長江南岸
		68	四月	中央原邊の辭退	解免翰林學士承旨第三狀	揚州
		59	五月十九日	中央原邊の辭退	解免翰林學士承旨第三狀	揚州
		68	五月二十九日	帰還後外任要請	杭州百司乞復遂前請狀	宋州
						同日正式に任命を受ける

第二部小結

第二部では、北宋期の杭州において、地方統治が治績として書き留められるまでの過程を中心に検討し、地方官・地方統治が地域にどのような形で評価され受け入れられていたのか、またその評価や記載にどのような時代性が現れるのかについて考察を行った。まず、「第1章 北宋期杭州の治績概観」では、杭州の基礎的な情報と、対象となる北宋期の知杭州とその治績について概観を行った。杭州が北宋期において有数の経済規模・人口を有する地域・大都会であり、その淵源が五代十国期の吳越にあること、それ故に重要視されていた知杭州の治績は比較的詳細に多く書き留められていることを述べ、続く議論の前提とした。次に、「第2章 北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に」では、北宋初期の「捍海塘」をめぐり対立した二人の知杭州を例に、地域意識の成立とその鍵となった吳越錢氏の影響力、そしてその二人の知杭州の後世の評価変遷を述べた。戚綸は杭州の「名地方官」としての評価を受けず「学者官僚」として描かれるようになったのに対し、当人の治績がなかった胡則には後世その廟が崇拜されるとともに、治績が付け加えられるようになったが、このことは治績が後世の評価のもとで再編されることを示している。「第3章 范仲淹の知杭州治績による「名地方官像」の形成」では、北宋期の代表的な「名臣」と目される范仲淹が杭州で行った印象的な治績について、北宋期にはそれがあまり評価されず記載されることはなかったこと、南宋期に入り朱熹『五朝名臣言行録』などが記載したことにより、范仲淹が初めて杭州の「名地方官」として評価されるようになっていくことを述べた。南宋期における地方統治の重要性増大に伴い、治績が見直され「名地方官」像を生み出していく、というそれまでの時代に見られない傾向の端緒を明らかにしたものである。「第4章 孫沔と杭州—失敗治績による北宋中期の地方統治」では、范仲淹とは対照的に、地方統治で不法行為を行ったとして弾劾を受けた孫沔を例に、彼の治績がどのような形で後世に評価されたかを検討した。公式編纂されたもの（史書など）や士大夫に影響力を持つ書物ではその不法行為と評価は揺るがない一方、彼の出身地などでは、「地元の偉人」である彼に対する再評価が地方志などに見られ、治績も正当に評価されるものとして記載されていた。このことから、地方志や地方文献に記載される治績が、南宋期の地域の事情などによりその意義づけを変えられることを明らかにした。そして、「第5章 「知杭州」蘇軾—地域の象徴となった名地方官とその条件」では、北宋後期の知杭州で、杭州という都市を代表する人物として語られる蘇軾が、どのような状況下で地方統治を行ったのか、またそれがどのように治績として残されたのかを検討した。その結果、蘇軾自身が「名地方官」となる必要に迫られていたこと、実際の統治では、杭州という地域を意識し、十分な人間関係を築いていたこと、さらに当人のメディア的影響力のもと、その治績は極めて早く拡散しただろうことを述べた。推論として、蘇軾は例外的に早い時点から「名地方官」像をつくり上げており、そのことが南宋期に入り彼の政治的評価が好転したことで、杭州の代表的な「名地方官」、いわば「名地方官中の名地方官」としての立場を確立させたのではないかと位置付けた。

以上が第二部で述べた概要であるが、まず、杭州という地域では、北宋の統治が開始された時点から、旧統治者の錢氏をはじめとした勢力が存在し、地方官との間に一定の緊張状態を作っていたことに注意しなければならない。地方官はその地域勢力と、安定した妥協点を探る必要があった。その妥協点を構築できて初めて、地域からも評価される治績が形成されるという図式があつたように思われる。中央集権国家の地方統治という、一般に想起される権威の上意下達方式とは異なる、媒介としての地方官の在り方がこの「治績」に表れているのではないだろうか。

また、北宋期において「統治の系譜」という概念がほぼ見られないこと、南宋期に入つて「名地方官」像が形成されることに注意しなければならない。北宋期において、蘇軾を例外とし、杭州のほとんどの地方官は同時代的に「名地方官」として参照されることが少なかつたのである。それが南宋期においてなぜ「名臣」から「名地方官」へと移行できるようになったのか。第三部では、南宋期において伝統が形成された、治績を掲載する史料である地方志の形成過程・編纂過程を検討することで、この北宋から南宋への変化の背景を明らかにしたい。

第三部 南宋期杭州における地方志制作

第三部では、南宋期の杭州にて制作された地方志が、どのような編纂の意図や編纂過程を持っていたかを、主に地方統治と地域意識の影響という観点から検討する。ここまで検討してきた治績を掲載する史料の中心であった地方志は、南宋期にその形式が定まり、以後の王朝時代を通じて編纂され続けた。その形式が成立した時期の編纂を窺うことで、地方志の史料的意義づけをより深く理解したいと考えている。

まず、議論の前提として、南宋期において現在残存している地方志を概観し、その特徴を把握する。次いで、今回の対象地域である南宋期杭州にて作られた最初の地方志である『乾道臨安志』及び南宋後期に入って作られた二番目の地方志である『淳祐臨安志』の編纂過程と編纂意図を検討し、南宋期自体に起きた地方志編纂の変化と、その背景にある杭州地域の変化を明らかにする。さらに、三番目の地方志であり、南宋期全体のなかでも最大の規模と記述の詳細さを持つ『咸淳臨安志』を取り上げ、その編纂の背景を撰者である知臨安府・潛説友を中心に分析する。そして、最後に今後の展望を兼ねた補論として、明代・清代に作られた杭州の地方志の「官績」項目の記載のありかたを概観し、後世の地方志が宋代の治績をどのようにあつかい、そこにどのような時代性の変化があるかを考察する。

第1章 南宋期地方志の概観と杭州地方志

南宋期杭州の地方志についての議論を始めるまえに、前提として、地域認識と地方志についての基礎知識を整理する。

近年の中国史研究においては、宋代や明清時期の地域社会のありようを様々な側面から描く研究が既に多くの成果をあげている¹。特に、宋代史の研究においては、士大夫階層の「地方化」を問う議論に触発される形で、地域性の強化と地域文献の形成が指摘されていることは周知の通りである²。このような研究動向のなかで繰り返し論じられてきたのは、中国において「地域」はどのように形成されいかなる広がりを持つのか、という問題である。

地域に関する議論の端緒は、スキナーの「マクロリージョン（大地域）」に代表されるような、経済圏としての地域であり、国家というまとまりを流通など経済パターンを共有するいくつかの地域に分割したものであった³。その後研究の進展に伴い、社会経済のみならず文化・人的交流・移民など、さまざまな側面で「地域」のありかたが明らかにされてきた。

では、当時の人々が日常生活の中で意識し帰属意識を持った範囲としての「地域」はどうであったか。史料に表れる枠組みは基本的に統治の枠組みと一致している。政府中央における公的な編纂史料はいうまでもなく、地方で編まれる地方志、さらには士大夫階層による「地域文献」においても、その範囲は縣とその上下区分である州・鎮を基本とすることが一般である。

ひとつの可能性として考えられるのが、先行する文献を参照し、その形式を模倣するという形の中で、それを読み書く人々の中に定着していった、というものである。そもそも「地域文献」は地方志の、地方志は編纂史料の形式を模倣することから始まっている。先行研究の中では、唐の圖經を基礎として、さらなる地域の情報、例えば地方官の治績を語

¹ 地域史研究に該当する論文は膨大である。宋代史については、遠藤隆俊ほか編『日本宋史研究の現状と課題』(汲古書院、2010) の前言および岡元司「地域社会史研究」の項を参照。また、ピーター・ボル（鈴木弘一郎訳）「地域史と後期帝政国家について—金華の場合」『中国—社会と文化』20号、2005) の「序」および参考文献も有効である。明清期については、山本英史編『伝統中国の地域像』(慶應義塾大学出版会、2000) とその編者による「序章」、及び岸本美緒『明清交替と江南社会』(東京大学出版会、1999) の序を参照。

² ピーター・ボル（高津孝訳）「地域史の勃興—南宋・元代の婺州における歴史地理学と文化」(高津孝編『中国学のパースペクティヴ』、勉誠出版、2010) を参照。

³ G.W.スキナー（中島楽章訳）「中国史の構造」(宋代史研究会編『宋代の長江流域』、汲古書院、2006) 及び斯波義信『中国都市史』(東京大学出版会、2001) の該当部分を参照。なお、スキナー氏の分類は八つの「大地域」を設定し、その内部に階層構造的な八つの都区分（中心首府から標準市場町まで）により区別された経済ネットワークが存在し、それらの互動により社会経済・文化的な時間的サイクルが発生するというものであるが、上記論文の訳者付記では、スキナー氏は「大地域」をさらに二つ増やし、加えて「大地域」に付随する「サブリージョン（亜地域）」を示し、単純な一元的中心—辺境構造ではなく、ひとつの「大地域」内に複数の中心がある構造を示唆している。

る官績や、出身の人物を紹介する名賢、そして名勝や文学作品を紹介する部分が加えられることで、宋代のような形式の地方志が成立したことが述べられている⁴。この変化は宋代、特に北宋後期から南宋期にかけて起きたとされる。図経に加えられた部分と同様の内容を持つ地域文献（名賢傳、名勝記、地域芸文志など）が地方志とは別に多く作成されていることは、この推論を補強する。形式が模倣され、人々の間でその範囲が常識として通用することによって、人々はその関連する一帯を「地域」としてみなすようになったのではないか。

「地方志」という史料は、「ある行政単位の自然環境・政治機構・文化状況などを記録した書物」である⁵。地方志について先駆的な研究を行った青山定雄氏⁶によると、唐・玄宗朝ごろから高まった地理現状を知る必要に応じて、地理・地図を中心とした「図経」が中央からの要請で制作されるようになり、宋代に入り、交通の発達・中央集権的官僚制度の整備の下、「図経」よりも文化方面に記載の重点をおいた「志」へと変化を遂げた。そして、南宋期には全国的な「総志」の編纂が行われなかつたかわりに、地域ごとの「志」の編纂が盛んになったとしている。この地域ごとの「志」が今回取り扱う「地方志」である。青山氏は、「志」の編纂目的について「直接治世の参考に供し或いは官僚の治績を記さんため」とし、主に地方官の参照するデータブック或いはマニュアルとしての目的が中心であったとする。

一方、井上進氏は明清時代の地方志が当時どのように位置づけられていたのかを考察する論文の中で、歴代の目録・収蔵者からは地方志が劣位におかれていたことを述べ、その編纂目的は中央政府・上級官からの要請や地方官の需要によるものではなく、むしろ地域からの強い要望によるものであると述べる。要望の理由は人物項目による地域の「紳権」公認にあり、地方官は彼らの協力を得ながら地方行政を行う都合、その要望をある程度聞き入れなければならなかつた、とする⁷。

青山氏と井上進氏の地方志に対する認識の差の背景には、それぞれ唐宋期、明清期を主に扱っているという事情もあるが、地方志という書物の性質が、官僚政治と地域社会という二つの主要な背景を持っており、両氏がそれぞれ違う側面に光を当てたとも言える。ピーター・ボル氏は南宋期における地域史の成立をめぐる論考のなかで、地方志を「過去を秩序づける目的」であるとし、さらにその内容を「地方政府と地域の知識人が存在する人

⁴ 前掲ピーター・ボル「地域史の勃興」、青山定雄「隋唐より宋代に至る総誌及び地方誌について」（同『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』、吉川弘文館、1941）を参照。

⁵ 小島毅『中国近世における礼の言説』（東京大学出版会、1996）第五章「南宋地方志の言説」より。

⁶ 前掲青山定雄「隋唐より宋代に至る総誌及び地方誌について」を参照。

⁷ 井上進「方志の位置」（同『書林の眺望』、平凡社、2006）を参照。なお、前村佳幸「宋代地方志における<テクスト>性」（『SITES（名古屋大学）』1巻2号、2003）は、地方志の制作が地域士人とのコミュニケーションの産物であるという観点から、宋代の地方志においても井上氏と同様の性質が見て取れるとして、いわば両者をつなぐ立場の議論を行っている。

間関係の物語」であるとしている。さらには、近接するジャンル（文化地理書、伝記的文学的記録）との比較を通して、文化的地理の形成あるいは伝記的記憶の価値化があったことを述べる⁸。南宋期が地方志の形態を定める重要な画期となったことは明らかである。地方志編纂の意義が「過去を秩序づけ、思いだすことに価値のある記憶を選抜する」ことにあるという示唆は、地方志の記載を分析する上で重要であろう。

地方志のひとつの侧面として文化的地理の構築が挙げられるが、言い換えればそれは地域を見渡す文化的な「景観」⁹の構築であると言える。デ・ペー氏は北宋中期における都市空間の景観記載のありかたの変容を論じる論文のなかで、ベンヤミンの議論を参考にしながら、消費文化の成立に伴い、人々の都市認識のありかたが「坊」に代表される格子状の認識から、街路をめぐる連続性の認識へと変化したと述べている¹⁰。一方で、デ・ペー氏は文学的な関心に限定的な態度をとったものの、その引用したベンヤミンの議論自体は、本来都市景観の中に潜む「商品を覆う幻想（ファンタスマゴリー）」を叙述することで、消費文化そして資本の支配と物象化に抵抗する要素を見出そうとするものである¹¹。ベンヤミンの議論に即していえば、「景観」をめぐる議論は、同時にその中にひそむ支配の構造をめぐる議論たりえるのである。さらに、渡辺浩氏は江戸時代晚期の民衆の心性をめぐる論考のなかで、「御威光」というタームを用いながら、支配の権威が民衆の心性のなかに浸透していたことが江戸幕府の統治の根源にあったと述べている¹²。地方志というものを考えてみた

⁸ 前掲ピーター・ボル「地域史の勃興」を参照。

⁹ この「景観」は、ある一定の視覚的または視覚的な提示を通じて与えられるイメージの集合体を指す。そのイメージは秩序づけられたものであり、何らかの価値基準と方向性を持っている。

¹⁰ クリストチャン・デ・ペー「言葉による交通」（高津孝編『中国学のパースペクティヴ』、勉誠出版、2010）を参照。この北宋中期が、青山定雄氏の言うところの、総志編纂を背景に「志」の編纂が全国に広まり始めた時期であり、特に南宋期以降の地方志の記載形式がデ・ペー氏言うところの「連続性」の形式を取っていることは注意しなければならない。既に述べた「文化的地理」の形成は、連続的な認識のもとで成立しているからである。前掲青山定雄「隋唐より宋代に至る総誌及び地方誌について」、前掲ピーター・ボル「地域史の勃興」、及び松尾幸忠「南宋の地方志に見られる詩跡的観点について」（『中国文学研究』32期、2006）を参照。

¹¹ パリをぶらつく遊歩者は「十九世紀近代の痕跡」に出会う。それは、物象化された現実の中に埋め込まれた「時代遅れ」「逸脱」といった、資本主義の進行による物象化に抵抗する要素をもった者であり、それに対峙することで、「ありえるかもしれない夢」（「資本の支配の内部に芽生えた資本の支配の廃絶の契機」）への可能性が見出される、とする。以上の引用は、高橋順一『ヴァルター・ベンヤミン解説』（社会評論社、2010）に依った。なお、ベンヤミン自身も次のように書いている。「群衆とは、ヴェールであって、それを通してみると、遊歩者の目には見馴れた都市が幻像（ファンタスマゴリー）と映ずる。群衆の中で都市はあるときは風景となり、またあるときは居間になる。その双方をやがて百貨店が作りだす。百貨店はぶらぶら歩きさえ商品の売り上げに利用する。百貨店は遊歩者が最後に行き着くところである。」（三島憲一ほか訳『パサージュ論』中の「パリ—十九世紀の首都[ドイツ語版]」、岩波書店、1993）。

¹² 渡辺浩『東アジアの王権と思想』（東京大学出版会、1997）及び『日本政治思想史一十七

場合、基本的に統治者である地方官の主編という形式をとるものであり、その記述は統治の中心（府・州・縣の沿革とその役所から）から波及していく形式をとっているのである。既に述べたP. ボル氏による「過去を秩序づける目的」という言葉を、統治の「景観」として秩序づける目的である、と考えることは問題ないだろう。地方志とは、その地域の統治者が、自らの権威を明らかにするべく書き起こした「景観」の見取り図でもあると言えるのである。

既に述べたように、北宋中期以降、地方志という形式は各地に浸透した。その後南宋期に特に江南地域において発展した。元朝期を越えて明代に到って、江南地域で育まれた形式をもとに再度全国へと拡散し、浸透していった。そのため、他の地域に比べ、江南特に浙江地域の地方志の分量が多い¹³。地方志は各時期において編纂しなおすことを前提とした文献である。編纂の際は、前の地方志の内容を参照することが前提となっている。編纂された地方志は官府のほか、明代以降は中央政府に一部献上され、あるいは地域の関係する士人たちに頒布されたという。その一方、再編纂が済むと、その前にあった地方志は往々にして破棄されたという¹⁴。そのためか、佚した地方志も多く、例えば宋代の地方志は文献上 1031 種（図經・図志など含む）が記載されているが、現存するのは残巻含めて僅か 30 種程度である¹⁵。既に井上進氏らが述べているように、地方志の編纂には当時の地域の士人層や地方官などの意向が反映されやすく、必ずしも正確な歴史書ではない¹⁶。いわば、「それぞれの時代の地方の歴史」である。だが、その「前の地方志の内容を参照する」ことにより、その記載は地域の歴史を重層化している。再編纂により、統治者の歴史も重ねられることになり、歴史が重ねられていくごとに、統治の権威もまた強化されて行くのである。

現在残存する宋代の 30 種の地方志を、図表 1 にまとめる¹⁷。既に述べた傾向の通り、南宋の江南地域（江蘇・浙江）に集中しており、さらにその中でも、複数種が残存する地域（臨安府、嚴州、明州、紹興府など）とそれ以外の二極に分かれる。時期的には、南宋の後半、すなわち嘉定年間（1208～1225）以降のものが 17 種と、全体の 5 割強を占める。10 卷以上の比較的分量の多い地方志の撰者は概ねその地域の地方官の名前が第一に挙げられ、実際の編纂者は第二に挙げられていることが多い。巻数は、『咸淳臨安志』の 100 卷が

～十九世紀』（東京大学出版会、2010）を参照。その「御威光」は都市景観、服装、儀礼などさまざまな象徴に依って表現され、それらに触れることで民衆は統治される立場を受け入れるものであったとされる。なお、現代の問題として、G. ドゥボール氏はより極端にあらゆるものを包括した視覚による支配構造「スペクタクル」を提唱する。ギー・ドゥボール（木下誠訳）『スペクタクルの社会』（筑摩書房、2003）を参照。

¹³ 黄葦等『方志学』（上海：復旦大学出版社、1993）及び洪煥椿『浙江方志考』（杭州：浙江人民出版社、1984）を参照。

¹⁴ 前掲井上進「方志の位置」を参照。

¹⁵ 顧宏義『宋朝方志考』（上海：上海古籍出版社、2010）を参照。

¹⁶ 前掲井上進「方志の位置」、前村佳幸「宋代士大夫の著作とテキストの流傳」（『SITES（名古屋大学）』2巻2号、2004）、同「南宋地方志、淳熙『新安志』におけるテキスト操作と歴史叙述」（『SITES（名古屋大学）』3巻2号、2005）を参照。

¹⁷ 注 15 前掲顧宏義書を参照し作成した。

最も多く、次いで『淳祐臨安志』の52巻、『景定建康志』『吳郡志』の50巻が続く。これら大部の地方志は基本的に大都市のものであり、その内容に「都城志」の影響を受けていることが見て取れる。20~40巻程度の州レベルの地方志はそれと比べて地方的色彩が強いものとなっている。10巻以下の県・鎮レベルの地方志は、全体で6種と少なく、体例も個々の差が大きい。一部州レベルで巻数の少ない地方志があるが、それはいくつか見える「図經」に表わされているように、「図經」から「方志」へ移行する過程にあるためと思われる。第二部まで検討の中心となっていた「治績」について、その有無をまとめてみたところ、有13、無17となった。これは、大規模レベルの地方志では「都城志」の影響を受けた結果、治績をまとめていないものがあること¹⁸、中・小規模では、事績が残っていないこと、「図經」ではそもそも記載しないこと、地域の「人物」項目により注力したため、などの事情が影響したと思われる。その後の明清期の地方志が基本的に治績をまとめた項目を持っていることを考えると、南宋の地方志編纂が治績を必須記載するものになる前の移行期であることを改めて示すものである。

以上、南宋期の地方志を扱うにあたり、その前提となる地域概念と地方志の全体像を概観した。これらを踏まえ、以降では南宋期の杭州（臨安）で編まれた地方志の編纂を検討する。

¹⁸ 「都城志」では、都の統治者が皇帝と地方官（知府）の二重構造になり、都の繁栄が皇帝の成果なのか地方官の成果なのか不分明になるため、一般的に治績が記載されない。

時期	地域	地方志名	巻数	残数	撰者	編者	対象	治績有無	刊年	備考
北宋	陝西	(熙寧)長安志	20	20	宋敏求				熙寧九年(1076)	成化・羅靖本
		(熙寧)陝地貿後集經統	1	1	朱長文				大中祥符二年	古逸叢書刊本
	江蘇	(元豐)吳郡圖經錄	3	3	程大昌	林至	胡林卿	無	元豐七年(1084)	紹興四年蘇州刊本
		(熙寧)雪間志	10	10	張潛	周應含	建康府	無	乾道四年(1133)	南宋の長安回頭本の側面、羅靖本
	陝西	(熙寧)建康志	3	3	馬光祖	周應含	蘇州	無	紹熙四年(1193)	明抄本
		(熙寧)吳郡志	50	50	范成大	凌萬頃	建康府	有	紹定元年(1261)	明清影抄宋本
	江蘇	(享祐)玉峰志	3	3	項公澤	凌萬頃	蘇州	無	淳祐十一年(1251)	宋刊本
		(咸平)玉峰續志	1	1	凌質	凌質	廬山	有	淳祐八年(1272)	清鈔本
	陝西	(嘉定)鎮江志	30	22	盧惠之	陳仁玉	鎮江府	有	嘉定十年(1217)	(玉峰志に合刻)
		(咸平)臨邑縣志	30	30	史能之	周添	臨安府	無	咸淳四年(1268)	清易慶宛秦別藏本(永樂大典より抄出)
南宋	浙江	(乾道)臨邑縣志	15	3	趙與璫	陳公亮	臨安府	有	咸淳五年(1269)	淳祐十五年(1275)著者は淳祐志の稿の記載、宋殘本
		(淳熙)臨邑縣志	52	8	趙與璫	劉仁宗	臨安府	有	淳祐七年(1271)	宋刊本
	福建	(淳熙)臨邑縣志	100	95	趙與璫	陳公亮	臨安府	有	淳熙十二年(1282)	清九鈔本
		(淳熙)臨邑縣志	8	3	趙與璫	錢可則	臨安府	有	淳祐十三年(1283)	宋刊本
	湖北	(嘉泰)臨邑縣志	10	10	趙與璫	常榮	臨安府	有	淳祐十四年(1284)	明羅靖本
		(嘉泰)臨邑縣志	8	8	趙與璫	錢可則	臨安府	有	淳祐十五年(1285)	宋刊本
	湖南	(嘉泰)臨邑縣志	20	20	張津	張津	臨水鎮	有	淳祐十六年(1286)	民國吳興鑑本
		(乾道)四明圖經	12	12	胡蘋	方萬里	臨水鎮	有	淳祐十七年(1287)	影宋鈔本
	安徽	(寶慶)四明志	21	21	吳潛	梅應龜	明州	有	淳祐十八年(1288)	宋刊本
		(開禧)四明續志	12	12	王阮	施宜	明州	有	淳祐十九年(1289)	清四明六志刊本
	福建	(紹熙)昌黎志	?	3	沈作賀	趙不述	昌黎	無	淳祐二十年(1290)	抄本?、目録には有るが官及なし
		(嘉泰)会稽志	20	20	張湜	高似孫	紹興府	有	淳祐二十一年(1291)	明正德本
	湖北	(寶慶)全智編志	8	8	史安之	黃尊	嘉興	無	淳祐二年(1292)	清四庫全書本
		(嘉定)荆錄	10	10	陳耆卿	齊頃	杭州	有	淳祐八年(1295)	明弘治本
	福建	(嘉定)赤城志	40	40	梁克家	陳傳良	福州	無	淳祐九年(1296)	淳祐刊本
		(嘉定)新安志	10	10	梁克家	黃謙	仙游縣	無	淳祐五年(1297)	草祐に「進士」を残す
	湖北	(寶祐)夷陵志	40	42	趙與泌	佚名	嘉慶軍	無	淳祐三年(1295)	元殘本
		(寶祐)夷陵志	15	4	趙與泌	佚名	嘉慶軍	無	淳祐三年(1295)	永樂大典より抄出

第2章 乾道と淳祐のあいだ —南宋期地方志の変容とその背景

はじめに

筆者は歴代地方官の治績が地域社会とどのような関わりの中で記述され、地域意識や地域秩序にどのように影響を与えたかについて主に宋代を対象に検討を行ってきた¹。その中で、地方志の史料的性質や成立過程をさらに詳細に明らかにすることの必要性を感じた²。即ち、地方志は、それを必要とするどのような時代背景のもとに生み出されたのか、という問題である。そこで、第二部に引き続き、同地域（杭州：臨安）の地方志の成立背景を検討することで、議論の深化を図りたい。第三部1章で述べたように、宋代杭州の3つある地方志のうち、まず先行する乾道・淳祐の2つの『臨安志』について、本章で考察する³。

先行研究として、林正秋⁴、吳洪澤⁵、高橋弘臣⁶ら各氏の論考が挙げられるほか、関連する研究は比較的多い。対象の地方志は既にさまざまな研究者が使用しているが、それ自体を検討したものは意外と少なく、方志学や都市研究の視座以外からの検討余地は大いにあると筆者は考えている。宋代以降の中国王朝で、一貫して作り続けられた地方志がどのような背景で成立したのか、またその形式がどのように固められていったのか、を考えることで、地域と士大夫層の関わり等、社会の大きな動向や人々の考え方の変化について見て取ることができるのでないか。例えば、ピーター・ボル氏の呂祖謙を始点とする金華

¹ 本稿第二部の議論（初出：「名臣」から「名地方官」へ—范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成）（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊 53 輯、2008）、同「北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚繼・胡則を例に」（『史觀』165 冊、2011）など）を参照。治績記述とは、ある地方官の統治の結果を描いた記述である。基本的にその統治を称賛し、記録して語り伝えるために記述される。それを人々が引用して文章などで使用する、あるいは改めて評価を行うことで統治の記憶が重層化されていく。士大夫階層全体からみれば、るべき地方統治の模範となり、規範意識を生みだす。また、地域の立場から見れば、自らの地域に行われた名人の訪問あるいは善政の記憶であり、地域の歴史を語る上で必要な要素となっていく。

² 地方志に関する先行研究としては、青山定雄「隋唐より宋代に至る総誌及び地方誌について」（同『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』、吉川弘文館、1941）、井上進「方志の位置」（同『書林の眺望』、平凡社、2006）、前村佳幸「宋代地方志における〈テクスト〉性」（『SITES（名古屋大学）』1巻2号、2003）、須江隆「寧波方志所載言説攷—寧波の地域性と歴史性を探る」（同編『碑と地方志のアーカイブズを探る』、汲古書院、2012）、ジョセフ・デニス（吉田真弓訳）「宋・元・明代の方志の編纂・出版およびその読者について」（前掲『碑と地方志のアーカイブズを探る』）、陸敏珍「宋代方志編纂中的“地方”書写」（『史學理論研究』2012年2期）などがある。

³ 本稿第三部3章「『咸淳臨安志』の位置—南宋末期杭州の方志編纂」（初出：『中国—社会と文化』28号、2013）の議論と、本章は連続するものである。

⁴ 林正秋「南宋臨安三志評述」（同『浙江歷史文化研究』、北京：中国文史出版社、2006）。

⁵ 吳洪澤「宋代纂修杭州志考述」（『古典文献研究』13 輯、2010）。

⁶ 高橋弘臣「南宋後半期の臨安における都市政策—方志の記述と記憶をめぐって」（『平成二三年度愛媛大学法文学部人文系担当学部長裁量経費研究成果報告書』、2012）。

学派と地域勃興⁷、あるいは黄寛重氏の「嘉定現象」論といった議論⁸に対し、地方志を材料に新たな知見を提供する可能性がある。さらに、近年の南宋史研究の成果を参照することで、史料不足をある程度克服し、新たな地方志に対するイメージを提示することを試みるものである。そして、最終的には、「地方志からみる中国近世史」の端緒として考えることができないか、と期待するものである。

(1) 問題の前提 一乾道臨安志と淳祐臨安志の差異

今回取り扱う二つの「臨安志」の概要を述べる。まず、『乾道臨安志』(以後『乾道志』)は、周淙纂修、全15巻(今存3巻)、乾道五年(1169)ごろ成立の地方志である。もともと巻数は比較的少ないが、残存するのはその内3巻分、即ち行在所、沿革、牧守のみであり、序跋なども残っていない。一方、『淳祐臨安志』(以後『淳祐志』)は、趙與璫修、陳仁玉等纂、全52巻(今存8巻)、淳祐十年(1250)成立の地方志である。こちらも分量が多いものの、やはり大部分が欠けており、城府、山川のみが残存している。ただ、『永樂大典』に編纂の担当者であった陳仁玉の序文と思われる文章が残存しており、制作の背景をうかがうことができる。まず、それを紹介する。

『三輔黃圖』⁹は、漢史を左右するものであった。近年では程公大昌がそれを編集して拡充し¹⁰、その書は始めて十分なものになった。このような作業はもともと後の人々に期待されるものである。古より都邑には、各代その歴史記述があった。今は郡国はもちろん、下は千人ぐらいの集落でも、必ず図牒が存在する。杭州はいま行在の都となり、物豊かで土地は広いそれを記載するものがない、これは損失ではないだろうか。ひそかに考えるに、国朝の宋公敏求はかつて『東京記』を作った。今それを聞いて見るものは、身をそこに遊ばせるように、その繁栄を思うことであろう。古くから杭州には志書のようなものとして、南朝宋の劉道真が『錢塘縣記』を作り、大中祥符の頃には旧図經が作られたが、誰が作ったか定かではなく、部分部分は見ることができるものの、本としては既に散逸してしまった。乾道の初めには、府尹の周公淙が祥符図經が古すぎることから、始めて志を作ったが、特に疏略であること甚だしかった。以後八、九〇年の間は(志の制作を)省みるものがなかった。すなわち皇上が登極して二六年、資政殿大學士趙公與璫が都の尹となってまた一〇年となり、都はより繁栄し、政教がいきわたった。そこで顧みるに図牒の散逸を思い、心にもこれを残念に思った。皇帝の住居を尊崇していないことを恐れ、示してもそれが不十分であることを恐れて

⁷ ピーター・ボル(高津孝訳)「地域史の勃興—南宋・元代の婺州における歴史・地理学と文化」(高津孝編『中国学のパースペクティヴ』、勉誠出版、2010)。

⁸ 黄寛重(見城光威訳)「両宋時代の政策と土風の変化」(『中国—社会と文化』24号、2009)。

⁹ 撲者不明、魏晋のころに作られた、秦漢の長安一帯についての地理書。なお、現在残る本には、唐・宋ごろに加筆がなされているとされる。神田信夫ほか編『中国史籍解題辞典』(燎原書店、1989)を参照。

¹⁰ 本稿第三部1章の表にみえる、『雍録』のことと思われる。

心が休まらなかった。まず通判府事吳君革に命じ、府の賢僚若士とその事を協同させた。一年後、吳君はたまたま異動してしまい、まだ終わらなかったので、通判府事王君亞夫に命じてこの仕事を担当させ、仙居山中の仁玉に編纂をあずからせた。(私)仁玉は浅学非才であったが、断ることもできなかった。昼は資料を探し夜は考え、書伝が記録するもの、耳目が見て記憶するものを参考し、古今の事跡千数百条を得て、それを一二の門、九九の類に分け、五二巻とし、総じて数十万言、だいたいが備わった。細かい文や意味は多すぎて数え上げることもできない。疑わしいものは検討し、欠けたものは補い、大きすぎるものは削減した。またここに趙公がこれを作らせた本旨を述べ、後の君子を待つものである。淳熙十年龍集庚戌十二月壬辰朔、天台陳仁玉、謹しんで制作の顛末を述べ諸序の後に付す。¹¹

今回、考えるべき問題として、同じ地域の地方志で、なにゆえ 15 卷と 52 卷という分量の差が発生したのか、ということが挙げられる。『淳祐志』の序文には、『乾道志』を疏略とする旨の記載があるが、なぜ「疏略」と思われるようになったのか。そもそも、どのような目的で『淳祐志』は編まれたのだろうか。以下、この問題を念頭におきながら、それぞれの地方志及びその背景を検討していく。

(2) 南宋地方志の始まり —『乾道臨安志』の編者周淙と乾道期の地方志の必要性

まず、編者の周淙を手掛かりに、『乾道志』の編纂背景を検討する。周淙の略歴は、宋史などに以下のように見える。

周淙、字彥廣、湖州長興人。父の需は進士に合格して起家し、官は左中奉大夫に至る。淙は幼くして注意深く聰明で学問にいそしんだ。宣和の間、父の蔭で郎となり、歴官して通判建康府となる。紹興三十年、金が盟に背き、辺境問題がまさに起きようとしていた。帥守を選ぶにも難航し、士大夫たちも赴任を憚った。まず淙に命じて守滁陽とし、赴任する前に越州に移転させ、さらに移して濠梁の知州とした。淮楚はもともと山水に砦を設けて自衛する者がいたが、淙は彼らと約束を立てて自衛共同体を作ら

¹¹ 陳仁玉「『淳祐臨安志』序」(『永樂大典』卷七六〇三「杭 杭州府 考証」に所収)「三輔黃圖之書、所以左右漢史也。近世程公大昌輯錄以廣之、而其書始備。是固不无待于後之人也。自古都邑、代各有紀。今通郡國、下至千室之聚、必有圖牒。杭為今行都、物聚地大、而登載弗稱、非缺歟。竊考、國朝宋公敏求嘗作東京記。今披而觀之者、如身游其間、可謂盛矣。至若古杭有志、自宋劉道真作錢塘縣記、而祥符舊經未詳何人所作、班班尚可考見、而成書亡矣。乾道初、府尹周公淙因祥符之舊、始為之志、而疏略特甚。八九十年間無復贅省。乃皇上御極之二十六載、資政殿大學士趙公與尹盤京國、亦既十年、百度鼎飾、政通教行。顧念圖牒散落、心焉陋之。惧非所以尊崇宸居、宣示罔極惕不自寧、首命通判府事吳君革、府之賢僚若士、薈叢其事。間一歲、吳君適遷官、未克就、乃命通判府事王君亞夫典領之。即仙居山中、俾仁玉與纂輯焉。訣聞陋識、弗獲控避。于是昼訪夜思、參以書傳所省憶、耳目所睹記、得古今事迹千数百条、盤為門者十有二、為類者九十有九、為卷者五十有二、總之數十万言、亦略備。微文碎義、弗可殫舉。而疑可稽、缺可補之、大者即褒著之。又因紀趙公述作之本旨、以俟後之君子。淳熙十年龍集庚戌十二月壬辰朔、天台陳仁玉謹叙次顛末附於諸序之後。」

せた。金主亮が国を傾けて侵入すると、淙の作ったしくみに頼って生活を全うした民は数え切れないほどだった。直祕閣に再び任じられた。孝宗が譲位され、宋軍が虹縣に進出したことで、中原の民がそろって帰順し、老人子供連れが道に並んだ。淙は人數を数えて食を支給し、そこを通る者には牛酒をふるまい、留まる者には小屋を与えた。人々は感激した。張浚が軍を預かり、都梁に駐屯して淙と会い戦略を立てたが、讃嘆して、「もし変事があれば、公と共に死のう」と言った。淙もまた感激して、「たとえ頭が身と離れても離れません」と言った。浚が入朝してその様子をことごとく述べ、上も喜び感嘆してやまなかつた。昇進し直徽猷閣となり維揚を預かった。たまたま錢端禮が尚書宣諭淮東となり、また淙を推薦したため昇進し直顯謨閣となつた。時に両淮は戦乱の蹂躪を受け、民が多く流亡した。淙は尽力して人々を招き、元の土地に帰らせ、民に桑柘を植えるのを勧め、また屯田を始めた。上は淙に一切をまかせ、たびたび自筆の手紙を賜つた。淙はいよいよ熱心に仕事にはげんだ。昇進して直龍圖閣除兩浙轉運副使となり、まもなく知臨安府となつた。「古えより風化は必ず近くから始めよと。陛下は自ら節儉に励まれ、四方に模範を示そうとされています。しかし高貴近臣の類は奢侈であり、特に改めようともしていません」と言上した。そこで禁止十五事を奏上したが、上は嘉納し、詔を下し獎諭し、金帶を賜つた。臨安に皇帝が滞在して久しく、居民は日に増加し、河流は狭苦しく、船の往来が不便であった。淙は水路の開通浚渫を願い出、完成させた。秘閣修撰に除され、右文殿修撰に昇進した。提舉江州太平興國宮として引退した。上は淙を思つて忘れず、敷文閣待制に除し知寧國府とした。赴任に際し宮中に入り奏上すると、上は慰撫した。たまたま魏王出鎮に伴い、移して守婺州とした。翌年春、再び奉祠し引退を願い、十月に卒した。年六十。階は右中奉大夫に至り、長興縣男に封じられた。¹²

(秋七月) 壬辰、敷文閣待制樞密都承旨充大金起居稱賀使の徐嵩等が盱眙軍に至る。金主はすでに翰林侍講學士韓汝嘉を遣わし、泗州にて接待させた。この日の明け方、

¹² 脱脱『宋史』卷三九〇 「周淙伝」。「周淙、字彥廣、湖州長興人。父需以進士起家、官至左中奉大夫。淙幼警敏力學。宣和間以父任為郎、歷官至通判建康府。紹興三十年金渝盟、邊事方興。帥守難其選、士夫亦憚行。首命淙守滁陽、未赴移越州、又徙濠梁。淮楚舊有並山水置砦自衛者、淙為立約束結保伍。金主亮傾國犯邊、民賴以全活者不可勝計。除直祕閣再任。孝宗受禪、王師進取虹縣、中原之民翕然來歸、扶老攜幼相屬于道。淙計口給食、行者犒以牛酒、至者處以室廬。人人感悅。張浚視師、駐于都梁見淙謀、輒稱歎且曰、有急公當與我俱死。淙亦感激至謂、頭可斷身不可去。浚入朝悉陳其狀、上嘉歎不已。進直徽猷閣帥維揚。會錢端禮以尚書宣諭淮東、復以淙薦進直顯謨閣。時兩淮經踐蹂、民多流亡。淙極力招輯、按堵如故、勸民植桑柘、開屯田。上亦專以屬淙、屢賜親札。淙奉行益力。進直龍圖閣除兩浙轉運副使、未幾知臨安府。上言、自古風化必自近始。陛下躬履節儉、以示四方。而貴近奢靡、殊不知革。乃條上禁止十五事、上嘉納之、降詔獎諭賜金帶。臨安駐蹕歲久、居民日增、河流湫隘、舟楫病之。淙請疏浚、工畢。除秘閣修撰、進右文殿修撰。提舉江州太平興國宮以歸。上念淙不忘、除敷文閣待制起知寧國府。趣入奏、上慰撫。逾渥魏王出鎮、移守婺州。明年春復奉祠亟告老、十月卒。年六十。積階至右中奉大夫、封長興縣男。」

泗州守臣の富察特黙が盱眙に人を遣わし、言うには「韓侍講は金牌を帶びており、國信使副宣諭に会いたい」とのこと。已刻、嘉は通事の古乞中流を遣わし面会しようとした。にわかに汝嘉は船に乗り淮河を渡った。嘉はそこで岸辺の亭子で面会しようとした。汝嘉は従えた八人と馬を馳せて直接宴館に入った。嘉と副使の文州刺史知閻門事の張掄は皆大いに驚き、朝服で相対した。汝嘉は入館すると、その扉を閉めた。守臣の周涼はそこで館外から壁に穴をあけ、様子をうかがった。…¹³

上の『宋史』の伝記を簡単に概括すると、周涼は対金外交・政策に活躍し、知臨安府としても政績を挙げた実力者であった。特に南宋初期の金の侵入に直面した地方官として、防衛と地域の安定に大きな功績を挙げていることが注目される。また、『建炎以来繁年要録』の一節も挙げたが、傍線部からは金との外交における緊迫感が伝わってくる。その時点に着目すれば、宋朝南渡の最前線で功績をあげ、戦争状態が一段落した後、知臨安府として業績をあげている人物ということがわかる。

南宋初期の地方志については、須江隆氏の研究¹⁴があるが、それによると、主な編纂目的のひとつに、北宋期の記録を集約し残すことが挙げられている。このことは、『乾道志』においても、引用された「紹興（臨安府帥臣）題名記」の記載を見て取れる。

安撫敷文湯公が臨安を治めはじめた翌年、休みの日にその部下何溥に言うには、「臨安は東南の一大都会で、郡から府になってそれなりの時を経た。過去には名公鉅儒が相次ぎ、流風美政は人口に膾炙し、今でも古老はそれをよく伝えている。皇帝が行在として駐蹕してから、四方から人を引き寄せ、ますます重要な土地になった。考えてみると、都が御幸から始まること今まで凡そ二〇年、帥臣の交代はたかだか十数程度、にも関わらずその姓名を聞いても全部を得られない。資料を求めて探そうとしても、往往にして『出来ませんでした』という返事が来る。どうして題名を立てずにいられようか。私はその人々を編集列挙し、堅石に刻み府治の東偏に立て、将来検討してもらうことを願っている。君は私の為に記を作つてほしい」と。溥は既に命を承り、下がってから以前のことを考えたが、もともと臨安は杭州であり、知州は浙西兵馬鈐轄を兼ねていた。宣和の間に安撫使に改められた。建炎には府に格上げされたが、まもなく元の鈐轄が置かれた。紹興の駐蹕以來、職務は以前のようではなくなつたので、安撫使が再び立てられた。今までの凡そ帥となつたのは一六人、ここに記を作つた。

¹³ 李心傳『建炎以来繁年要録』卷一九一「紹興三十一年」。「(秋七月)壬辰、敷文閣待制樞密都承旨充大金起居稱賀使徐嘉等至盱眙軍。金主已遣翰林侍講學士韓汝嘉、至泗州待之。是日平旦、泗州守臣富察特黙遣人至盱眙、言韓侍講帶金牌到來、欲見國信使副宣諭。已刻嘉遣通事古乞中流相見。俄而汝嘉已登舟渡淮。嘉欲就岸口亭子相見。汝嘉即與徒八人馳馬徑入宴館。嘉與副使文州刺史知閻門事張掄皆大驚、朝服以待。汝嘉入館、闔其扉。守臣周涼即館外穴壁、以窺。…」

¹⁴ 須江隆「『吳郡図經統記』の編纂と史料性—宋代の地方志に関する一考察」(『東方学』116輯、2008)、「宋～清時代の紙に写された碑文—紹興府城隍廟に関する史料群を中心に」(『人間科学研究(日本大学)』5号、2009)。

紹興十九年六月二十七日、府学教授兼權太學博士何溥記。¹⁵

先ほど、周淙は対金政策の緊迫した局面で活躍したと述べたが、同様の危機に対する緊迫感が、この紹興年間の記録を残す意志に見て取れる。すなわち、南宋初期の混乱のなかで、すぐに消えてしまうかもしれない記録を保存することが、当時の地方官であった周淙にとっての急務だったといえるのである。

また、臨安志編纂を急がねばならない事情が、次の『玉海』の記事から見て取れる。

建炎中、臨安に駐蹕した。三年二月丙戌杭州に至る 紹興八年三月詔してまた杭州に還った。二年正月杭州を臨安府とした 十五年十一月十一日高袞が「三都賦」を進上した。十七年十二月十三日施謗が「行都賦」を進上した。乾道七年四月甲子皇太子が臨安尹となり、辛未に宣制した。九年三月乙丑（皇太子の臨安尹の職務を）解き専意講学させることを請い、これに従う。高宗御製の「中和堂詩」に、「六龍は淮海に転じ、萬騎は吳津に臨む。王者は本より外無く、駕言は遠民を蘇らす」と言う。（嘉定館閣）續書目には臨安志十五巻が有る。¹⁶

これ自体は各時期の都についての概観を行う項目のひとつだが、注意しなければならないのは、この枠組み、即ち「紹興年間に行在を置いた」という項目に、臨安志の編纂が記載されていることである。比較的不安定な時期を描いた項目であるこの「紹興行都」の次に記載されたのは、「紹興臨安定都」という、都と定めたことを記す項目である。この記載のあり方からは、『乾道志』が行在、つまり不安定な仮の都を記載する目的で編まれた可能性が（撰者の王應麟により）示唆されている。同時に、臨時の都として、短期間に資料収集と編纂が企画されていた可能性も挙げられる。

ただし、ここまで述べてきたような理念ばかりではなく、多くの地方志と同じく、地方官の業績アピールを目的としていた可能性もある。

…時に杭帥周淙は、多く攝局を作り、私物化していた。そのため、秀守の徐藏が吏を遣わして錢を持たせ燈を買おうとしたとき、都下はこれを聞いて恐れ懼いた。（陳公は）

¹⁵ 『乾道臨安志』卷三「牧守 紹興（臨安府帥臣）題名記」。「安撫敷文湯公帥臨安之明年、暇日謂其屬吏何溥曰、臨安為東南一都會、登郡而府有年于茲。異時名公鉅儒旌棨相望、流風美政播在人口、至今故老能言之。矧惟皇帝時巡警蹕所在、呼吸四方根柢萬寓、其事勢增重。實視古京兆自始幸距今凡二十年、帥臣代易僅以十數、至問其姓名輒不可盡得。間訪而得之、往往不能以次對。豈非題名不立之故哉。予將編列其人、勒之堅石以植于府治之東偏、庶幾來者有攷焉。子其為我記之。溥既承命退而考求其故、維臨安舊為杭州、領浙西兵馬鈐轄。宣和間改安撫使。至建炎而陞為府、未幾鈐轄如舊。自紹興駐蹕以來事任非曩比、故使名復立。至今凡為帥十有六人於是為記。紹興十九年六月二十七日府學教授兼權太學博士何溥記」

¹⁶ 王應麟『玉海』卷一六「地理 京輔 紹興行都」。「建炎中、駐蹕臨安。三年二月丙戌次杭州 紹興八年三月詔復還。二年正月以杭州為臨安府 十五年十一月十一日高袞上三都賦。十七年十二月十三日施謗上行都賦。乾道七年四月甲子皇太子尹臨安、辛未宣制。九年三月乙丑請解罷專意講學、從之。高宗御製中和堂詩曰、六龍轉淮海、萬騎臨吳津。王者本無外、駕言蘇遠民。（嘉定館閣）續書目有臨安志十五巻。」

これらをみな速やかに廃止した。¹⁷

朱熹の文集『晦庵集』の記事には、編纂者である周淙が行政を私物化している姿が描かれている。周淙が実態の行政とは別に自らの治績を美化しようとしていたことは、牧守の項目の最後に自らの治績を掲載していることとも符合する。

以上、『乾道志』について述べてきた。まとめると、『乾道志』の編纂は、南宋初期の混乱で記録が散逸していくことの懸念に突き動かされていたと考えられる。その分量が比較的少ないので、あくまで臨時の都（「臨安」）であること、及び実際に資料が少なかったことに由来すると考えられる。なお、後述する「都城志」の記載と、この『乾道志』を比較すると、『乾道臨安志』は「都城志」というより、北宋の地方志の系譜に連なる、単なる「地方志」であった可能性が高いように思われる¹⁸。

（3）「八、九十年の間」—地方志編纂にかかる動向と臨安の変化

この部分では、『淳祐志』の序にあった「八、九十年の間」、即ち乾道から淳祐までの間に（主に臨安に）何があったのかを、先行研究を中心にまとめ、考えてみたい。

政治面では、寺地遵¹⁹、小林晃²⁰、鄭丞良²¹の各氏の研究に基づき、概要をまとめると次のようになる。皇帝（光宗→寧宗）と権臣（韓侂胄→史彌遠）、そして理宗体制への移動という大きな流れの中で、軍事国家体制の見直し、臨安への求心力の回復が図られ、そのためにとり立てられた「能臣」（趙與薦を含む）の活躍が見られた。それはまた、地方への負担強化、あるいは「道学」系士人の発言力増大といった事態と表裏一体であったという。

次に、都市としての臨安については、高橋弘臣氏の研究²²が参考になる。それによると、端平年間以降の会子暴落は消費都市・臨安に大きな影響をもたらしたはずだが、それにも関わらず臨安の人口と軍事力は増加の一途をたどっていた。そのため、流入する下層民への対策や都市経済（食糧）問題が急務になったという。

南宋期の地方志編纂については、周佳²³、陸敏珍²⁴の各氏の研究がある。それによると、

¹⁷ 朱熹『晦庵集』卷九七「行狀 敷文閣直學士陳公行狀」より。「…然時杭帥周淙、多創攝局以私親。故秀守徐藏遣吏持錢買燈、都下聞之恐懼。皆亟罷之。」

¹⁸ 第三部1章で述べたように、巻数が南宋後半期の州レベルのものに比して少ないことも、この仮説の傍証となる。

¹⁹ 寺地遵「南宋末期、公田法の背景」（『史学研究』231号、2001）、「史嵩之の起復問題—南宋政権解体過程研究箇記」（『史学研究』200号、1993）。

²⁰ 小林晃「南宋寧宗朝における史彌遠政権の成立とその意義」（『東洋学報』91卷1号、2009）、「南宋理宗朝前期における二つの政治闘争—『四明文献』から見た理宗親政の成立過程」（『史学（三田史学会）』79卷4号、2010）。

²¹ 鄭丞良「謀國？憂國？試論真徳秀在嘉定年間歲幣爭議的立場及其轉變」（『成大歴史學報』43號、2012）。

²² 高橋弘臣「南宋臨安と東南会子」（『愛媛大学法文学部論集』31号、2011）、高橋弘臣「南宋の皇帝祭祀と臨安」（『東洋史研究』69卷4号、2011）、「南宋臨安城外における人口の増大と都市領域の拡大」（『愛媛大学法文学部論集』23号、2007）。

²³ 周佳「宋代知州知府与当地図經、方志纂述」（『中国歴史地理論叢』24卷3輯、2009）。

南宋期には「郡県必有志」という言葉がみられ、地方志が南宋期後半ごろから必須のものととらえられていたことがうかがえる。その背景には、地域秩序の回復を官と士人層の双方が図っていたことがあり、その記載には地方統治の強化と、歴史記載への葛藤が見て取れる²⁵。

以上を簡潔にまとめると、再度国家システムの立て直しを図っていた南宋後期は、地方統治と地域との間の媒介物として、地方志が地方において地位を獲得し始めていたと考えられるのである。それは、求心力回復を図る首都・臨安が「都城志」の編纂を志向する背景となったのではないか。

(4) 淳祐臨安志の成立 一首都の地方志編纂の必要性

ここでは、『淳祐志』の成立事情を検討する。初めに、第一節に挙げた序文の特徴を再度見直すと、いくつかの「都城志」、都を描いた史書と比較した上で「疏略」と言っていることが見て取れる。ここには、「都城志」への意識があると言え、それは実際の記載形式からも裏付けることができる。清の阮元による『淳祐志』を概括した文章を参考に見てみる。

宋施謬の撰²⁶。按するに、両浙の古志のうち、北宋の図經は時間がたって検討する術がない。南宋に入り行在の都を建てたが、その志・乘・伝で今に残るのは、すなわち周淙の『乾道志』、潜説友の『咸淳志』の二種であり、既に四庫全書が採録している。この志は宋刻殘本から影写したもので、僅かに五卷から十卷を存している。検討すべき序目は無い。書中の記載内容をみると、皆、淳祐間の府尹趙與騫で止まっている。これが施謬の撰した『淳祐志』であることは疑いない。ただ、「城府」「山川」の二門の前に「總論」一篇があることが他志と異なる。その内容はまず「城府一」、城社、官宇、舊治古蹟、今の治所である。続いて第五卷「城府二」は、學校、樓觀、園館、廂隅、軍營である。第六卷「城府三」は、坊巷、界分、橋梁、倉場庫務、館驛である。第七卷「山川一」は、城内諸山、城南諸山、城西諸山、亭館、古蹟である。第八卷「山川二」は、城東諸山、城内外諸嶺、諸洞、諸石、諸塢、峪衙關である。第九卷「山川三」は、江、湖、河渠、水閘である。第十卷は「諸門」であり、皆、後に『咸淳志』に基づいた内容で、各条の下に前賢の題詠詩文を引用し、互いに詳細なものと簡略なものがある。これと乾道・咸淳の二志は南宋数朝の革故を記載し、史伝の遺漏を補うもので、皆残本であることを理由に廃すべきものではない。²⁷

²⁴ 前掲「宋代地方志編纂中的“地方”書写」。

²⁵ 近藤一成氏は「鄞県知事王安石と明州士人社会」(同『宋代中国科举社会の研究』、汲古書院、2009)にて、北宋期の舒亶に関する地方志の記載変化を検討し、『乾道四明圖經』と『寶慶四明志』の差が、国史ら中央の編纂史料の記載に引き寄せられていくことに起因することを述べている。

²⁶ 清代まで、『淳祐志』の編者は施謬であるとする出所不明の説が通行していた。洪煥椿『浙江方志考』(杭州：浙江人民出版社、1984)を参照。

²⁷ [清]阮元『四庫未收書目提要』「淳祐臨安志六卷」。「宋施謬撰。按兩浙古志、北宋圖經

ここには「前有總論一篇、異於他志」という特徴が述べられている。「総論」、言い換えればまとめの部分を置くという特徴は、先行する都城志や、後の『景定建康志』と共に通している。このことを考え合わせると、「行在」の地方志から都城志へ、『淳祐志』は形式的にも転換を図っていることがうかがえる。また「序」の別の部分には、理宗の在位二六年、趙與篤の在知府一〇年記念を主な編纂の目的として挙げている。その編纂には、わざわざ都から離れた台州仙居にいた陳仁玉を指名し、しかも「趙公述作之本旨」を記載させている。ここから、趙與篤の意思が強く働いた地方志であることが見て取れる。では、それを実行するためになぜ陳仁玉²⁸が選ばれたのか。後に彼が書いた「趙公生祠記」から、趙與篤と陳仁玉の関わりについて考えてみる。

古えに「釋奠、必ず合有り」という。凡そ学を建てるなら、祀る先聖先師はそれぞれその国の過去にちなむものである。今郡国が先賢を学宮に祀るのは、古えの志の通りである。吳人が言うには、「子游氏は北に行き洙泗に学び、文学を以て称えられ、千数百年間にわたり大光明をもたらした。人に抜きんでた者として、陸宣公・范文正公があり、その功業は今も凜凜として生気に溢れている。文正公は景祐の初めに郷國の守となり、初めて吳学を建てた。公の子純禮は元祐中に節を守り家で過ごしたが、奏請して学校を成し、邦人は徳とした。そのためともに祀るのにふさわしい。朝廷が南渡し、学が再建されて百年あまり、既に不便で狭くなっていた。寶祐三年、觀文殿學士趙公與篤が再度吳の守となり、始めて泮宮にて鄉飲射禮を行い、賓客の席は地元の賢人老人たちを招き、民に教えを知らしめた。翌年政治は行きとどき、改革が進んで、まず学校を興隆させようとし、校官を林君替に委ねたが、これは求是の計画であり、殿堂廊廡横舎から、陳腐なものは取り除いて新しくし、残すものは残し変えるものは変えた。池に橋を渡し、生垣を作り、桂には台を設け、ほとりには亭を設け、ひらくも覆うもしっかり整え、光景はのびやかになった。像を設け、見かけは昔の様を一新した。登俊・興賢の二斎を増やし、博士と弟子員が道義を講じ、志氣を養い、典雅であり、絃誦すること清亮である。皆ともに歎じて、「誰のおかげなのか」と言った。ここに趙公の生祠を作りたいと考えた。公の父正惠公の諱は希懌、この邦の舊守であり、

久已無考。至南宋建為行都、其志乘傳於今者則有周淙乾道志、潛說友咸淳志二種、已經四庫全書採錄。此志從宋刻殘本影寫、僅存五卷至十卷。無序目可稽。觀書中敘錄、皆至淳祐間府尹趙與篤而止。其為施謗所撰淳祐志、無疑所存。惟城府山川二門前有總論一篇、異於他志。其敘城府一、首城社、次官宇、次舊治古蹟、次今治。續建為第五卷城府二、首學校、次樓觀、次園館、次廂隅、次軍營。第六卷城府三、首坊巷、次界分、次橋梁、次倉場庫務、次館驛。為第七卷敘山川一、首城內諸山、次城南諸山、次城西諸山、次亭館、次古蹟。為第八卷山川二、首城東諸山、次城內外諸嶺、次諸洞、次諸石、次諸塲、次峪衝關。為第九卷山川三、首江、次湖、次河渠、次水閘。為第十卷諸門、皆為咸淳志所本、而各條下引載前賢題詠詩文、則互有詳略。此與乾道咸淳二志備載南宋數朝掌故、藉補史傳之遺、皆未可以殘缺廢也。」

²⁸ 陳仁玉については、蘆笛「南宋学者陳仁玉生平及著作考」(『古今農業』2010年2期)を参照。

廉正にして遺愛があり、法として范公父子の礼に従って祀るべきであり、私に記を依頼してきた。あるひとが「生祠は古えから有るのですか」と質問した。(私は答えて)「昔の漢の王堂は巴郡の守であったが、吏民は生きながら立祠した。章義は廣都の長であったが、廣都は生きながら立廟した。これらがその始めである。今牧守たる者が生きながらよく神明を發揮し、法もて民に施し、恩澤もて物に加えるなら、まさに祀るべきなのである。この世に存在するからといってなぜ問題としようか」と言った。世にはもともと威を恐れて必要のない尊敬を行い、へつらうものがしばしば見られる。趙公は二代で三たび守となり、吳に厚い徳をもたらしている。死んだあとでこれを祀るのには異論がない。だが、祀る祀らないは趙公の場合議論の余地がない。そのよく節行を磨き、道徳を立て、君親に忠孝、功業を建てるのを学び、聞いた人にも光を増すのであり、趙公に報いるには、ただ香火の情を絶やさないことだけなのである。これが公の学宮を修築する本意であり、仁玉はこれを言って決して軽率ではないものである。開慶元年五月丙寅、門生通直郎軍器監丞兼國史實錄院校勘陳仁玉記。²⁹

開慶元年（1259）、淳祐志の編纂後に書かれたものだが、内容は趙與篤を絶賛する記事で、しかも最後の署名に陳仁玉は「門生」と自称している³⁰。実際に学問を習ったという記載は管見の限り見当たらず、陳仁玉が趙與篤と密接なつながりを主張するための記載である可能性が高い。このように趙與篤に心服する陳仁玉だからこそ、称賛を書かせたことがこの史料からうかがえる。

さらに、「序」に見える編纂協力者のうち、吳革（淳祐九年時に知錢塘縣³¹）は趙與篤の

²⁹ 「趙公生祠記」（『吳都文粹續集』卷三「学校」に所収）。「古者釋奠、必有合。凡建學、先聖先師各因其國之故。今郡國祀先賢于學宮、猶古志也。吳人自言、子游氏北學于洙泗、以文學稱、千數百載間碩大光明。卓然見者、若陸宣公范文正公、至今凜凜生氣。文正公以景祐初守鄉國、始建吳學。公子純禮元祐中持節過家、奏請成之、邦人德焉。因並祀之、宜也。南渡、學再建餘百年、已弊陋。寶祐三年觀文殿學士趙公與篤再守吳、始即泮宮行鄉飲射禮、序賓以賢、習鄉尚齒、使民知教。明年政通惠洽、百廢具舉、乃先興學校、委校官林君替、是究是圖、自殿堂廊廡橫舍、撤腐易新、或因或革。梁于池、垣于達、臺于桂、亭于芹、疏敞儼整、光景闊邃。設像視聽、恍失其舊。增創登俊興賢二齋、博士與弟子員講道誼于斯、養志氣于斯、魚魚雅雅、絃誦清亮。相與歎曰、誰之賜也。于是欲生祠趙公。以公之父正惠公諱希擇、舊守是邦、廉正有遺愛、法當以所祠范公父子之禮祀之、來俾余記。或問、生祠古有諸乎。曰、有昔漢王堂守巴郡、吏民生為立祠。章義為廣都長、廣都為生立廟。此其始也。今為牧守者生而能以神明自待、法施于民、澤加于物、應祀典矣。豈以在為嫌哉。世固有畏威繆敬、規以為佞者、要諸久乃見。若趙公再世三為守、德吳者厚。尸而祝之、無異詞者。然祠不祠于趙公無豫。咨爾學其能砥節礪行、立道成德、忠君孝親、建功植業、增光于前聞人、則所以報趙公者、不但香火之情而已也。此公修建學宮之本意、而仁玉言之毋忽。開慶元年五月丙寅門生通直郎軍器監丞兼國史實錄院校勘陳仁玉記。」

³⁰ 陳仁玉の代表作『菌譜』には淳祐五年（1245）の序があり、そこで彼は「山人」と自称している。陳仁玉が官職を得たのは寶祐年間（1253～58）であり、この開慶元年に同進士出身を賜っている。淳祐年間の臨安志編纂が、彼の「山人」から「門生」への変化の契機であったと言えるだろう。

³¹ 『咸淳臨安志』卷五九 貢賦「九縣歲解之額」に、吳革と王亟夫がそれぞれ申請を行っていることが、「据舊志」として記載されている。

腹心のひとりと思われ、さらに、王亜夫（淳祐六年時に知仁和縣）は陳仁玉と早い段階で友人関係にあったことが、彼らの書いた「書」により明らかである。

蘇公早聞道、文章乃其戲。乳泉出重海、作賦聊記異。玉池喫中夜、挈瓶非小智。

氣者水之生、此語可深味。淳祐甲辰孟夏朔峴山王亞夫、書于西湖孤山之陽。

坡翁謫海上、人傳已仙去。道逢章子厚、遄復返塵路。至言想世驚、猶閑乳泉賦。

遙憐嵩山丘、千古不可駐。是日仙居陳仁玉同書後。³²

この「書」に付された年号、淳祐甲辰（四年、1244）は臨安志編纂や陳仁玉が代表作である『菌譜』を刊行するより前であった。

このように、臨安志の編纂関係者は趙與璫の腹心のみであり、趙與璫への称賛にあふれる内容だったが、それに対しては同時代の批判もあった。少し後に書かれた劉辰翁『須溪集』では次のように記される。

詩は小夫賤隸において深厚さを増し、後來の作者は必ず及ばない。左伝史漢の間は、人の語言を記して、特に公卿世家のためにつくるとはしなかった。どんな老人の鄙俗で口にすべきではないものでも、その場の応対で暗誦できるならすぐに取り上げられたのである。科挙が始まり、士は時文だけをよくするものになってしまった。だが時文もまた狭苦しいものである。手紙を何回も修正し、或いは前名の推薦を求め、大官要職はさながら売り買いのようになってしまった。金の籠を携えて行っても、また能言の本領を發揮できないのである。これは前輩と雖も免れることである。故に楊休文は道士の代言となり、陳仁玉や林光世といった輩は皆雜儒流の修史となつたのである。いわゆる一時のかりそめで定めたとしても、後世の誰が私の文を知ることができようか。一、二のつまらない文を指して言うだけでよいのだろうか。…³³

筆者の劉辰翁³⁴は賈似道に反対して以降、一貫して在野で活動し、元朝の江南士人社会で影響力を持った人物だったが、彼からみれば陳仁玉の業績は「雜儒の修史」であったようだ。なお、林光世（淳祐の末に秘書省檢閱）と並べられていること、また陳仁玉はどちらかと言えば詩文で有名であり、史書編纂ではそこまで有名ではないことから、淳祐年間の業績（『臨安志』含む）を直接に指している可能性があると思われる。

以上のように、「雜儒流」と批判を受けることもあったが、趙與璫を称賛する地方志を編纂することが陳仁玉の役目であった。実際に趙與璫の臨安における施策は極めて多く、彼は臨安の求心力回復に成功していたとされる。

³² [清] 汪珂玉撰『珊瑚網』卷四「法書題跋 端明蘇子瞻書天慶觀乳泉賦」。

³³ 劉辰翁『須溪集』卷五「序 曾季章家集序」。「詩自小夫賤隸興寄深厚、後來作者必不能及。左傳史漢間、記人語言、亦不特公卿世家為有典刑。雖何物老人至鄙俗不可口者、倉卒間對可誦而舉。科挙興、士能時文而止。而時文亦復猥陋不達。第尺牘何等、塗抹絕倒、或繇前名合選、大官要職至斷魄丐買。金籠擊致、又不能得能言本色。此雖前輩亦且不免。故楊休文以道士代言、陳仁玉林光世輩皆以雜儒流修史。所謂偽定一時、後世誰知予定吾文者。豈可一二僥指而道哉。」

³⁴ 劉辰翁については、奥野新太郎氏の「劉辰翁の評点活動と元朝初期の文学」（『中国文学論集』37号、2008）ほか一連の論文を参照。

趙與篤を考えるうえで外せないのは、『宋元学案』に「節斎先生」として記載された、「道学」との交流やその価値観への適合という側面である。楊簡『慈湖遺書』卷五「跋 書雲萍錄趙德淵親書後」には、師の楊簡と真面目な弟子である趙與篤の姿とともに、彼が変質したとする世間の評価が描かれている。

輿論は「数年前は極めて性氣があったが、僉判になってから、全く性氣がみえなくなつた」という。永嘉の徐良甫と徳淵（趙與篤）は成熟した言動であった。喜怒を表に出さない様は、徐良甫が少保の墓に從容として従っていたのと同じようである。ある日徳淵が朝食前に突然、驚いて「違う」と言った。良甫はどうしたのか問い合わせて彼が悟ったのを知った。某は後で徳淵に会った。徳淵は、「與篤は今普段の受け答えには一切関心がないのですが、ただ未だ帰宿の地を知りません」と言った。某は、「帰宿の地を必ず求めなければならぬものでもない。孔子は『心の精神は聖人という。皆この心があり、心は未だかつて聖ならざるなし』といふ。なぜ必ず帰宿を求めなければならないのだ。帰宿を求める意が起り、却って道を害するだろう。孔子はいつもいつも学者を戒めて意をたてないようにとしていた」と言った。後に再び徳淵に会うと、果たして意は平平不動であった。³⁵

楊簡は「時儒宗」と言われた、影響力の高い道学系の一領袖であり、彼の弟子あるいは人間関係には、官民双方に深い明州系人脈が連なっている。四明の士人は、『寶慶四明志』以降、宋元期の各地地方志に関わってきた。直接の関連を示す史料はないものの、趙與篤が地方志の書き方にも影響を受けた可能性は、その後に編まれた『景定建康志』がより明確に影響を受け、しかも類似した内容を持っていることからも推測される。

以上、まとめると、淳祐臨安志は、「過去の記録保全」目的から「現在の記録を残す」目的へと変換した地方志のありようを示すものであったと言える。そこには当時の「都城志」への要求にこたえ、臨安を都とするための演出としての意味、或いはそれを主催した知府・趙與篤の称賛を行う意味、そして無視できない勢力となりつつあった道学系（明州系）人士の影響といった要素が含まれていた。

おわりに

最後に、テーマにそって以上の内容をまとめる。

まず、乾道と淳祐の『臨安志』の差とは、「行在の地方志」と「都城志」の差であったと考えられる。そこには、南宋後期の臨安の状況、さらには地方志編纂に関わる道学系（明州系）士人の影響といった要素が関わっていた。それらにより、淳祐の時点で、知府・趙

³⁵ 楊簡『慈湖遺書』卷五「跋 書雲萍錄趙德淵親書後」。「輿論謂、數年前極有性氣、及為僉判、全不見有性氣。永嘉徐良甫與徳淵至稔熟言。其喜怒不形於色、同徐良甫從少保墳所從容、幾日徳淵忽於早食前、驚曰異哉。良甫問狀、於是知其有覺。某後見徳淵。徳淵曰、與篤今於日用應酬都無一事、只未知歸宿之地。某曰、不必更求歸宿之地。孔子曰、心之精神是謂聖人。皆有是心、心未嘗不聖。何必更求歸宿。求歸宿乃起意反害道。孔子每每戒學者母意。後再見徳淵、果平平不動乎意。」

與鹽の業績を称賛する目的と併せ、十分な「首都」のための地方志＝都城志を作る必要があったといえよう。

次に、都城志としての『淳祐臨安志』を『景定建康志』との比較で考えると、編纂体制（知府修、士人纂）、明確な都城志への意識、記載形式（冒頭に総論）、明州系士人の影響が強いことなど、類似点が多い。これら比較的近い時期の「都城志」編纂は、寺地氏らの言う「軍事国家体制の見直し」という政治的需要に対応するものであり、拠点である首都・陪都の地位を確認しようとしたものではないかと思われる。

さらに、淳祐と咸淳の『臨安志』の比較をすると、近い時期に編纂されても、大きく異なるものであることがわかる。理由として、『咸淳臨安志』は都城志に近い形式を持ちながら、都城志への明確な意識を表明していないこと、官績項目や人物、芸文といった通常の地方志の項目が充実していること、明州系士人の影響が比較的薄いこと、といった点が挙げられる。『咸淳臨安志』は、やはり趙與鹽の前志を超えることを目標に制作された可能性が高く、内容は都城志と地方志の双方の特徴を有した地方志であると言える。

そして、南宋期に地方志の記載形式が確立したことについて、南宋期という事情、臨安の事情もそれに影響していたのではないか。今回検討したように、都城志としての描き方と地方志としての描き方、それらの検討と融合が、この時期になされていた。その過程を経たことが、後代における定式化された地方志の描き方へとつながるのではないかと考えられるのである。

第3章 『咸淳臨安志』の位置 —南宋末期杭州の地方志編纂

はじめに

筆者はこれまで、歴代地方官の治績が地域社会とどのような関わりの中で記述され、地域意識や地域秩序にどのように影響を与えたかについて主に宋代を対象に検討を行ってきた。また、治績記述の成立過程と流傳を明らかにすることで、中央政府と地域社会が相互に影響を与えつつ、秩序を形成してきた姿を描き出すことを試みた¹。

その中で感じたのは、分析に用いた治績を掲載している地方志という史料的性質や成立過程をさらに詳細に明らかにすることの必要性である²。地方志は、中国の宋代以降の伝統王朝期に数多く編まれた、一地域に関する地理・歴史・政治・文化文芸などを包括した書物である。文献上で確認できる書名を全て数えてみれば宋代には約1000種の地方志が存在したことになるが、現存するのは後世復元されたものも含め、約30種に過ぎない。その中でも南宋末期の咸淳年間（1265～74）に杭州で編まれた『咸淳臨安志』は全一〇〇巻という大部の地方志であり、その詳細な記載や体例などは後世の地方志に大きな影響を与えた。筆者はこれまで、冒頭で挙げた課題に関し、主に治績についての記述の豊富な杭州の事例を扱ってきたが、この『咸淳臨安志』の存在が、杭州の治績記載の充実を大きく支えていた。

『咸淳臨安志』に関しては、版本流傳や体例についての研究はあるものの、その重要性に比して、制作過程や背景についての歴史的研究はほとんどない³。その理由は、編者である

¹ 本稿第二部の議論（初出：「名臣」から「名地方官」へ—范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成）（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊53輯、2008）、「北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に」（『史観』165冊、2011）などを参照。治績記述とは、ある地方官の統治の結果を描いた記述である。基本的にその統治を称賛し、記録して語り伝えるために記述される。それを人々が引用して文章などで使用する、あるいは改めて評価を行うことで統治の記憶が重層化されていく。士大夫階層全体からみれば、あるべき地方統治の模範となり、規範意識を生みだす。また、地域の立場から見れば、自らの地域に行われた名人の訪問あるいは善政の記憶であり、地域の歴史を語る上で必要な要素となっていく。

² 地方志に関する先行研究としては、青山定雄「隋唐より宋代に至る総誌及び地方誌について」（同『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』、吉川弘文館、1941）、井上進「方志の位置」（同『書林の眺望』、平凡社、2006）、前村佳幸「宋代地方志における〈テクスト〉性」（『SITES（名古屋大学）』1巻2号、2003）、須江隆「『吳郡圖經續記』の編纂と史料性—宋代の地方志に関する一考察」（『東方学』116輯、2008）、同「寧波方志所載言説攷—寧波の地域性と歴史性を探る」（同編『碑と地方志のアーカイブズを探る』、汲古書院、2012）、ジョセフ・デニス（吉田真弓訳）「宋・元・明代の地方志の編纂・出版およびその読者について」（前掲『碑と地方志のアーカイブズを探る』）、陸敏珍「宋代地方志編纂中的“地方”書写」（『史學理論研究』2012年2期）などがある。

³ これまでの『咸淳臨安志』に関する研究は、主に方志学の立場からなされたものである。洪煥椿『浙江方志考』（杭州：浙江人民出版社、1984）、黄葦ほか『方志学』（上海：復旦大学出版社、1993）、顧宏義『宋朝方志考』（上海：上海古籍出版社、2010）などを参照。

潜説友が当時の専権宰相であった賈似道の与党として死後批判を浴びたこと、潜説友が残した記載が非常に少ないと、そもそも南宋最末期の史料が限定的にしか残っていないことなどにあると思われる。

『咸淳臨安志』はそもそも、仮とはいえ首都である臨安を描いており、「地方」志としては特殊な存在である。しかし、それでも後世の地方志がその体例を模倣したように、その内容には多くの「地方志らしさ」が含まれている。この「地方志らしさ」をつくり上げたものは何か、さらにいえば臨安を「地方」として描かしめた理由は何か。本章では近年の南宋期研究の進展と版本学の知見を生かしながら、『咸淳臨安志』を分析し、史料論としての研究の進展を図る。加えて、南宋最末期における地方志制作の必要性や、『咸淳臨安志』が後世の地方志の模範になった理由について探りたい。

(1) 『咸淳臨安志』の編纂過程

議論に入る前に、『咸淳臨安志』の基本的な書誌情報と版本の流傳過程を、先行研究を参考しつつ簡単に整理する。『咸淳臨安志』は、咸淳七年（1272）八月ごろ⁴、知臨安府事であった潜説友により編纂された。刊行時は全一〇〇巻であったが、現在残るのは残缺の九五巻である。版本流傳の過程をみてみると、元明交替の時点で完全な本は失われ、明代は残缺本が通行していたようだ⁵。その後、清初期に藏書家達による版本校勘・充補が行われ、『四庫全書』にも収録された九三巻本が成立した⁶。そして清後期にはさらなる増補が行われ、現在通行する九五巻本（仿宋九六巻本）が成立した⁷。以上が基本的な版本の流傳であるが、その他に静嘉堂文庫（旧陸心源蔵）九五巻宋刊鈔配本が存在する⁸。

⁴ 近藤一成氏は、編者潜説友が肩書にした「権戸部尚書兼詳定」が、咸淳七年八月の着任であり、同十月には知臨安府を罷免されていることから、一応の成書時期をこのころと推測している。「南宋—「佞臣」死して名著を残す」（『月刊しにか』2001年11月号、大修館書店）を参照。なお、後述の治績項目など、『咸淳臨安志』には咸淳年間以降の記載が散見されるため、潜説友の手を離れたあと作成が続けられていた可能性が高い。

⁵ 当時どれほど『咸淳臨安志』が流布していたかは、明らかではない。ただ、明清期杭州府で作成された地方志の多くがこの『咸淳臨安志』を参考にしていることを考えると、編集者が（残缺本の）『咸淳臨安志』を見ることができたのは間違いない。本稿第三部4章、及び小二田章「方志と地域—杭州地域の歴代地方志「官績」項目を例に」（『史滴』33号、2011）を参照。

⁶ 朱彝尊による八〇巻本の増補本（卷64～66、90、98～100を欠く）、現・南京図書館所蔵。

⁷ 道光十年（1830）、九五巻本を基に、黄士珣が他書から卷64を増補し、校勘記三巻を別附した九六巻本を錢塘汪氏振綺堂から刊行している。なお、この卷64は部分的な増補のため、先行研究らを見る限り、現在の残存巻数には含めないようだ。

⁸ 前掲『浙江方志考』を参照。なお、筆者が静嘉堂文庫にて該版本のマイクロフィルムを見たところ、通行本とは大きな差異はないものの、全体に抄補の頁があった。その他、注7で述べたように先行研究では「鮑廷博（知不足齋）が宋残本より補った」とされる卷六五と六六は他本から伝記を配されたような形跡があるなど、興味深い差異がある。該版本については稿を改めて検討したい。

内容は、九五巻本によれば、「行在所錄十五巻、疆域六巻、山川十八巻、詔令二巻、御製文一巻、秩官九巻、文事武備風土貢賦各一巻、人物十一巻、中缺一巻、祠祀一巻、園亭古籍一巻、塚墓一巻、恤民祥異一巻、紀遺十二巻、中缺四巻」⁹である。宋代の地方志としては分量・内容ともに傑出している。清の周中孚は「乾道（臨安）志に数倍」し、「他の宋代地方志と比べても詳細」であり、「後の西湖志などはその体例を模倣した」とする¹⁰。

『咸淳臨安志』についての先行研究は主に中国の「方志学」の見地から為されている。林正秋氏は、『咸淳臨安志』は『乾道臨安志』に比べ、行在や詩文をはじめとする記載を増強しており、地方経済（物産・市・商税など）や都市管理（街道・橋梁・井戸・防火）、西湖、人物（治績、人物記載の分類方法）に関する記載が充実していると述べている¹¹。また、黄華氏は、その人物記載に「古今を統合する意図」があるとし、最近の人物を詳細に、古い人物を簡略に記載する傾向があるとする。加えて、『咸淳臨安志』の記載の不備として、「武備」の項目があるにも関わらず「兵事」の項目がないこと、「風俗」「市鎮」「物産」などの項目が簡略に過ぎること、などを挙げている¹²。これらはいずれも地方志としての特徴を分析したものであり、そのような地方志が成立した背景には触れていない。

『咸淳臨安志』は、既に述べたように南宋最末期の咸淳年間（1265～74）に編纂されたものである。南宋期にはほかにも、乾道五年（1169）ごろに知府の周淙によって編まれた『乾道臨安志』、淳祐十年（1250）ごろに知府の趙與之によって編まれた『淳祐臨安志』が存在する¹³。これらの地方志が既に存在する中で、『咸淳臨安志』が編まれる必要はどこにあったのだろうか。

『咸淳臨安志』の編纂事情を、序と凡例から検討する。「序」は、まず杭州の歴史を述べ、吳越錢氏による都市建設から始まり、その後北宋の統治下に入ったこと、宋朝南渡の艱難とそれを切り抜ける足場として「臨安」が成立したことを述べる。そのため、「迹是三百年間、杭之有功於國家也甚大。而祖宗之有德於杭亦深矣（宋朝の三百年間、杭州の国家への功績は大きかった。祖宗の杭州に対する恩徳もまた深かった）」とする。そして、「開慶羣小誤國、召戎一時（開慶の小人たちが国を誤り、異民族の襲来を招いた）」と、当時の宰相丁大全らの責任でモンゴルの侵入を受けたと説明し、それを追い払った「太傅辯章国公」こと『咸淳臨安志』編纂当時の宰相賈似道の功績を挙げ、杭州に平穏と繁栄をもたらしたと称賛している。また、「杭之福、諸夏之福也（杭州の福は国家の福である）」と、杭州の繁栄が国家全体

⁹ 周中孚の九五巻本の跋文、前掲『宋朝方志考』より転引。なお、「中缺一巻」とは巻64を、「中缺四巻」とは巻90及び98～100を指す。

¹⁰ 注9前掲の周中孚の跋文を参照。

¹¹ 林正秋『浙江歴史文化研究』（北京：中国文史出版社、2006）収録の「南宋臨安三志評述」を参照。

¹² 前掲『方志学』「關於臨安三志」を参照。

¹³ 南宋期地方志の編纂については、吳建偉「宋代浙江方志編纂特色述略」（『図書館雑誌』2009年8期）、周佳「宋代知州知府与当地図經、方志纂述」（『中国歴史地理論叢』2009年4期）をあわせて参照した。

に及ぶ幸福であることを述べる。編纂理由については、前志の「不足や誤り」を修正増補するためであるという。また、「而冠以行在所錄、尊王室也（冒頭に行在所錄を置くのは、王室を尊ぶものである）」として、臨安が王室の居住する都であることを強調し、「旧京」即ち北宋時の都である開封に戻りたいという意図を述べている。

次に、「凡例」を見る。これは、現存する宋代地方志において冒頭に掲げられた唯一の凡例であるが、後代の地方志では凡例を設けるのが一般化している。『咸淳臨安志』の凡例には七項目が挙げられている。内容を概観してみると、「御製御書、行在や朝廷儀礼、朝廷と結びつく祠廟に関する記載の記載場所」や、「旧志で紛らわしかった役所名の整理」など、臨安の宮廷に関する事柄を描いた行在所錄に関するものが5（内訳としては儀礼が3、制度が2）を占め、『咸淳臨安志』が朝廷を強く意識した地方志であることがうかがえる。

『咸淳臨安志』の背景を理解するために、近い時期に編纂され、類似点の多い『景定建康志』を例に検討を行う。『景定建康志』は、景定二年（1261）に知府馬光祖¹⁴、幕僚の周應合¹⁵により編纂された。全五〇巻あり、宋代では『咸淳臨安志』に次ぐ規模を誇る。建康府（現在の南京）は、臨安に次ぐ重要都市、陪都であり、『咸淳臨安志』の「行在所錄」にあたる「行宮記載」「留都錄」という内容を有するなどの近似要素を持っている。

馬光祖による序には、「豈徒辨其山林川澤都鄙之名物而已（どうして一般の地方志のように、山川の地理や地域の名物を書くだけで済まされようか）」、「郡皆然、况陪都乎（郡の地方志ですら記載を充実させているのに、ましてやここは副都である建康なのだから）」といった記述があり、陪都として州県以上に充実した地方志をつくる必要性を打ち出している。馬光祖は三回に渡って知建康府となり、この『景定建康志』が編まれたのはその三回目の任期の際であったが、地方志編纂はその初任である宝祐五年（1257）から準備されていた。「幕客周君應合、博物洽聞、學力充贍、舊嘗為江陵志、紀載有法。（幕客の周君應合は、広く物事を知って学問が充実しており、前に江陵志を作った際、記載がよく整っていた）」とあるように、馬光祖は経験豊かな周應合を信頼していたため、実際の編纂は周應合ただひとりに任せた。

次に、実際の編纂に当たった周應合による「修志本末」をみる。まず、「圖志三歲一上法也（図志は三年に一回献上するのがきまりである）」というように、地方志は三年ごとに内容を増補更新する原則があった。ただ、この『景定建康志』の場合、主催者である知府馬光

¹⁴ 馬光祖、字華父、婺州東陽の人。真徳秀に師事し、南宋晚期の官界における婺州系道学人士の中心人物であった。宝祐二年～三年（1254～55）、景定二年～三年（1261～62）に知臨安府も務め、潜説友の知臨安府在任時には中央にて知枢密院事兼参知政事を務める（咸淳四年～五年〔1269～70〕）など、直接影響を与える関係にあった。しかし、政治的には賈似道の公田法に反対するなど、決して一致してはいなかった。

¹⁵ 周應合、字淳叟、江州の人。袁桷『清容居士集』卷二七「周瑞州神道碑銘」、及び湯文博「南宋方志学家周應合考述」（『安徽師範大学学報』37卷5期、2009）を参照。後に彼もまた賈似道に反発して迫害を受けている。

祖の都合があり、馬光祖から「吾未去以前成書（私（馬光祖）が離任する前に本を作るよう）」と、期日を区切られたという。

また、周應合は「留都鉅典當屬之大手筆（一時は都でもあった建康での一大事業は大きな仕事になる）」と、この地の地方志編纂が重要であると認識していた。それを限られた時間でやらなければならないということで、周應合は「今當會而一之、前志之闕者補之、舛者正之、慶元以後未書者續之、方為全書（いま既にある地方志を合わせて一つにし、欠けている部分は補い、間違いは正し、慶元年間以降の書かれていない部分はそれを継ぎ足して、完全な書にする）」と、前志を利用し、その後 60 年分を追加して編纂する方法をとったとしている。その背景には、（地元の）協力人員との分担を馬光祖に却下されたという事情もあつた。前述の序で馬光祖は周應合の信頼と実績が、彼ただ一人に作業させる理由であると述べている¹⁶。これ以後の地方志が基本的に地域の土人を大量動員して作業を行わせるのとは逆であり、特徴的である。この地方志は「禊節以来二回甲子をめぐり、そして大体が揃った」と、四ヶ月で編纂されたことが示されている。序の「三月の甲子に始まり、七月の甲子に献上した」とも一致しており、かなりのスピードで制作されたことが明らかである。

そして注目すべき点として「所鑰而藏之紬書堂中。選書吏以掌其啓閉、每卷每類之末各虛梓以俟續添（版木について、鍵をかけて紬書堂の中にしまい、書吏を選んでその開閉を管理させた。毎巻毎項目の後には空白を作り追加を待つものとした）」という記述が挙げられる。予め、その後編纂される可能性を考え、版木に余白を残したのである。実際、現在に残る『景定建康志』には咸淳年間の記載がみられ、一旦完成したあとも追加の編纂が行われたことを示している。

以上が『景定建康志』の成立の特徴であるが、この地方志は『咸淳臨安志』と多くの共通点を持ち、目的も多くが重なっている。時期が近く、馬光祖が咸淳年間に先立つ宝祐景定年間に知臨安府に着任していたことを合わせると、『景定建康志』の手法は『咸淳臨安志』制作者によって模倣された可能性がある。また、『景定建康志』は基本的に周應合のみが編集に当たり、馬光祖はいわば監修の立場にあったが、これも潜説友以外に編集関係者の存在がうかがえない『咸淳臨安志』との共通点である。さらに、『景定建康志』と『咸淳臨安志』は共に、それ以前に編まれた同地域の地方志が佚失しており、現在は僅かに残本から推測できるのみである。周應合の述べたように、前志を使用して編纂する方法をとったために、前志の存在意義が低下したことが前志の佚失に影響しているのではないだろうか。

地方志は一般的に、長期的に保存し、ある程度の年数で更新することが望ましいものであり、ない場合は官衙の総意として制作に取り掛かるのが一般的であった。しかし、『景定建康志』と『咸淳臨安志』は共に、総意として作られたものではなかった。さらに、両者は、制作意識やその目的、あるいは後世加筆可能など、さまざまな点で類似していた。首

¹⁶ 地方志編纂以外でも、馬光祖は周應合をブレーンとして信頼し、長江防衛のプランなど意見を聞いていたようだ。前掲袁桷「周瑞州神道碑銘」を参照。

都の地方志である『咸淳臨安志』が陪都の地方志である『景定建康志』を模倣した可能性を指摘できよう。次章では『咸淳臨安志』の記載内容から、社会的な背景を掘り下げてみたい。

(2) 編者潜説友と賈似道—「咸淳」という時代

既に述べたように、『咸淳臨安志』の編纂に関わった人物は潜説友以外、うかがい知ることができない。咸淳年間（1265～74）に制作されたものであるため、特に咸淳年間の潜説友の置かれていた状況を明らかにする必要がある。ここでは、編者潜説友に関する記載と、彼自身の文章を通して、『咸淳臨安志』の成立に関わる当時の状況をうかがってみたい。

潜説友¹⁷の事蹟は、『咸淳臨安志』に見られる知臨安府期と、彼の人物評価の鍵となった宋朝降伏前後における元軍への降伏と死に関するものに集中している。すなわち、潜説友の咸淳年間以前の事蹟はあまり残っていない¹⁸。以下では、咸淳年間の彼の事蹟を分析し、同時期の政治・社会の動向と重ねながら、分析していく¹⁹。

第一に、咸淳年間前半を中心とした税納関連の事蹟について見る。寺地遵氏は南宋末期の政策、政治動向を論じるなかで、「南宋政権は亡国直前局面において、首都のみを救い、農村部を棄てた」と述べ、臨安に税収の利益を集中させた賈似道政権の偏った経済政策と、対モンゴル防衛政策の破綻を描きだしている²⁰。財源が集中して投じられた臨安を治めていたのが潜説友であった。彼の著作文章（別表1中の1～5）では、臨安とその周囲の住民に課せられる税の一部分を節約で余った府の予算で肩代わりし、朝廷と政府の恩徳をアピールしていた。また、『咸淳臨安志』内の咸淳倉の造営に関する記載では、以下のように、賈似道の政策に協力して、臨安の備蓄の増加に努めている²¹。

¹⁷ 曾棗莊ほか編『全宋文』（合肥：安徽教育出版社、2006）には、「潜説友、字君高、児州緒雲の人。淳祐四年（1244）の進士。嘗て知建德県となった。咸淳二年三月、枢密院編修官兼権刑部侍郎兼権右司郎官を以て秘書丞に除され、十一月に軍器少監に除され、四年に朝散郎直華文閣両浙運副を以て司農少卿兼知臨安府に除され、ついで措置両浙運司となり、戸部尚書に抜擢された。十年に知平江府となり、翌年城ごと元に降伏した。後に李雄に殺された」と書かれている。一方、昌彼得ほか編『宋人伝記資料索引』（台北：鼎文書局、1979）では、「咸淳六年、中奉大夫権戸部尚書知臨安府」とし、さらに知平江府の際「元兵が至ると城を棄てて逃げ、後に福州にて降伏した」とする。このように、彼の伝記は元々の記載分量が少ないこともあり、混乱し錯雜した状態である。

¹⁸ 管見の限りでは、『景定嚴州統志』卷五「知県題名」にみられる知建德県の事蹟、『延祐四明志』卷五「人物考 袁洪」などに散見される浙東提挙の事蹟程度である。

¹⁹ 咸淳年間についての大まかな流れは、宮崎市定「南宋末の宰相賈似道」（『宮崎市定全集11 宋元』、岩波書店、1992、初出『東洋史研究』6卷3号、1941）、山内正博「南宋政権の推移」（『岩波講座 世界歴史九』、岩波書店、1970）、梅原郁「南宋の臨安」（同編『中国近世の都市と文化』、京都大学人文科学研究所、1984）、何忠礼『南宋政治史』（北京：人民出版社、2008）、方建新『南宋臨安大事記』（北京：人民出版社、2008）などを参照。

²⁰ 寺地遵「南宋末期、公田法の背景」（『史学研究』231号、2001）。その他、同「賈似道の対蒙防衛構想」（『広島東洋史学報』13号、2009）を参照。

²¹ 『咸淳臨安志』卷九「行在所録 監當諸局 咸淳倉」。「咸淳四年朝廷議建廩、增貯公田歲

咸淳四年、朝廷は倉を建設して公田収入米の貯蔵量を増やすことを検討した。そこで瓊華の廃園を買収し、内酒庫の柴炭置き場も使って拡大した。臨安の知事潜説友に命じて倉を建てさせたが、棟数は一〇〇、全体の幅は五〇〇二間ほどであり、米六〇〇万石を収納できた。

以上の記載によれば、賈似道の公田法による収入を貯蓄するため、潜説友が倉を建てたという。これらの政策は、臨安に物資をあつめ、住民の負担を軽減するものであり、寺地氏の言う「臨安の救済」の一環と言える。

穀物備蓄の背景として、端平年間（1234～36）以降、会子（紙幣）の価値が下落し信用が低下したことも挙げられる²²。『咸淳臨安志』内の会子庫関連の記載には、主に部門の整理と撤退について次のように述べられている²³。

咸淳年間以降、朝廷は造銭を停止する措置を行い、元年の五月から閏子（送金手形）を停止し、（最後の会子である）十八界については三年の三月から停止した。

これらをあわせて考えると、会子の信用低下に伴い、裏付けとなる穀物などの財源を臨安に集中し始めたと見ることができる。

第二に、同じく咸淳年間前半を中心とした、朝廷の嘉事に関連した潜説友の事蹟について分析する。前述の序にも見られたように、この時期臨安周囲は比較的平穏であり、それを踏まえて、朝廷は首都の繁栄を演出し政権の安定を図ろうとしていた²⁴。潜説友の著作中の記載（別表1中の6～13）では、「獄空」（6～9）²⁵と儀礼祭祀（10～13）という二つの側面に分けることができる。前者は、牢獄から罪人がいなくなることであり、それによってその土地がよく治まっていることを人々にアピールすることができた。朝廷はこれを善政の証とし、知府は表彰を受けることができ、朝廷と地方官の双方にとって利益があった。後者の儀礼祭祀は、朝廷の権威と正統性を表示するものであり、『咸淳臨安志』内の建造物の記載とも関連している。『咸淳臨安志』には皇帝と関わりの深い「社稷」を潜説友が修築したことについて、記載が見られる。

（社稷）壇はもと嘉会門の内にあり、今は城西一里ほどの小昭慶寺の側に移した。（壇の）基は湖の間近にあり水により壞された。咸淳四年安撫の潜説友は壇の土台を築いて

入之米、乃捐錢買瓊華廢圃、益以內酒庫柴炭屋地。命臨安守潛説友創建、凡為厥百、為間五百有二、為米六百萬石。吏部侍郎兼直學士院馮夢得為記。」なお、この他に「豊儲倉」「端平倉」にも同様の記載がある。

²² 端平年間以降の会子の信用低下については、高橋弘臣「南宋臨安と東南会子」（『愛媛大学法文学部論集』31号、2011）を参照。

²³ 『咸淳臨安志』卷九「行在所錄 監當諸局 会子庫」。「自咸淳以來朝廷措置住造銭、關止於元年之五月、十八界止於三年之三月。」他に「造会紙局」にも関連の記載がある。

²⁴ 高橋弘臣「南宋の皇帝祭祀と臨安」（『東洋史研究』69卷4号、2011）を参照。

²⁵ 牢獄から罪人がいなくなることは善政の象徴であり、地方官が奏上し、朝廷がその地方官を表彰するという仕組みになっていた。獄空については、石川重雄「宋代的獄空政策」（『唐宋法律史論集』、上海：上海辞書出版社、2007）を参照。

新しくした。また、斎宇や庵屋等九棟の建物を建設し、その周りには石垣と石畳を造った。²⁶

また、潜説友は「御街」の修築にもかかわっている。

和寧門外から景靈宮の前まで、(皇帝が)輿に乗って進む路である。何年も久しく修築されていなかった。咸淳七年安撫の潜説友が朝廷の命を奉り修繕した。その内、六部橋路口から太廟の北に至るまでの間は、大礼に当つて別に修理した以外、南北一万三五〇〇尺ほどである。もとは舗石で舗装され、舗石の数は三万五三〇〇ほど、そのうち石が壊れて交換したものは約二万であった。²⁷

これらはいずれも、潜説友による建築物の修築に関する記事であり、修築の目的はそれを舞台とした儀式による、朝廷の正統性の表示であると言えよう。宮殿と街をつなぐ「御街」の整備に見られるように、人々に対して、視覚的にも朝廷の権威を誇示しようとしていたことが見て取れる。潜説友は命を受けて、建物を修築すると共に、それを文章としても残し、朝廷の正統性と権威の保持に貢献していた。

第三に、潜説友は儀礼に使う以外の都市施設の建設にも当たっていた。着目すべき内容は主に次の三つに分けられる。

一番目は、杭州の基礎となる堤や井戸の整備である²⁸。西湖の著名な蘇公堤については、次のように記述されている。

…咸淳五年朝廷は錢を給し、守臣潜説友に命じて増築した。土石を運んで窪を埋め、高さを二尺増し、全長七五八丈、幅は皆六〇尺とした。堤に沿つて元は亭が九軒あったが、これらも新しくし、さらに花木数百本を補った。²⁹

蘇公堤をさらに堅牢なものとし、加えて亭や花木といった装飾的な部分も充実させている。この蘇堤再建には賈似道も亭の再建に直接協力をしている。杭州城内の最も基本的な生活

²⁶ 『咸淳臨安志』卷一八「疆域三 星土日辰 社稷」。「壇舊在嘉會門內、今徙於城西一里小昭慶寺。側基瀕湖間圯於水。咸淳四年安撫潛説友築壇壝而新之。創齋宇庵屋等凡九楹、周以石垣且甃路。」

²⁷ 『咸淳臨安志』卷二一「疆域六 橋道 御街」。「自和寧門外至景靈宮前、為乘輿所經之路。歲久弗治、咸淳七年安撫潛説友奉朝命繕修、內六部橋路口至太廟北、遇大禮別除治外袤一萬三千五百尺有奇。舊鋪以石衡從為幅三萬五千三百有奇、易其闕壞者凡二萬。蹕道坦平、走轂結軫、若流水行地。上經涂九軌於是為稱。」近年、御街の発掘調査が行われ、張建庭主編『南宋御街』(杭州：浙江人民出版社、2006) がその報告及びこの記載との比較を行っている。また、林正秋「試探南宋杭州城市建设的成就与特点」(『杭州師範大學學報』2008年5期) はその都市の中の位置づけについて述べている。

²⁸ 高橋弘臣「南宋臨安城外における人口の増大と都市領域の拡大」(『愛媛大学法文学部論集』23号、2007)、同「南宋臨安の下層民と都市行政」(『愛媛大学法文学部論集』21号、2006)、原瑞美「西湖開濬小史—南宋臨安研究によせて」(『アジア史研究(中央大学)』34号、2010)などを参照。

²⁹ 『咸淳臨安志』卷三二「山川十一 湖上 蘇公堤」。「…咸淳五年朝廷給錢、命守臣潛説友增築載礫運土填窪。益庫通高二尺、袤七百五十八丈廣皆六十尺。沿堤舊有亭九、亦治新之、仍補種花木數百本。」他にも「小新堤」「湖山堂」「放生池」といった項目が見える。

水源であった井戸の「六井」については次のようにある。

…咸淳六年、安撫の潜説友は取水用の石構えを作り、全長一七〇〇尺で、深さと幅は以前の倍であった。内外ともにますます堅牢であった。³⁰

これらは西湖の堤や井戸といった、杭州の基礎的な建造物の修復作業であり、歴代の知臨安府と並べて潜説友の修復の業績が『咸淳臨安志』に記載されている。

二番目は、祠廟の整備である³¹。白塔嶺にある善順廟は、民間で建てられた祠であったが、咸淳年間になると政府から額が与えられ、公認された。

…以前の伝承には、民間で小さな祠を建て、船の往来を守るとし、平波神祠と称していた。嘉定十七年祠から廟となり、咸淳元年に詔して善順の名を賜い額とした。³²

政府公認の神として額を与え、廟を保護することは、無論、神の加護を期待する行いである。しかし、それと同時に、参拝する人々に政府を印象づける有効な手段であったことも忘れてはならない。背景として、当時浙江の水軍が大幅に増強されており³³、その関連で水軍駐留地沿いの祠廟の整備に力が注がれていたことが推測される。

三番目は、建造物の名付け方によって、潜説友と賈似道の政績を強調することである。臨安府庁の中に新たに増築された「清明平軒」の名前の由来については、次のようにある。

…咸淳五年安撫の潜説友が平章賈魏公の（清明平の）三字で書かれた褒め言葉を受け、それを額にして別室に掲示し訓戒となるようにしたものである。それを名前にした。³⁴ 賈似道が潜説友を「清明平」であると賞賛し、それを額にすると共に、建造物の名前にもしたのである。「見廉堂」についても、似たようなエピソードが記されている。

咸淳五年十二月安撫の潜説友が撤去したうえで新たに建築し、その上に樓を高くそびえさせたので、欄干から四方の百万人家を見ることができ、さながら絵のようであった。南は諸峰に面して相対し挨拶をするがごときであった。前は郡堂で、増築や変更がずっと続いているばらばらに立ち並び、眺めは良くなかった。そこで内から外に真っ直ぐに並ぶように建築させ、眺めをふさがないようにした。堂が完成したとき、ちょうど公（潜説

³⁰ 『咸淳臨安志』卷三三「山川十二 湖中 六井」。「咸淳六年安撫潜説友乃更作石筈、袤一千七百尺深廣倍舊。外捍內錮、益堅緻然。」杭州において生活用水の確保は歴代地方官の課題であった。佐藤武敏「唐宋時代都市における飲料水の問題—杭州を中心に」（『中国水利史研究』7号、1975）を参照。

³¹ 南宋臨安の祠廟・寺觀については、牟振宇「南宋臨安城寺廟分布研究」（『杭州師範学院学報』2008年1期）をあわせて参照した。

³² 『咸淳臨安志』卷七一「祠祀一 善順廟」。「在白塔嶺。舊傳、民間建小祠、保舟楫往來、號平波神祠。嘉定十七年易祠為廟。咸淳元年詔賜善順為額。」他にも「孚應廟」「嘉沢廟」などがある。

³³ 例えば、『咸淳臨安志』卷一四「行在所錄 禁衛兵」の「殿司寨 浙江水軍」には、寶祐二年（1254）に2800人で創設された水軍が、咸淳四年（1268）に1万人に増額されている記事が見える。

³⁴ 『咸淳臨安志』卷五二「官寺一 清明平軒」。「在簡樂堂後。咸淳五年安撫潜説友、因得平章賈魏公三字之褒、歸而揭。諸便坐以為訓故名。」

友)が酒税を整理して朝廷で廉能の称賛に足りる者と(皇帝と宰相賈似道から)称賛されたことから、因んで堂の名前にした。³⁵

「清明平軒」「見廉堂」といった亭の名前とその説明に、潜説友自身の業績と、賈似道との協力関係のアピールが見て取れる。よく見える建物に宰相や地方官にまつわる名前を付けることは、人々に彼らの業績を強く印象付けることにつながったであろう。

都市施設の建設に関する記載をあわせると、杭州の繁栄が政府によってもたらされたという印象を植え付けると同時に、政府と神の加護の結びつきを演出しているように思われる。加えて、地方官そして宰相の業績アピールにもなっていると言える。

第三に、咸淳年間後半を中心とした文化政策関係の事蹟が挙げられる。潜説友が自ら文章を残したもの(別表1の中の15~19)は、全て知臨安府解任後に行ったものである。ただ、『咸淳臨安志』の中の記載を見れば、知臨安府の時期にも文化関係の事蹟が散見される。例えば府学については次のようにある。

…淳祐六年理宗皇帝が御書二扁を賜った。十一年、趙安撫与鑑が一新し、また学校の棟を増やし、子弟二〇〇人を養った。咸淳七年安撫潜説友が民地を買収して拡大を議した。

八年、安撫の吳益が縦いで完成させた。³⁶

潜説友一人の行為ではないが、積極的に府学の振興に取り組んでいたことが見て取れる。

また、潜説友は咸淳年間の後半になると、名所をめぐって題を記したり詩を詠んで遊んだりしている³⁷。前述した蘇堤など西湖周辺の施設の整備は、このような遊覧の場を造り出すという意味もあっただろう。臨安統治時期には行政施策や建設を行いながら、学問や詩文、芸術といった文化を振興し充実を図る政策を頭の中で練っていたのではないか。賈似道がこの時期に遊宴を多く催していたことは、「亡国」のシンボルとして非難を受け続けた。しかし、遊宴を催すこと自体は、その場で作られる文章や詩文を通じ、繁栄する首都に相応しい文化を振興するという意味がある。賈似道が潜説友に『咸淳臨安志』を編纂させたことも含め、遊宴についても文化政策の方向から見直すことが可能であるように思われる。

では賈似道と潜説友が文化政策を行おうとした理由はどこにあるか。その手がかりとなる

³⁵ 『咸淳臨安志』卷五二「官寺一 見廉堂」。「在中和堂前。舊為七間堂、歲久橈腐且庫狹、弗與前宇稱。咸淳五年十二月安撫潛説友撤而新之、樓其上最為高聳、凭檻四望百萬人家、森然畫圖中面南諸峯若拱若挹。前是郡堂、或增或易、非出一時以故離立錯峙、於觀不整。至是由內達外直、若引繩無少枉蔽。堂成會修復、酒政公朝有足見廉能之褒、因取以名。」

³⁶ 『咸淳臨安志』卷五六「文事 府学」。「淳祐六年理宗皇帝賜御書二扁。十一年趙安撫與鑑又一新之、且增學廩、義弟子員二百人。咸淳七年安撫潛説友買民地議增闢。八年安撫吳益踵成之。」前掲宮崎市定「南宋末の宰相賈似道」では、政権に異議を唱える学生を懐柔する政策を行ったとされるが、その一環でもあるだろう。その他、黄震『黃氏日抄』卷九七「墓誌銘」の「処士張君孺人林氏墓誌」には節婦を丁重に弔って称賛を受ける潜説友が描かれている。

³⁷ 『咸淳臨安志』卷九七「紀遺九 紀文 詩」の「大傅平章賈魏公旧題於潛道中」に見られる賈似道と潜説友の唱和など。その他、同書卷三七「山川十六 井 城内外」では、龍井の題額を書したことが記載されている。

のが、前節で挙げた『景定建康志』とその編者馬光祖、及び『咸淳臨安志』に先行する『淳祐臨安志』とその編者趙與薦である。この二つの地方志及びその編者には二つの共通点がある。ひとつは、自らの編んだ地方志の中で、自身の業績をアピールしていることである³⁸。もうひとつは、共に学問や文化のリーダーとしての地位を得ていたことである³⁹。

一方で、『咸淳臨安志』と潜説友は、賈似道政権のアピールを行う立場にあり、馬光祖や趙與薦とは政治的には対立関係にあったと思われる。馬光祖は潜説友の従う賈似道とは政策的に相容れない立場にあった。しかも陪都の地方志を立派に制作し献上した馬光祖は、潜説友にとってはいわば、乗り越えるべきライバルであった⁴⁰。また、趙與薦が再建した建造物は少なくなかつたが、それらを潜説友が改めて修築している⁴¹。潜説友が前任者を模倣しつつも乗り越えようと図っていたことがうかがえる。特定の文化的裏付けや道学の派閥の支持を持たない賈似道や潜説友の一派が好敵手の業績を上回るために、文化的な営為を地方志の上で強調する必要があったのではないかと考えられるのである⁴²。

改めて、咸淳年間における賈似道の政策的動向とこれら一連の潜説友の行政記載を比較してみる。潜説友が着任した咸淳四年以降、モンゴル軍の湖北地域への侵入が激しくなる中で、賈似道の政策に関する記載は、『宋史』などの史書に「深居していても、台諫の彈劾、諸司の人事や首都周辺の行政一切の事で関与しないものはなかった」と書かれる半面、具体的な記載はほとんど見えなくなる⁴³。加えて、専ら邸宅で遊楽にいそしんでいたように描かれ、

³⁸ 馬光祖については、『宋史』卷四一六「列伝 馬光祖」などの伝記に見られる知建康府の称賛付きの評価や、『景定建康志』の各項目に見られる称賛を参照。趙與薦については、高橋弘臣「南宋後半期の臨安における都市政策—地方志の記述と記憶をめぐって」(『平成二三年度愛媛大学法文学部人文系担当学部長裁量経費研究成果報告書』、2012)にて既に指摘されている。なお、馬光祖は呉泳『鶴林集』卷二三「与馬光祖互奏状」において、地方統治の失敗を厳しく糾弾されている。また趙與薦も、高橋弘臣同論文において、称賛と実態の地方統治とがかけ離れていた可能性を指摘されている。両者共に「政策の過酷な面を隠蔽しようとする」記載であったのかもしれない。

³⁹ 馬光祖については、袁桷『清容居士集』卷三三「先君子蚤承師友晚固娘貞習益之訓伝於過庭述師友淵源錄」にみえるその評価と周囲の交友関係を参照。趙與薦については、『呉興備志』卷一三にある伝記に見られるような、楊簡(慈湖)に師事し「節齋先生」と言われた一面を持っていた。

⁴⁰ 象徴的な史料が袁桷『清容居士集』卷三三「先大夫考述」に見られる。税未納分の取り立てを言いたててきた潜説友(当時浙西提挙)に対し、袁洪(著者の父)は「馬公(光祖)との取り決め」を持ちだし最後まで拒絶するのである。

⁴¹ 具体的には、『咸淳臨安志』中の前掲「端平倉」「小新堤」「六井」など。

⁴² 前掲袁桷「先君子蚤承師友娘貞習益之訓伝於過庭述師友淵源錄」には、『資治通鑑』の注で知られる胡三省が、賈似道に見出されて史館に留められ、『資治通鑑』の検討に没頭できた旨が書かれている。直接の言及はないが、賈似道(と潜説友)が史書に対し関心を持っていたこと、馬光祖や袁洪に連なる明州・婺州系士人に対し、賈似道のほうもその文化的能力に目をつけ、傘下に置こうとしていたことがうかがえるのである。

⁴³ 『宋史』卷四七四「列伝 蔡州 賈似道」を参照。なお、同様の文章が『宋季三朝政要』卷六「度宗」の咸淳四年の項目にも見られる。なお、前掲山内正博「南宋政権の推移」にお

非難されていたことは既に述べた。だが、ここで挙げた潜説友関連の行政記載は、そのほとんどが賈似道と結びつく。潜説友は咸淳年間に猛烈な昇進を遂げ、背景に賈似道の引き立てがあったことは指摘されている⁴⁴。さらに、前述の寺地氏が指摘するように、賈似道の政策は他の地域を度外視して臨安を繁栄させるものであるならば、この『咸淳臨安志』の編纂自体が、臨安の繁栄を創りだした賈似道を顕彰することが目的であったと言える。

以上が、潜説友個人を視座とした咸淳年間の状況である。咸淳年間において、潜説友は宰相賈似道と歩みをそろえながら、臨安の繁栄を政策によって支え、建造物によって演出する作業に従事していた。財政や朝廷関連から始まり、徐々に文化方面に移行していく政策の流れは、咸淳七年の解任によって中断するが、潜説友の中では一貫性を持った作業だったのでないか。『咸淳臨安志』は文化方面的政策のひとつであり、自らと賈似道らによって実現された都の繁栄をアピールする場として位置づけられていたように思われる。

(3) 『咸淳臨安志』の記載基準—「官績」を事例として

『咸淳臨安志』がどのような記載基準を持っていたかについては、過去の杭州の地方官を記載する「官績」の項目⁴⁵を分析するのが有効である。なぜなら、官績は歴代の杭州統治者、特に宋朝になってからの地方官がいかに善政を行ったかを記載する部分であり、当時の地方官であった潜説友にとって、自らの統治の前提となる歴史を描く部分として重要だったからである。官績という項目は、既に『乾道臨安志』においても存在していたが、その内容・形式は『咸淳臨安志』のそれとは大きく異なっている。前節にて咸淳年間の潜説友の動向と地方志の記載との関連を検討したが、南宋初期に編まれた『乾道臨安志』と比べて、どのように異なっているのか。官績項目を例として、記載基準の変化を考えてみたい。

『乾道臨安志』との比較の概要は〔別表2〕にて示している。人物としては、王化基・胡則・何中立・呂濤・王琪・沈立・陳軒が外れ、司馬池・楊偕・孫沔・祖無抯・蒲宗孟が新たに加わっている。これは、比較的記載が少ないか、あるいは杭州と関連の薄い人物を外し、地域文献に残る人間を新たに入れたものである。また、記載内容の変化もみられる。別表2の『乾道臨安志』と『咸淳臨安志』の内容異同例では、王欽若と范仲淹を挙げたが、例えば范仲淹の場合は、『乾道臨安志』ではその人格や知名度について記されているのに対して、『咸淳臨安志』では杭州における実際の治績の描写が行われている。その描写は、朱熹『五朝名臣言行録』の内容に沿ったものであり、范仲淹以外にも同書の内容に沿ったものは多い。

いては、この賈似道の記載減少を「(度宗が賈似道を)敬して遠ざけた」ものとしているが、前掲宮崎市定「南宋末の宰相賈似道」が述べているように、後世の歴史書編纂の際に意図的な記事の選択が行われた可能性もある。

⁴⁴ 前掲近藤一成「南宋一「佞臣」死して名著を残す」を参照。

⁴⁵ 本稿第二部の議論、及び前掲小二田章「方志と地域」などを参照。なお、ここで扱う『咸淳臨安志』の官績項目は、巻四六から四九「秩官」の宋代部分を主に用いる。

朱熹が示した「名臣」の基準に則った記載になったものと思われる⁴⁶。また、同様に記載が詳細になる傾向は、南宋期の地方志に共通したものである。『咸淳臨安志』も他地域の地方志と同様に、地域に貢献した地方官をその功績と共に記載し称賛することで、地域の統治の系譜を作ろうとしているのである。

次に、『咸淳臨安志』中の南宋期の官績を概観する。『乾道臨安志』と違い、『咸淳臨安志』は南宋期の官績を記載している。侍其傳から張杓までの二三事例だが、これらは史書から転載したような日付つきの形式で書かれており、北宋期の官績と違い、年月の順に並べられているだけで、評価や整理を行っていない。また、記載が行われているのは紹熙初（1190）までであり、皇帝の代としては寧宗より前のものだけである⁴⁷。このことは、『咸淳臨安志』が同時代の評価に踏み込まなかつたことを示している。また、寧宗以降の記載をはばかっていることから、それ以降を同時代として認識していたものと思われる。

さらに、この官績項目を『景定建康志』をはじめ、北宋期の『長安志』、元代に編まれた『河南志』あるいは元代の大都を描いた『析津志』といった、いわゆる都城の方志と比較してみる⁴⁸。まず、『景定建康志』には官績の項目が存在しない⁴⁹。先行する北宋期に編まれた『長安志』、元に編まれ北宋の記載を多く含む『河南志』にも、官績の項目はない⁵⁰。そして、『析津志』においても、やはり官績の項目は存在しない⁵¹。これらを考え合わせると、首都でありながら官績を詳細に書いている『咸淳臨安志』の特殊性が浮き彫りになる。宋代杭州は、都でありながら、地方の統治を象徴する項目である治績について詳細に描いている

⁴⁶ 本稿第二部3章「「名臣」から「名地方官」へ」を参照。

⁴⁷ 例として、周淙の記載の一部はこのようである。「(乾道五年)四月十一日、淙が上奏して言うには、『渾水・清水・保安の三つの水門は修理が終わりました。もし可能なら、官一員を派遣して水門監視役とし、水門兵に時々開閉させるのを管轄させて隨時水が流れるようにし、河道が堆積物で塞がらないようにしたく。本府の大小使臣の中から（派遣する官をお選びください）』と。これに従う。」

⁴⁸ 宋敏求纂修『長安志』、佚名『河南志』を参照。熊夢孫纂修『析津志』については、既に原本は佚失しているため、北京図書館善本組輯『析津志輯佚』（北京古籍出版社、1983）を使用した。なお、今回の比較は官績項目の形式などに限ったものであり、本格的な首都・陪都ら都城の方志の特徴検討、さらに方志の南北差といった問題については、別稿を待ちたい。

⁴⁹ 官績に関する項目はないが、卷二四「官守志」には歴代知州の名が列挙されている。なお、明代の陪都としての方志である程嗣功纂修『萬曆應天府志』では、卷二四・二五「宦蹟伝」にて充実した官績の記載が行われている。

⁵⁰ 「名宦」という項目があるが、内容は「同地域で活躍した官僚・軍人」であって、地方統治の業績を顕彰するものではない。同書は大半が佚失しているため、本来官績の項目があったかもしれないが、不明である。なお、時代が下った清代の繆荃孫纂修『光緒順天府志』では、卷八から卷一〇「名宦」の項目の大半がこの『析津志』からの引用であり、やはり地方統治の業績に関しては少ないままである。

⁵¹ これら二つの方志は、都城としての機能のみを取り出した、いわゆる都城志であって、今回扱う都城の方志の概念と完全に同じとは言い難い。ただ、都城について記載する態度を検討する際の比較には一定の有効性を持つ。

のであり、言い換えると杭州という地域の統治の系譜を無視できない状態にあったのではないか。その背景には、杭州が仮の都「臨安」であり、北宋期に地方としての歴史を積み重ねていたことが考えられる。

そして、官績と関連する項目として、『咸淳臨安志』の末尾に付された「紀遺」の項目がある。この項目は、正規の場所からこぼれた補充メモのような部分であり、その中には官績と関わるものもある。紀遺項目に載せられた官績関連の記載は、『建炎以来繁年要録』からの引用が多いが、長編から筆記まで多彩な引用元記載をもっている。その中でも、北宋期の知州、戚綸⁵²と孫沔⁵³は官績と紀遺の双方に記載があり、別表2で比較してみると、官績に書けないものを紀遺に入れたことがうかがえる。例えば、戚綸が異動させられた理由や、孫沔が左遷させられた理由については紀遺に入れられている。杭州の繁栄を示す地方志として、官績はある程度一貫して、成功した宋朝による地方統治のイメージを提示せねばならず、その基準にそぐわない異動や左遷といった内容や『建炎以来繁年要録』のような編年形式の記載は紀遺の方にまとめられたのであろう。

以上が、「官績」の項目からみた『咸淳臨安志』である。官績からわかるのは、『咸淳臨安志』は宋朝の統治による「福」が杭州にどのような恩恵を与えたかを明確にすべく、官績について詳細な記載を行っていることだ。朱熹の書物由来の記載などが含まれているのは、当時の道学の風潮に編者も影響を受けたことを明確に示すものである。さらに、他の同時代の都城の地方志と比較した場合、『咸淳臨安志』が地方統治の系譜を無視できない、特殊な地方志であることがより明白になる。一方で、その記載目的は杭州がいかに宋朝の統治によって繁栄してきたのかという成果を示すためのものであり、その基準にそぐわない史料は「紀遺」に記されるにとどまっていた。

おわりに

本章では、『咸淳臨安志』の中心編纂者である潜説友と社会背景について検討を行った。

『咸淳臨安志』は、南宋王朝の成果と現在の繁栄を記録し称揚する意義を持っていた。編者の潜説友は、宰相の賈似道と協力し、建造物や地方志を通して、杭州の総合的な繁栄を演出していたのである⁵⁴。そこには、馬光祖や趙與誠などの先行する文化的指導者に対抗するという、潜説友自身の課題があった。地方志における記載は、通常は地域の税目などの数値と名所名跡を示すものであるが、『咸淳臨安志』は、対モンゴル政策から離れた賈似道政権

⁵² 戚綸については、本稿第二部2章「北宋初期の地方統治と治績記述の形成」を参照。

⁵³ 孫沔については、本稿第二部4章「孫沔と杭州」を参照。

⁵⁴ 潜説友は杭州以外の浙江全域にもその政策を広げていた。『咸淳臨安志』卷三七「山川十六井 余杭縣」には、「潜公井」という自分の名入りの井戸を作らせていたことがみえる。なお、黄震『黃氏日抄』卷八七「記」の「臨安府昌化縣重建平羅倉記」、令狐亦岱纂修『乾隆縉雲縣志』卷三「学校志 書院」の「獨峰書院」にも、知臨安府として、杭州以外にも「善政」を行う潜説友が描かれている。

の文字通り目に見える成果を強調するためのものであった。

「官績」の項目は、その地域を統治してきた政府の成果を示すものであるが、同時にその記載内容の取捨選択を通じて、地域の人々にとっての地方統治の必要性を示している。『咸淳臨安志』の場合、先行する地方志よりも詳細に官績を記していた。南宋期に各地で編まれた地方志のやり方に習い、地域と結びついた地方統治を描いていたのである。

『咸淳臨安志』は、先行する『景定建康志』と同様に「行在諸錄」という部分を冒頭に置いたことに象徴されるように、皇帝の都であることを主張していた。一般に、都の地方志は皇帝に帰属する詔勅や建造物などを重視するため、地方統治に関する記述は比較的薄くなる。しかし、『咸淳臨安志』の場合、前述のとおり、杭州の「福」、最終的に賈似道と潜説友によって作り出された繁榮につながる要素を表現する必要があった。そのため、都城の地方志としては例外的に、「官績」をはじめとした地方統治に関する部分にも、十分な注意が払われているのである。

なお、潜説友はのちに知平江府に着任したが、そこで元朝に降伏し、悪評を負うことになる。後任の知平江府が有名な文天祥であったこともあり、その比較が史家に印象付けられ悪評を増大させた。一方で、蘇州近隣の士人には、彼の降伏により蘇州が破壊を免れたという別の印象を持たれ、また彼の出身地である處州縉雲では「名地方官」として名声が残り続けた⁵⁵。そこには、彼の政策の成果の一端を見ることができるかもしれない。

最後に、なにゆえ『咸淳臨安志』は模範にされたのかということを考えてみる。まず、編纂理念から考えてみると、『咸淳臨安志』の特徴は、大規模にして詳細な記述と朝廷を意識し、その統治を強調したことであった。それは先行する『景定建康志』から受け継いだものであった。『景定建康志』は後の袁桷へと繋がる、明州・婺州系士人のネットワークの中で制作された⁵⁶。その後の元から明初にかけて、史書編纂に多くの明州・婺州系士人が関わっ

⁵⁵ 悪評については、前の注17を参照。『洪武蘇州府志』以降の蘇州の地方志は、「名宦」の項目に周密『癸辛雜識』に由来する、潜説友の降伏により蘇州は屠城を免れたとする記載を引用する形で潜説友を記載する。また、潜説友の出身地である縉雲県では、潜説友に対する肯定的な評価や記載が多いほか、南宋後期に限り「潛」姓の士人たちが活躍していた様がうかがえる。『乾隆縉雲縣志』卷六「人物志 宦績」などを参照。處州の地域士人層から身を立てた潜説友と、彼を謀殺したとされる福建出身の王穀翁をとりまく宋末元初期の道学あるいは地域的派閥の関係というテーマは、宋元交替時の士人層の動向という問題とも関わり、非常に興味深いものである。稿を改めて考えてみたい。

⁵⁶ 婺州系士人のネットワークとその地方志に対する取り組みについては、ピーター・ボル（高津孝訳）「地域史の勃興—南宋・元代の婺州における歴史・地理学と文化」（高津孝編『中国学のパースペクティヴ』、勉誠出版、2010）を参照。前掲袁桷「先君子蚤承師友晚固娘貞習益之訓伝於過庭述師友淵源錄」を見ると、婺州と明州の士人達に少なくない結びつきがあったことがうかがえる。黃寛重（見城光威訳）「両宋時代の政策と士風の変化」（『中国一社会と文化』24号、2009）はこのような南宋後期における士人達のネットワークと地方志編纂事業の関係を「郷土意識の成熟」という見地から分析する。『咸淳臨安志』の編纂も、彼らを引き付ける文化事業として潜説友（賈似道）にとらえられていたのではないだろうか。

ていたが⁵⁷、同時期に中央政府が地方志編纂の命令を発していることを考え併せると、地方志の編纂やその形式にも影響を与えていたと考えられる。新たに地方志を作ろうとする後世の地方志編者にとって、『景定建康志』に連なる『咸淳臨安志』は模範となるべきルーツの一端にあったのではないか。

次に、杭州の事情を考えてみると、既に述べたように、『咸淳臨安志』は杭州の国家に対する功績の大きさと、中央政府の統治が杭州にもたらした「福」をアピールすることにある。そのため、後に『乾隆杭州府志』が完全に模倣したように、国家に繋がる地方志という形式のモデルとしてふさわしかったのではないだろうか⁵⁸。そして、官績の項目にみられるように、一方では南宋期の地方志編纂の潮流に乗った、地方の地方志としての側面も持っていた。元以降、杭州が一地方都市となり、都としての繁栄は遠いものとなった。したがって、潜説友が『咸淳臨安志』で示した南宋末臨安の繁栄は、後世の杭州統治者や住民にとって、繁栄のノスタルジアに繋がりうるものであった⁵⁹。これらをあわせて考えると、『咸淳臨安志』は中央の意図に合致し、杭州の人々が望んだ都としての繁栄の演出という需要も結果として満たし、さらに都ではない地方の人々が地方志を作る際の手本になる要素も持っていた。それは、地方志の模範としての条件を十分に満たすものであったといえよう。

⁵⁷ 元においては袁桷をはじめとする明州系士人が史書編纂に大きな影響を与えていた。稻葉一郎「袁桷と『延祐四明志』」(同『中国史学史の研究』、京都大学学術出版会、2006) を参照。

⁵⁸ 前掲小二田章「方志と地域」では、官績項目を中心としながら、歴代の杭州の地方志の形式などの比較を行っている。特に興味深いのは、清の乾隆帝の南巡に伴い、冒頭に「行在諸錄」を模倣した「宸章」を立てている『乾隆杭州府志』である。詳細は次章を参照。

⁵⁹ 吳自牧『夢粱錄』や周密『武林旧事』などの臨安回顧を行う書物の多くが、『咸淳臨安志』に材料を求めている点からもうかがえる。

別表1 潜説友自身の作成した文章

	番号	題名	引用元	備考
納税 関連	1	代四五等戸輸明年畸零夏税状 咸淳五年	咸淳臨安志卷五九	
	2	代四五等戸輸秋苗税状 咸淳六年夏	咸淳臨安志卷五九	
	3	代四五等戸輸明年畸零夏税状 咸淳六年	咸淳臨安志卷五九	
	4	書代輸畸零税事 咸淳五年	咸淳臨安志卷五九	
	5	書代輸畸苗税事 咸淳六年夏	咸淳臨安志卷五九	
	6	跋契諭獄空詔 咸淳五年正月	咸淳臨安志卷四一	
	7	跋契諭獄空詔一 咸淳六年正月	咸淳臨安志卷四一	
	8	跋契諭獄空詔二 咸淳六年七月	咸淳臨安志卷四一	
	9	跋契諭獄空詔 咸淳七年正月	咸淳臨安志卷四一	
	10	跋字民訓	咸淳臨安志卷四二	
	11	跋字民銘	咸淳臨安志卷四二	
朝廷 嘉事 関連	12	顯佑廟題識 咸淳五年	咸淳臨安志卷七三	朝廷に平和の預言をしたため、官が建て直しその際に書かれた
	13	顯佑廟祝文	咸淳臨安志卷七三	
	14	忠佑廟祝文	咸淳臨安志卷七三	
都市 関連	15	咸淳臨安志序	咸淳臨安志 卷首	
	16	建置范文正公祠堂申状	范文正公褒賢集卷二 吳都文粹統集卷一二	平江府
文化 政策 関連	17	吳郡新建范文正公專祠奉安日講義 咸淳十年	范文正公褒賢集卷三 吳都文粹統集卷一二	平江府
	18	長洲縣改立學門記	道光蘇州府志卷二五	長洲県(平江府)
その 他	19	王顥齋墓碑題 咸淳九年十二月	光緒青田縣志卷六	青田県(处州)
	20	經界圖籍序 開慶元年十月	景定嚴州統志卷二	建德県(嚴州)
	21	仙都山題記 景定五年四月	光緒縉雲縣志卷一二	縉雲県(處州)
	22	浙東提舉到任謝表	雍正浙江通志卷二五九	慶元府

別表2)官銀部分の比較(異動年月官歴以外)

『乾道臨安志』にのみ記載された地方官		『咸淳臨安志』にのみ記載された地方官	
王化基	本伝によると字永固、真定府の人。嘗て東南行百韻を作り、好學者 は伝えてよく称った。	司馬池	咸淳元年庶民、江鈞張從諒が兩浙转运使となり、池を憎んで中傷し上奏した。九月辛酉に知錢州に降格と なった。以前吏が官銀を盈んだ際、餘の私費を補填するために供述したことがあつたが、まだ從革の姻戚が税を納 めず密かに人をやつて取り立てたことがあつた。これらの報復かと言う人もいたが、池は取り合わなかつた。
胡則	則は本伝によると字子正、婺州永康の人。若くして清名あり、風義を 尊んだ。真宗・仁宗が褒揚した。		
呂添	本伝によると字濟叔、揚州の人。進士第一に挙げられ、累遷して知 制誥知杭州となつた。性格は簡慢で、賓客を迎えた時も敷冒しから曾 わらず、時には「七字舍人」とあだ名した。とはいへ明敏で議論をよく し、一時の名人となり、多くの人から認められた。	楊浩	太平可致十象圖」を献上した。大風が浙をおこし、(錢塘)江岸の土石の半ばを削りとつた。浩は转运使田益 と急いで人徒を指揮し、土を粗めさせ、堤防を整修がせて、水没を免れた。その後完全修築を協議し、方略を 上奏し、その工費四十万を計上した。監司の許可を得て早馬で上奏したところ、詔により委任を受けた。また通 判等に命じて職務を分担させ、江淮兩川漕樞密使と十界の仕丁合計五千人を徵発し、土石を運び版築作りを させせる役にあつた。工事範囲は數十里以上に及び真冬の寒さに苦しんだが、誰も疲れたとは言わなかつた。十 二月に新堤が完成し、石堤記を再度作成した。
何中立	本伝によると字公甫、詩州の人。非常に文詞に巧みであった。	孫沔	浙の風俗は僧を尊び、ほしいままで婦女と私通した。沔はこれを厳しく取り締まり、禁配した者は非常に多かつ て風風山に介亭を建てた。
王琪	本伝によると字君玉、成都の人。詩により世に名を知られた。	祖無惣	
沈立	本伝によると字立之、和州の人。職事に勤勉で、得た給料の多くは 本の購入に充てた。	蒲宗孟	閩州の人。嘗て(南朝)宋齊から元豊年間までの賦税の詩三千余首を集め、三十巻の書に編み、世に広めた。
陳軒	本伝によると字元與、建州建陽の人。嘉祐八年に進士第二に挙せら れた。		
王欽若	孫賢する孫と、貢宗の御製詩全文	王欽若	『乾道臨安志』と『咸淳臨安志』の内寧裏同例(左:『乾道』、右:『咸淳』)御製詩が附られた旨の記載のみ
范仲淹	本伝によると字希文、内閣外和、至る所で恩徳があつた。町や村の 人々も皆その名字を知つていた。趙は文正。	范仲淹	実際の治績の描写。「江浙一帯は大飢饉に見舞われたが、范仲淹の政策はとても効果的であった。[彼の政策 で]県の人々は毎日西湖のほとりでボートレースや宴会を行ない、また諸寺院や後所は工事に勤め日々に千人もの役 夫を勤員した。公(范仲淹)が述べるところによると、要は工事を推進した理由は、全て余分な財を放出させて 貰いものに恵むためであつた。」
應天府差丘の人は、給と转运使の陳堯佐が當上するには、「浙江が氾 溢して江岸を壊し、州城に迫っているので、京師から専門の土木工 事を派遣し滞在して工役につかせてしまひ」と。詔によりこれに従う。早 馬を出し、转运使と検証を取ねた結果、江岸を整備しその柱石のあ り方を変えた。水患を免れたが、人々はその変更を非とした。	唐庚	『咸淳臨安志』直隸部分と經道部分の出典(左:直隸、右:經道)	初め臨江の堤は石を石積みたものだったが、浙の漫食で数年間に渡り、转运使の陳堯佐が竹子で には、「堤で湖を防ぐのは却つて民の負担になる」と。そこで知杭州の蔣鑑と協議し、堤を薪土に替えた。…趙氏の娘 で、既に幸且と許嫁の約束を交わしていたものがおりましたが、(中略)沔は幸氏の母が僧と私通していることを 訴抗し続けたが、聞により船は揚州に異動させられ、免佐もまた転任した。京西路转运使の李溥が篠石による 堤の復活を請け負つたが、数年しても完成せず、民力が大いに疲弊した。結局堯佐の案を採用したこところ、堤は 無事完成した。
孫沔	浙の風俗は僧を尊び、ほしいままで婦女と私通した。沔はこれを厳しく取り締まり、禁配した者は非常に多かつた。	孫沔	孫沔の左遷理由の詳細を述べた上奏。「かつて臨江の民鄭昱が妙を売つていたところ、(中略)沔は彼の家の傳 記を接収し累積の脱税が幾萬もあるとして、ついに彼を他の州に配流し奴隸としてしまいました。…趙氏の娘 で、既に幸且と許嫁の約束を交わしていたものがおりましたが、(中略)沔は幸氏の母が僧と私通していることを 聞きつけ、その妊娠を得ると共に、幸母を姦臣之法に照らして取調せさせ、遂に趙氏の娘を奪つて官部に住ま わせ、飲食寝起きを共にしていました。沔が並罪にしたもののは百人を超え、経験したときにも、その裁判文書を 盗んでいったため、後から冤罪を訴える者も、文書がなくて潔白を証明できませんでした。」

第4章 補論 宋代以後の杭州地方志と治績

はじめに 一宋代以降の地方志をめぐって

本章では、今後の展望を兼ねて、宋代より後に作成された杭州の地方志について、その「官績」項目（治績を主にまとめてある項目の総称）の宋代の治績記載のされ方を中心に検討を行う。

まず、議論の前提として、杭州の辿った歴史的過程を概観する。元朝の統治下で杭州は首都の地位から降りた。元朝末期には、元朝と反元朝勢力との抗争が浙江地域にて10年に渡り繰り広げられ、終結後に明朝の洪武帝（朱元璋）による富豪を対象にした強制移住政策が行われたことで、杭州は重度の荒廃に陥ることになった。明朝に入り、洪武帝は浙江地域の行政区域を改め、浙江省という現在に繋がる領域枠組を造り出した。杭州は明朝前半期を通じて活性化の兆しを示さなかった。明朝開始から100年程度経過した成化年間（1465～87）に到り、ようやく杭州は商業的な繁栄を見せ始める。嘉靖隆慶年間（1522～72）には、「東南第一」の都市であるという評価も得られるようになった。ただ、この時期ですら、「不及宋之盛（宋の繁栄には及ばない）」¹と表現されるなど、かつての繁栄には遠かかった。加えて、その嘉靖隆慶年間には、四度にわたる「倭寇」の襲撃をうけ、都市を大規模に破壊されるという困難も経験することになった。倭寇がおさまった萬曆年間（1573～1619）の中後期以降、杭州は再び安定した繁栄を他の江南都市と共に謳歌することになる²。特に注目すべきは、明代晚期の杭州が「観光都市」として繁栄したことである³。明清交代

¹ 沈朝宣撰『嘉靖仁和県志』卷一「官衙」より。

² 明末の江南都市の繁栄に関する研究は多いが、比較的新しいものとして、巫仁恕（鷺尾浩幸訳）「明清江南庭園の社会史的分析」（『史朋』41巻、2008）と井上充幸「明末の文人李日華の趣味生活」（『東洋史研究』59巻1号、2000）が挙げられる。

³ 明清期の杭州は、かつて首都を経験した上で経済的繁栄を迎えることができた、他に類を見ない都市である。そのため、史跡・詩跡など観光地点の整備とそれに付随した出版・戯劇など文化産業の発展が同時に展開していった。出版の盛行については、大木康『明末江南の出版文化』（研文出版、2004）を参照。この時代に、田汝成『西湖遊覽志』（嘉靖二十六年[1547]初刻、萬曆二十五年[1597]重刊）なども出版されていることは、その需要を示している。その背景には、明末に比較的平穏な時期が到来し、交通路の整備が行われたことで進展した。谷井俊仁「路程書の時代」（小野和子編『明末清初の社会と文化』、京都大学人文科学研究所、1996）を参照。観光開発の例としては、例として、観光地点の中心である西湖の状態が挙げられる。西湖は宋代の時点から園林開発などで観光地点が形成されて行ったが、同時に干拓・田畠化と水源使用、さらにはマコモの繁殖などにより常に脅かされていた。明代前半期には、そもそも干拓・水源を管理していた富豪層の強制移民により、その荒廃は頂点に達していた。その後、宣徳年間（1426～35）から地方官主導による回復作業が開始され、成化年間には西湖本体の整備がすすめられた。最終的には、正徳三年（1508）の知府・楊孟瑛による工事により、現在にいたる西湖の形が回復された。萬曆年間には、北部の「白堤」が重修されている。このように整備された西湖には、萬曆年間以降、かつての園林同様に、退休した貴顕たちの別荘が構えられるようになっていった。この例を見てもわかるように、明中期以降、杭州は自らの歴史と環境自体を原資とする開発を行ってきたのである。なお、五代以降、大量の寺院・

期、全体で20年に渡る戦乱が発生し、浙江地域も大きな被害を受けた⁴。杭州城内自体は順治二年（1645）にほぼ無血開城に近い状態で清朝の統治下に入り、それほど被害を受けなかったが、宋以来五度目の立て直しを余儀なくされたのは明らかである。軍事的・政治的に地域を掌握したあと、清朝が警戒したのは浙江地域の士人階層による文化闘争であった。そのため、康熙年間の「明史獄」を皮切りに、出版内容の検閲と有害とされた書物の刪改・破棄を恒常的に行った上、時には作者とその関係者のスケープゴート的処刑も行っていた⁵。その一方で、杭州は経済的な繁栄を保ち続けた。安定した経済力を王朝に取り込むことに腐心していた清朝は、地方官主導のインフラ整備などを積極的に行い、指導力の発揮と地域生産流通の安定化につとめた。結果、浙江地域の経済は急速な復興を遂げ、乾隆期に最盛を迎えることになる。杭州の都市文化も、その下で繁栄を迎え、先に述べた「観光都市」として、また江南地域でも有数の消費文化の拠点としての名声をほしいままにすることになった⁶。なお、これらの象徴ともいえるのが、清朝の初期の皇帝たちによる浙江地域の巡幸であった。巡幸は反抗的な地域の威圧、経済的重要地帯の取り込み、文化的正当性の主張、都市文化の魅力を味わうことなどを目的としていたからである。

以上が杭州の概観であるが、地方志の「風俗」項目の記載においても、時代の変化が現れた。残存する明代地方志の中で最も古い『成化杭州府志』では次のように述べている。

仕えた者はみな清慎を互いに励行し、多くは田園宅第を持たなかつた。

士は詩禮を志し、住む者は孝悌に厚く名譽を重んじ、仕える者は清慎を尊んで矯激を卑しんだ。細民は業にはげみ、実を重んじて淳雅に帰る。もはや旧俗ではない。⁷

一方、『萬曆杭州府志』では次のように述べている。

…世宗の御世から今まで、科第合格者は日々増え、人文はますます盛んである。里巷の詩書戸からは常に書を読む声が聞こえる。惜しむらくは文が勝るも士風民俗は衰え、成化弘治の状態には及ばなくなつたことである。

道觀・祠廟といった宗教施設を抱え、巡礼と密接な関係を持ってきた宗教都市としての側面も、この「観光都市化」に寄与していると思われる。

⁴ 岸本美緒は「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」（『岩波講座世界歴史』13、1998）にて、17世紀を「危機の時代」と仮定している。その時代において、杭州とその地域がどのように変化したのか、という問い合わせをすることも、今回の論旨とテーマに結びつくよう思う。

⁵ 井上進『書林の眺望』（平凡社、2006）では、チェックにより一時預けた本を返してほしいとする蔵書家の嘆願とそれに関わる報告を引きながら、禁書を官僚がそれほどまじめにはやっていなかった側面を述べる。

⁶ フィリップ A. キューン（谷井俊仁ほか訳）『中国近世の靈魂泥棒』（平凡社、1996）は、繁栄のもとで危うさをはらむ杭州を含んだ江南社会と、その統治に躍起になる乾隆帝ら清朝政権を活写している。

⁷ 上記2条は、『成化杭州府志』卷一七「風土 風俗」の注より。「仕者咸以清慎相飭勵、多無田園宅第。」「士志詩禮、居者敦孝悌而恥名、仕者貴清慎而賤矯激。細民服勤所業、而事居積就實還淳雅。非舊俗矣。」

五十年前の杭人は巨万の富があろうと数棟の小さな家に終身質素な服で過ごしていた。今は服も家も王公にまがうような奢侈ぶりだ。…

成化弘治の盛時には杭の民は老いて死ぬまで県官を知らず、淳朴の風は推して図るべきであった。今は、訴訟を学ぶ者は訴訟の教唆に巧みで、人を騙す者は賭博に走り、人から奪うのが好きな者は当て擦りを習う。この三種の人は、着るものはきらびやかで立派であり、多くは美丈夫である。だが陰険で狡猾な賊であり、虎狼蛇蝎と雖もその悪には及ばない。憲臣が嚴法で治めようとしても、思いあがって死を恐れない。⁸

以上に挙げたのはそれぞれ『成化杭州府志』『萬曆杭州府志』だが、興味深いのは、『成化杭州府志』が「淳雅」というプラスの評価をする半面、『萬曆杭州府志』はその状態が崩壊したとしていることである。ここに挙げたもの以外でも、知識人の性質の悪化、僧侶尼僧のモラル崩壊、不正なやりかたによる蓄財などといったものが挙げられており、萬曆年間は杭州の地方官にとって不満な状態であったようだ。「五十年前」という単語を手がかりに考えると、書き手にとって、これらの問題の発生は嘉靖年間ごろというように考えられていたと思われる。概略で述べたように、嘉靖年間は同時に杭州の経済活況時期でもある。地方官にとって、経済活況を迎えた杭州は、モラルが崩れ支配しきれない存在として考えられていたことがうかがえる。

このような社会の変化を経る中で、地方官はどのように地方志を編み、どのように治績を描いていたのか。

(1) 明代 一二つの杭州府志に見る変化

宋代杭州（臨安）の地方志は、首都としての地位を表すことを目的に作り上げられた。その後、元代を経て、明代に入ると、洪武帝の文化政策の下で、全国に地方志編纂の命令が下され、江南の地方志の形式が全国化することになった⁹。当時、『洪武杭州府志』と『永樂杭州府志』が編纂されたとされるが、ともに佚して内容をうかがうことができない。現存する明の地方志で最も早いのは、『成化杭州府志』である。

『成化杭州府志』は、成化十年（1474）に知府の陳謙が主催監修し、仁和縣出身の当時南京大理寺卿であった夏時正が編纂し、翌年に公刊された。現在、全六三巻がそろった版本が存在する。参照した版本には夏時正と協力者である浙江布政使・甯良の序がある。夏

⁸ 『萬曆杭州府志』卷一九「風土 風俗」。「…故自世宗御宇以迄於今、科第日增、人文益盛。里巷詩書戸不絶聲。惜文勝實衰士風民俗、去成化弘治似稍不及耳。」「五十年前杭人有積貲鉅萬而矮屋數椽終身布素者。今服舍僭侈擬於王公。…」「成化弘治盛時杭民有老死不識縣官者、淳朴之風猶可想。見今、學刀筆者工教唆、開驅局者趨賭博、好攘奪者習穿窬。是三人也、被服綺紈翛然、多美丈夫。而陰険猾賊、雖虎狼蛇蝎不足以逾其惡。憲臣嚴法治之、閔不畏死。」

⁹ 井上進「方志の位置」（前掲『書林の眺望』に所収）を参照。

時正の序によると、最初の発案者である浙江巡撫の劉敷をはじめ多くの関連部署の官僚ならびに地域出身者の協力を得ている様子がうかがえる。この地方志を編んだ目的は、甯良の序に端的に表れている。甯良はまず、歴代の総志類をあげ、その中でも『大明一統志』の挙げた成果を、禹そして周代以来の天子の歴代の統治とその範囲を明らかにするものとして強調する。その後、それを補完するものとして「郡邑之志」を挙げ、今回の編纂に際し、準備作業として『咸淳臨安志』の内容を採録したことを述べ、主編の夏時正の仕事の良さをほめたたえる。そして、次のように述べている。

…（潜）説友が咸淳の間に担当した地方志は、宋室が中原を追わされて多く行在の事に言及しており、條目が整っていない。（徐）一夔が洪武の初めに担当した地方志は、天下が始めて定まり、また以前の元が修志をしていなかったので、脱略が多くなってしまった。永楽・景泰の間の地方志はまた雑な整理をしており、一人の手になるものではない。ああ、杭の地方志は、必ず今後大いに備えることを考えるべきである。¹⁰既にあるいくつかの先行する地方志の問題を列挙し、それぞれに問題があることを整理した上で、新たな杭州の地方志を制作することが今後の統治に大きな助けとなるだろうと述べている。この事については、夏時正も序で触れているほか、「凡例」の説明にも表れている。

凡そ永楽十五年以前は、もとの杭州府旧志・続志と宋の咸淳志があった。その旧志・続志は僅かしか残存せずしかも脱落誤謬がひどく、加えて永楽十六年以後から今まで五十余年の間、事態は変わり時は隔たり、文書の類は検討されず、古老は衰え亡くなり、伝承はより少なくなってしまった。十の話を聞こうとしても、僅かにその一二を得られるに過ぎない。間違いなどあれば、後の知識ある人の補正を待ちたい¹¹。ここには、明代に編まれた先行する地方志が、完全な状態では見られない上に誤りが多いことが述べられており、『永楽杭州府志』以降に至っては、公文書などの整理が及ばず、資料不足に陥っていることが述べられている。最後の「所異、後來博雅補其缺略（間違いなどあれば、後の知識ある人の補正を待ちたい）」は、読者に対する謝罪といえる¹²。以上をまとめると、『成化杭州府志』は、『大明一統志』などの明朝の地方志事業に触発される形で行われたものであり、その背景には既に先行する地方志が参照しづらい状況にあることが言える。材料が足りない状況でもなお関連する官僚層など多くの人間を動員し制作したのは、直近50年間すらよくわからないという現状に対する危機感であったと言えるだろう

¹⁰ 『成化杭州府志』卷首「甯良序」より。「…蓋説友當咸淳之間、宋室偏安多言行在之事、而條目不倫。一夔當洪武初、天下始定又以前元闕於修志致多脱略。永樂景泰間復雜采於人、不出一手。噫杭之地志、必於今而後可謂大備矣。」

¹¹ 『成化杭州府志』卷首「凡例」より。「凡自永楽十五年以前、本之杭州府舊志續志宋咸淳志。其舊志續志僅存而脫謬殊甚、并自永楽十六年以後至今五十餘年間、事更時遠、簡牘無稽、故老凋殘傳彌鮮。雖薦聞十、僅得其一二耳。所異、後來博雅補其缺略。」

¹² このような状況で編まれたためか、後世の『成化杭州府志』に対する評価は低い。『四庫全書総目提要』では、「所収頗冗濫（収録した内容が極めて無駄が多い）」とされ、簡略なことを目的とするためか、「皆不著所出（出典を記さない）」という。

「官績」項目については、これまでの「牧守」という項目から、新たに「名宦」という項目をつくり、歴代地方官の姓名の一覧とは基本的に区別する形をとっている。「名宦」項目にまとめられた地方官たちは基本的に治績が記載される者でもあり、彼らの行った善政を称揚する意味合いも持っている。特徴的なのは、「名宦」の下のカテゴリが「牧守」、「総治官」、「寄治官」、「縣令」となり、「総治官」「寄治官」では宋代地方志にはなかった知州以上の官職で杭州地域に関与した官僚が記載されること、及び「縣令」では、附属する各県の知縣たちがそれぞれの県ごとに列挙されるようになっていることである。なお、宋代の知州以上の官職で記載されたのは陳堯佐ただ一人であり、彼の記載内容が「牧守」に記載された戚綸のものと重なっていることを考えると、この「総治官」「寄治官」カテゴリは主に元明期の該当者を記載するためのものであったと考えられる。

『成化杭州府志』の「官績」項目である卷三六から卷三八の「名宦」には、合計 69 件の宋代の治績が掲載されている。宋代地方志とは違い、人物ごとに項目をまとめてあるので、同一人物の重複はない。記載内容は、既に述べたように『咸淳臨安志』を重点的に参照したと見られ、ほぼ『咸淳臨安志』と一致する。字や出身地を書き足していること以外は、字句もほぼ同じである。また、人物の出入りなどを見てみると、「牧守」では、宋の初代が范晏ではなく翟守素となっている。これは『宋史』を参照した結果と思われる。その他、『咸淳臨安志』と比較して『成化杭州府志』にのみ含まれているのが張去華・呂濤・陳軒・葉夢得・章誼・劉誨・薛良朋・胡與可・徐誼・袁韶・吳潛・潛說友の計 9 名、逆に含まれなくなっているのが、薛頤・張觀・沈起・楊繪・侍其傳・康允之・季陵・張叔獻・湯鵬舉・韓仲通・榮薿・周涼の計 12 名である。追加されているものは『宋史』などを参照した結果が多いと思われる。そのため、中には呂濤・陳軒のように、『乾道臨安志』にて記載のあったものが再び記載されているケースもみられる。また、南宋末の 4 名（徐誼・袁韶・吳潛・潛說友）は過去の失われた記録を保全しようとする『成化杭州府志』の目的通りに増補されたといえよう。『宋史』に伝が無く、また他の文献からの評価が悪い潜說友が『咸淳臨安志』の編纂で記載されていることは、参考元に対する尊重を示すものもあると思われる。一方、省かれた理由としては、北宋期の 4 名（薛頤・張觀・沈起・楊繪）について

¹³ なお、先に挙げた「凡例」には、引用した文献の書目のほか、そこに注する形で、資料集めや刊行の実態が描かれている。興味深い全文を載せる。「杭之佳麗富美、大江之南無加焉。秦以前未著、漢始聞、而盛於唐、錢氏偏擅、宋南渡行在極矣。歷元逮今、其猶在也。志其所當志、宜不勝其書、而今乃僅僅如此。以有所、不能也。始欲廣延儒生、長筵鉅席、侈其論列、繙經閱史、博其見聞。簡著于篇、不能也。欲散遺儒生、分按九縣、悉心咨訪。用備採錄、不能也。欲移書公府、檢核舊牘、求諸故實。以見一時、不能也。是以書成而僅僅如此也。凡寫字人日給之需、並於仁和錢塘二縣老人。一人掌之修書、士始頗食於公。尋以不便、竟已每旦來趨午則抱所業歸、從以卒事而候旦則復來、如是。凡八閱月而告成鮮局、既而以所書字小不便觀覽、越明年。咸淳志板字重寫入刻、其費則集之九縣也。因筆工書一二用著本末。」杭州は歴史が長く、簡単にまとめることもできないのに、限られた時間・人材・予算で地方志を制作することの難しさが描かれている。

は、概ね治績の記載が一行に満たない上、必ずしも杭州の事蹟とは限らないためと思われる。南宋期の8名（侍其傳・康允之・季陵・張叔獻・湯鵬舉・韓仲通・榮薿・周涼）については、その施策が上奏のみ記載され、必ずしも実施されたとは限らないこと、『宋史』では城を捨てて逃げたとされる康允之のように他の文献と対照すると評価が変わってしまう人物であること、などの理由が考えられる¹⁴。なお、潜説友が入っているにも関わらず周涼が入っていないことは、この時期に既に『咸淳臨安志』が佚して、世に知られなくなっていることを裏付けるものである。

さらに、新たに設けられた「縣令」においては、「仁和縣」で梅詢以下6名、「錢塘縣」で輩庭均以下3名の記載がある。これは『咸淳臨安志』の合計3名（仁和1名、錢塘2名）からの大幅増加であるが、その背景には「凡例」に見える、『成化杭州府志』に先立って作られた「九縣續志」の存在があると思われる¹⁵。

『成化杭州府志』は、当時の歴史的記録の散逸に対する危機感から、少ない材料を精いっぱいまとめて制作された地方志であったと言える。参照されたのが宋代の『咸淳臨安志』であり、「官績」項目の記載は比較的忠実に継承していた。だが、一方では項目自体の分類の変化など、より明確に治績を描こうとする新たな試みもなされていた。その後、『萬曆杭州府志』においては、『成化杭州府志』で完成しなかった部分が補充されるのである¹⁶。

『萬曆杭州府志』は、萬曆七年（1579）に、知府の劉伯縡が主催監修、錢塘縣出身の元雲南布政使である陳善が編纂して完成した。現在、全一〇〇巻が存在する。巻首にはその編纂に関わった人々の名簿があり、『成化杭州府志』では序で簡単に触れられているだけであった編纂者の全容がわかる。上級官職と同知・通判の監修のほか、各縣の知縣や府縣儒学の学生の動員についても示されている。これは名簿により、参加者の地位と貢献を明示するシステムが出来上がったことを示している¹⁷。序文もまた、徐栻（浙江巡撫、参加者の中で最高位）、喬因阜（浙江按察司僉事、監修責任者）、陳善（編集責任者）という三人により書かれている。興味深いのは、『成化杭州府志』が前志の不備の補正を主な理由にして編纂されたのに対し、これら三人の序では『成化杭州府志』の内容について比較的肯定的な評価をしながら、新たな編纂の理由を示していることである。例えば、喬因阜序におい

¹⁴ 康允之が逃げ出したとされる杭州城防衛戦で戦死したのが、新たに入ってきた劉誨である。その意味では、劉誨と康允之は評価が交換される存在であると言えよう。

¹⁵ 現在、錢塘仁和二縣に関する明前半期の地方志は目録上にも見えない。ただ、他の附属の縣のうち、海寧と新城には永樂期のもの（共に佚）が、富春には正統期のものがあるので、おそらく錢塘仁和二縣にも永樂～正統期の地方志があったと思われる。前掲洪煥椿書を参照。

¹⁶ 張英聘「試述萬曆杭州府志的編修特点」（『中国地方志』2008年7期）は、『萬曆杭州府志』の「修」となる人間の多さ、「善曰」の形式、人物記述の詳細さなど特徴を述べる。

¹⁷ 前掲黃葦ほか書によると、このような形式は、先行する地方志の序跋などをまとめて記載する「前志原委」の項目と同じく、萬曆ごろから始まった慣習とされる。参加者の名簿において同時期の貢献を、「前志原委」において、地方志の系譜自体を明らかにするという、時間的な関心の高まりによるものであろうか。

ては、『成化杭州府志』を「多簡察而要、歸於陶振風俗、宣植節義、董正偪賦、審政令利病、能行便宜之（多くは簡略で要点をつかんでおり、風俗や節義を振興し、税賦を正し政令の利害を明らかにすることに繋がる。実践に便利である）」と称赞する。それに対して現在は志を制作するのが難しいと述べ、難しい例として、現実にある税賦の問題を挙げる。加えて、根拠となる書物を提示できなければ裁判や混乱が止むことがないため、前志から百余年たった現在、改めて基準となる地方志を制作する必要があると述べている。これに対し、陳善序では、むしろ明朝の「名宦」を編纂する際にかかった苦労を強調している。これらから見ると、『萬曆杭州府志』では、かつての『成化杭州府志』における過去の記録保全を目的とした地方志編纂の必要性はうすれたものの、前提で述べたような、杭州地域の経済的繁栄に伴う社会変動、そして第一節で挙げた、井上進氏が述べた地方志に対する人々の関心が「人物」関連の項目へ向いた変化など、かつてとは異なった地方志の必要性が発生したように思われる。

「凡例」においても、「名宦」の項目に対する関心が高いことが見て取れる。全部で 22 条の但し書きのうち、10 条が「名宦」に関する内容である。比較的近い時期の「名宦」たちをどのように扱うのかに関する条文もあるが、今回の対象である宋代の「官績」に直接関わる条文もある。以下、その史料を見る。

杭州の治所は王藩と接して省を統べる中心であり、凡そ一切の統治に関わる上官は全て備書されるべきで、一統志の記載の形式はこれに従つたものである。旧志の「統治」「寄治」の項目立ては、巧みな区分に近づいたものであった。今その城内にあつまる統治部門については、「會治」と名付ける。都司の軍政を統べて地方を守るもの、運司の茶塩を管理して財用を豊かにするなどは、もともと「寄知」の名では納まらないものであった。

旧志の「名宦」は守令について、漢唐以来記録を行ってきた。その諸司については僅かに趙宋からだけである。そもそも列挙しないのであれば、宋はなぜ掲載されたのか。列挙するのであれば、漢唐はなぜ省かれたのか。また、宋の転運使など、ただ一統志に拠って、陳堯佐一人を収録したのに過ぎない。古えの名賢をこの上に加えようとしても、人々は尊敬する所を知らず、永く記憶し大切にするという目的ではないようである。今伝記を検討し、凡そ杭州の地で仕えていれば職守の異同は関係なく、ただ著しく功績のあった者は悉く記載を行った。さらに特に項目を立てず、その集まった地を以て名付け、城内に集まって仕えた者たちを対象とするのは、今古えに倣うべきとするだけである。¹⁸

¹⁸ 以上の二条は、『萬曆杭州府志』卷首「凡例」。「杭治繫藩省統會、凡一切臨涖上官、俱得備書、在一統志義例如此第。舊志有統治寄治之目、似巧為區別。今以其皆列署會城、故以會治名之。蓋如都司之統軍政以衛地方、運司之董鹽莧以裕財用、固不得以寄治名之也。」「舊志名宦於守令、則自漢唐以來備加紀錄。其諸司僅起自趙宋。夫以為不當列、則宋何載。以為當列、則漢唐何獨遺。又如宋之轉運、則祗據一統志、收陳堯佐一人。使古昔

この二条では、『成化杭州府志』の特徴であった「総治」「寄治」の区別を論じ、その名称がふさわしくないとして取りやめること、またそこで陳堯佐ひとりだけが挙げられていたことの是非を論じて、この地方志では同様の立場にいるもの全てを掲載することを宣言している。

「雜傳」の列挙するものには三種類がある。その一、行った事はこの地に関係するものの、国を体現し民を守るといったことが見られない者。この項目に書き留め、検討に備えるものである。殷通・朱買臣の類はこれである。その一、行政の内容が記録にないものの、地域の長として自ら有名である者。その良いところを取って収録するものである。宰鼈・朱治の類はこれである。その一、官として行政は卓越していたが、或いは害をなし、或いは臣節を腐敗させ、或いは士節を立てられなかつた者。降格してここに列挙するものである。王弘祖・王敬則・梁汝嘉の類はこれである。¹⁹

この条では、新たに増えたカテゴリの「雜傳」の基準について説明を行っている。この項目では、何らかの問題があり「名宦」に同時に並べられないとされる者達を収録したものとしており、南宋の梁汝嘉が例として挙げられている。

旧志の「名宦」「人物」は、ただ出身地・官名を記載するだけであったが、地方に貢献または業績のないもの、故郷に事績のないものは、今はともに収録しない。²⁰

この条では、『成化杭州府志』に出身地と官名だけで記載されていた人物を、今回は収録しないことを述べている。

以上をまとめると、『萬曆杭州府志』においては、「名宦」の項目に対しかなりの関心と注意がはらわれていることが明らかである。その背景には、当時明代の「名宦」の記載に対する人々の関心の増大があり、地方志編纂者が項目を立てる基準を議論し決定するなかで、前の時代である宋代の「名宦」の記載も影響を受けたと考えられる。

『萬曆杭州府志』における「官績」を記載した項目名は、既に述べたように「名宦」という項目名であり、『成化杭州府志』の流れを受け継いでいる。「凡例」で述べられていたように、杭州の上級地方官や下部の属官・縣令などの記載を拡充し、『成化杭州府志』で試みられていたことの完成を目指している²¹。「名宦」の宋代に関する項目は四巻に増大し、

名賢惠加斯上者、人莫知所仰止。似非永懷蔽芾之義。今稽覈傳記、凡有事杭土不論職守異同、但著有功德者悉加紀載。然不別立品目、亦以會地名之、以其皆有事會城、即今可以例古耳。」

¹⁹ 『萬曆杭州府志』卷首「凡例」。「雜傳所列有三。其一、行事雖有繫于茲土、而律以體國庇民之誼未協。姑錄之、以備稽覈。如殷通朱買臣之類是也。其一、行政大體未有可錄、而董董一長自著。在紀述、取善之博亦收之。如宰鼈朱治之類是也。其一、當官政本卓異、而或有為為害、或臣節靡終、或士節不立。則降而董列于此。如王弘祖王敬則梁汝嘉之類是也。」

²⁰ 『萬曆杭州府志』卷首「凡例」。「舊志名宦人物、止具地里官名。於地方無所建樹及行業、無聞于鄉里者、今俱不錄。」

²¹ さらに、『萬曆杭州府志』の興味深い特徴としては、編集者である陳善が、その治績内容あるいは治績を選択した理由について、比較的多くの項目にコメントをつけていること

卷六一「名宦一 累朝會治諸職」から始まり、卷六三「名宦三 累代国朝郡職学職」、卷六四「名宦四 累代国朝邑長吏附学職」、卷六五「名宦五 諸幕職邑佐武職附雜傳」となっている。全体では『成化杭州府志』の二倍半にあたる 161 件の治績記載が存在する。こちらも人物単位で記載がまとめられており重複はない。記載内容の特徴については、字と出身地を優先して書くことで一応の体裁を作っていることの他、『成化杭州府志』と重なる部分は概ね同一だが、比較的長い説明については、「具事紀中」という形で省略を行っていることが挙げられる。

卷六一「名宦一 累朝會治諸職」には、「凡例」で述べられていたように、関連する上級官職が網羅されており、江浙制置使から両浙兵馬副都監まで、16 種の役職ごとに、合計 66 件の治績記載がなされている。この部分の記載内容については、ほぼ先行する地方志には見られない内容であり、『宋史』あるいは『明一統志』そして『姑蘇志』などを引用する形で形成されている。

また、卷六三「名宦三 累代国朝郡職学職」は、これまでの「牧守」項目の記載に、漕判と儒学教授という新たなカテゴリを加えて分類したものである。こちらには合計 54 件の治績記載があるが、「牧守」項目に限定し『成化杭州府志』と比較して人物の出入りを見てみると、『萬曆杭州府志』にのみ存在するのは計 10 名、逆に存在しないのは計 16 名である。存在しない 16 名は大半が「雜傳」に鞍替えしたものであり、存在する 10 名は、『乾道臨安志』で存在していた者（鄭獬・沈起・楊繪）²²、南宋期に補充された者（吳芾・周淙・趙與懽・馬光祖・李芾）、不明（胡則²³・張若谷）というように分類できる。南宋初期の地方官が多く「雜傳」にまわり、後期に補充が為された状況は、『咸淳臨安志』の記載に対する整理と評価が行われたものと言える。また、漕判（4 名）、儒学教授（2 名）は、それぞれ 1 名ずつを除き、新たに記載された者たちである。

卷六四「名宦四 累代国朝邑長吏附学職」は、嘗ての「縣令」項目にあたるが、縣ごとの分類をせず、各王朝内の時間によって配列を行っている。錢塘・仁和の二縣の縣令に当たる者たちが合計 9 件あり、『成化杭州府志』と比較して新たに加えられたのは 5 名、存在しないのは 3 名である。このうち、新たに加えられた知錢塘縣の沈菊山は、姓名すら不明という状況ながら、朱熹が挽詩を書いたことが治績として記載されている。「凡例」に「朱子綱目」を体例にする旨の文章があること、あるいは知臨安府の李椿にも朱熹の文の引用が

が挙げられる。今回の議論では、治績記載の全体を扱うのが主軸のため分析を行わなかったが、今後『萬曆杭州府志』の治績の選択あるいはより詳細な文献分析を行う際には活用したいと考えている。

²² 『萬曆杭州府志』の中で、「『乾道臨安志』は既に佚して参照できない」と述べているため、彼らの治績の引用元は『宋史』などであると思われる。

²³ 胡則の記載内容は、『咸淳臨安志』の「官績」以外からの引用である。ここで胡則が記された背景には、民間信仰における胡則神の盛行が背景にあると思われる。その胡則と対立していた戚繪が「雜傳」に追いやられたのも、同じ背景によるものと思われる。本稿第二部 2 章「北宋初期の地方統治と治績記述の形成」及び朱海濱「近世浙江の胡則信仰」（『東洋学報』86 卷 2 号、2004）を参照。

あることを併せると、編者に朱熹を重視する方向性があったことがうかがえる²⁴。

卷六五「名宦五 諸幕職邑佐武職附雜傳」は、州縣以外の役所に仕えた「諸幕職」、縣の副官である「邑佐」そして「雜傳」を含んでいる。「諸幕職」（9名）は、既に述べた卷六一「名宦一 累朝會治諸職」同様に新たに書き加えられた人物たちである。「邑佐」（2名）は卷六四「名宦四 累代國朝邑長吏附學職」に近い記載過程が想像される。「雜傳」（19名）は、既に述べたように問題があつてこれまでの「名宦」に同時に記載できない者たちを収録しており、その理由も多くの者については説明している。大半の者が、『成化杭州府志』あるいは『咸淳臨安志』にて既に記載のある者であり、新たに加えられたのは3名（姚鉉・張俊・謝深甫）のみである。大半の理由は『宋史』の評価が悪い、または『宋史』に治績内容と矛盾する記載があるためであり、その意味では『宋史』の評価基準に従うことを示していると言える。

『萬曆杭州府志』における「官績」の項目は、『成化杭州府志』において不完全な状態で試された杭州に関わる官績の網羅を実現したものといえよう。その際、基準と枠組が検討され、主に『宋史』、『明一統志』などに従う形での収録と「雜傳」への取捨選択が行われた。この充実と基準設定の背景には、当時の「名宦」に対する要求の拡大があった。

（2）清代 一乾隆杭州府志にみる「完成」

『萬曆杭州府志』において最大に網羅された「官績」項目であったが、次の王朝である清朝の統治下では、どのように評価されたのか。『康熙杭州府志』、『乾隆杭州府志』のふたつの地方志から、現存する前近代最後の杭州地方志のありようを眺めてみる。

『康熙杭州府志』は、康熙二十五年（1686）に、知府である馬如龍が主催し自ら編集したものである。ただし、内容に問題があつたこと、刊行部数が少なかったことなどから、康熙三十三年（1694）に、同じく知府である李鐸が主催監修して増輯本を出版し、共に現存している。巻数は変わらず四〇巻である。知府自らが編集に携わるのは明代の地方志に見られなかつたことである。康熙二十二年（1683）に、朝廷から地方志編纂の詔が下されたため、それに従つて知府が率先して編集を行つたものと思われる。なお、巻首に付された名簿をみると、明代になかつた「同纂」という役割の者がおり、全て錢塘か仁和の人が担当しており、引退した大学者として知られた楊鼐の名前も見える。また、明代とは違い、上級官職の人々が監修に入つておらず、冒頭に書かれるのは主催の知府・馬如龍である。

序文は7名（増輯本の場合李鐸を加えて8名）という非常に多くの者が書いており、冒頭の3名は直接編纂に関わっていない上役のものである。その内、第一に序を書く金鉉（纂修通鑑内翰林秘書院編集翰林院庶吉士）、第二の王掞（翰林院檢討提督浙江等學政）らの肩書からは、概観で述べた「文字獄」同様の監視体制がうかがえるとともに、先ほどの名簿に書かれた者だけではなく、明代同様に上級官職者が地方志制作に関与していることをう

²⁴ 伊東貴之「「氣質変化」論から「礼教」へ」（『岩波講座世界歴史』13、1998）と対象すると、これも朱子学の回帰運動の一角と言えるだろうか。

かがわせる。その金鉉の序文には、「国家定鼎四十餘年、…天子命史臣纂修一統志、令天下郡邑按圖索籍（国家成立より四〇年あまり、…天子は史臣に一統志の編纂を、天下の郡県に地図と文書の整理を命じられた）」と、王朝が始まって間もないこと、一統志を制作する前提として地方志の編纂が命じられたことが述べられている。また、編集者のひとりである邵遠平の序には、「尤倦倦加意者各縣正供。凡存留徵解萬曆志皆闕而不載得。滋官吏侵那之弊（最も注意を払ったのは各県の基本税である。その徴収額について、萬曆志は記載を欠いておりそこからデータを得ることはできなかった。これは官吏が与えた弊害である）」とある。ここからは、各県の税収データが存在せず、それをまとめる上でも地方志を編む必要があったことがうかがえる。この時点の地方志編纂が切実な要求にささえられていたことが見て取れる。さらに、同じく編纂者のひとりである顧豹文の序には「咸淳之志則賈氏一門之書、徒飾其非以欺世耳。敬亭之于萬曆盡刪而棄之。不可謂非無識也。（咸淳志は賈似道の一門が製作した書であり、その悪いところを粉飾して人々を欺く目的のものであるとして、萬曆の敬亭（=陳善）はその記載を悉く削除して廃棄した。これは見識とはいえないだろうか）」という、既に述べた分析からは到底真実と思えない内容が書かれている。なお、この序では『咸淳臨安志』のみならず『成化杭州府志』も廃棄されたとしている。この文が作られた背景などは不明だが、当時の杭州府では『咸淳臨安志』、『成化杭州府志』ともに閲覧できない状態にあったことをうかがわせる。

前の『萬曆杭州府志』では、「名宦」に対する要求が表れていた「凡例」だが、『康熙杭州府志』では、「名宦」に対する条文はたった一条であり、それ以外は「叙記題詠の廢止」、「職官」、「戸口賦役」、「山川」、「軍政」、「学校」、「禮制」、「祠廟」、「墳墓」と方向性がばらばらである。その内容から見ても、「戸口賦役」あるいは「公署建革」、「古今規制」、「山川」に比較的注力し、『萬曆杭州府志』を改めたというアピールが読みとれる程度である。「名宦」の内容も、「(順序は) 舊例に従う」といった程度の内容である。この『康熙杭州府志』は実用的な記載に重点が置かれ、「名宦」は前の地方志（それもおそらく『萬曆杭州府志』しかない）の焼き直しをするという方針がうかがえるのである。

「官績」項目は、卷二六から卷二八の「名宦」という項目である。特徴としては、『萬曆杭州府志』では役職ごとに役職名による小さな節分けがなされていたのが、『康熙杭州府志』では「宋」という王朝名による分類だけであり、上級官職と牧守縣令の区別はあるものの、それを示す節分けはなされていない。また、『萬曆杭州府志』の「諸幕職」「雜傳」にあたる部分がなくなっている、件数は 133 件に減少している。そして、先ほどの「凡例」にあったとおり、縣毎に並べられている「縣令」をのぞき、『萬曆杭州府志』と全く同じ順序で並んでいるため、ほぼ完全な減数コピーであるといえる。

記載の内容については、ほぼ同文であり、変えてある場合、多くは末尾にある「次の官職への着任」、「全体的な評価」、「称賛」が削除されている程度である。ただ、陳遘や李芾の記載のように、金に対する抵抗の文言が削除されているケースがあるため、僅かながら検閲の結果と言う可能性もある。

以上をまとめると、『康熙杭州府志』は、王朝開始時に、一統志の編纂とデータの整理を兼ねて、非常に限定的な史料をもとに、清朝の監視のもとで制作されたといえる。「官績」項目は、かつての「名宦」に対する需要が減少した結果、『萬曆杭州府志』の減数コピーによってまとめられた程度であり、「戸口賦役」などに比べて重要視されていなかった。

王朝開始から間もない、いわば余裕のない時期に作られたのが『康熙杭州府志』であった。では、繁栄を迎えた乾隆期に作られた『乾隆杭州府志』では、どのような変化がみられるのであろうか。

『乾隆杭州府志』全一一〇巻は、乾隆四十三年（1778）に、知府の邵齊然が主催監修し、錢塘人の汪沆らが編纂したとされる。ただ、『民国杭州府志』²⁵の「前志原委」には、注して次のような内容が書いてある。

元々知府邵齊然と汪沆らにより編纂が行われ、稿本は既に完成していた。ところが、王燧は杭州知府の地位を狙って欲の深さで知られた浙江巡撫の王亶に賂を送り、その結果完成を前にして知府が王燧に交替した。王燧は改めて錢獻之を招いて校訂を行い、一旦刊行させた。その翌年には浙江巡撫の王亶が不正により革職、さらには処刑され、翌々年には杭嘉湖道台に昇進した王燧も不正で革職された。その後乾隆四十九年（1784）に知府の鄭灝が旧版を回収した上で、再度校訂増補を行い出版した、とのことである。

編纂開始から実に6年を要し、その間に3人の知府が制作に関わり、結果として二つの版があるという非常に混乱した状況にある地方志である。その過程を反映してか、序文が鄭灝のものひとつしかない。また、「凡例」によると、先ほどの『民国杭州府志』とは少し違う内容が記載されている。即ち、邵齊然の制作時点では、「稿本略具不及（原稿の記載が省略されていて不十分）」であり、その後の王燧と錢獻之の校訂でも「又不盡（また不十分）」であったとしたうえで、この鄭灝が編んだ際には王燧と錢獻之の「手稿今不存（原稿が存在しない）」であり、「惟以邵本為據、詳加考覈增其所未備（ただ邵の原稿を参考とし、それに考証を加え不足を補う）」としている。つまり、鄭灝による再編の際は、王燧・錢獻之の本は無かったものとして処理されているのである。編纂についての記載が混乱している状況であり、改めて成書の過程を検討する必要を示唆する。その一方で、名簿の部分をみると、邵齊然の時に總修3名、分修15名という『萬曆杭州府志』を上回る執筆人数が投入されており、また鄭灝の時には、總修に邵齊然のときの總修のひとりである邵晋涵を据え、總校4名、分校14名、さらに前に編まれた本を書きうつす「賛録」という係を10名置くなど、編纂及び校訂にかなりの注力がなされていることを示している²⁶。

この地方志の最大の特徴は、冒頭に「宸章」という巨大な独立部分を持っていることである。卷数こそ六巻だが、分量としては一般の六巻分の倍程度に相当するこの部分は、乾

²⁵ 李榕ほか編『民国杭州府志』卷一七八「前志原委」。

²⁶ 乾隆期の出版に対する注力と「権威性」については、谷井俊仁「清乾隆期にみる出版の権威性」（『三重大学人文学部文化学科研究紀要』22号、2005）、山本英史『清代中国の地域支配』（慶應義塾大学出版会、2007）を参照。

隆帝の南巡に際しての、御製の詩文、観光と交流の記録、行在所の構造、礼法などを記した部分である。ここから、この地方志自体が、乾隆帝の南巡を記念して制作された側面がうかがえるのである²⁷。

「官績」項目は、卷七四から七九の「名宦」にまとまっている。その点では、『康熙杭州府志』と同様であり、『萬曆杭州府志』の順序を基本的に採用して官職による節分けをせず、「諸幕臣」「雜傳」を省いている点でも共通している。全体では、計140件を数えることができる。この「名宦」については、「凡例」に次の条がある。

宋人の旧志には「宦績」があるが、収録の際はただその官にいた時の徳政のみを記載し、顛末を記さず、列伝の形式ではない。或いは「名宦」を「列傳」のはじめに置いたりしており、体例が矛盾している。今専門統轄の官を分類してまとめ、杭人がその恩澤を受けた者についても、なお記載した。…²⁸

この条からは、明確に前の地方志との違いを打ち出そうとする姿勢がうかがえる。実際に、この『乾隆杭州府志』では、これまでにない非常にユニークな点がいくつかある。まず、全ての治績記載の末尾にその来歴となる文献名が記されている。その中には、『舊志（『康熙杭州府志』）』、『浙江通志』のほか、『咸淳臨安志』など実に多彩な文献が見え、かけた労力の大きさを物語っている。第二に、その文献の多さに裏付けられて、記載内容の改変そして治績の採録・削除が多くなっている。記載内容については、任官内容を中心とした煩雑な説明を圧縮するほか、逆に『萬曆杭州府志』で「具事紀中」とされたようなものについて全文を掲載するなど、形式を整え、エピソード中心にした改変を行っている。また、金朝がらみの記載を『康熙杭州府志』よりも大胆に削っているところも多い。記載された人物については、含まれなくなつたのは謝泌・李迨・葉清臣・劉寧止・黃黼・鍾離瑾・曾幾・鄭興裔・朱倬・黃灝・曹豳・趙與擇・胡則・沈文通・戴表元の15名である。理由は（「元朝の人と言える」として外された戴表元以外）特に書かれていらないが、概ねエピソードが不足していたり、評価が分かれたりした人物を選んだものと思われる。また、新たに加えられた人物として、戚綸・蔣堂・蔡襄・徐鑄・鄭毅・劉誨・周必大・顏頤中・蔡戡・陳文龍・顏耆中・李陟・孫奕・胥致堯・張君房・韋庭均・周濤・李迎・梅詢・閔魯・孫錫・孫廷直の22名が挙げられる。これらのうち、戚綸・蔡襄は『咸淳臨安志』以来の復活であり、劉誨・張君房・韋庭均・梅詢・閔魯・孫錫・孫廷直は明代の地方志に名前見える者達だが、それ以外の13名はこの『乾隆杭州府志』が初出である。『宋史』のほか、『明浙江通志』、あるいは『福建通志』さらには墓表・神道碑などから彼らの事蹟を拾いだしている。文献調査の充実と、新たな基準による「官績」構築の意図が結びついた結果であると言える。

以上をまとめると、『乾隆杭州府志』は、もともと乾隆帝の南巡を慶賀する目的で作られ、

²⁷ 前述の鄭淥「序」でも、乾隆帝の巡幸に言及があるほか、「凡例」には最初の一条として、巡幸を寿ぐ文句が述べられている。

²⁸ 『乾隆杭州府志』卷首「凡例」。「宋人舊志有宦績、錄祇載其居官德政、不備顛末、非列傳體也。或以名宦為列傳之首、則體制乖矣。今分輯專門統轄之官、杭人親披其澤者、仍書。…」

その点では官の威信がかかっていた。さらに、編者をめぐるアクシデントもあり、結果として通常の地方志よりも時間をかけて制作された。その結果、「官績」項目においても、『萬曆杭州府志』の網羅性を踏まえながら、改めて新しい基準で内容を作りかえるという、極めてユニークかつ大胆な試みが行われていた。それは、文字と評価に極めて注意を払った清代の特徴に由来するものであるとともに、その過程で生まれた考証学の成果、そして文献をふんだんに使用できる条件がそろったことで生み出されたものであった。

清代における地方志編纂は、明代から受け継いだ資料の整理から始まった。そこには、地方統治に対する監視と、データの必要を優先させた内容があり、「官績」の必要性は一度低下した。しかし、時代が下り、皇帝の巡幸という機会も踏まえながら、地方志は再度その地域の統治を飾り立てる意味づけを持つようになった。かつての『咸淳臨安志』は首都としてそれを行ったが、清代の地方志は、なかなか文化的に治めるのが難しい地方都市としてのそれであった²⁹。王朝と地方官が文化を管理するという明確な意思をもって編纂を行うなかで、宋代の「官績」項目は、その時代にユニークな善政の系譜として、整備されて生み出されたのである。

おわりに

杭州の明代以降の地方志について、約400年を駆け足で縦断した。「官績」項目は元々地方統治者の系譜として時間的に編まれるものであり、先行する地方志の記載と常に強く結び付くものである。加えて、宋代という時代は、かつてその時期の首都でもあった杭州の地方志編纂において常に意識され、関心を寄せられ続けた。

改めて、分析結果を整理する。宋代の「官績」項目は、明朝ではその記載が風化していく危機があり、その下で宋朝を継承する形での編纂がなされた。その際、表として時間的な概観を作り出すより、「官績」が善政の記憶であるという側面を強調する目的で「名宦」という項目にまとめられた。さらに、幾度かの危機を越え、杭州が経済的な繁栄を迎えた萬曆年間には、それ以前に計画された「名宦」を網羅するという試みが、同時代の「名宦」に対する要求の高まりとも結びつき、実現することとなった。その背景には、杭州の「観光都市」化による、歴史的記憶の需要の増大という側面があった。そして、清代に入り、ふたたび歴史的記憶の危機が訪れ、保守的に記録を守り抜く措置が行われた後、その観光都市に魅せられた乾隆帝の南巡により、網羅された「官績」項目は整備され、ひとつの完成を迎えることとなる。それは、簡略化され体例を整えて、読みやすくされた。またそれは、乾隆帝の南巡を寿ぐ目的の地方志の中に配されることで、ふたたび王朝を飾り立てる意味（ただし、今度は地方都市として）を持ったのである。

この流れの中からは、地方志の制作者の意思、即ち宋朝の「官績」項目をどのように意義づけ、統治の系譜を形作るのかが見て取れる。それは単なる「前志の引き写し」ではなく

²⁹ なお、鄭澤の「序」に「分門列目、斟酌酌宜、則宋時臨安舊志例也。」というのが見えることなど、『乾隆杭州府志』は比較的『咸淳臨安志』を意識して制作されている。

く、その時代ごとに基準や形式、そこに配される人物や内容を変えるなどして、自分たちに至る権威を確保しようとするものである。それが宋朝以来、約 600 年に渡り継続されたことで、地域自体の枠組そして「地域性」が維持され、強化されてきたのではないだろうか。明代以降の地方志の制作者が、主催の地方官を除き、地元人が執筆者であることは、そのフィードバック的な関係を裏付けるものである。

歴代統治者によってなされる「統治の系譜」あるいは地方志の上に浮かび上がる「統治の景観」とは、人々に分有されるミクロの支配権力により作り上げられた歴史記憶の作用の見取り図でもある。中国の歴代王朝は、地方志という一見どのように役に立つかわからない中途半端な書物を通じて、その過去から一貫して重ねられていく統治という幻想を体現させたとも言えるだろう。宋代以降の王朝が基本的に地域区分を変えずに継続できたことの一端は、この地方志に示されている地域の「伝統」形成の作用によるものではないだろうか。既にみたように、「治績」は地域を越えて王朝とも結びついている。その結びつきの下に支配される世界という視座が、改めて浮かび上がることになるのではないか。

今回の分析は、あくまでも初探あるいは史料研究のレベルである。『萬曆杭州府志』のように、史料としてさらに分析の余地を多く残すものもあり、また個別の治績記載がどのような過程をへて記載されるにいたったのか、という問題もある³⁰。それらをより実証的に詳細に探究することで、史料そして宋・元・明・清代のそれぞれの時間における状況と課題を明らかにできるだろう。

³⁰ 本稿第二部の各章では、それぞれ違う側面から、「官績」の背景とその記載過程を分析している。

第三部小結

第三部では、南宋期の杭州にて制作された地方志が、どのような編纂の意図に基づき、いかなる過程で編纂されたかを、主に地方統治と地域意識の影響という観点から検討した。

まず、「第1章 南宋期地方志の概観と杭州地方志」では、議論のために必要な前提として、南宋期における地域概念、及び宋代に制作された地方志について概観を行った。次に、「第2章 乾道と淳祐のあいだ—南宋期地方志の変容とその背景」では、南宋期で編まれた杭州の地方志のうち、残卷として残る早い方の二つの地方志、『乾道臨安志』と『淳祐臨安志』について、その制作目的と、社会変動に伴う地方志の意義づけの変化を検討した。その結果、乾道と淳祐の臨安志の差とは、「行在の地方志」と「都城志」の差であったこと、淳祐の時点で、知府・趙與璫の業績を称賛する目的と併せ、十分な「首都」のための地方志=都城志を作る必要があったこと、淳祐と咸淳の臨安志の比較においては、それらが近い時期に編纂されたものの、似て非なる対抗的地方志であることを述べた。都城志としての描き方と地方志としての描き方、それらの検討と融合がこの時期になされており、その過程を経たことが、後代における定式化された地方志の描き方へとつながるのではないか。さらに、「第3章 『咸淳臨安志』の位置—南宋末期杭州の地方志編纂」では、南宋最末期に制作された最大の地方志『咸淳臨安志』が、どのような制作背景を持っていたのかについて、撰者の潜説友を主な視座として検討した。その結果、編者の潜説友は、宰相の賈似道と協力し、建造物や地方志を通して、杭州の総合的な繁栄を演出していたこと、『咸淳臨安志』は南宋期に各地で編まれた地方志のやり方に習い、地域と結びついた地方統治を描いていたこと、国家に繋がる地方志という形式と地方の地方志という二つの側面を持っていたことを述べた。その後の明州士人たちの史書編纂に影響を与えたこと、さらには王朝からも地域からも参照されやすい形式であったことが、後世の模範になる理由だったのではないか。そして、「第4章 補論 宋代以後の杭州地方志と治績」では、今後の展望を兼ねて、明代以降の杭州地方志について、その「官績」項目を中心とした形式検討を行った。その結果、宋代という時代は、かつて首都でもあった杭州にとって、地方志編纂において常に意識され、関心を寄せられ続けた時期であったこと、「官績」が善政の記憶であるという側面を強調する目的で、明代には記録の網羅が図られ、清代では網羅された「官績」項目が整備され、簡略化され体例を整えられることで、ある種の完成を迎えていたことを述べた。

以上が本部で述べたことのまとめだが、地方志が基本的に地方官（撰者になることが多い、地方志編纂の主催者）と、地域の士人（地方志の実質編纂・情報提供を担う人々）の緊張関係のあいだで編纂されることを改めて提示しておきたい。「都城志」ではその緊張関係はゆるむが、治績を含む「地方志」ではそのまま存在する。南宋期において、臨安志が最終的に「都城志」と「地方志」の双方を受けた理由はなにか、さらに考える必要があるだろう。また、補論でその初探を行った、明末（経済的にも近世を迎える時期）の地

方志が、なぜ宋代の治績を網羅するようになったのか、当時の地方統治のありかたもふくめて検討する必要があると言えるだろう。地方志自体の問題は、(今回の論考では触れなかった、明朝初期の「地方志が散逸した時代」も含め) まだまだ多くの課題が山積している。それを時間的(宋→清、民国)にも空間的(中国→東アジア、世界史)にもつなげて考えられないか、そのための基礎を作る必要があるといえるだろう。

おわりに

本文では三つの部を通じ、それぞれ地域意識を視座としながら、宋代の地方統治と地域の接点で成立する「治績」「地方志」について検討を行った。結論の議論に入る前に、ここであらためてその内容を振り返っておきたい。

第一部「治績研究序説」では、全体の議論の前提となる地方統治に関する先行研究の整理および後期王朝時代を通して観た治績のモデルケースの分析を行い、治績あるいは名地方官というものを検討する意義、あるいはその社会に対する影響の現れ方を明らかにした。

「第1章 「近世」の拠つて来たる基—宋代の「地域」・「地方統治」研究から」では、「地域」「地方統治」に関するこれまでの研究史を整理し、近年のそれらに対する研究に求められる意義を明らかにした上で、治績を視座とした地方統治研究がどのような位置づけを持つのか、「近世」論との関連も含めて研究整理を行った。その結果、「地域」と地方統治の取り結ぶ関係の時代性の研究が現在必要であるということを示した。また、宋代の時代性がその後の時代においてどのような変化を示すのか、という問題は、治績とその形成を検討することで可能となり、現在の「地域」・「地方統治」研究に有用な成果をもたらすことが明らかになった。

次に、「第2章 治績と名地方官の「場」—研究史にみる地方統治」では、中国宋代の「地方統治と地域」に見られる要素が、世界史的にどのように意義づけられるかを課題とし、その「治績」「名地方官」という要素が他地域にも存在するのかを分析した。さらにその考察を踏まえ、世界史的にみた「近世」中国の「地方統治」の特殊性を検討した。その結果、地方統治のシステムに反映された統治者・被統治者の関係性が、「治績」の有無、そして「治績」の意味付けの地域差として表れていること、統治の「意識上の相互性」は「近世」または近代に入ってから発生する要素であることを、事例から示すことができた。そして、中国の特殊性とは、地方統治システムの統治者・被統治者の明確な区分に裏付けられた、地方官と「地域」の均衡の表れ方に示されているとした。その均衡状態のもとに作られる「治績」を検討することが、中国の「近世」を検討する手がかりのひとつとなるのである。もちろん、この比較はあくまで試みであり、より深く検討を行う必要があるが、「治績」の背景を日本史と比較する、あるいは中国の地方志と朝鮮の邑誌の編纂を比較するなど、今後の議論をひろげるきっかけとしたい。

そして、「第3章 治績の記載と地方統治—張詠「抜茶」事例をめぐって」では、宋代以降の治績の影響と変遷を分析できるモデルケースとして、北宋期の地方官、張詠による崇陽県（現・湖北省）の地方統治の例を検討した。まず張詠の「抜茶」治績が実際の地方統治より後にイメージを背景に形成されたことを述べ、それが南宋期においては崇陽県のシンボルとして張詠が位置づけられたことを明らかにした。さらに、明代には士大夫階層の常識として機能し、明末にはその意義づけの変化がみられたこと、清代には絹産業の盛行や歐米の影響など、需要に応じて読みかえられていたことを述べた。以上を通じ、治績は「行われた時点の文脈」が「書かれた時点の文脈」により読みかえられて記述されるもの

であったこと、宋代以降の地方統治は治績を繰り返し記載することで、自分達の地域の「統治の系譜」を作ってきたことを述べた。そして治績を分析することで、地域の「伝統」のありようを見据えながら、時期ごとの地域の姿を描きだす「治績にみる歴史」が伝統王朝期の人々を理解するために有用であることを述べた。

第二部「北宋期杭州における治績」においては、北宋期の治績がどのような重層的影響を与え、またどのような地方統治・地域社会の実態があったのかについて、杭州という場を例に検討を行い、北宋期に五代十国期の影響から始まった杭州という場の地域性が、歴代の「名地方官」との関わりを通じて次第に深められたこと、さらに「名地方官」という描き方自体が、北宋期の人々を南宋期に評価するという過程により成立したことを明らかにした。

まず、「第1章 北宋期杭州の治績概観」では、杭州という地域の概略を述べたうえで、北宋期に約100人の地方官が赴任し、そのうち約20人ほどに治績の記載があること、蘇軾を頂点に善政の系譜が形成されていること、などを述べた。

続いて、「第2章 北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に」では、北宋初期における地域と地方統治の関係を、表題に取り上げた二人の士大夫が関わった杭州の一治績を手がかりに分析した。「捍海塘」の築造をめぐり、「錢氏舊法」に対する態度の差が鍵となって、二人の後世における治績の評価が大きく離れたことを述べた。以上の結果から、北宋初期において、中央から派遣された知州ら地方官は地域に融和的な政策をとることが望ましいとされていたこと、その背景には五代期から築かれていた地域における権威や利害関係があったこと、彼らの治績は後世の士大夫階層から評価をうけ、統治の物語のなかに再配置されていたことを示した。

「第3章 范仲淹の知杭州治績にみる「名地方官像」の形成」では、北宋中期の人物で宋代の代表的な「名臣」とされる范仲淹が、その知杭州としての治績をどのように評価されたかについて分析を行った。北宋期の范仲淹評価はあくまで中央政府にて活躍した「名臣」であった。南宋に入り、影響力のある書物に治績が記載されたことなどから、「名地方官」のイメージが確立した。その背景には地方が有能な地方官を欲したことがあり、范仲淹の中央の「名臣」としての知名度が地方においても権威を持っていたことが挙げられる。そして、当時の士大夫階層に地方統治に対する認識が強化され、新たな模範としての「名地方官像」が出来上がったことを示すことであることを論じた。

「第4章 孫沔と杭州—失敗治績にみる北宋中期の地方統治」では、范仲淹とは対照的に、不法行為により弾劾され罷免された孫沔という北宋中期ごろの知杭州をとりあげ、その「失敗」の治績への反映され方や評価形成のされ方を検討した。彼を不法行為を行った地方官とする「公式見解」は揺るがず、一貫して杭州の悪い統治者として描かれ続けた。その一方で、彼の出身地であった明州において、北宋期の著名人として彼を評価する潮流が発生し地域の名士として扱うようになった。その二つの流れが杭州の地方志『咸淳臨安志』の記載に反映されていた。だが、元に入ると、史的評価を統一するという潮流が生ま

れたことで、明州の地方志『延祐四明志』においても、不法行為のみが記載されるようになった。以上の結果から、治績の描かれ方に地域の「需要」が大きく反映され、その中で地域の「先賢」として扱われることが大きく影響したこと、さらに南宋末と元代において治績や「名地方官」の記載態度が大きく変化したこと、などが明らかになった。

そして、「第5章 「知杭州」蘇軾 一地域の象徴となった名地方官とその条件」では、地方志にみられる「善政の系譜」のなかで中心的な地位を持ち、杭州に善政の系譜を根付かせた人物である北宋後期の知杭州・蘇軾について、その治績がどのように形成されたかを検討した。蘇軾の成果は、中央に戻った後政争の攻撃材料となったことが却って記載に残る結果を生み、人々の間に極めて早くから定着していた。その背景には、蘇軾自身が杭州に強く結びつき、蘇軾自身に「名地方官」になる必要が存在していたことなどが挙げられる。そして、南宋における首都臨安の建設においてその「名地方官」像が確立し、さらに南宋後期にいたって「名地方官」中の「名地方官」として広く認識され、後世の地方官や治績記載に大きな影響を与えた。

第三部「南宋期杭州における地方志制作」では、これまでの治績・地方統治を記載する主史料であった地方志を対象に、その書物・記載の成立過程を検討し、地方志は地方統治が地域意識との相互作用のもとで作りだした「権威」と「秩序」の表れとして見て取ることができる示し、新たな地方志研究の視座として位置付けた。

まず、「第1章 南宋期地方志の概観と杭州地方志」では、第三部の議論の前提として、南宋期の地域意識と当時制作された地方志を概観し、地域意識が人々の地域に関する言及の反復の中で形成されていった可能性を指摘し、また地方志の規模によって描き方の差があること、南宋期の地方志が「図經」「都城志」から「地方志」への移行期にあったことなど、その特徴や記載の傾向を述べた。

次に、「第2章 乾道と淳祐のあいだ—南宋期地方志の変容とその背景」について、南宋の前期・後期に作られた『乾道臨安志』『淳祐臨安志』の二つの臨安志について、その成立背景や制作意図について分析を行った。『乾道臨安志』は「行在」としての臨安に結び付けられた地方志であり、北宋以来の単なる地方志として作製されたものである可能性を指摘した。一方、『淳祐臨安志』は、明確に「都」を描く都城志として構想されたものであり、背景には当時地方では地方統治と地域との間の媒介物としての地位を得始めていた地方志に対するプレッシャー、及び公認された道学による影響があった。以上の結果から、南宋期における地方志の発展の背後にある都城志を描くことの要求、さらには他地域がつくり上げた地方志の形式をどのように臨安（杭州）志がダイジェストしていったのかの展望、などを示した。

さらに、「第3章 『咸淳臨安志』の位置 一南宋末期杭州の地方志編纂」では、南宋最末期に制作され、後世の地方志制作に大きく影響を与えた『咸淳臨安志』を対象に、その形成過程及びその記載を形成する諸要素を分析した。近い時期に編纂された『景定建康志』の記載と類似しており、首都の地方志である『咸淳臨安志』が陪都の地方志である『景定

建康志』を模倣した可能性を指摘した。また、『咸淳臨安志』は編者の潜説友と賈似道らによって実現された都の繁栄をアピールする場であった可能性を指摘した。他の同時代の都城の地方志と比較した場合、『咸淳臨安志』が地方統治の系譜を無視できない特殊な地方志であることを述べた。以上の結果から、『咸淳臨安志』のありかたが国家と地域の両方に繋がる地方志としてふさわしかったことなど、後世の模範として機能しうる要素を持っていたと言える。

そして、「第4章 補論 宋代以後の杭州地方志と治績」では、今後の地方志研究への展望として、宋代より後の杭州地方志の在り方を、「官績」項目を中心に分析した。まず、明代において、『成化杭州府志』『萬曆杭州府志』の二つをとりあげ、後者に至り、「名宦」項目に対しかなりの関心と注意がはらわれるようになったこと、その背景には、比較的近い時代の「名宦」記載に対する需要の増大があったことを述べた。次に、清代においては、『康熙杭州府志』『乾隆杭州府志』の二つをとりあげた。前者は非常に限定的な史料をもとに清朝の監視のもとで制作されたものであり、「官績」に対する関心も低めであった。一方、後者は、もともと乾隆帝の南巡を慶賀する目的で作られ、通常の地方志よりも時間をかけて制作された結果、「官績」項目においても網羅性を踏まえながら、改めて新しい基準で内容を作りかえるという、極めてユニークかつ大胆な試みが行われていた。以上の結果から、「官績」項目・統治の系譜は単なる「前志の引き写し」ではなく、その時代ごとに基準や形式、そこに配される人物や内容を変えるなどして、自分たちに至る権威を確保しようとするものであったことを指摘した。

以上、これまでの考察過程を要約したが、当初の問題意識に従って本稿の一定の結論を述べたい。

地域意識が宋代に形成されていく過程において、地方統治はその重要な要素として機能した。中央から派遣された地方官により統治される「地域」は、その地方官の歴代の統治を「地域」を象徴する要素として取り入れ、その地域意識を形成していた。地方官の記録である「治績」は、中央の統治／「地域」の統治に対する要求という二つの力の均衡のもとで生まれ、「近世」の地域意識を象徴する要素となった。「治績」そして地域意識の形成は主に南宋期に行われたが、それを代表する事象のひとつが、各地域での地方志の編纂と、以後の時代に繋がる地方志の形式確立であった。

研究の意義としては、いくつかの要素が挙げられる。第一に、従来の視点では中央または「地域」のどちらか一方に偏りがちであった地方統治研究を、その両者の接点という視座を提示したことである。この視座により、地方統治が「地域」に与える影響をより当時の人々の思考に沿って検討でき、また現在にまで影響を残す地域意識の形成をも検討できるようになる。第二に、「治績」という、これまで顧みられていないかった史料群を検討の俎上に載せることで、それが地方統治の中で果たした役割を明らかにし、今後の検討可能性を開いたことである。「治績」は地方統治と「地域」の接点に生まれるものであり、その検討は両者のありようと時代性とを共に明らかにしうるものである。第三に、宋代にその形

式が確立した「地方志」という史料をその編纂過程から再検討したこと、その歴史的意義づけに新たな視座を与えたことである。そして、これらの諸要素を通じて、「近世」という時代を地方統治という枠組から再検討し、比較・議論のための基礎を作ることを試みたことが、展望的な価値として挙げられるだろう。

最後に全体を通じた大きな課題についていくつか述べる。まず、宋代における地域意識という問題がある。これまでの地域意識に関する研究は、基本的に地域に生きる人々（士人階層、場合によっては庶の中から生まれたもの）によって自発的に生成されたものという見方に偏ってきた。今回の議論は、地方官という媒介によってもたらされる可能性、さらにいえば中央政府と地域の接点において、その相互作用と妥協の産物として生まれる可能性を提示し、検証したものである。王朝という基本の構造を同じくし、さらに統治領域が宋代以降あまり変わらなかった中国において、その影響が地域意識に与えるものは比較的大きいはずである。今回の事例でも、第一部の崇陽県のシンボルとして清末まで命脈を保った張詠、あるいは第二部の知杭州たち（と錢氏）がいまだに杭州のイメージの一端を担っていること、などを考えると、この仮説に一定の説得力があるだろう。そして、地方志が彼らのイメージを記載し、後世に繋げていく役目を、南宋の後半から（治績が記載されるようになる時から）担うようになるのは、その地方官の地域意識に果たす役割、または時代性が地方官に与えた役割を考える上で、非常に示唆的である。第一部の考察を併せると、確かに南宋は「近世」的な「地域」の始まり、地方官による地方統治の時代の始まりと言える。それが時代の変化で、さらにどのように変化していったのかは、今後の大きな課題である。

次に、杭州及び中国という「地域」をどう理解するかという問題がある。今回の研究対象が、杭州という場を中心据えたケーススタディであることは既に述べたとおりである。では、その杭州という場はどのような意味づけを持ちうるのか。今回の事例では、北宋期の杭州は、吳越錢氏の拠点都市に端を発し、北宋一代を通じて発展を続けた都市であり、比較的大官が派遣され、重要地でもある半面、あくまで「都」ではなく「地方」であった。それは南宋に入り、「行在」として行政の中心となってからも、『乾道臨安志』が編まれた時期までは変わらなかった。だが、「八、九十年の間」に、臨安は急速に「都」としてのアイデンティティを求めるようになる。それは『淳祐臨安志』で一定の解決をみることになるが、それを超えようとした『咸淳臨安志』では、北宋期に培った「地方」としての侧面をあわせて引き受ける必要が生じた。なぜ、その必要が生じたかについては、さらに今後検討を深めていかねばならない。一度「都」となった杭州は、元以降になっても、普通の「地域」に戻ることはかなわず、その歴史を受け、「観光都市」という都市としてはいわば老人としての姿で生きていくことになる。以上のように見ていくと、杭州という場は、宋代において極めて特殊なケースであり、そのまま全体化することは当然不可能である。だが、北宋期に「地方」であり、南宋期に「都城」と「地方」との間で葛藤したという過程で、そこに表れる「地域」の現象を検討するならば、非常に有効な場と言えるだろう。

さらに、第一部で述べた、華北地域研究者に対し、江南の一都市のケースとして提示し、相互議論できる材料となれば、その議論のなかで中国という全体に迫りうることは可能であるように思われる。比較しうる議論を作っていくことが、今後の課題である。

そして、治績という問題がある。人々はいつから地方官の「歴史」を書きとめようとしたのか。今回は地方官への注目が、南宋期において高まることで、それまで地方官としての業績を記録されていなかった、ないしはそう思われていなかった人物が、「名地方官」として扱われるようになるという現象を中心に描いた。この議論の前提には、宋代以降、地方官が科挙官僚として均質化し、そのもとで「名地方官」という評価枠組が出来上がるという視座が存在する。宋代には同時代人のみならず、四川における漢の文翁、あるいは杭州の白居易など、より昔の人物を挙げて「名地方官」として評価する傾向も存在した。だが、その人物たちが彼らの同時代から、今回の対象となった北宋期杭州の地方官たちと同じように記載され評価を受けたとは考えにくい。この「地方官を記録する」という行為がどのような時代性の背景を持ちうるのか、今回使った「治績」に類する言葉の来源も考えつつ、今後の検討課題としたい。

以上が今回の議論である。既に述べた部分もあるが、今回の議論はあくまで治績から宋代以降の中国を考える上でのスタート地点に立とうと試みるものに過ぎない。いくつか雑さをぬぐえない議論もあるが、今後の課題への懸け橋としてご海容いただければと思っている。筆者としては、次に北宋期知杭州と南宋期『咸淳臨安志』のさらなる検討、そして次の時代への一步として、『大元一統志』と『大明一統志』、そして補論にて触れた『萬曆杭州府志』についての研究を行いたい。願わくは、研究が進展してより大きな時代の構図を描きだせれば、またそれによってさまざまな議論のきっかけを作り出せればと考えている。

【参考文献リスト】

I : 史料編（編著者五十音順）

殷再生『崇陽冤獄始末記』

袁桷『延祐四明志』

『清容居士集』

袁燮『絜齋集』

袁甫『蒙齋集』

王安石『臨川文集』

王禹偁『小畜集』

王應麟『玉海』

汪珂玉『珊瑚網』

王珪『華陽集』

王銓『四六話』

王十朋『梅溪集』

（梅溪集重刊委員会編）『王十朋全集』（上海古籍出版社、1998）

王偁『東都事略』

王崇炳『金華徵獻錄』

王存輯『元豐九域志』

王得臣『塵史』

王明清『玉照新志』

歐陽脩『文忠集』

（李逸安点校）『歐陽修全集』（中華書局、2001）

夏時正『成化杭州府志』

賀長齡『皇朝經世文編』

顏瑞、徐瀚『張乖崖事文錄』

倪朴『倪石陵書』

阮元『四庫未收書目提要』

胡榘〔寶慶〕『四明志』

胡世寧『胡端敏奏議』

胡宗林『胡正憲公年譜』

吳泳『鶴林集』

吳仰賢『小匏庵詩存』

吳自牧『夢梁錄』

吳任臣『十國春秋』

吳曾『能改齋漫錄』

洪垣〔嘉靖〕『永康縣志』

黄震『古今紀要』
『黄氏日抄』
黄溍『文献集』
黄庭堅『山谷集』
高廷佐〔同治〕『崇陽県志』
谷應泰『明史紀事本末』
蔡襄『端明集』
謝逸『溪堂集』
积契嵩『鐸津集』
朱彧『萍州可談』
朱熹『伊洛淵源錄』
『晦庵集』
『五朝名臣言行錄』(『宋名臣言行錄』)
周起元『周忠愍奏疏』
周淙〔乾道〕『臨安志』
周必大『文忠集』
周密『癸辛雜識』
『武林舊事』
祝穆『方輿勝覽』
祝穆、富大用『古今事文類聚』
徐松『宋会要輯稿』
章定『名賢氏族言行類稿』
焦竑『國朝獻徵錄』
沈括『夢溪筆談』
(梅原郁訳注)『夢溪筆談』(平凡社、1979)
沈遘『西溪集』
沈作賓〔嘉泰〕『會稽志』
沈朝宣〔嘉靖〕『仁和県志』
潛說友〔咸淳〕『臨安志』
錢穀『吳都文粹統集』
錢岱『吳越備史』
錢文瀚『捍海塘志』
蘇頌『蘇魏公文集』

蘇軾『東坡詩集』
『東坡全集』
『東坡奏議』
(孔凡禮編)『蘇軾年譜』(北京:中華書局、1998)
(張士烈等編)『蘇軾全集校注』(石家莊:河北人民出版社、2010)

蘇轍『欒城集』
蘇伯衡『蘇平仲文集』
宋祁『景文集』
宋敏求『長安志』
宋濂『文憲集』
曾鞏『隆平集』
莊綽『鶴脅編』
孫光憲『北夢瑣言』
脫脫等『宋史』
單鍔『吳中水利書』
張詠『乖崖先生文集』
(張其凡整理)『張乖崖集』(中華書局、2000)

張國維『吳中水利全書』
晁公武『郡齋讀書志』
(孫猛校証)『郡齋讀書志校証』(上海古籍出版社、1990)
趙善括『應齋雜著』
趙善璫『自警編』
趙與篤〔淳祐〕『臨安志』
陳開沚『裨農最要』
陳均『九朝編年備要』
陳景沂『全芳備祖集』
陳師道『後山談叢』
陳仁玉『菌譜』

「『淳祐臨安志』序」(『永樂大典』卷七六〇三「杭 杭州府 考証」所收)
「趙公生祠記」(『吳都文粹續集』卷三「學校」所收)

陳振孫『直齋書錄解題』
陳善〔萬曆〕『杭州府志』
鄭漙〔乾隆〕『杭州府志』
鄭炎〔同治〕『通城縣志』
程鉅夫『雪樓集』
程嗣功〔萬曆〕『忼天府志』

- 程洵『尊德性齋小集』
- 翟均廉『海塘錄』
- 田汝成『西湖游覽志』
- 杜大珪『名臣碑傳琬琰之集』
- 董煟『救荒活民書』
- 鄧球『閑適劇談』
- 内藤吉之助『朝鮮民政資料 牧民編』(京城：同發行、1942)
- 馬光祖『景定建康志』
- 貝瓊『清江文集』
- 范仲淹『范文正集』
- (李勇先等校点)『范仲淹全集』(四川大学出版社、2002)
- 費袞『梁溪漫志』
- 畢仲游『西臺集』
- 馮桂芬『校邠廬抗議』
- 彭百川『太平治迹統類』
- 熊克『中興小紀』
- 熊夢孫『析津志』
- (北京図書館善本組輯)『析津志輯佚』(北京古籍出版社、1983)
- 楊簡『慈湖遺書』
- 葉適『習學記言』
- 葉夢得『避暑錄話』
- 羅大經『鶴林玉露』
- 李元度『天岳山館文鈔』
- 李綱『梁溪集』
- 李贄『藏書』
- 李心傳『建炎以來繁年要錄』
- 李泰鎮、李相泰『朝鮮時代私撰邑誌』(ソウル：韓国人文科学院、1990)
- 李鐸〔康熙〕『杭州府志』
- 李燾『統資治通鑑長編』
- 李榕〔民国〕『杭州府志』
- 陸佃『陶山集』
- 繆荃孫〔光緒〕『順天府志』
- 劉宰『漫塘集』
- 劉敞『公是集』
- 劉辰翁『須溪集』
- 呂祖謙『宋文鑑』

呂本中『童蒙訓』

令狐亦岱〔乾隆〕『縉雲縣志』

盧熊〔洪武〕『蘇州府志』

樓鑰『攻媿集』

佚名『河南志』

佚名『楓窓小牘』

『明太祖實錄』

Ⅱ：参考文献編（著書・論文順、言語別）

日文（編著者五十音順）

- 青谷秀紀『記憶の中のベルギー中世—歴史叙述にみる領邦アイデンティティの形成』
(京都大学学術出版会、2011)
- イアン ハッキング（出口康弘ほか訳）『知の歴史学』(岩波書店、2012)
- 飯山知保『金元時代の華北社会と科挙制度：もう一つの『士人層』』(早稲田大学出版部、2011)
- 井黒忍『分水と支配：金・モンゴル時代華北の水利と農業』(早稲田大学出版部、2013)
- 市来津由彦『朱熹門人集団形成の研究』(創文社、2002)
- 伊藤正彦『宋元郷村社会史論』(汲古書院、2010)
- 稻葉一郎『中国史学史の研究』(京都大学学術出版会、2006)
- ヴァルター ベンヤミン（三島憲一ほか訳）『パサージュ論』(岩波書店、1993)
- 上田信『シナ海域 厘氣樓王国の興亡』(講談社、2013)
- 上原兼善『「名君」の支配論理と藩社会—池田光政とその時代』(清文堂、2012)
- 遠藤隆俊ほか編『日本宋史研究の現状と課題』(汲古書院、2010)
- 大木康『明末江南の出版文化』(研文出版、2004)
- 大澤正昭『唐宋変革期農業社会史研究』(汲古書院、1996)
- 岡元司『宋代沿海地域社会史研究』(汲古書院、2012)
- 書評：小島毅（『史学雑誌』122編6号、2013）
小林義廣（『東洋史研究』72巻2号、2013）
- 小川和也『牧民の思想』(平凡社、2009)
- 神田信夫ほか編『中国史籍解題辞典』(燎原書店、1989)
- ギー ドゥボール（木下誠訳）『スペクタクルの社会』(筑摩書房、2003)
- 岸本美緒『東アジアの「近世」（世界史リブレット13）』(山川出版社、1998)
『明清交代と江南社会』(東京大学出版会、1999)
- 岸本美緒・宮嶋博史『世界の歴史12 明清と李朝の時代』(中央公論社、1998)
- 衣川強『宋代官僚社会史研究』(汲古書院、2006)
- 金文京『水戸黄門「漫遊」考』(講談社、2012)
- 小島毅『中国近世における礼の言説』(東京大学出版会、1996)
- 小関悠一郎『<明君>の近世—学問・知識と藩政改革』(吉川弘文館、2012)
- 近藤一成『宋代中国科挙社会の研究』(汲古書院、2009)
- 佐竹靖彦『唐宋変革の地域的研究』(同朋舎、1990)
- 斯波義信『宋代江南経済史の研究』(改訂版、汲古書院、2001)
『中国都市史』(東京大学出版会、2001)
- 須江隆編『碑と地方志のアーカイブズを探る』(汲古書院、2012)
- 周藤吉之『唐宋社会経済史研究』(東京大学出版会、1962)

- 宋代史研究会編『宋代の知識人—思想・制度・地域社会』(汲古書院、1993)
　　『宋代の規範と習俗』(汲古書院、1995)
　　『宋代社会のネットワーク』(汲古書院、1998)
　　『宋代人の認識：相互性と日常空間』(汲古書院、2001)
- 高橋順一『ヴァルター・ベンヤミン解説』(社会評論社、2010)
- 高橋芳郎『宋—清身分法の研究』(北海道大学出版会、2001)
- ダニエル V.ボツマン(小林朋則訳)『血塗られた慈悲、鞭打つ帝国』(インターフト、2009)
- 竺沙雅章『范仲淹』(白帝社、1995)
　　書評：小林義廣(『東海史学』31号、1996)
- 中砂明徳『江南』(講談社、2002)
- 永井敦子『十六世紀ルーランにおける祝祭と治安行政』(論創社、2011)
- 永田雄三『前近代トルコの地方名士—カラオスマノウル家の研究』(刀水書房、2009)
- 中野隆生・中嶋毅共編『文献解説 西洋近現代史1 近世ヨーロッパの拡大』(南窓社、2012)
- 中林広一『中国日常食史の研究』(汲古書院、2012)
- ピエール ノラ編(谷川稔監訳)『記憶の場』(岩波書店、2002)
- フィリップ A.キューン(谷井俊仁ほか訳)『中国近世の靈魂泥棒』(平凡社、1996)
- 深谷克巳『深谷克巳近世論集 第二巻 儂武の政治文化』(校倉書房、2009)
- F.K.リンガー(筒井清忠ほか訳)『知の歴史社会学』(名古屋大学出版会、1996)
- ポール A.コーベン(佐藤慎一訳)『知の帝国主義』(平凡社、1988)
- マリウス B.ジャンセン編(細谷千博訳)『日本における近代化の問題』(岩波書店、1968)
- M.フーコー(田村徹訳)『監獄の誕生—監視と処罰』(新潮社、1977)
- 宮紀子『モンゴル時代の出版文化』(名古屋大学出版会、2006)
- 森田憲司『元代知識人と地域社会』(汲古書院、2004)
- 安成英樹『フランス絶対王政とエリート官僚』(日本エディタースクール出版部、1998)
- 山崎覚士『中国五代国家論』(佛教大学、2011)
- 山本英史『清代中国の地域支配』(慶應義塾大学出版会、2007)
- 山本英史編『伝統中国の地域像』(慶應義塾大学出版会、2000)
- 吉尾寛編『海域世界の環境と文化』(汲古書院、2011)
- 吉岡義信『宋代黄河史研究』(御茶の水書房、1978)
- 與那覇潤『中国化する日本』(文芸春秋、2011)
- ロイ・ストロング(星和彦訳)『ルネサンスの祝祭』(平凡社、1987)
- 六反田豊『朝鮮王朝の国家と財政』(山川出版社、2013)
- 渡辺浩『東アジアの王権と思想』(東京大学出版会、1997)
　　『日本政治思想史—十七～十九世紀』(東京大学出版会、2010)

- 青山定雄「隋唐より宋代に至る総誌及び地方誌について」
(同『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』、吉川弘文館、1941)
- 赤城隆治「近世地方政治の諸相」(佐竹靖彦ほか編『宋元時代史の基本問題』汲古書院、1996)
- 秋葉淳「近代帝国としてのオスマン帝国—近年の研究動向から」(『歴史学研究』798、2005)
- 飯山知保「稷山段氏の金元時代」
(同『金元時代の華北社会と科挙制度』、早稲田大学出版部、2011)
- 石川重雄「宋代杭州上天竺寺に関する一考察」(『社会文化史学』21号、1985)
- 板橋真一「宋初の三説法に就きて」(『集刊東洋学』52号、1984)
- 伊東貴之「「氣質変化」論から「礼教」へ」(『岩波講座世界歴史』13、1998)
- 稻葉一郎「袁桷と『延祐四明志』」(『人文論究(関西学院大)』52巻2号、2002)
- 井上進「方志の位置」(同『書林の眺望』、平凡社、2006)
- 井上充幸「明末の文人李日華の趣味生活」(『東洋史研究』59巻1号、2000)
- 伊原弘「宋代の士大夫覚え書—あらたな問題の展開のために—」
(宋代史研究会『宋代の社会と宗教』、汲古書院、1985)
- 今泉牧子「宋代の県令の一侧面—南宋の判語を手がかりに」(『東洋学報』87巻1号、2005)
- 岩崎周一「<中央>の地域史—近世ハプスブルク君主国およびプロイセンにおける「中核」地域の特質」
(土肥恒之編『地域の比較社会史ヨーロッパとロシア』、日本エディタースクール出版部、2007)
- 上西泰之「北宋期荊湖路荊峴蛮地開拓について」(『東洋史研究』54巻4号、1996)
- 内山精也「蘇軾の杭州時代—騒客と太守」
(同『蘇軾詩研究—宋代士大夫詩人の構造』、研文出版、2010)
- 内山俊彦「葉適思想浅説」(『東洋史研究』49巻1号、1990)
- 梅原郁「宋代茶法の一考察」(『史林』55巻1号、1972)
「南宋の臨安」(同編『中国近世の都市と文化』、京都大学人文科学研究所、1984)
- 遠藤隆俊「宋代蘇州の范文正公祠について」
(『柳田節子先生古稀記念 中国の伝統社会と家族』、汲古書院、1993)
- 岡元司「南宋期温州の地方行政をめぐる人的結合」
(『史学研究(広島大学)』212号、1996)
- 小笠原弘幸「オスマン帝国における官僚制と修史」
(小名康之編『近世・近代における文書行政』、青山学院大学総合研究所、2012)
- 小川和也「近世日本における『牧民忠告』の受容と展開—朝鮮・密陽本の影響を探る」
(『日韓相互認識(一橋大学)』1号、2008)
- 奥美穂子「オスマン帝国における「王の祝祭」像の再構築に向けて」
(『明大アジア史論集』13号、2009)
- 奥野新太郎「劉辰翁の評点活動と元朝初期の文学」(『中国文学論集』37号、2008)

- 河上光一「宋初の茶業・茶法」(『東方学』6輯、1953)
- 菅野修一「李朝後期の郷所について—郡県制的国家支配と地方支配層」
(『朝鮮史研究会論文集』18集、朝鮮史研究会、1981)
- 岸本美緒「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」(『岩波講座世界歴史』13、1998)
「明清時代における『風俗』の観念」
(東京大学人文社会系研究科編『東洋的人文学を架橋する』、1999)
- 「東アジア史の「パラダイム転換」をめぐって」
(国立歴史民俗博物館編『「韓国併合」100年を問う 2010年国際シンポジウム』、
岩波書店、2011)
- 「時代区分論」(同『風俗と時代観 明清史論集 1』、研文書院、2012)
- 「十八世紀の中国と世界」(同『風俗と時代観 明清史論集 1』、研文書院、2012)
- 木田知生「北宋時代の洛陽と士人達—開封との対立のなかで」
(『東洋史研究』38巻1号、1979)
- 衣川強「宋代宰相考」(『東洋史研究』24巻4号、1965)
- 金鴻植「李朝における同族共同体の成立と郡県制」(『史林(京都大学)』58巻5号、1975)
- 草野靖「三説法—宋初の榷易法」(『熊本大学文学部論叢』史学編25号、1988)
- 国方久史「張詠とその時代(1)(2)(3)」
(『吉備国際大学研究紀要』2、3、4号、1992-1994)
- 久保田文次「清末川北蚕糸業の展開」(『歴史学研究』331号、1967)
- 熊本崇「薛向略伝—北宋財務官僚の軌跡」(『集刊東洋学』51号、1984)
- クリスチャン・デ・ペー「言葉による交通」
(高津孝編『中国史のパースペクティブ』、勉誠出版、2010)
- 小岩井弘光「宋代錢塘江流域の交通について」(『東洋史論集(東北大学)』1輯、1984)
- 黄寛重(見城光威訳)「両宋時代の政策と士風の変化」(『中国—社会と文化』24号、2009)
- 小二田章「「名臣」から「名地方官」へ—范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成」
(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』53輯第四分冊、2008)
- 「北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に」
(『史觀』第165冊、2011)
- 「方志と地域—杭州地域の歴代地方志「官績」項目を例に」
(『史滴』第33号、2011)
- 「『咸淳臨安志』の位置—南宋末期杭州の地方志編纂」
(『中国—社会と文化』28号、2013)
- 小林晃「南宋寧宗朝における史彌遠政権の成立とその意義」(『東洋学報』91巻1号、2009)
「南宋理宗朝前期における二つの政治闘争—『四明文献』から見た理宗親政の成立過程」
(『史学(三田史学会)』79巻4号、2010)

- 小林和夫「徐鉉逸話考」(『史観』134冊、1996)
- 小林義廣「宋代の論俗文」(宋代史研究会『宋代の政治と社会』、汲古書院、1988)
- 「蔡襄の論告文」(『名古屋大学東洋史研究報告』29号、2005)
- 近藤一成「宋代永嘉学派葉適の華夷觀」(『史学雑誌』88編6号、1978)
- 「南宋初期の王安石評価について」(『東洋史研究』38巻3号、1979)
- 「宋代士大夫と社会—黃榦における礼の世界と判語の世界」
- (佐竹靖彦ほか編『宋元時代史の基本問題』、汲古書院、1996)
- 「南宋—「侯臣」死して名著を残す」
- (『月刊しにか』2001年11月号、大修館書店)
- 「鄞県知事王安石と明州士人社会」
- 「知杭州蘇軾の治績—宋代文人官僚政策考」
- 「西園雅集考—宋代文人伝説の誕生」
- (同『宋代中国科挙社会の研究』、汲古書院、2009)
- 近藤和彦「総論 政治文化 何が問題か」
- (歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1980 - 2000年 II 国家像・社会像の変貌』、青木書店、2003)
- 斎藤久美子「オスマン朝のティマール政策」(『東洋史研究』71巻2号、2012)
- 「部族から県へ」(鈴木董編『オスマン帝国史の諸相』、山川出版社、2012)
- 佐伯富「宋代林特の茶法改革について」(『東方学』17輯、1958)
- 「宋代仁宗朝における茶法について」(『岡山史学』10号、1961)
- 「『宋元官箴総合索引』序文」(汲古書院、1987)
- 佐竹靖彦「『作邑自箴』の研究」(『人文学報(東京都立大学)』238号、1993)
- 佐藤武敏「唐宋時代都市における飲料水の問題—杭州を中心に」
- (『中国水利史研究(大阪市立大)』7号、1975)
- 佐藤鉢太郎「李贊の経世論—『藏書』の精神」(『日本中国会報』38集、1986)
- 「李卓吾研究の歴史(上)(下)」
- (『陽明学(二松学舎大学)』12、13、2000-2001)
- G.W.スキナー(中島楽章訳)「中国史の構造」
- (宋代史研究会『宋代の長江流域』、汲古書院、2006)
- 清水保尚「オスマン朝の財政機構」(鈴木董編『オスマン帝国史の諸相』、山川出版社、2012)
- 朱海濱「近世浙江の胡則信仰」(『東洋学報』86巻2号、2004)
- ジョセフ・デニス(吉田真弓訳)「宋元明代の地方志の編纂・出版およびその読者について」
- (須江隆編『碑と地方志のアーカイブズを探る』、汲古書院、2012)
- 白石義夫「范仲淹」(『中国の思想家 下巻』、勁草書房、1963)
- 須江隆「唐宋期における社会構造の変質過程—祠廟制の推移を中心として」
- (『東洋史論集(東北大学)』9号、2003)

- 「宋代地誌序跋文考（一）」（『人間科学研究（日本大学）』4号、2007）
「『吳郡圖經續記』の編纂と史料性—宋代の地方志に関する一考察」
(『東方学』116輯、2008)
「ある北宋知識人の日常と生涯—朱長文に関する伝記史料の解析を中心に」
(『史叢（日本大学）』78号、2008)
「宋代地誌序跋文考（二）—『乾道四明圖經』の史料性に関する二、三の考察」
(『人間科学研究（日本大学）』6号、2009)
「修復された碑文「唐縉雲県城隍廟記」—記録保存の社会文化史研究に向けて」
(『立命館文学』619号、2010)
「寧波方志所載言説攷—寧波の地域性と歴史性を探る」
(同編『碑と地方志のアーカイブズを探る』、汲古書院、2012)
鈴木陽一「浙東の神々と地域文化—伍子胥、防風、錢鏐を素材として」
(宋代史研究会編『宋代人の認識』、汲古書院、2001)
周藤吉之「南宋の李焘と『統資治通鑑長編』の成立」
(同『宋代史研究』、東洋文庫、1969)
副島一郎「宋初の古文と士風—張詠を中心として」(『橄榄（早稲田大学）』12号、2004)
高津秀之「近世都市ケルンにおける「学者が統治する共和政」の誕生」
(森原隆『ヨーロッパ・エリート支配と政治文化』、成文堂、2010)
高橋弘臣「南宋臨安の下層民と都市行政」(『愛媛大学法文学部論集』21号、2006)
「南宋臨安城外における人口の増大と都市領域の拡大」
(『愛媛大学法文学部論集』23号、2007)
「南宋臨安と東南会子」(『愛媛大学法文学部論集』31号、2011)
「南宋の皇帝祭祀と臨安」(『東洋史研究』69巻4号、2011)
「南宋後半期の臨安における都市政策—地方志の記述と記憶をめぐって」
(『平成二三年度愛媛大学法文学部人文系担当学部長裁量経費研究成果報告書』、2012)
高橋稔「岳楊樓記中の傳奇體について」(『東方学』112号、2006)
田尻利「太湖南岸地方における桑葉売買」(同『清代農業商業化の研究』、汲古書院、1999)
谷井俊仁「路程書の時代」
(小野和子編『明末清初の社会と文化』、京都大学人文科学研究所、1996)
「清朝原額主義財政の論理」
(岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』、京都大学人文科学研究所、2004)
「清乾隆期にみる出版の権威性」
(『三重大学人文学部文化学科研究紀要』22号、2005)
竺沙雅章「宋代官僚の寄居について」(『東洋史研究』41巻1号、1982)
趙景達「朝鮮の近代とその政治文化」
(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1980 - 2000年 II 国家像・社会像の変貌』、

青木書店、2003)

寺地遵「宋元時代の潮汐論とその社会的背景」(『広島大学文学部紀要』34巻、1975)

「史嵩之の起復問題—南宋政権解体過程研究箇記」(『史学研究』200号、1993)

「南宋末期、公田法の背景」(『史学研究』231号、2001)

「賈似道の対蒙防衛構想」(『広島東洋史学報』13号、2009)

富田孔明「北宋における士人の投貲・投書に関する一考察—奔競の風と党派形成を考える上で」

(『東洋史苑(龍谷大)』68号、2007)

直江真一「「君主の鏡」に見る王のイメージ」

(神寶秀夫編『西欧中・近世における国家の統治構造と機能』、

平成15~17年度科学研究費補助金研究成果報告書、2006)

永井和「東アジア史の「近世」問題」

(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』、京都大学学術出版会、2007)

中砂明徳「士大夫のノルムの形成—南宋時代」(『東洋史研究』第54巻3号、1995)

中平希「税関連上訴に見る16世紀ヴェネツィア共和国の中央政府・地方都市・農村地域」

(井内太郎編『歴史家のパレット』、渓水社、2005)

二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」(同『二宮宏之著作集』第三巻、岩波書店、2011)

「フランス絶対王政の社会」(同『二宮宏之著作集』第四巻、岩波書店、2011)

朴薰「幕末維新政治史と士大夫政治文化の挑戦—近世東アジア政治史の模索」

(シンポジウム「近世化」論と日本—『東アジア』の捉え方をめぐって」報告、

於東京大学駒場キャンパス、2013年1月)

コメント: 清水光明(『歴史学研究』906号、2013)

長谷川大和「魏晋南北朝における歴史の視座」

(2012年度早稲田大学大学院文学研究科修士学位論文)

林田伸一「フランス絶対王政期における地方長官補佐の権限と特任状」

(『ヨーロッパ文化研究(成城大学)』27集、2008)

「フランス絶対王政期における国務会議裁決と行政の技術」

(『成城文藝』214号、2011)

原瑞美「西湖開濬小史—南宋臨安研究によせて」(『アジア史研究(中央大学)』34号、2010)

ハリエット・ズンドファー(吉田真弓訳)「宋代地域社会の概観」

(伊原弘ほか編『中国宋代の地域像』、岩田書院、2013)

ピーター・ボル(鈴木弘一郎訳)「地域史と後期帝政国家について—金華の場合」

(『中国—社会と文化』20号、2005)

(高津孝訳)「地域史の勃興—南宋・元代の婺州における歴史地理学と文化」

(高津孝編『中国学のパースペクティヴ』、勉誠出版、2010)

- 平木實「高麗末・朝鮮初期の私兵と文・武官制成立の史的意義」
(同『韓国・朝鮮社会文化史と東アジア』、学術出版会、2011)
- 平田茂樹「宋代の朋党形成の契機について」
(宋代史研究会編『宋代社会のネットワーク』、汲古書院、1998)
- 蛭田展充「宋初陝西の軍糧補給政策」(『史滴』19号、1997)
「沈括「三説法」条の再検討」
(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』48輯第四分冊、2003)
- 巫仁恕(鷺尾浩幸訳)「明清江南庭園の社会史的分析」(『史朋』41巻、2008)
- 藤島建樹「元朝治下江南の士大夫たち」(『大谷学報』61巻2号、1981)
- 古林森廣「南宋の官箴書『州縣提綱』について」
(『兵庫教育大学研究紀要』第二分冊10巻、1989)
「宋代の官箴書について」(『吉備国際大学開学記念論文集』、1990)
「元代の官箴書『牧民忠告』について」
(東洋經濟史学会編『中国の歴史と経済』、中国書店、2000)
- 本田治「宋・元時代浙東の海塘について」(『中国水利史研究(大阪市立大)』9号、1979)
「宋代杭州及び後背地の水利と水利組織」
(梅原郁編『中国近世の都市と文化』、京都大学人文科学研究所、1984)
- 前村佳幸「宋代地方志における<テクスト>性」(『SITES(名古屋大学)』1巻2号、2003)
「宋代士大夫の著作とテクストの流傳」(『SITES(名古屋大学)』2巻2号、2004)
「南宋地方志、淳熙『新安志』におけるテクスト操作と歴史叙述」
(『SITES(名古屋大学)』3巻2号、2005)
- 松井秀一「宋代の蚕桑及び絹帛生産研究序論(一)(二)(三) : 地域性の考察を中心に」
(『札幌大谷短期大学紀要』22、23、25号、1990 - 1992)
- 松尾幸忠「南宋の地方志に見られる詩跡的観点について」(『中国文学研究』32期、2006)
- 水野正明「宋代における茶の生産について」(『待兼山論叢』17号、1983)
- 三成賢次「自治と官僚的支配—近代プロイセン地方自治における国家監督」
(『阪大法学』49巻3・4号、1999)
- 宮崎市定「南宋末の宰相賈似道」(『東洋史研究』6巻3号、1941)
「胥吏の陪備を中心として」(『史林』30巻1号、1945)
「宋代州県制度の由来とその特色」(『史林』36巻2号、1953)
「宋代の士風」(『史学雑誌』62編2号、1953)
- 宮嶋博史「日本史認識のパラダイム転換のために—「韓国併合」—〇〇年にあたって」
(『思想』2010年1月号、岩波書店)
- 森田明「清代湖広地方における定期市について」
(同『清代の水利と地域社会』、中国書店、2002)

- 森正夫「中国前近代史研究における地域社会の視点」
(『名古屋大学文学部研究論集』83号、1982)
- 山内民博「李朝後期邑誌編纂と孝子・烈女」(『史淵(九州大学)』132輯、1995)
- 山内正博「南宋政権の推移」(『岩波講座 世界歴史九』、岩波書店、1970)
- 山口智哉「宋代「同年小録」考—「書かれたもの」による共同意識の形成」
(『中国—社会と文化』17号、2002)
「宋代郷飲酒礼考—儀礼空間としてみた人的結合の〈場〉」
(『史学研究(広島大)』241号、2003)
- 山田正浩「朝鮮時代の邑城について」(『奈良大学紀要』41号、2013)
- 山根直生「唐宋間の徽州における同族結合の諸形態」(『歴史学研究』804号、2005)
- 楊国安(森田明訳)「塘堰と灌溉:明清時期湖北南部郷村の水利組織と民間秩序」
(『水利史研究』37号、2008)
- 吉岡義信「北宋初期における南人官僚の進出—特に王欽若・丁謂の場合」
(『鈴峰女子短期大学研究集報』2号、1955)
- 吉田光男「一五世紀朝鮮の土官制—李朝初期地方支配の一断面」
(『朝鮮史研究会論文集』18集、朝鮮史研究会、1981)
「朝鮮近世士族の族的結合と「邑」空閒—慶尚道丹城縣の安東權氏の場合」
(『東洋史研究』58卷4号、2000)
- 吉野正史「今昔の衙にある歴史学」(『史滴』33号、2011)
- 劉子健(梅原郁訳)「劉宰小論—南宋—郷紳の軌跡」(『東洋史研究』37卷1号、1978)
- 渡辺紘良「宋代福建社会的一面—陸棠伝訳注補」
(『獨協医科大学教養医学科紀要』5号、1982)

中文（編著者ピンイン順）

- 包偉民『宋代地方財政史研究』（上海：上海古籍出版社、2001）
包偉民・傅俊等編『浙江歷史文化研究論著目錄』（太原：山西古籍出版社、2005）
昌彼得等編『宋人伝記資料索引』（台北：鼎文書局、1979）
陳國灿『宋代江南城市研究』（北京：中華書局、2002）
程民生『宋代地域文化』（鄭州：河南大學出版社、1997）
池澤滋子『吳越錢氏文人群体研究』（上海：上海人民出版社、2006）
方建新『南宋臨安大事記』（北京：人民出版社、2008）
高柯立『官民之間：南宋地方官府与民衆的溝通』（北京大学博士学位論文、2006）
顧宏義『教育政策与宋代兩浙教育』（武漢：湖北教育出版社、2003）
『宋朝方志考』（上海：上海古籍出版社、2010）
韓桂華、王明蓀編著『戰後台灣的歴史学研究 第四冊 宋遼金元史』
（台北：國家科學委員會、2004）
何忠礼『南宋政治史』（北京：人民出版社、2008）
洪煥椿『浙江方志考』（杭州：浙江人民出版社、1984）
黃寬重『南宋地方武力—地方軍與民間自衛武力的探討』（台北：東大図書公司、2002）
『宋代的家族與社會』（台北：東大図書公司、2006）
黃葦等『方志学』（上海：復旦大学出版社、1993）
李之亮『宋兩江郡守易替通考』（成都：巴蜀書社、2001）
梁庚堯『南宋的農村經濟』（台北：聯經書局、1984）
林正秋『浙江歷史文化研究』（北京：中国文史出版社、2006）
劉馨珺『明鏡高懸—南宋縣衙的獄訟』（台北：五南図書出版、2005）
柳立言『宋代的家庭与法律』（上海：上海古籍出版社、2006）
龍登高『宋代東南市場研究』（昆明：雲南大学出版社、1994）
陸敏珍『唐宋時期明州区域社会經濟研究』（上海：上海古籍出版社、2007）
沈宗憲『宋代民間の幽冥世界観』（台北：商鼎出版社、1993）
陶晋生『北宋士族一家族・婚姻・生活』（台北：樂學書局、2001）
王善軍『宋代宗族和宗族制度研究』（石家庄：河北教育出版社、2000）
吳洪澤等編『宋人年譜叢刊』（成都：四川大学出版社、2003）
邢鉄『宋代家庭研究』（上海：上海人民出版社、2005）
張建庭主編『南宋御街』（杭州：浙江人民出版社、2006）
『杭州市地図集』（北京：中国地図出版社、2004）

- 包偉民「精英們“地方化”了嗎—試論韓明士『政治家與紳士』與“地方史”研究方法」
(《唐研究》11卷、北京:北京大学出版社、2005)
- 包偉民・魏峰「宋人籍貫觀念述論」(《浙江大學學報(人文社會科學版)》2007年1期)
- 陳曦「宋代地方水利秩序的構建與傳承—以崇陽縣白泉坡與乖崖祠為中心」
(《武漢大學學報》64卷1期、2011)
- 黃寬重「宋代四明士族人際網絡與社會文化活動」
(《中央研究院歷史語言研究所集刊》70本3分、1999年)
- 「宋代基層社會的權力結構與運作—以縣為主的考察」
(同編『中國史新論』基層社會分冊、台北:中央研究院、2009)
- 凌申「范公堤考略」(《鹽城師範學院學報》第21卷三期、2001)
- 林正秋「南宋臨安三志評述」(同『浙江歷史文化研究』、北京:中國文史出版社、2006)
「試探南宋杭州城市建設的成就與特點」(《杭州師範大學學報》2008年5期)
- 劉軍英「救災與發展:范仲淹、劉晏救災思想的現實意義」
(《河南財政稅務高等專科學校學報》第13卷1期、1999)
- 劉馨珺「從墓誌銘談宋代地方官的赴任」(《東吳歷史學報》12期、2004)
- 劉子健『范仲淹・梅堯臣與北宋政爭中的士風』(《東方學》14輯、1957)
- 柳立言「何謂“唐宋變革”」(《中華文史論叢》2006年第1輯)
- 宋慶・海娜「大興消費濟荒政 厚恤誘賈平糧恤」(《企業文化》12、2002)
- 蘆笛「南宋學者陳仁玉生平及著作考」(《古今農業》2010年2期)
- 陸敏珍「從宋人胡則的神化看民間地方神祇的確率」(《浙江社會科學》2003年6期)
「區域性神祇信仰的傳承及其對地方的影響—以浙江“胡公大帝”信仰為例」
(《北京理工大學學報(社會科學版)》7卷6期、2005)
- 「宋代地方志編纂中的“地方”書寫」(《史學理論研究》2012年2期)
- 牟振宇「南宋臨安城寺廟分布研究」(《杭州師範學院學報》2008年1期)
- 石川重雄「宋代的獄空政策」(《唐宋法律史論集》、上海:上海辭書出版社、2007)
- 湯文博「南宋方志學家周忼合考述」(《安徽師範大學學報》37卷5期、2009)
- 涂美雲「從元祐黨爭看蘇軾學禁及其發展」(《東吳中文學報》19期、2010)
- 王水照「「蘇門」的性質和特徵」(同『蘇軾論稿』、台北:萬卷樓、1994)
- 吳洪澤「宋代纂修杭州志考述」(《古典文獻研究》13輯、2010)
- 吳建偉「宋代浙江方志編纂特色述略」(《圖書館雜誌》2009年8期)
- 吳雅婷「回顧一九八〇年代以來宋代的基層社會研究—中文論著討論」
(《中國史學》12卷、2002)
- 小二田章(吳承翰訳)「「近世」由來之基:從宋代的「地域」、「地方統治」研究出發」
(《政大史粹》(台灣:國立政治大學)》25期、2014)
- 楊渭生「范仲淹與宋學之勃興」(《浙江大學學報》第29卷1期、1999)

張其昀「東坡先生在杭事迹」

(宋史座談會編『宋史研究集』第二輯、台北：國立編譯館中華叢書編審委員會、1964)

鄭丞良「謀國？憂國？試論真德秀在嘉定年間歲幣爭議的立場及其轉變」

(『成大歷史學報』43號、2012)

周佳「宋代知州知府與當地圖經、方志纂述」(『中國歷史地理論叢』24卷3輯、2009)

朱海濱「僧侶、士人與胡則信仰」(『復旦學報（社會科學版）』2007年6期)

「民間信仰的地域性—以浙江胡則神為例」(『社會科學研究』2009年4期)

「胡則信仰的地域性—兼談民間信仰與自然區域、行政區域的關係」

(『歷史地理研究（復旦大學）』3、2010)

英文（編著者アルファベット順）

- Anne Geritsen , *Ji'an Literati and the Local in Song-Yuan-Ming China*,
Leiden: Brill, 2007
書評：小林義廣（『名古屋大学東洋史研究報告』35号、2011）
- G.W.Skinnner ed., *The City in Late Imperial China* ,
Stanford:Stanford University Press , 1977
- Hilde de Weerdt , *Competition over Content: Negotiating Standards for the Civil Service Examinations in Imperial China (1127-1276)*,
Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2007
- Paul J. Smith ed., *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History*,
Cambridge,MA:Harvard University Asia Center,2003
- Peter K.Bol , "This Culture of Ours": *Intellectual Transitions in Tang and Sung China* ,
Stanford, Calif. : Stanford University Press, 1992
- Peter K.Bol, *Neo-Confucianism in History* ,
Cambridge,MA: Harvard University Asia Center,2008
- Robert P.Hymes , *Statesmen and Gentlemen: The Elite of Fu-chou, Chiang-hsi, in Northern and Southern Sung* ,
Cambridge : Cambridge University Press, 1986
- Robert M.Hartwell , *A Guide to Sources of Chinese Economic History , A.D 618-1268* ,
Chicago: University of Chicago Press , 1964
- Ruth Mostern , *Dividing the Realm in Order to Govern :the Spatial Organization of the Song State* ,
Cambridge, MA : Harvard University Asia Center ,2011
- James M.Hargett , "Song Dynasty Local Gazetteers and Their Place in History of Difangzhi Writing",
Harvard Journal of Asiatic Studies 56.2 , 1996
- Peter K.Bol , "Neo-Confucianism and Local Society , Twelfth to Sixteenth Century : A Case Study" ,
Paul J. Smith ed. *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History* ,
Cambridge,MA:Harvard University Asia Center,2003